

「学術総合センター 建物管理業務」
における民間競争入札実施要項
(案)

令和6年〇月

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立情報学研究所

< 目次 >

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
2. 実施期間に関する事項	8
3. 入札参加資格に関する事項	9
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	10
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	12
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	14
7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項	14
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項	14
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	18
10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項	19
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	19

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国立情報学研究所（以下「当研究所」という。）は、公共サービス改革基本方針（令和2年7月7日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された学術総合センターの管理業務（以下「本管理業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

なお、本調達は当研究所、国立大学法人一橋大学、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の3機関の共同調達である。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（第14条第2項第1号）

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要

対象施設となる学術総合センター（以下「本センター」という。）は、当研究所、国立大学法人一橋大学、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の3機関が所有し、各機関において利用している施設である。

当研究所においては、「情報学」を専門とする国内唯一の学術総合研究所として、長期的な視点に立つ基礎研究から社会課題の解決を目指した実践的な研究まで、総合的に研究を推進している。また、同時に、大学共同利用機関として、学術情報ネットワーク「SINET」の構築・運用、学術コンテンツやサービスプラットフォームの提供等の事業を展開し、研究から得られた知見と相互にフィードバックすることにより、事業をさらに発展させている。

- ・施設名称：学術総合センター
- ・所在地：東京都千代田区一ツ橋2-1-2
- ・土地面積：6,842㎡
- ・建物延床面積：42,482.02㎡
- ・建物：1棟 地上23階、地下2階

(2) 用語の定義

用語については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下「共通仕様書」という。）第1編一般共通事項、第1章一般事項、1.1.2 用語の定義による。）

(3) 業務の対象と業務内容

次の業務について、対象施設の各設備を常に良好な状態に保ち、また、対象施設の利用者及び教職員等の快適性、安全性、衛生等を確保するように維持管理業務を適切に実施すること。

① 統括管理業務

本業務は、発注者の窓口となり、発注者からの指示・通達等の伝達・調整、維持管理業務のとりまとめの他、運転監視業務計画の立案、業務記録の分析、官庁等の立ち入り検査等への立ち合い、非常時の対応、業務マニュアルの作成等を実施するものである。

② 設備管理業務

1) 運転監視業務（日常業務）

本業務は、別紙仕様書に定める管理基本方針に十分配慮して、「運転監視業務計画書」を作成し、各設備機器を適正に運転するものである。

- ・中央監視制御装置の仕様に基づく運転及び監視業務
- ・電気設備の運転及び監視業務
- ・空気調和設備の運転及び監視業務
- ・給排水衛生設備の運転及び監視業務
- ・防災設備の操作及び監視業務
- ・その他建物に付帯する設備（昇降機設備等）の操作及び監視業務
- ・運転監視業務実施状況の日誌へ記録

2) 定期点検／測定／整備業務（定期業務）

本業務は、法令等に基づいた定期点検、それ以外の点検等により、設備等の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とした業務である。

＜法令に基づくもの＞

- ・自家用電気工作物保安規程に基づく定期保守業務（非常用発電機を含む）
- ・建築物の衛生的環境の確保に関する法律等に基づく点検・測定業務
- ・昇降機設備の定期点検保守業務
- ・ゴンドラ設備の法律等に基づく定期点検業務
- ・消防法に基づく定期点検業務
- ・高圧ガス保安法に基づく冷凍機定期保守業務
- ・ボイラー・圧力容器安全規則に基づく第1種圧力容器定期保守業務

＜上記以外のもの＞

- ・中央監視制御装置等の定期点検保守業務
- ・自動制御装置等の定期点検保守業務
- ・空気調和機及びその付帯設備の定期点検・整備業務

③ 警備業務

本業務は、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資すること

を目的とした対象施設の警備に関する業務である。

1) 防災センター業務

- ・ 防災関連業務
- ・ 非常時のエレベーターの運転監視
- ・ 受付業務
- ・ 館内入退室管理業務
- ・ 駐車場警備支援業務
- ・ 報告業務
- ・ 抗議活動やデモ等への対応業務
- ・ イベント、催し物への対応
- ・ 他業者不在時の臨時対応

2) 立哨・巡回業務

3) 駐車場管理業務

- ・ 駐車場、1 階サービスヤード内での車両の誘導、整備及び駐車場所の指示

4) 防火管理補助業務

- ・ 防火安全確認業務
- ・ 避難安全確認業務
- ・ 火災及び震災対策業務
- ・ 自衛消防活動に関する業務

1.1.1 本管理業務全般に係る業務

業務の実施に当たっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。

（１）入札参加グループの管理について

本業務を実施するに当たり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と密に連携をとり、業務を包括的に管理すること。

（２）発注者との連携について

代表企業及びグループ企業は、定期的に当研究所と連携を図り、円滑な管理業務を実施すること。

（３）代表者の権限

代表企業は、管理・運營業務の履行に関し、入札参加グループを代表して当研究所と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金の請求、受領及び入札参加グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（４）統括管理責任者

受注者は、当研究所に対する報告及び調整、各業務従事者（入札参加グループで参加する場合は、各企業）への指示及び関係者との調整等の管理業務を円滑に実施するための業務（以下「統括管理業務」という。）を実施する。

- ①受注者は、統括管理業務を実施するに当たり、統括管理責任者を選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。
なお、統括管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。また、統括管理責任者が欠けた場合の代行者をあらかじめ定めておくこと。
- ②統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。
- ③施設管理担当者からの指示については、統括管理責任者から速やかに各業務責任者を通じて実行すること。
- ④各業務責任者は、統括管理責任者を通じて施設管理担当者に、報告書その他の関係書類を提出し、業務の重要事項に関することを報告すること。

(5) 副統括管理責任者

- ①統括管理責任者は、副統括管理責任者を置くことができる。
- ②副統括管理責任者は、統括管理責任者を選出した事業者から選出し、業務責任者を兼務することができる。
- ③副統括管理責任者は、統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の際は、これに代わる。

(6) 業務遂行における注意義務

業務に当たっては、事業者は善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行い、対象施設における当関職員等の業務に支障のないように注意すること。

(7) 業務従事者

業務に当たっては、各業務従事者は腕章等により業務従事者であることが一目でわかるようにしておくこと。また、事業者は、事前に全業務の従事者名簿・経歴を作成、提出することとし、業務従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うこと。

施設管理担当者は、上記の業務従事者が不適当と認められるときは、業務従事者の交替を求めることができるものとする。

1.1.2 統括管理業務

項目	内容
統括管理範囲	詳細は別紙5仕様書 13-1のとおり。
計画の立案	
報告・連絡・調整業務	
記録の分析業務	
立ち会い業務	
その他管理業務	

1.1.3 設備管理業務

(1) 運転監視業務 (日常業務)

項目	内容
運転監視業務の内容	詳細は別紙5仕様書 13-2-1のとおり。 機器の種類、数量については別添3機器表、運転監視項目、点検周期は別添4運転監視基準のとおり。
運転監視記録	

(2) 定期点検／測定／整備業務 (定期業務)

項目	内容
法律に基づく定期点検・測定・整備業務	詳細は別紙5仕様書 13-2-2のとおり。 作業項目及び周期は別添5の定期点検・測定・整備基準のとおり。
その他の定期点検・測定・整備業務	
応急処置及び小修理業務	
その他整備等	
業務実施時間帯	
運転監視及び日常巡視点検業務に必要な計測器・工具類・保護具類	

1.1.4 警備業務

項目	内容
防災センター業務	詳細は別紙5仕様書 13-3のとおり。 巡回ルートは別添2のとおり。
立哨・巡回業務	
駐車場管理業務	
防火管理補助業務	
その他	

1.1.5 業務の引継ぎ

(1) 現行の事業者からの引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び新たな受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

新たな受注者は、本管理業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、業務内容を明らかにした書類の作成等にかかるものや引継ぎ時点で現行の事業者が手配している人員の人件費等は現行の事業者、引継ぎにかかる交通費等の実費や新たな受注者が手配する人員の人件費等は新たな受

注者の負担となる。

(2) 本管理業務終了の際に事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者及び次回の受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本管理業務の終了に伴い受注者が変更となる場合には、受注者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の受注者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、業務内容を明らかにした書類の作成等にかかるものや引継ぎ時点で受注者が手配している人員の人件費等は受注者、引継ぎにかかる交通費等の実費や次回の受注者が手配する人員の人件費等は次回の受注者の負担となる。

1.2 サービスの質の設定

本業務の実施に当たり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

1.2.1 本管理業務の質

(1) 基本的な方針

本センターの職員及び関係者に対して良好な環境を提供するとともに業務や研修の円滑な実施を可能とすること。

① 快適性の確保

1) 当研究所が本センターの職員及び関係者に対して年1回実施する「施設・設備アンケート」(別紙3。目標回収率3割程度)において、「満足」「ほぼ満足」となる回答数が、全回答者の回答項目数(5つ)合計の80%以上にすること。

② 品質の維持

- 1) 本管理業務の不備に起因する当研究所の執務の中断【0回】
- 2) 本管理業務の不備に起因する来訪者からの苦情【0件】
- 3) 本管理・運營業務の不備に起因する停電、空調停止、断水、通信不通の発生【0回】
- 4) 障害発生時の施設管理担当者への連絡時間【概ね10分以内】

③ 安全性の確保

1) 本管理業務の不備に起因する当研究所内における怪我の発生【0回】

1.2.2 各業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。

なお、各業務における現行基準は、従来の実施方法として下記6. で開示する情報に定める内容とする。

ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

(1) 点検及び保守業務

①点検

指定された業務内容を実施し、建築物等の機能及び劣化の状態を調査し、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置を判断し実行すること。

②保守

建物等の点検を行い、点検等により発見された建築物等の不良箇所の修繕や部品交換等により建築物等の性能を常時適切な状態に保つこと。

(2) 運転・監視

環境条件から設備類の適切な運転を行い、快適な環境の維持と省エネルギーに配慮すること。

(3) 環境測定

①空気環境測定

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）を遵守し、各測定等を行い、測定の結果、管理基準に適合しない場合には、その原因を推定し、当研究所の施設管理担当者に報告を行うこと。

②給水・給湯水、飲料水検査

水質基準に関する省令（平成 4 年厚生省令第 69 号）に定めるところによる項目を同令表に掲げる基準に適合することを確認し、検査結果が不適合になった場合、原因を調査し速やかに適切な措置を講じること。

③雑用、水質検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の「雑用水に関する衛生上必要な措置等」に準じて行い、検査結果が不適合になった場合、原因を調査し速やかに適切な措置を講じること。

(4) 害虫駆除

ねずみやゴキブリ等昆虫の調査及び防除措置を行うこと。

(5) 施設警備

施設及び敷地内の秩序及び規則を維持し、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止することにより、施設利用者（職員、公共サービスの利用者等）の安全かつ円滑な執務環境の確保や保全を図るとともに、安全を守ることを目指し、誠意をもって行うこと。

1.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から法令に反しない限り受注者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(1) 本管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

受注者は、別途定める様式（別紙 4－5）に従い、本管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(2) 従来の実施方法に対する改善提案

受注者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む）がある場合は、別途定める様式（別紙 4－6、4－7）に従

い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

1.4 委託費の支払方法

当研究所は事業期間中の検査・監督を行い、確保すべき水準（企画書に改善提案があった事項を含む。）が満たされているか確認した上で、委託費を支払う。

確保すべき水準が満たされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、受注者は速やかに業務改善計画書を施設管理担当者に提出することとし、遂行後の確認ができない限り対価の支払は行わないものとする。

委託費の支払に当たっては、受注者は当研究所による当該月分の業務の検査完了後、業務完了の翌月の定められた日までに当研究所が指定する様式による書面または指定がない場合は受注者の様式により支払請求を行い、当研究所は、業務完了の翌月の定められた支払日に質の達成状況に応じた金額を受注者に支払うものとする。

委託費の支払いは、令和7年5月（令和7年4月業務分）より、契約金額を36か月の均等分割した金額についてひと月毎に支払うものとし、引継ぎや準備等による費用は別途支払わないものとする。

1.5 費用負担等に関するその他の留意事項

（1）消耗品等

本管理業務を実施するに当たり、施設利用者が使用する消耗品や業務を行う上で受注者が使用する消耗品や附属品については、全額当研究所の負担とし、受注者からの請求に応じ支給するものとする。

ただし、支給した消耗品等は受注者が適正に保管するものとする。

（2）光熱水費

本管理業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道に係る費用は当研究所の負担とし、受注者は無償で使用できるものとする。ただし、受注者は節電・節水に十分心がけるものとする。

（3）法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には当研究所が負担し、それ以外の法令変更については受注者が負担するものとする。

①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

②消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

③上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項（法第9条第2項第2号又は第14条第2項第2号）

本業務の実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項（法第 14 条第 2 項第 3 号及び第 3 項）

- （１）法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当するものでないこと。
- （２）情報・システム研究機構契約事務取扱規程第 4 条、5 条に該当しない者であること
- （３）令和 6 年度有効の国の競争参加資格（全省庁統一資格）において関東・甲信越地域の「役務の提供等」の A、B 等級に格付けされている者であること。
- （４）指名停止に関する排除事項
文部科学省から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- （５）法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- （６）雇用保険の加入関係（社会保険等を含む）に加入義務があるにも関わらず、加入していない者でないこと。
また、労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- （７）各業務の実施に当たり必要な入札参加資格
上記 1.1.2～1.1.4 に示す各業務の実施に当たり法令上必要な次の資格を有しているもの、又は、資格等を有しているものを業務の実施に当たらせることができる者であること。なお、①から⑨については再委託先であっても可とする。
 - ①警備業務を行う者が警備業法第 4 条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。
 - ②電気事業法第 43 条に基づき、電気工作物の保安業務を行うために、第 3 種電気主任技術者を常駐させること。
 - ③東京都下水道条例に基づき、除害施設の設置により、排水管理を行うために水質管理責任者を選任または常駐させること。
 - ④高圧ガス保安法に基づき、スクリュース式ヒートポンプチラーの保安業務を行うために第 3 種冷凍機械責任者を選任または常駐させること。
 - ⑤建築物衛生法に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任または常駐させること。
 - ⑥火災予防条例に基づき、警備業務を行うために、自衛消防技術認定を受けている者を常駐させること。
 - ⑦上級救命技能認定を受けている者を常駐させること。
 - ⑧防災センターにおいて業務を行うために、防災センター技術講習を受けて自衛消防技術認定証を有する者、または防災センター実務講習の修了証を有する者を常駐させること。
 - ⑨消防法第 8 条に基づき、防火管理技能者を選任すること。
 - ⑩本業務従事者のうち、英語対応をするために、英語による日常会話が可能な語学力を有する者を 1 名以上従事させることが望ましい。
 - ⑪業務管理能力を確認するために、法人として「ISO9001」「ISO27001（情報セキュリティ）」（または「プライバシーマーク」使用許諾証）に係る登録証を有していること。

(8) 以下の業務実績を有すること。

- ①過去 5 年間に於いて、常用発電機（使用発電機の能力が合算 1,000Kw 以上のもの）として運用させているコージェネレーション・システムを導入している施設の管理業務を 1 年以上継続した実績があること。
- ②過去 10 年間に於いて、建物延床面積 40,000 m²以上の建造物の建物管理業務を 1 年以上継続した実績があること。
- ③配置予定の統括管理責任者については、本調達と同等の業務経験を 3 年以上有するもの。

(9) 入札参加グループでの入札について

- ①単独で本実施要項に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。
その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。
なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。
また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し提出すること。
- ②中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合においては、その組合員が他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。
- ③上記（1）から（8）の全ての要件を満たすこと。
ただし、①又は②で入札する場合には、（7）については、当該業務を実施する者が満たすものとし、（8）については代表企業が満たすものとし、その他の要件については全ての入札グループが満たすものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（第 14 条第 2 項第 4 号）

(1) 入札の実施手続及びスケジュール

手続	スケジュール
入札公告	令和 6 年 1 1 月上旬頃
入札説明会	令和 6 年 1 1 月中旬頃、1 1 月下旬頃
現場説明会	令和 6 年 1 1 月下旬頃、1 2 月上旬頃
入札等に関する質疑応答	令和 6 年 1 1 月下旬から 1 2 月中旬頃
入札書類の受付期限	令和 6 年 1 2 月下旬頃
入札書類の審査	令和 7 年 1 月中旬頃
開札・落札者予定者等の決定	令和 7 年 1 月下旬頃
契約締結	令和 7 年 2 月上旬頃

(2) 入札実施手続

①入札説明後の質問受付

入札公告以降、当研究所において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会后に、当研究所に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び当研究所からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、受注者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

②提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本業務の実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、3. に示す入札参加資格の確認できる書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。

なお、上記の入札金額には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本業務に要する一切の諸経費の110分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を併せて提出すること。

③企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、5. で示す審査を受けるために、次の事項を記載する。

1) 企業の代表責任者及び本業務担当者【別紙4-1】

入札参加グループで参加する場合は、グループ構成企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。

2) 業務実績【別紙4-2】

1. で示す業務を含む過去5年間の管理・運営業務の実績。

3) 本業務実施の考え方【別紙4-3】

1. で示す業務の年次計画、本業務を確実に実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等。

4) 業務の実施体制及び業務全体の管理方法【別紙4-4】

1. で示す業務の実施体制及び業務全体の管理方法を示す。

（業務ごとに担当企業が異なる場合は、業務ごとに作成のこと。）

5) 必要とされる資格を証明する書類の写し【別紙4-4に添付のこと】

6) 緊急時の体制及び対応方法【別紙4-4】

緊急時（管理・運営業務の実施に当たり通常の業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

7) 業務に対する提案事項【別紙4-5、別紙4-6、別紙4-7】

ア. 本管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

入札参加者は、別紙4-5に従い、本管理業務の実施全般に係る質が確保できるよう取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ. 従来の実施方法に対する改善提案

従来の実施方法（6. で開示された既存の仕様書類等）に示された内容）に対して提案を行う場合、別紙4－6及び別紙4－7に従い、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

④開札に当たっての留意事項

- 1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- 2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- 3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（所定のものがあれば別紙添付）を提示又は提出しなければならない。
- 4) 入札者又はその代理人は、入札中は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（第14条第2項第5号）

入札により本管理業務を行うに最もふさわしい者（以下「落札者」という。）の決定は、最低価格落札方式によるものとする。

なお、企画書の審査は、当研究所の職員が行うものとする。

（1）落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための審査は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるかについて行うものとする。

審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。

全て満たした場合は業務実施が十分可能であることから合格とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。

1) 実施体制

- ア. 各業務の業務水準が維持される体制であること。
- イ. 業務フロー、実施スケジュールが示されているか。
- ウ. 資格者が適切に配置されているか。
- エ. グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。
- オ. 緊急時の具体的な体制や対応方法がしめされているか。

2) 業務に対する認識

- ア. 本管理業務の目的を理解し、具体的な取組事項が考えられているか。
- イ. 各業務の提案内容は、質の向上や経費の節減が示されているか。

3) 管理業務全般に係る業務に関する提案

4) 緊急時等への対応について

(2) 落札者決定に当たっての実施方法

① 落札予定者の決定方法

3. に示す入札参加資格要件を満たし、企画書の審査において合格となった者で、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）が、入札参加者中で最も低い者を落札予定者として決定する。

② 留意事項

- 1) 当該落札予定者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、入札価格の最も低い1者を落札予定者として決定することがある。
 - ア. 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
 - イ. 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
 - ウ. 当該契約期間中における他の契約受注状況
 - エ. 手持機械その他固定資産の状況
 - オ. 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
 - カ. 経営状況
 - キ. 信用状況
- 2) 落札予定者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札予定者を決定するものとする。
- 3) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。

この場合において、当研究所はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会

(以下、「監理委員会」という。)に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（第 14 条第 2 項第 6 号及び第 4 項）

（１）開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙 2「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目的の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

（２）資料の閲覧

前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当研究所は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

7. 公共サービス実施民間事業者可以使用させることができる財産に関する事項（法第 14 条第 2 項第 7 号）

受注者が使用できる財産は、次のとおり。

（１）使用できる部屋

防災センター

（２）使用できる設備

FAX 機、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、外線電話

（３）使用できる備品

机、椅子、棚、ロッカー（ベッド・寝具は受注者の負担とする）

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（第 14 条第 2 項第 9 号）

（１）報告等について

①業務計画書の作成と提出

受注者は本管理業務を行うに当たり、事業開始までに業務計画書を作成し当研究所に提出すること。

また、各年度の年度初めまでに年間予定表を、各月初めの 5 日前までに月間予定表を作成し、当研究所に提出すること。

②業務報告書の作成と提出

受注者は、本管理業務の各業務の履行結果を正確に記載した業務日報を業務報告書として毎日作成し、翌日の朝に当研究所へ提出すること。

③当研究所の検査・監督体制

受注者からの報告を受けるに当たり、当研究所の検査・監督体制は次のとおりとする。

1) 施設管理担当者（監督職員）は総務部会計課職員とする。

2) 検査職員は総務部会計課長とする。

（2）当研究所による調査への協力

当研究所は、受注者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、受注者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、又は受注者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする当研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条 1 項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

（3）指示について

業務実施期間中の当研究所からの連絡や指示については、次のとおりとする。

①業務の内容についての連絡は施設管理担当者から行うものとする。

②本管理業務対象設備の損害、不具合や当研究所の公共サービスに影響がある内容については当研究所職員から連絡を行う。

③業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができる。

（4）秘密の保持

受注者は、本業務に関して当研究所が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

受注者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

（5）契約に基づき受注者が講ずべき措置

①業務の開始及び中止

1) 受注者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

2) 受注者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、当研究所の承認を受けなければならない。

②公正な取扱い

1) 受注者は、本業務の実施に当たって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別して

はならない。

- 2) 受注者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③金品等の授受の禁止

受注者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④宣伝行為の禁止

受注者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

受注者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤法令の遵守

受注者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥安全衛生

受注者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦記録・帳簿書類等

受注者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了した日又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧権利の譲渡

受注者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受注者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 受注者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当研究所の承認を受けなければならない。

⑩契約によらない自らの事業の禁止

受注者は、本業務の対象施設において、当研究所の許可を得ることなく自ら行う事業又は当研究所以外の者との契約（当研究所との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪取得した個人情報の利用の禁止

受注者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は当研究所以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑫再委託の取扱い

- 1) 受注者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- 2) 受注者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履

行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)について記載しなければならない。

- 3) 受注者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で当研究所の承認を受けなければならない。
- 4) 受注者は、上記2) 及び3) により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- 5) 再委託先は、上記の(4) 秘密の保持及び(5) ②から⑪までに掲げる事項については、受注者と同様の義務を負うものとする。
- 6) 受注者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て受注者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

⑬契約内容の変更

受注者及び当研究所は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

⑭設備更新等の際における受注者への措置

当研究所は、次のいずれかに該当するときは、受注者にその旨を通知するとともに、受注者と協議の上、契約を変更することができる。

- 1) 設備を更新、撤去又は新設するとき
- 2) 法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき
- 3) 入居官署の変動等により業務量に変動が生じるとき

⑮契約解除

当研究所は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- 2) 法第10条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- 4) 上記3) に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- 7) 受注者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- 8) 暴力団関係者を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑯契約解除時の取扱い

- 1) 上記⑮に該当し、契約を解除した場合には、当研究所は受注者に対し、当該解除の日

までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。

- 2) この場合、受注者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記 1) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として当研究所の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) 当研究所は、受注者が前項の規定による金額を当研究所の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 3 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- 4) 当研究所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、当研究所から受注者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑰不可抗力免責

受注者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による当該責任を負わないものとする。

⑱契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受注者と当研究所が協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（第 14 条第 2 項第 10 号）

本契約を履行するに当たり、受注者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- ①当研究所が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当研究所は当該受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、当研究所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- ②当該受注者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受注者は当研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（第14条第2項第11号）

（1）実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（令和9年5月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、令和9年1月31日時点における状況を調査するものとする。

（2）調査の方法

当研究所は、受注者が実施した本管理業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする

（3）調査項目

ア 1.2.1において、本管理業務の質として設定した項目

イ 1.2.2において、確保すべき水準として設定した項目

ウ 1.3に基づき、事業者から提案のあった項目に対する履行状況（実施回数等）

（4）実施状況等の提出

当研究所は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本事業の実施状況等について、（1）の評価を行うために令和9年4月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

なお、当研究所は、本業務の実施状況等の提出に当たり、当研究所に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項（第14条第2項第12号）

（1）対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

当研究所は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

（2）当研究所の監督体制

本契約に係る監督は、当研究所施設管理担当者が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、上記8.（1）③3により行うこととする。

（3）主な受注者の責務等

①受注者の責務等

本管理業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

③法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

④法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

⑤会計検査について

受注者は、①公共サービスの内容が会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当研究所（発注者）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

（４）評価委員会の開催

当研究所は、落札者決定のための評価、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的技術的知見を得るために、当研究所及び外部有識者を構成員とする評価委員会を開催することとする。

※別紙の添付順序について

別紙 1 …評価表（企画書の適否）

別紙 2 …従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙 3 …アンケート

別紙 4 …管理・運営業務に関する企画書（業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等を記載する書類）の様式例

別紙 5 …仕様書

別添 1 …学術総合センター平面図

別添 2 …巡回ルート

別添 3 …機器表

別添 4 …運転監視基準

別添 5 …定期点検・測定・整備基準

評価表（企画書の適否）

No	審査項目（企画書要求事項）		主となる評価 対象資料	評価結果 （内容の適否）
	大事項	小事項		
1	基本事項	【業務に対する認識】 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	別紙４－３	
2		【業務に対する認識】 業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	別紙４－３	
3		【実施体制】 各業務水準が維持される体制であるか。 （グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか）	別紙４－４	
4		【実施体制】 各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。	別紙４－４	
5		【実施体制】 質の確保に寄与する資格・経験を有しているか。	別紙４－４	
6	管理業務全般 に係る業務に 関する提案	管理・運営業務の実施全般に対する質の確保に関する提案がされているか	別紙４－５	
7		従来の実施方法に対する改善提案がなされているか。	別紙４－６ 別紙４－７	
8		（質の確保に関する具体的な提案については、企画書の適否に関する評価対象としない。）	別紙４－５	
9	緊急時等への 対応について	具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。	別紙４－４	
10		業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。	別紙４－４	
全体評価（企画書の適否）				

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)、税抜き

			令和4年度	令和5年度	令和6年度
委託費等	委託費定額部分		223,000	223,000	223,000
	成果報酬等		0	0	0
	旅費その他		0	0	0
計(a)			223,000	223,000	223,000

(注記事項:委託費の内訳は下記のとおり)

事項		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	統括管理業務、設備管理業務			
1-1	統括管理、設備管理業務要員の常駐費	61,200	61,200	61,200
2	設備点検保守業務			
2-1	電気設備点検保守費			
1	受変電設備点検費	2,200	2,200	2,200
2	自家発電設備(消防)	2,050	2,200	2,200
3	自家発電設備(停電点検)	1,200	1,200	1,200
4	直流電源設備点検保守費	800	800	800
5	無停電電源設備点検保守費(125・300KVA)	1,500	1,500	1,500
6	無停電電源設備点検保守費(20KVA)	400	400	400
7	監視カメラ設備点検保守費	560	560	560
8	照明制御装置点検保守費	900	900	900
9	車路管制設備点検保守費	500	500	500
10	照明器具、外灯、航空障害灯	3,400	3,400	3,400
2-2	空気調和設備点検保守費			
1	排熱投入型冷温水発生機点検保守費	2,466	2,466	2,466
2	低温水吸収式冷凍機点検保守費	1,380	1,380	1,380
3	スクリーチラー点検保守費	2,000	2,000	2,000
4	空気調和機点検保守費	1,250	1,250	1,250
5	エアフィルター清掃費(空調機)	4,000	4,000	4,000
6	パッケージエアコン点検保守費	1,700	1,700	1,700
7	ファンコイル点検費	3,900	3,900	3,900
8	エアフィルター清掃費(ファンコイル)	700	700	700
9	ポンプ点検費	1,400	1,400	1,400
10	送風機点検費	1,700	1,700	1,700
11	冷却塔点検費	3,870	3,870	3,870
12	冷却塔レジオネラ検査費	242	242	242
2-3	昇降機設備点検保守費			
1	昇降機点検保守費	15,800	15,800	15,800
2	ゴンドラ点検保守費	2,820	2,820	2,820
3	駐車装置点検費	500	500	500
2-4	防災設備点検保守費			
1	機器点検費	3,000	3,000	3,000
2	機器点検及び総合点検費	3,915	3,915	3,915
2-5	給排水衛生設備点検保守費			
1	ボイラー点検保守費(給湯)	270	270	270
2	ボイラー点検保守費(加湿)	80	80	80
3	貯水槽点検清掃費(飲料水)	137	137	137
4	貯水槽点検清掃費(トイレ洗浄水)	119	119	119
5	ガソリントラップ点検清掃費	90	90	90
6	グリストラップ点検清掃費	480	480	480
7	貯湯タンク点検清掃費	700	700	700
8	中水・厨房除害設備点検保守費	3,720	3,720	3,720
9	汚水・雑排水槽点検清掃費	1,030	1,030	1,030
10	排水ポンプ、電気温水器	710	710	710
2-6	建築物環境衛生管理費			
1	空気環境測定費	726	726	726
2	煤煙濃度測定費	552	552	552
3	ねずみ等防除(施工・点検)費	1,500	1,500	1,500
4	水質分析費(飲料水・給湯水関連)	245	245	245
2-7	空調自動制御設備点検保守費			
1	空調自動制御点検保守費	18,802	18,652	18,652
2-8	中央監視設備点検保守費			
1	中央監視設備点検保守費	4,000	4,000	4,000
2-9	電話設備点検保守費			
1	電話設備点検保守費	3,000	3,000	3,000
2-10	その他設備点検保守費			
1	自動扉点検保守費	2,500	2,500	2,500
2	植栽管理(令和6年度は超高木を含む)	4,800	4,800	4,800
3	ソイルスクラバー点検保守費	200	200	200
4	シャッター定期点検	1,186	1,186	1,186
3	警備業務			
3-1	警備業務要員の常駐費	52,800	52,800	52,800
合計		223,000	223,000	223,000

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務従事者	15人	15人	15人

(業務従事者に求められる知識・経験等)

入札実施要項及び別紙仕様書記載事項と同じ。

(業務の繁閑の状況とその対応)

特になし

(注記事項)

- 上記の業務従事者の内訳は以下のとおり

			令和4年度	令和5年度	令和6年度
統括業務	責任者	日勤	1人	1人	1人
	設備管理業	責任者	日勤	1人	1人
作業者		日勤	2人	2人	2人
		宿直	2人	2人	2人
警備業務	責任者	日勤	1人	1人	1人
	作業者	日勤	6人	6人	6人
		宿直	2人	2人	2人
計			15人	15人	15人

3 従来の実施に要した施設及び設備

①施設概要

施設名：学術総合センター

所在地：東京都千代田区一ツ橋2-1-2

土地面積：6,842㎡

建物面積：40,585㎡

建物延床面積：42,482.02㎡

建築年月日：平成11年12月

②業務の実施に要する設備等

	品 名	個 数	場 所
1	ホワイトボード* (小)	1	防災センター
2	ホワイトボード* (小)	1	防災センター
3	ホワイトボード* (大)	1	防災センター
4	スリッパ*棚	1	防災センター
5	FAX機	1	防災センター
6	ロッカー (3人用)	1	統括室
7	机 (統括席)	1	統括室
8	机	1	統括室
9	机	1	統括室
10	机	1	統括室
11	イス	1	統括室
12	イス	1	統括室
13	ホワイトボード*	1	統括室
14	雑誌回収BOX	1	1階廊下
15	ゴミ箱 (丸型)	1	統括室
16	書類棚 (大)	1	設備控室
17	書類棚 (大)	1	設備控室
18	机	1	設備控室
19	パソコン机	1	設備控室
20	空き缶回収BOX	1	設備控室
21	カサ立て	1	1階廊下
22	カサ立て	1	1階廊下
23	カサ立て	1	1階廊下
24	冷蔵庫	1	洗濯室
25	ゲタ箱	1	1階廊下
26	ゲタ箱	1	1階廊下
27	机	1	駐車場BOX
28	書類棚 (大)	1	統括室
29	書類棚 (大)	1	統括室
30	ロッカー (4人用)	1	警備控室
31	ロッカー (3人用)	1	警備控室
32	ロッカー (3人用)	1	警備控室
33	ロッカー (3人用)	1	警備控室
34	テレビ*	1	防災センター

35	冷蔵庫	1	洗濯室
36	洗濯機	1	洗濯室
37	クローゼット	1	洗濯室
38	災害救助工具セット	1	統括室
39	イス	1	防災センター
40	机	1	16番控室
41	ロッカー（3人用）	1	16番控室
42	ロッカー（3人用）	1	地下1階控室
43	ロッカー（3人用）	1	地下1階控室
44	ロッカー（3人用）	1	地下1階控室
45	外線電話	1	統括室
46	洗濯機	1	洗濯室
47	乾燥機	1	洗濯室
48	乾燥機	1	洗濯室
49	乾燥機	1	洗濯室
50	乾燥機	1	洗濯室

（注記事項）

- ①上記の設備等については、業務を行う範囲において無償で使用を認める。
- ②上記以外で、点検の実施等業務を行う上で必要なものは、事業者が用意する。
- ③前項において、事業者が用意する設備等は、当施設の他の業務に支障のないものに限る。

4 従来の実施における目的の達成の程度

①快適性の確保

- 1) 当研究所の職員に対して行う「建物管理業務についてのアンケート」において「満足」「ほぼ満足」となる回答数が、全回答者の回答項目数(5つ)合計の80%以上にすること。

②品質の維持

- 1) 本管理業務の不備に起因する当研究所の執務の中断 【0回】
※老朽化を起因とするものは含めない。
- 2) 本管理業務の不備に起因する来訪者からの苦情 【0件】
- 3) 本管理・運營業務の不備に起因する停電、空調停止、断水、通信不通の発生 【0回】
- 4) 障害発生時の施設管理担当者への連絡時間 【概ね10分以内】

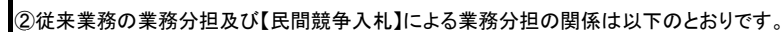
③安全性の確保

- 1) 本管理業務の不備に起因する当研究所内における怪我の発生 【0回】

（注記事項）

※具体的な数値目標の設定はしていない。

①学術総合センター業務フロー(組織図)については以下のとおりです。



(注記事項)

学術総合センター
ご利用者 各位

令和 年 月
国立情報学研究所 会計課

建物管理業務についてのアンケート

【アンケートのお願い】

本アンケート調査は、学術総合センターにおける施設・設備の維持管理業務や警備業務などの管理業務について、入居されている方々の満足度を調査し、今後の管理業務の質の向上のために、参考にさせていただくものです。

回答いただいた内容等が外部にでることは一切ございませんので、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。（回答について該当するものに○を付けてください。）

まず、ご回答者様の情報をご記入ください。

所属機関	身分
①一橋大学	①教員・研究者
②国立情報学研究所	②学生
③大学改革支援・学位授与機構	③事務職員

1. 館内における各種施設・設備の管理業務

1-1 本管理業務が、皆様の日常の業務に支障を来さないように適切に実施されていますか。

1. 満足 2. ほぼ満足 3. 普通 4. やや不満 5. 不満

※ 具体的な理由がある場合は、ご記入ください。

2. 館内環境について

2-1. 館内の照明の明るさや室温等の生活環境はどうですか。

1. 満足 2. ほぼ満足 3. 普通 4. やや不満 5. 不満

※ 具体的な理由がある場合は、ご記入ください。

3. 警備業務について

3-1 警備員の受付・対応はどうか。

- 1.満足 2.ほぼ満足 3.普通 4.やや不満 5.不満

※ 具体的な理由がある場合は、ご記入ください。

○ その他、管理業務について、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

管理・運営業務企画書

1) 企業の代表責任者及び本管理業務担当者

- 入札参加グループの場合はグループ構成企業名をすべて記載した上で、代表企業名を明記する。
またグループ構成企業ごとに担当する業務を明示し、その代表責任者及び本業務担当者を記載する。
その際には、グループ構成企業間の連絡体制が把握できるようにすること。

※企画書全体を通して判読しやすい文字の大きさ10ptを基準に最低でも8pt以上で記載すること。

縮小等で2.5mm（7pt）以下となる場合、審査により不合格とする場合がある。

2) 業務実績				
■本実施要項 1. で示す業務を含む過去3年間の管理・運営業務の実績				
業務名	発注者	時期	業務内容	
			施行規模	
			金額等	
			施行規模	
			金額等	
			施行規模	
			金額等	
			施行規模	
			金額等	
			施行規模	
			金額等	
			施行規模	
			金額等	
			施行規模	
			金額等	
			施行規模	
			金額等	
			施行規模	
			金額等	
			施行規模	
			金額等	
			施行規模	
			金額等	

3) 本業務実施の考え方

■本実施要項 1. で示す業務の年次計画を記載すること（引継ぎの期間を含む。）。

本管理業務を確実に実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

4) 本業務実施の考え方

■本実施要項 1. で示す業務の実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載し、必要とされる法的資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。

業務ごとに実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務ごとの実施体制及び管理体制を記載すること。

また、緊急時(本管理業務の実施に当たり通常の業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

5) 本管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、3枚以内で具体的かつ簡潔にまとめること。

なお、必要に応じ、各業務ごとに提案書を作成することができる。（ただし3枚以内）

(1) 本管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

(2) 質の確保に関する提案事項

6) 従来の実施方法に対する改善提案（総括表）				
■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。 なお、下記に改善提案のない場合は、本研究所が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。				
		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			

7) 従来の実施方法に対する改善提案（各業務）

■提案を行う各業務の1項目につき2枚以内とする。

（1）改善提案を行う業務及び項目

（2）改善提案の趣旨

（3）改善提案の内容

（4）最低水準の確保に対する説明

学術総合センター 建物管理業務

仕 様 書

1. 目 的

本業務は、学術総合センターについて管理上や衛生上の観点からこれらを維持保全し、建物として健全な状態を維持するための設備管理業務及び、当建物の警備業務等を併せて行うものである。

本業務は委託契約であり、業務に当たって請負者は専門の設備管理業者、警備業者であることの自覚を持ち、常に最善の業務計画及びその方法を検討しなければならない。また、業務従事者は教職員等と同様、当建物の構成員としての自覚を持って業務を行わなければならない。

従って本仕様書は、業務範囲・業務回数等、請負者がなすべき最低限について記してあるが、本業務の完了とは、あくまでも快適な研究・教育環境の維持であることを認識し、この実現のために為すべき作業は原則として全て本業務内容の一部となるので、これらについては自主的且つ積極的に行わなければならない。

2. 業務実施場所

学術総合センター 庁舎内（東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号）

（別添1学術総合センター平面図参照）

建物延床面積：42,482.02㎡

3. 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

4. 管理基本方針

- 4-1 学術総合センターに具備する施設機能を十分発揮できるよう設備等の性能、運転状態を最適に管理・運営すること。
- 4-2 学術総合センターの利用者及び教職員等の快適性、安全性、衛生等の確保を最適に図ること。
- 4-3 緊急事態の発生に対して、迅速かつ的確に対処出来る体制を兼備すること。
- 4-4 設備等の運転管理に要するエネルギー量等を適切に管理し、経済的な維持管理を目指すこと。
- 4-5 設備等中長期的視点に立った保全計画を策定し、これに基づいた日常的維持管理を行うこと。
- 4-6 各種法令、基準等に準拠し、法で定められた点検等を確実に実施すること。
- 4-7 維持管理の実施結果を分析し、その範囲・手法等を定期的に見直し、改善に努力すること。

5. 管理体制の特徴

- 5-1 発注者との一体的運営を可能とするために、設備・警備管理等に関する知識と経験を豊富に有する統括責任者を配置する。
- 5-2 緊急時の対応に関して適正なマニュアルを定め、関連部署に徹底するとともに、所轄公的機関（警察、消防署、保健所等）との連携を綿密に維持する。
- 5-3 設備の維持管理に関して、電気・空調・衛生設備等専門別に分離することなく一体的に管理する。また、エレベーター等のメーカーの専門管理並びに法定点検等も包括した一元管理を行う。
- 5-4 設備等に関して、設備診断、大規模改修、機器更新について実施計画を立てる。
- 5-5 設備台帳を更新管理し、運転管理データ並びに維持管理記録を蓄積する。
- 5-6 保守・警備の相互補完設備管理員が緊急故障等に対応している場合、防災センター要員の警備員は設備監視業務に一部を補完する。また、警備業務において警備員が緊急対応等を行っている場合は、設備員は防災センターの受付業務・監視業務を補完する。その他、災害時等において

館内外の巡回点検を行う場合は、設備員と警備員が相互に協力し、迅速な状況把握に努め、効率的に業務を行うこと。

6. 業務内容

6-1 統括管理業務（日常業務）

6-2 設備管理業務

6-2-1 運転監視業務（日常業務）

6-2-2 定期点検／測定／整備業務（定期業務）

6-3 警備業務（日常業務）

6-3-1 防災センター業務

6-3-2 立哨／巡回業務

6-3-3 駐車場管理業務

6-4 防火管理補助業務（日常業務）

7. 統括管理業務、設備管理業務要員の常駐（本調達と同等の業務経験を5年以上有するもの）

7-1 統括管理責任者 1名の常駐

7-1-1 勤務時間帯

①時間帯 8：30～17：30（休憩60分）

②勤務 月曜～金曜（平日勤務）

7-2 設備管理技術者 3名の常駐

7-2-1 勤務時間帯

①日勤毎8：30～17：30 月曜～金曜（平日勤務）1名（休憩60分）

②宿直毎8：30～（翌日）8：30 365日（通年）2ポスト

7-3 第3種電気主任技術者 1名の常駐（電気事業法第43条による）

7-3-1 勤務時間帯

①時間帯 8：30～17：30（休憩60分）

②勤務 月曜～金曜（平日勤務）

8. 水質管理責任者 1名選任

請負者は、上記資格を有する者を選任または常駐(7-1、7-2、7-3 と兼務可)させ、管理体制を構築すること。

8-1 常駐の場合は勤務時間帯

①時間帯 8：30～17：30（休憩60分）

②勤務 月曜～金曜（平日勤務）

9. 第3種冷凍機械責任者 2名選任（保安責任者とその代理者）

請負者は、上記資格を有する者を選任または常駐(7-1、7-2、7-3 と兼務可)させ、管理体制を構築すること。

9-1 常駐の場合は勤務時間帯

①時間帯 8：30～17：30（休憩60分）

②勤務 月曜～金曜（平日勤務）

10. 建築物環境衛生管理技術者 1名選任

請負者は、上記資格を有する者を選任または常駐(7-1、7-2、7-3 と兼務可)させ、管理体制を構築すること。

10-1 常駐の場合は勤務時間帯

①時間帯 8:30～17:30 (休憩60分)

②勤務 月曜～金曜 (平日勤務)

11. 警備業務要員の常駐

11-1 勤務時間帯

①警備業務責任者 8:00～17:00 月曜～金曜 (平日) 1名※

②防災センター及び巡回要員 8:00～(翌日) 8:00 365日 (通年) 2ポスト※

③立哨要員 (高層棟側) 8:00～22:00 月曜～金曜 (平日) 1ポスト

④立哨要員 (一橋講堂側) 8:00～21:00 講堂等会議室開催日 1ポスト

上記④は、会議室開催時に立哨するものとし、年間平日日数は210日以上、土日祝祭日の日数は90日以上見込まれる。

⑤駐車場管理要員 8:00～21:00 月曜～金曜 (平日) 1ポスト

留意事項

※ 印の要員を配置する場合は次の認定証、修了証を取得した者を配置させること。

なお、②および③については資格が失効していないこと。

①自衛消防技術認定証 (東京都火災予防条例第 62 条の 4 に規定される試験制度)

②上級救命技能認定証

③防災センター要員講習修了証 (条例第 55 条の 2 の 3 の規定による技術講習及び実務講習)

また、※印の要員で英語による日常会話が可能な語学力を持つ日勤者を 1 名以上従事させることが望ましい。

12. 防火管理技能者 1名選任

請負者は、上記資格を有する者を選任し、防火管理者・統括防火管理者の指示と、法令等の規定や消防計画等・防火管理業務計画に基づき業務の補助を行うこと。

13. 業務内容の詳細

13-1 統括管理業務

統括管理業務は、次のとおりとする。

13-1-1 統括管理範囲

発注者の窓口となり、発注者からの指示・通達等の伝達・調整等を行うと同時に、各部門の維持管理のとりまとめを行う。

13-1-2 計画の立案

請負者は、統括管理業務を計画的に実施するために、次の計画書を作成し提出する。

①運転監視業務計画

②年間及び月間の定期点検・測定・整備作業計画

③中長期保全計画書

④その他発注者が指示する計画書類

13-1-3 報告・連絡・調整業務

請負者は、統括管理業務の実施に当たって、次の報告・連絡・調整等の業務を行う。

①運転監視及び定期点検等により発見した故障箇所・要修理箇所の報告及び意見具申

②管理対象外の設備あるいは建築において、点検等により発見した異常に関する報告

③管理報告書の定期的提出。（管理日報については毎日提出する。）

④関係官庁等への諸届け出業務の代行

例) 下水道減量申請、減量認定の更新申請、ばい煙排出量調査報告、消防設備点検報告、ビル管等管理者変更届、地球温暖化対策（東京都）届出書、飲料水貯水槽等維持管理状況報告、その他。

⑤事故発生及び非常時における緊急連絡

13-1-4 記録の分析業務

請負者は、エネルギー使用量の他、運転・点検に関する記録資料並びにコンピューター出力帳票を分析検討し、その結果を発注者に報告する。

13-1-5 立ち会い業務

①官庁等の立ち入り検査の場合は、請負者は原則として立ち会う。

②修理、工事、外部業者保守等の場合は、発注者と協議のうえ立ち会う。

13-1-6 その他管理業務

①関係図書・図面等の整備保管

②改修工事等に伴う計画図書のチェックと工事完了後のチェック及び時系列的保管

③各設備機器の種類及び数量の確認並びに機器台帳の更新整備

④工具、器具並びにその資産台帳の管理

⑤消耗品及び予備品の在庫管理

⑥事故の発生及び非常時の応急処置

⑦自然災害発生時（台風・大雪・ゲリラ豪雨等）における、事業所での夜間待機や宿直

⑧業務マニュアルの作成（統括管理業務、設備管理業務、警備業務ごとに作成し、履行期間中、適切に更新を行う）

⑨その他発注者が指示する管理業務

13-2 設備管理業務

13-2-1 運転監視業務

運転及び監視業務は、この建物における管理基本方針に十分配慮して、「運転監視業務計画書」を作成し、各設備機器を適正に運転する。

なお、各機器の数量については別添 3 機器表、運転監視項目は別添 4 運転監視基準を参照。

13-2-1-1 運転監視業務の内容

①中央監視制御装置の仕様に基づく運転及び監視業務

②電気設備の運転及び監視業務

- ③空気調和設備の運転及び監視業務
- ④給排水衛生設備の運転及び監視業務
- ⑤防災設備の操作及び監視業務
- ⑥その他建物に付帯する設備（昇降機設備等）の操作及び監視業務

13-2-1-2 運転監視記録

運転監視業務の実施状況は、別に定める各運転日誌等に記載する。なお、各運転日誌等については、別途発注者・請負者協議のうえ定めるものとする。

13-2-2 定期点検・測定・整備業務

定期点検・測定・整備業務の内容は次のとおりとし、各業務の作業項目及び周期は別添5定期点検・測定・整備基準によるものとする。

業務の実施に当たっては、年間・月間の「定期点検・測定・整備作業計画書」を作成して実施するものとする。また、点検業務の実施結果は、別に定める各種点検記録表等に記載する。

なお、各種点検記録表等については、別途発注者・請負者協議のうえ定めるものとする。

13-2-2-1 法律に基づく定期点検・測定・整備業務

法律に基づく定期点検・測定・整備業務については、その実施時期・周期・体制を予め発注者に届け承認を受け、その実施に当たっては日程調整、立会調整、官公庁への報告等遺漏のないよう十分配慮する。また、その結果については項目ごとに記録を作成し、統括管理責任者を通じて発注者に報告するとともに、他の管理記録とは別に保管する。

法律に基づく定期点検・測定・整備業務は以下のとおりとする。

- ①自家用電気工作物保安規程に基づく定期保守業務（非常用発電機を含む）
- ②建築物の衛生的環境の確保に関する法律等に基づく点検・測定業務
- ③昇降機設備の定期点検保守業務
- ④ゴンドラ設備の法律等に基づく定期点検業務
- ⑤消防法に基づく定期点検業務
- ⑥高圧ガス保安法に基づく冷凍機定期保守業務
- ⑦ボイラー・圧力容器安全規則に基づく第1種圧力容器定期保守業務
- ⑧その他、建物管理に付随する各種関係法令・規定に定められている業務

13-2-2-2 その他の定期点検・測定・整備業務

請負者は、次に定める定期点検・測定・整備業務について、納入メーカー、メーカーの管理会社または施工会社等の協力のうえ、定期点検・整備業務を実施し、その結果を取り纏めるとともに、統括管理責任者を通じて発注者に報告し、その記録を他の管理記録とは別に保管する。

その他の定期点検・整備業務は以下のとおりとする。

- ①中央監視制御装置等の定期点検保守業務
- ②自動制御装置等の定期点検保守業務
- ③空気調和機及びその付帯設備の定期点検・整備業務
- ④その他協議により定められた点検・測定・整備業務

13-2-2-3 応急処置及び小修理業務

13-2-2-3-1 応急処置

設備機器等に故障または異常を発見し、応急処置の必要があるときは、その波及被害を防止するため、常備する工具類または部品を用いて常駐の設備管理技術者が処置する。その結果は直ちに、統括管理責任者を通じて発注者に報告するものとする。

13-2-2-3-2 小修理業務

設備機器等の小修理業務は、常駐の設備管理技術者が常備する工具類を用い、日常業務に支障をきたさない範囲内で実施できる部品交換程度とする。

13-2-2-4 その他整備等

建物に係る設備等の新規導入や更新を実施する際、発注者の求めに応じて意見具申や資料提供等を行う他、搬入・搬出・設置等の準備や立ち会いを行う。

13-2-2-5 業務実施時間帯

各設備の運転監視の実施時間帯については、別途発注者・請負者協議のうえ定めるものとする。

13-2-2-6 運転監視及び日常巡視点検業務に必要な計測器・工具類・保護具類

運転監視及び日常巡視点検業務に使用するための計測器・工具類・保護具等の種類・数量は発注者に承諾を得るものとし、その負担は請負者が負うものとする。

13-3 警備業務

13-3-1 防災センター業務

13-3-1-1 防災関連

- ①災害発生に対する警戒・監視・通報（119番通報）
- ②災害発生時の緊急連絡
- ③防災業務総括指揮
- ④防火管理者補佐業務（防火管理技能者として）
- ⑤防災訓練の計画、実施時の指揮・指導
- ⑥災害発生が予想される場合の事前準備・対策（台風・ゲリラ豪雨における防潮板の設置、側溝・ルーフドレン清掃等、降雪における敷地内（アカデミックプラザ・車寄せ・駐車場入口）の除雪作業 等）
- ⑦災害発生時の被害拡大防止措置
- ⑧館内放送による指示・情報提供
- ⑨初期消火、避難誘導、負傷者搬送、応急処置
- ⑩消防車到着後の付近警戒、緊急車両の誘導
- ⑪消防設備、避難通路の周囲整備

13-3-1-2 運転監視

- ①自家用発電設備による運転時確認
- ②災害発生時のエレベーターの火災・地震管制運転確認
- ③エレベーターの停電管制運転時の確認

13-3-1-3 受付業務

- ①職員及び部外者出入り確認及び記録

- ②不審者、不法侵入の阻止・確認・監視・記録
- ③不審物の確認、監視、記録、移動
- ④来訪者案内
- ⑤拾得物の保管、処理、警察署への引き渡し
- ⑥緊急事態発生時の関係部署連絡及び所轄警察署連絡
- ⑦必要鍵の保管及び従業員への授受・記録
- ⑧5F事務室執務時間外のゲストルームキーの受渡し（18：00～翌10：00、夜間・土日祝）
- ⑨VIP来館時のエレベーター専用運転対応
- ⑩搬入口及び夜間通用口での業者の入館時対応
- ⑪感染症等発生時の感染拡大予防措置（検温、入構制限、カードキーの貸出、消毒液の補充、受付ボールペンの消毒 等）

13-3-1-4 館内入退室管理業務

- ①出入口の解錠・施錠
- ②出入口開閉状態の確認、記録、異常時の復旧（端末操作含む）

13-3-1-5 駐車場警備支援業務

- ①駐車場業務支援（21:00～翌 8:00 適時）

13-3-1-6 報告業務

- ①警備日誌の記録ならびに統括管理責任者への報告

13-3-1-7 抗議活動やデモ等への対応業務

- ①神田警察署等への相談・連携。
- ②抗議活動やデモ等の参加者の敷地内立ち入りの防止
- ③教職員及び一橋講堂利用者の安全確保。

13-3-1-8 イベント・催し物への対応

入居機関が実施するイベント・催し物（オープンキャンパス等。通常の一橋講堂利用に係るものを除く）が開催される際、主催者の求めに応じ、通常業務に支障のない範囲で、警備・誘導等に対応する。

13-3-1-9 他業者不在時の臨時対応

他の業者（清掃・ゲストルーム・食堂）が不在となる時間帯（夜間・土日祝日を含む）において発生した臨時的な業務について、通常業務に支障のない範囲かつ取り扱い可能な範囲で対応する。

13-3-1-10 その他発注者が必要と認めた業務

13-3-2 立哨・巡回業務

13-3-2-1 立哨業務

- ①受付、来訪者案内（英語にて対応が必要な場合がある）
- ②不審者、不法侵入の監視、防災センターへの報告
- ③不審物の監視、防災センターへの報告
- ④一橋講堂等会議室運営側と相互連携し、勤務計画を作成

13-3-2-2 巡回業務

- ①不審物、不審者の発見と防災センターへの報告
- ②施設構造物等の異常確認と防災センターへの報告
- ③防災設備の目視点検

- ④館内照明の消灯および施錠確認
- ⑤非常口、避難階段、特避排煙口周辺の状況点検と防災センターへの報告
- ⑥館内喫煙場所及び給湯室の火元確認
- ⑦管理日誌の記録ならびに統括管理責任者への報告
- ⑧その他発注者が必要と認めた業務
- ⑨巡回回数及び巡回場所は以下のとおりとする

- ・巡回回数等

巡回回数 2回以上（昼間 1回、夜間 1回「最終施錠巡回」）別に 建物外周巡回を早朝と夕刻の2回実施する。

※発注者と協議のうえ変更する場合あり

- ・巡回場所

- ・屋上、地下1，2階

- ・1階～23階

- ・建物外周

※別添2巡回ルートを参照

13-3-3 駐車場管理業務

- ①駐車場及び1階サービスヤード内での自転車・車両の誘導、整理及び駐車場所の指示
- ②駐車場内巡回による不審者、不審物発見と防災センターへの報告
- ③違法駐車車両の確認と監視
- ④IDカード利用者に対する入出庫確認
- ⑤発注者指示による一般利用者及び来客者に対する入出庫時の受付確認（必要により利用される場合のみ。）
- ⑥警備（管理）日誌の記録ならびに統括管理責任者への報告
- ⑦その他発注者が必要と認めた業務

13-3-4 防火管理補助業務

- ①予防管理組織の編成・維持
- ②点検、検査業務
- ③出火防止業務
- ④防火安全確認業務
- ⑤避難安全確保業務
- ⑥教育、資格管理業務
- ⑦消防機関との連絡業務
- ⑧その他防火管理上必要な業務
- ⑨自衛消防隊の編成、維持
- ⑩火災対策業務
- ⑪震災対策業務
- ⑫訓練指導業務
- ⑬災害等発生時の自衛消防活動
- ⑭その他自衛消防、災害対策上必要な業務

13-3-5 その他

13-3-5-1 実施計画（勤務割り振り表や業務配置割り振り表など）は、防災センター業務や立哨・巡回業務ならびに駐車場管理業務に支障がないように構築し、且つ火災・事故等の発生を警戒、予防するための適正な計画でなければならない。

13-3-5-2 発注者が催す防災訓練、その他施設運営上の必要な訓練行事に参加すること。

13-3-5-3 業務用具保管場所及び業務従事者が休憩等に要する場所や机等の備品については、発注者が提供する。

13-3-5-4 業務に必要な機械器具・材料、業務従事者の制服・装具等、請負者が業務に必要な物品については請負者の負担とする。

14. 業務の引継ぎ

①受注者は、履行期間開始の前日までに、前請負事業者と打ち合わせのうえ、業務の引継ぎを行うものとし、引継ぎ完了後、発注者（業務担当職員）に書面にて報告し、発注者の確認を受けるものとする。

②受注者は、契約の終了が確定した時は、次回の請負事業者と打ち合わせのうえ、業務の引継ぎを行うものとする。なお、引継ぎにあたっては、業務マニュアルを次回の請負事業者に継承するものとし、引き続き業務が円滑に実施されるよう、協力すること。

③受注者が作成した業務マニュアルの著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）は、全て発注者に帰属し、許可無く、他に複製・公表・貸与・使用してはならない。また、業務マニュアルを作成した受注者は発注者及び発注者が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しない。

④受注者は、契約の終了が確定した時は、履行期間終了までに事務所・防災センター・仮眠室等を原状復帰するものとする。

15. その他

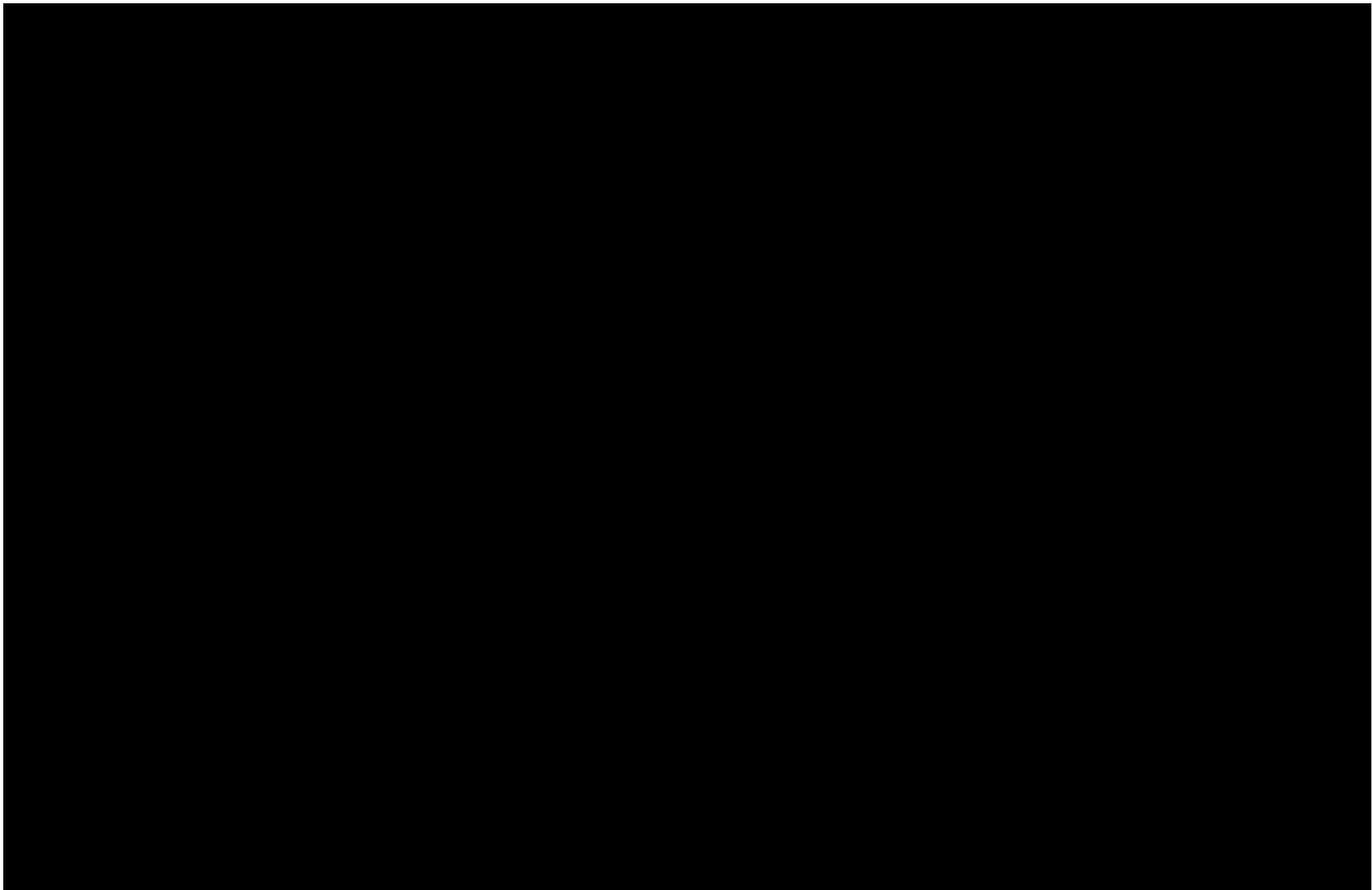
①学術総合センターにおいて緊急事態が発生した場合、必要に応じて、近隣の支店・営業所・事業所等から応援要員を派遣する等、緊急時対応が可能な体制が整備されていること。

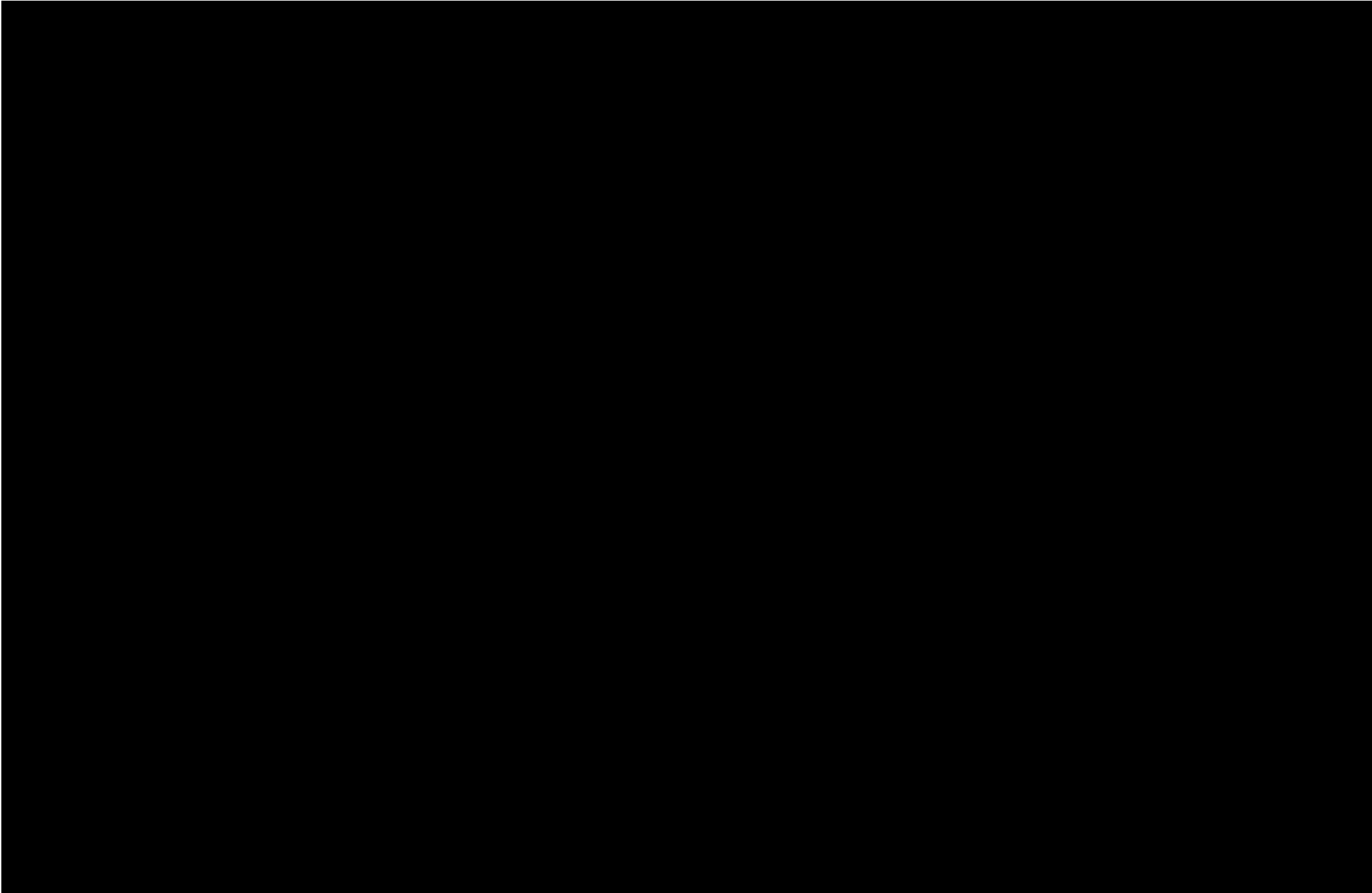
②本仕様書に記載のない内容について疑義が発生した場合は、双方信義誠実の原則に従い協議の上、対応を行うものとする。

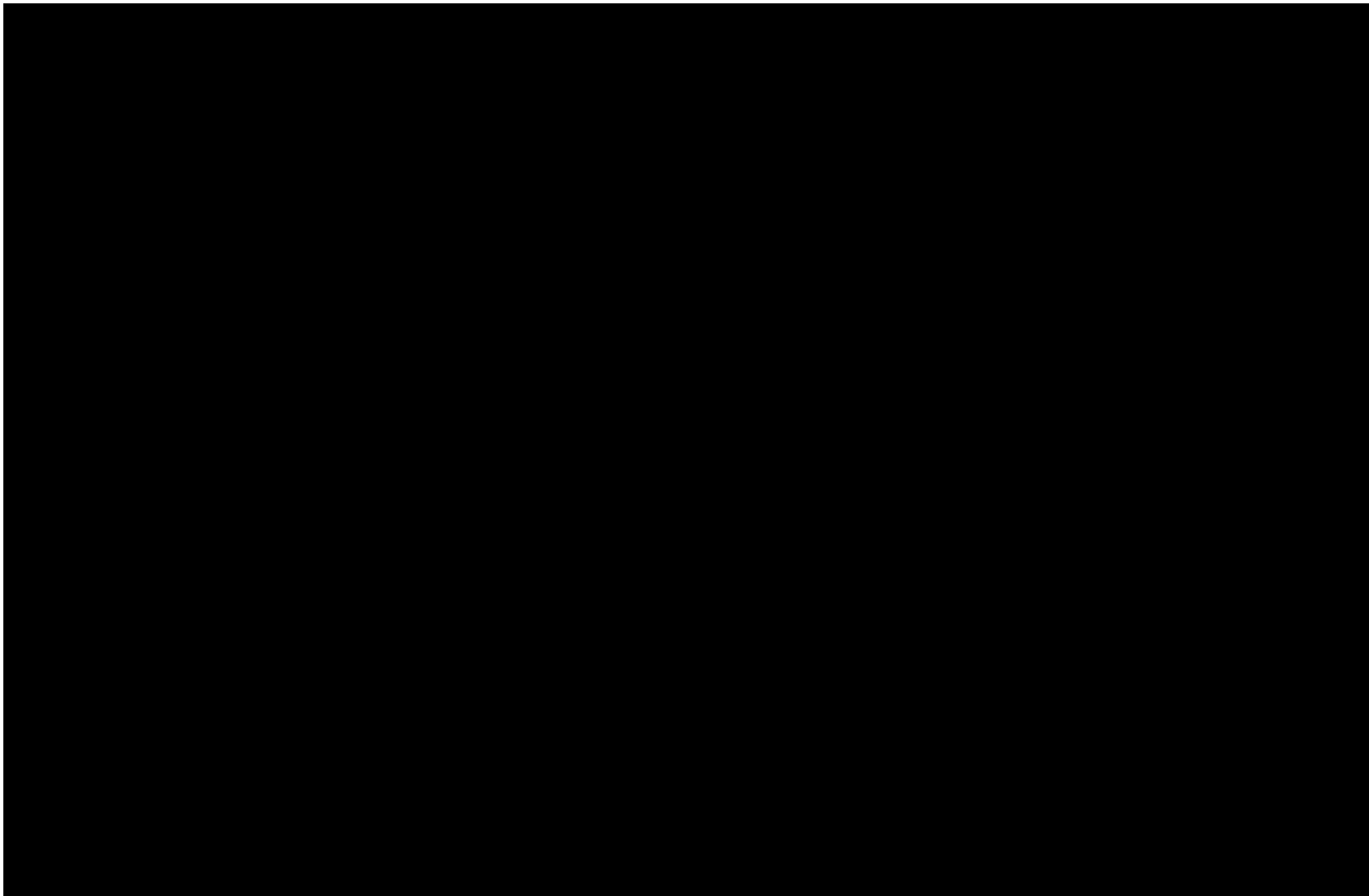
以 上

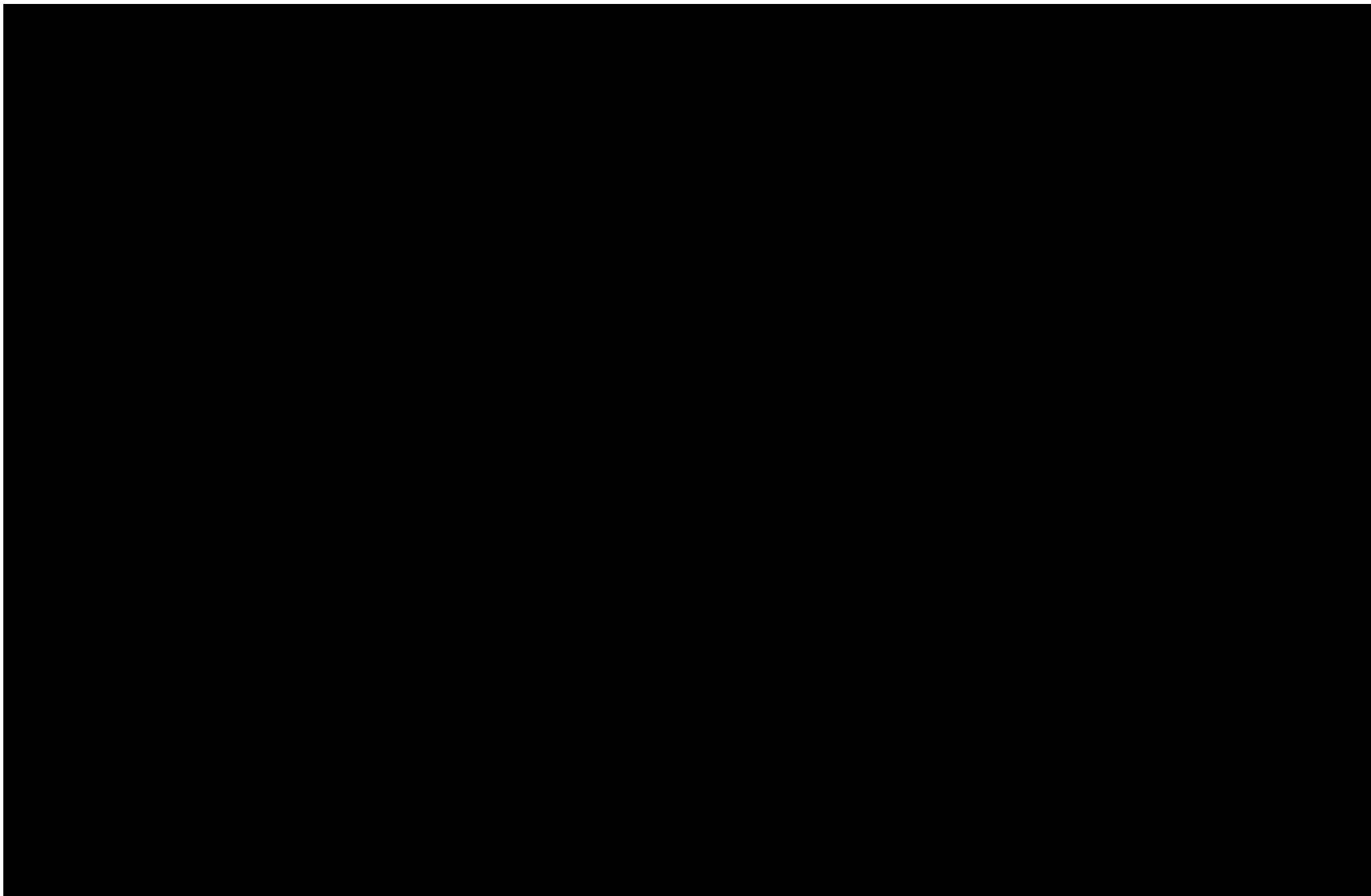
1 学術総合センター平面図

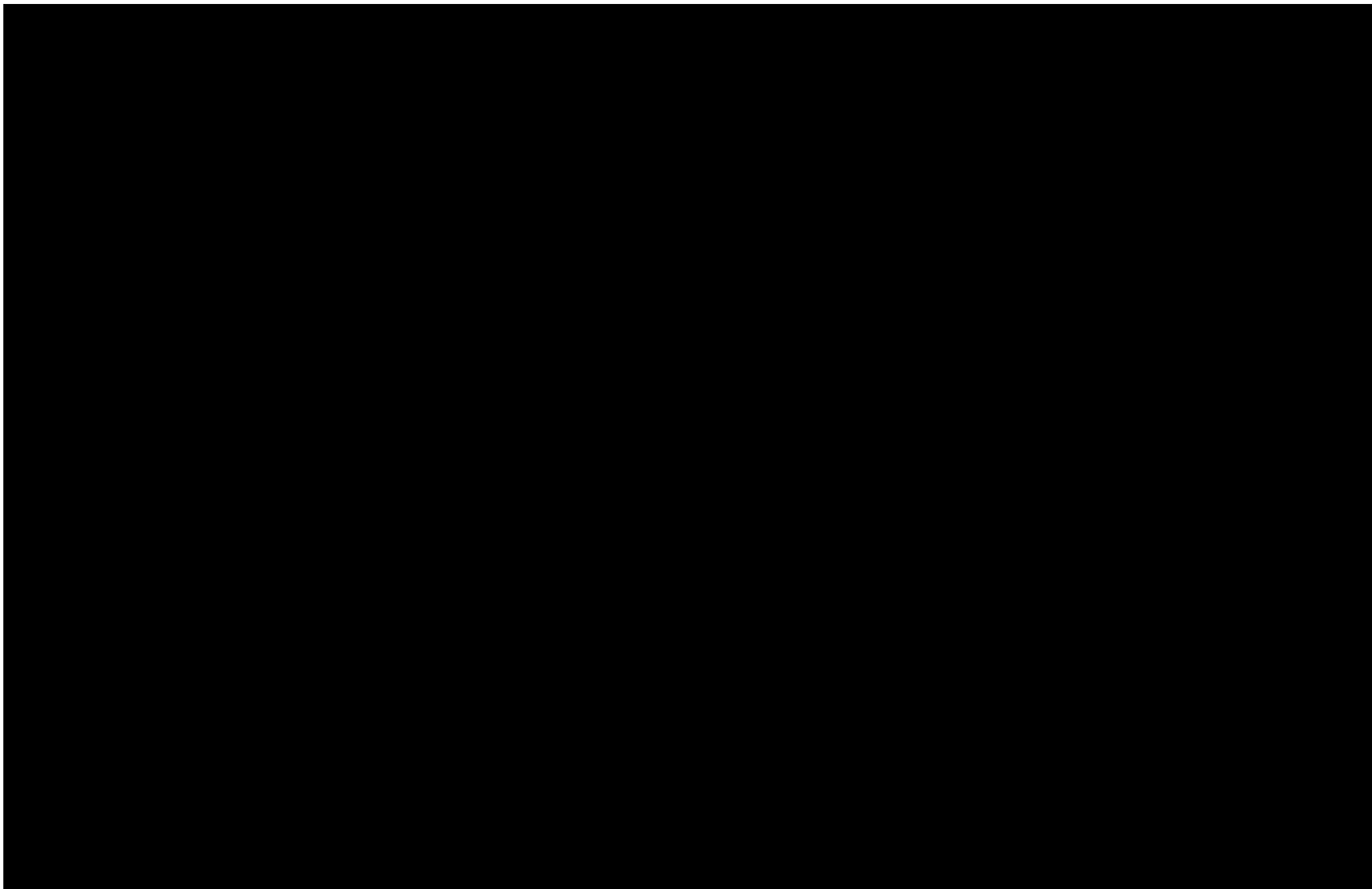


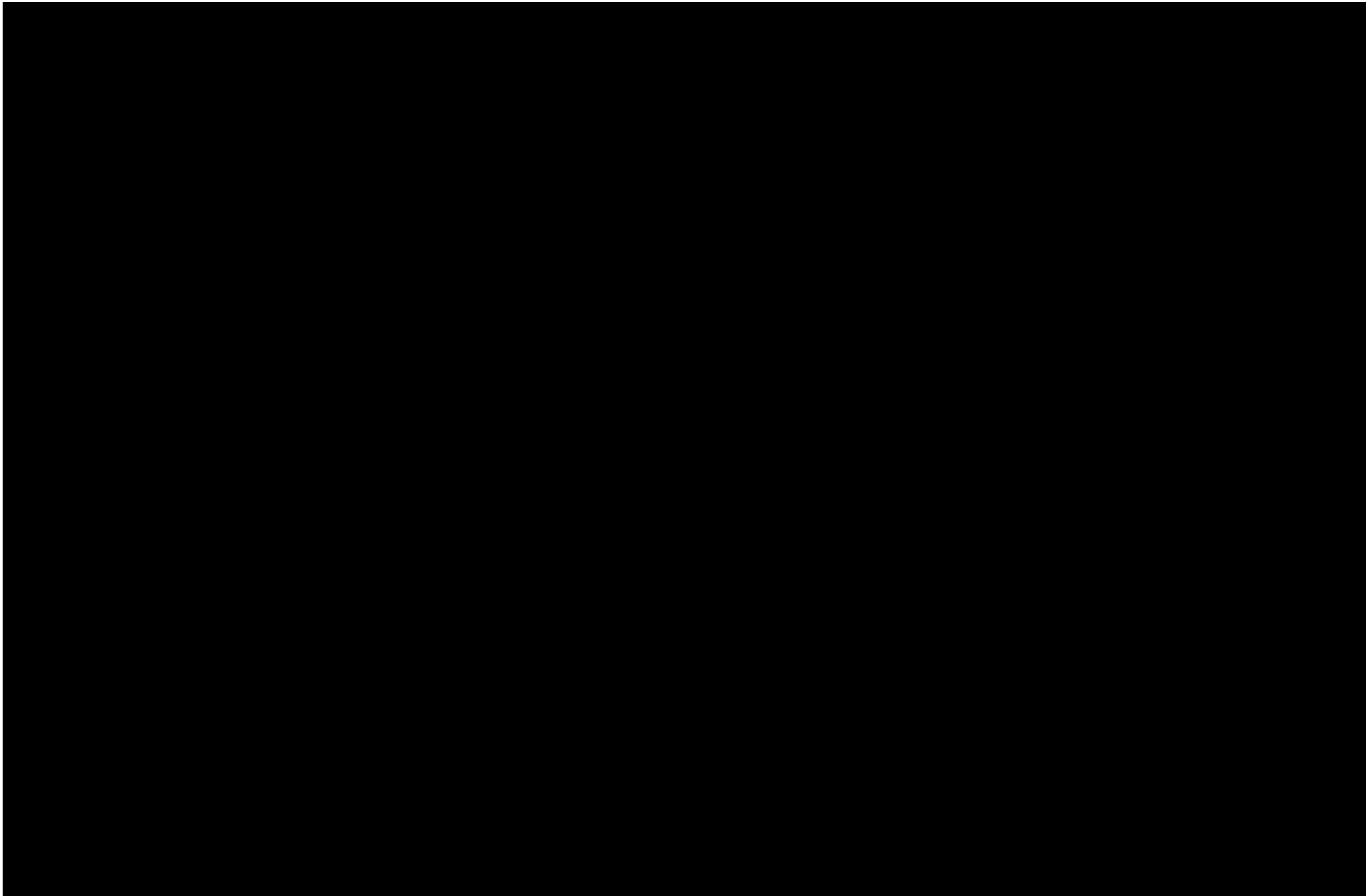


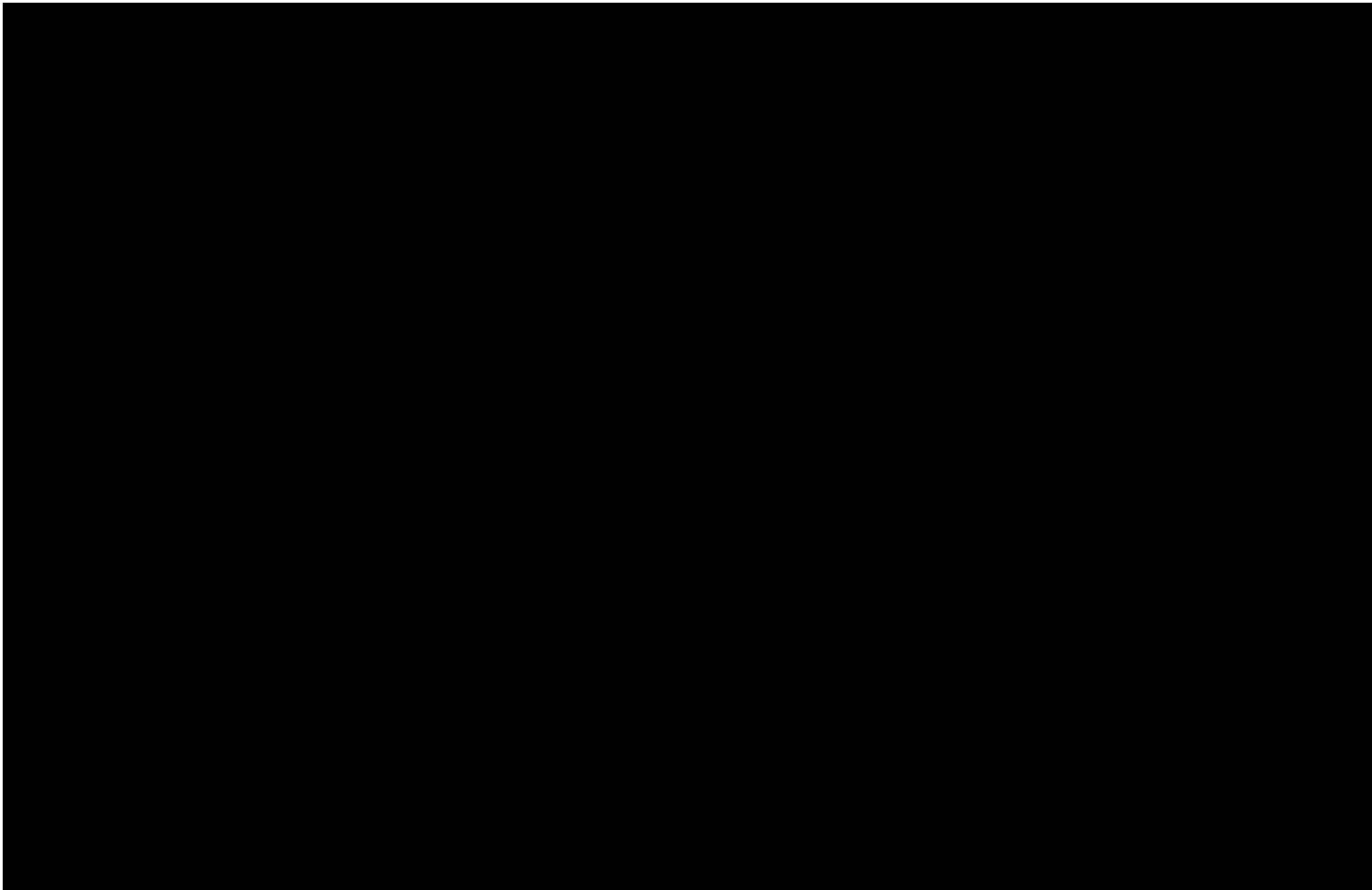


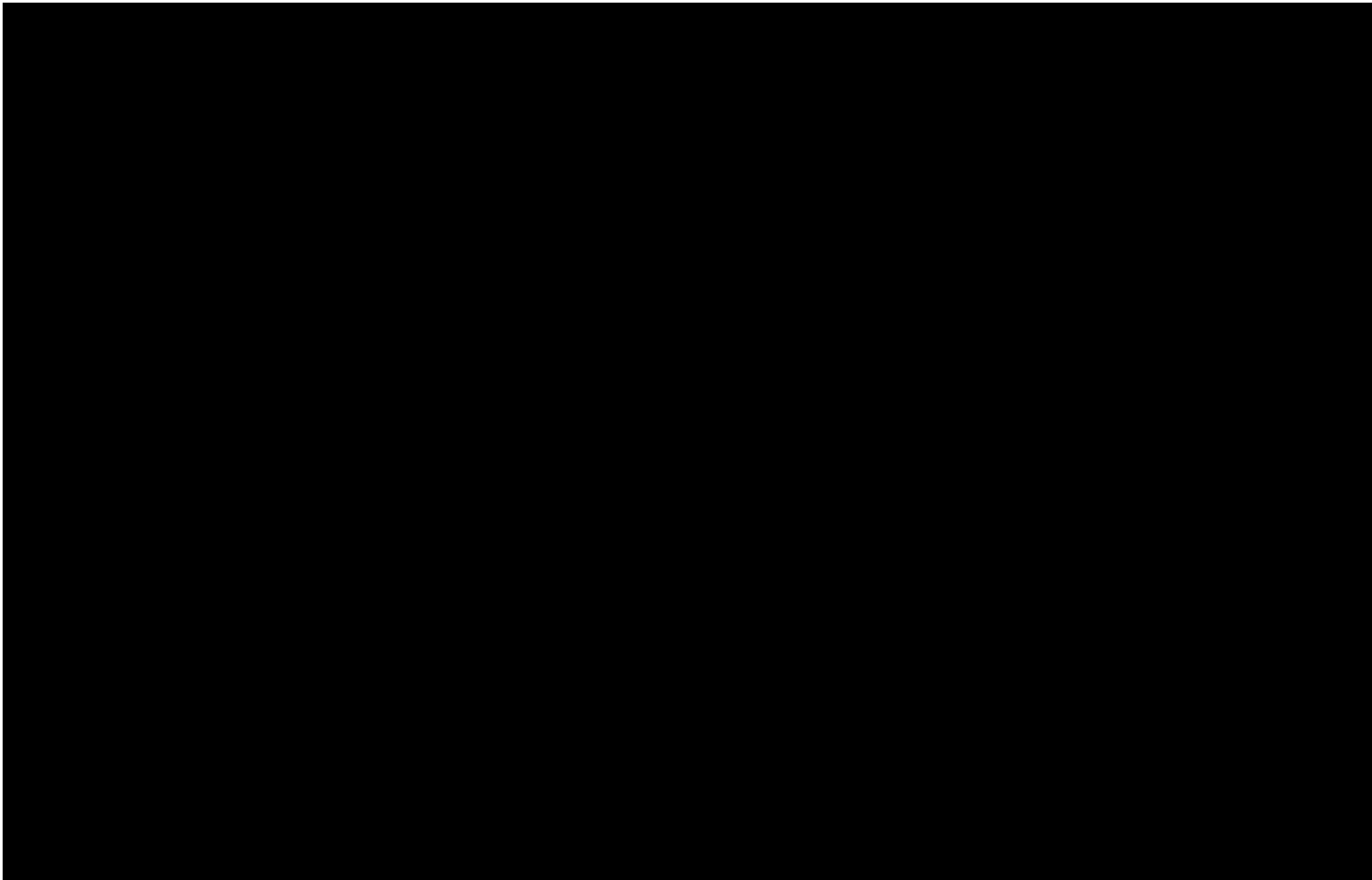


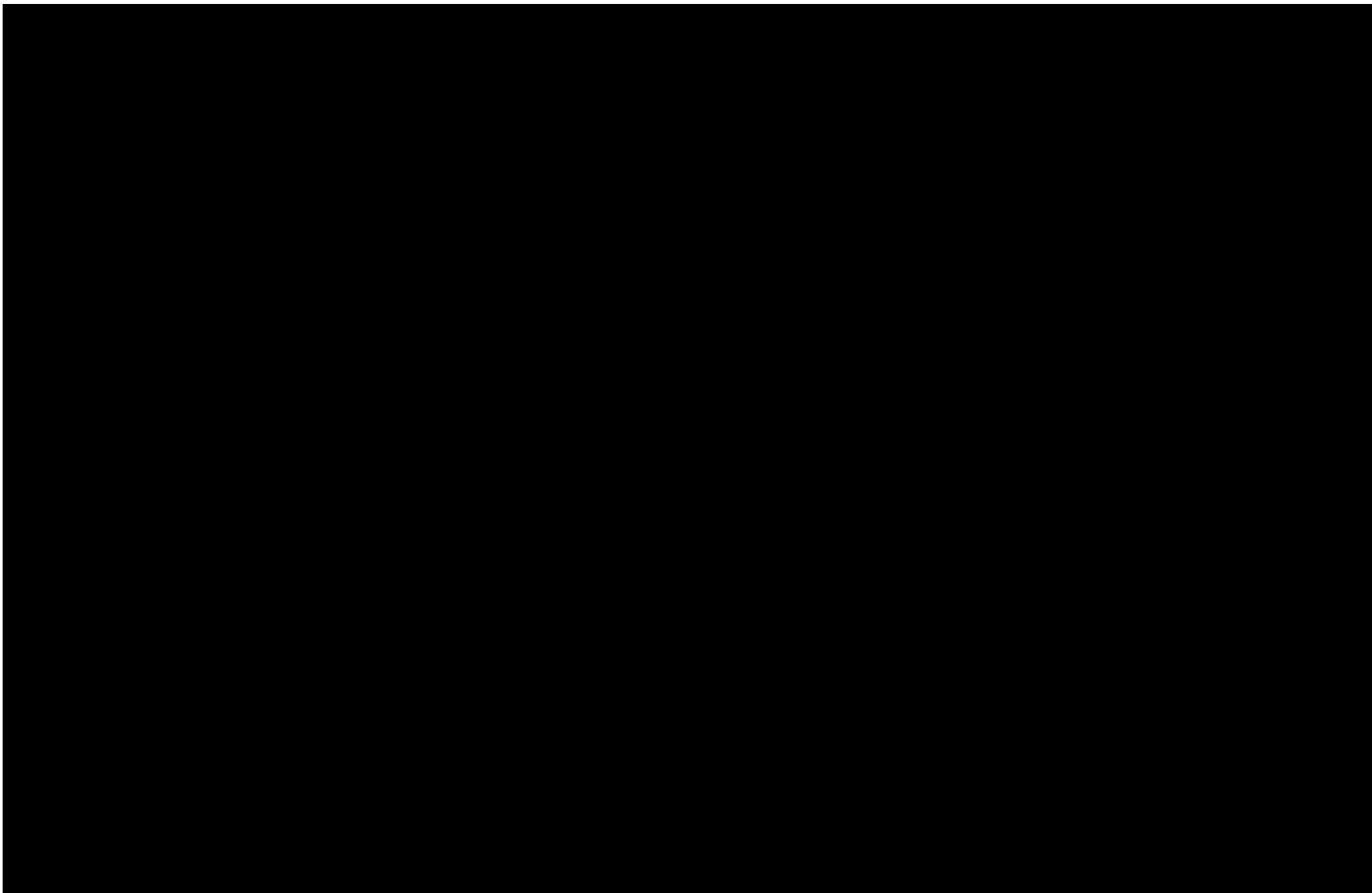


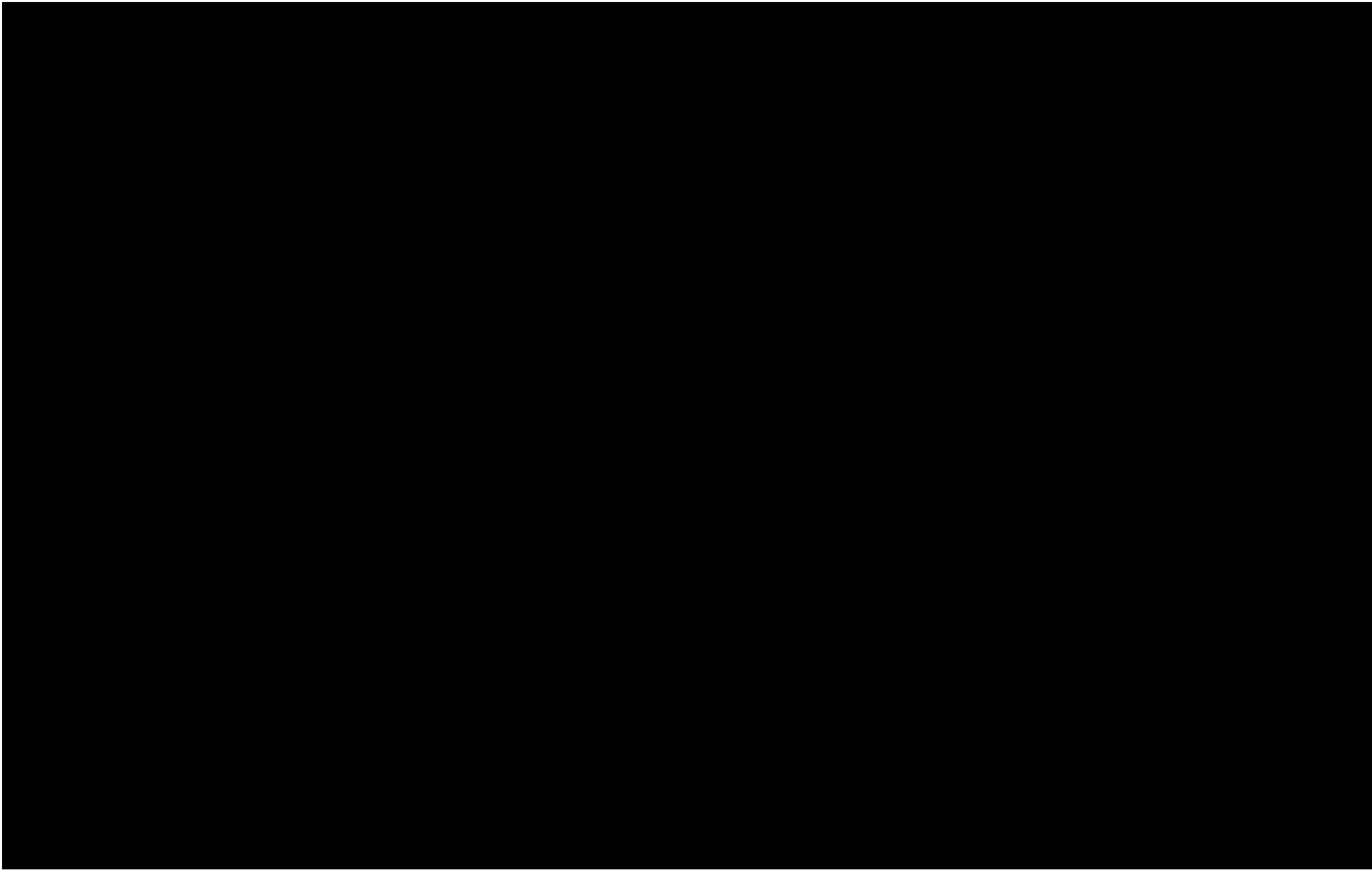


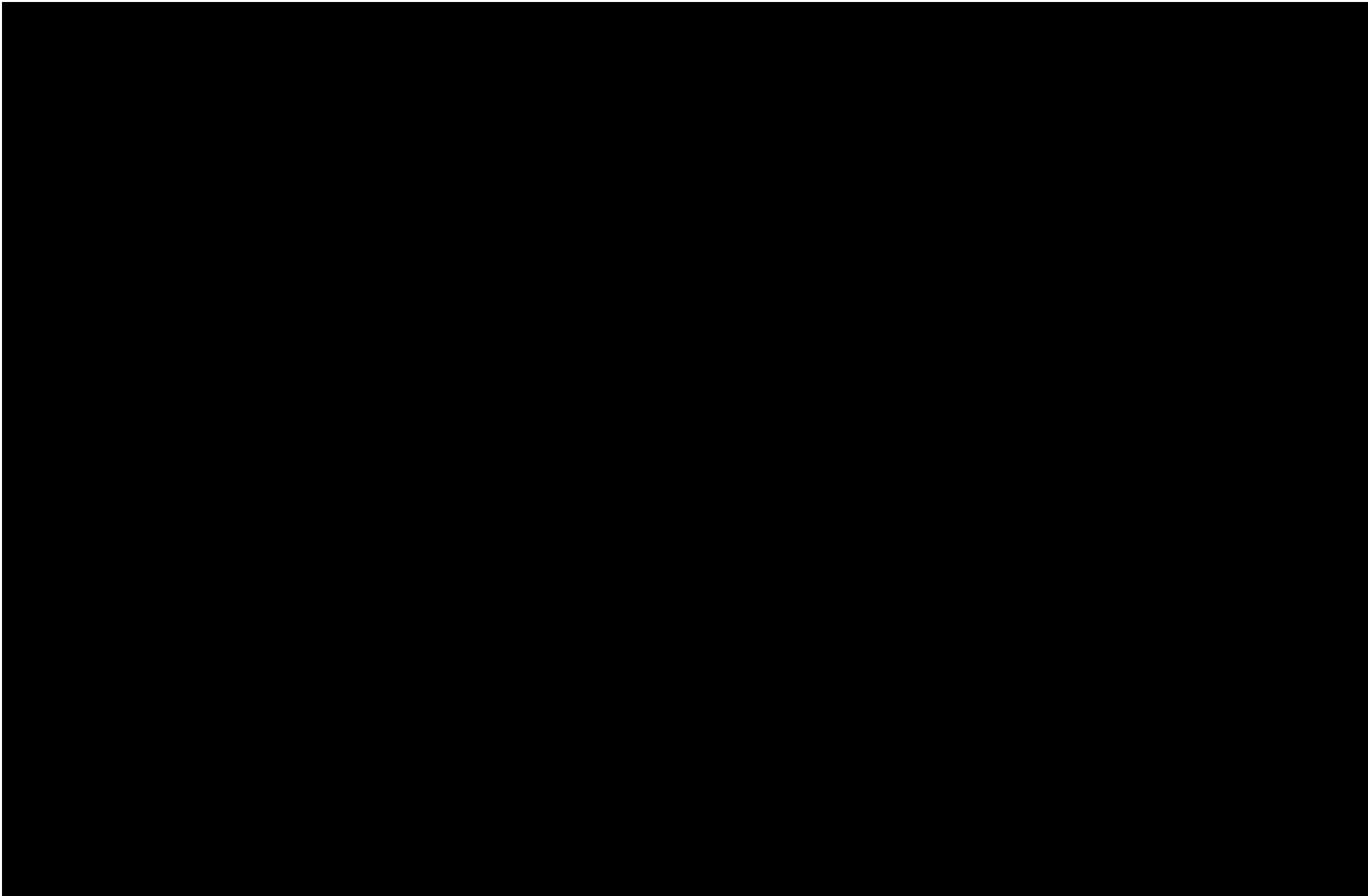


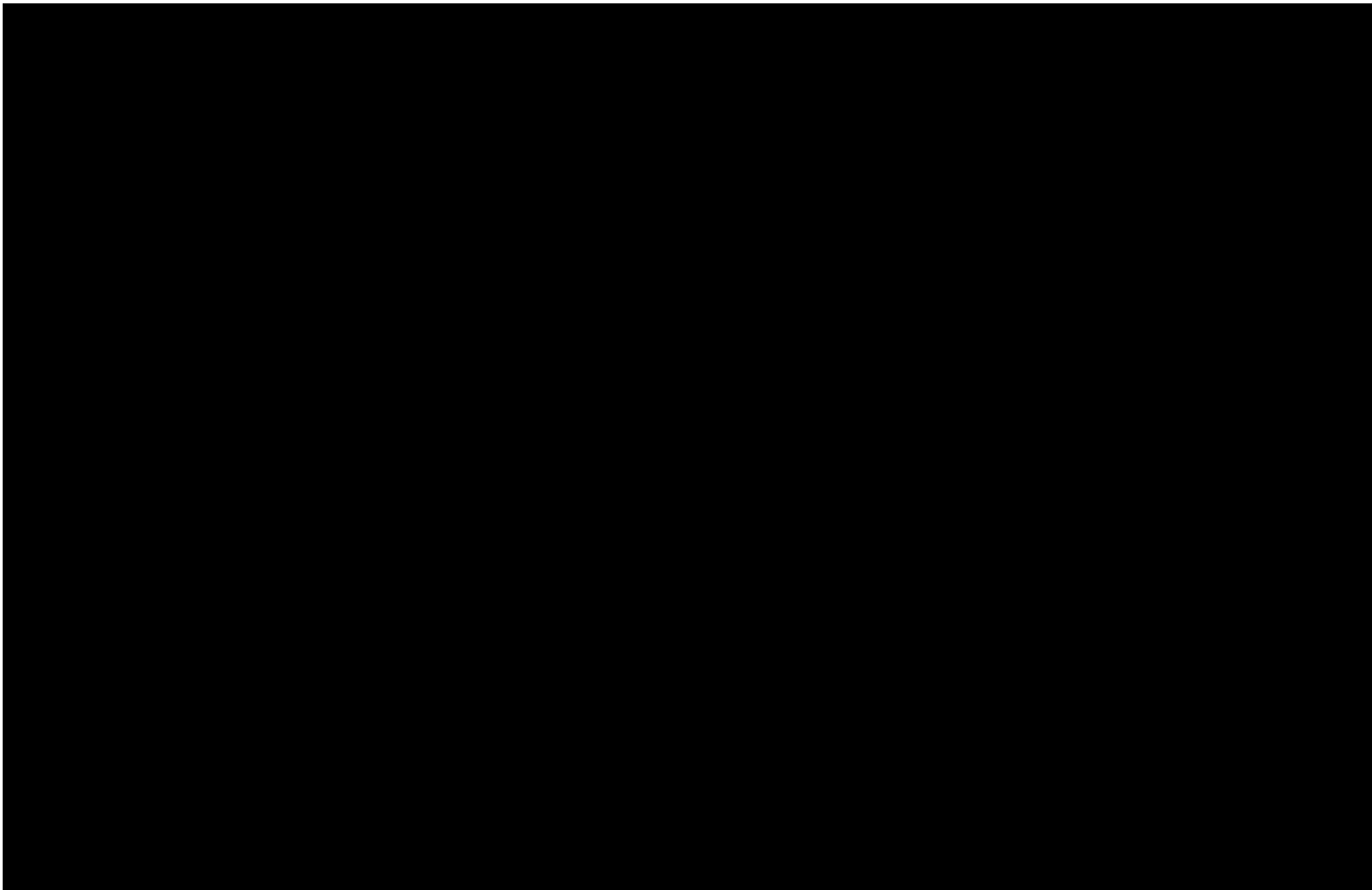


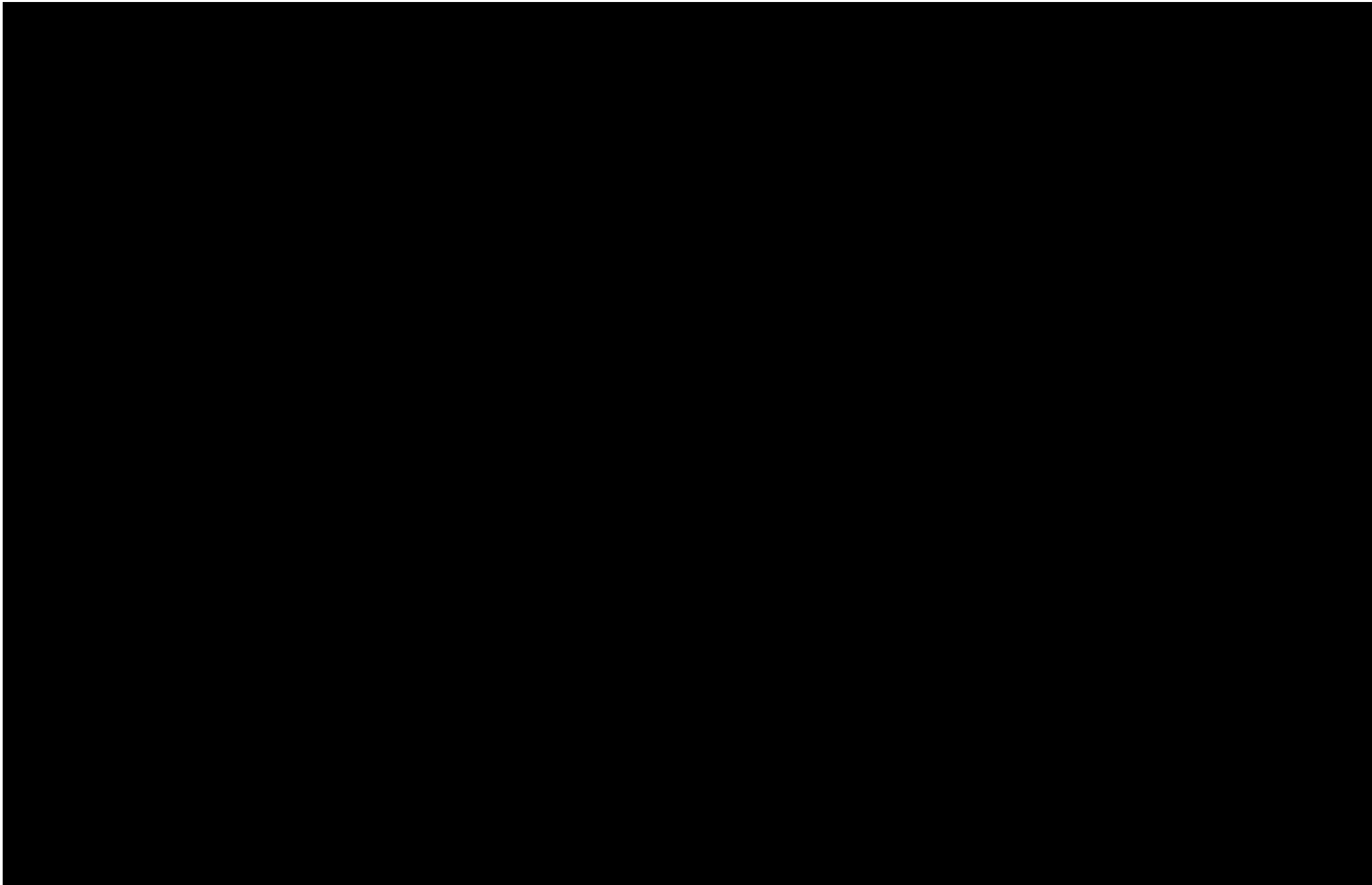


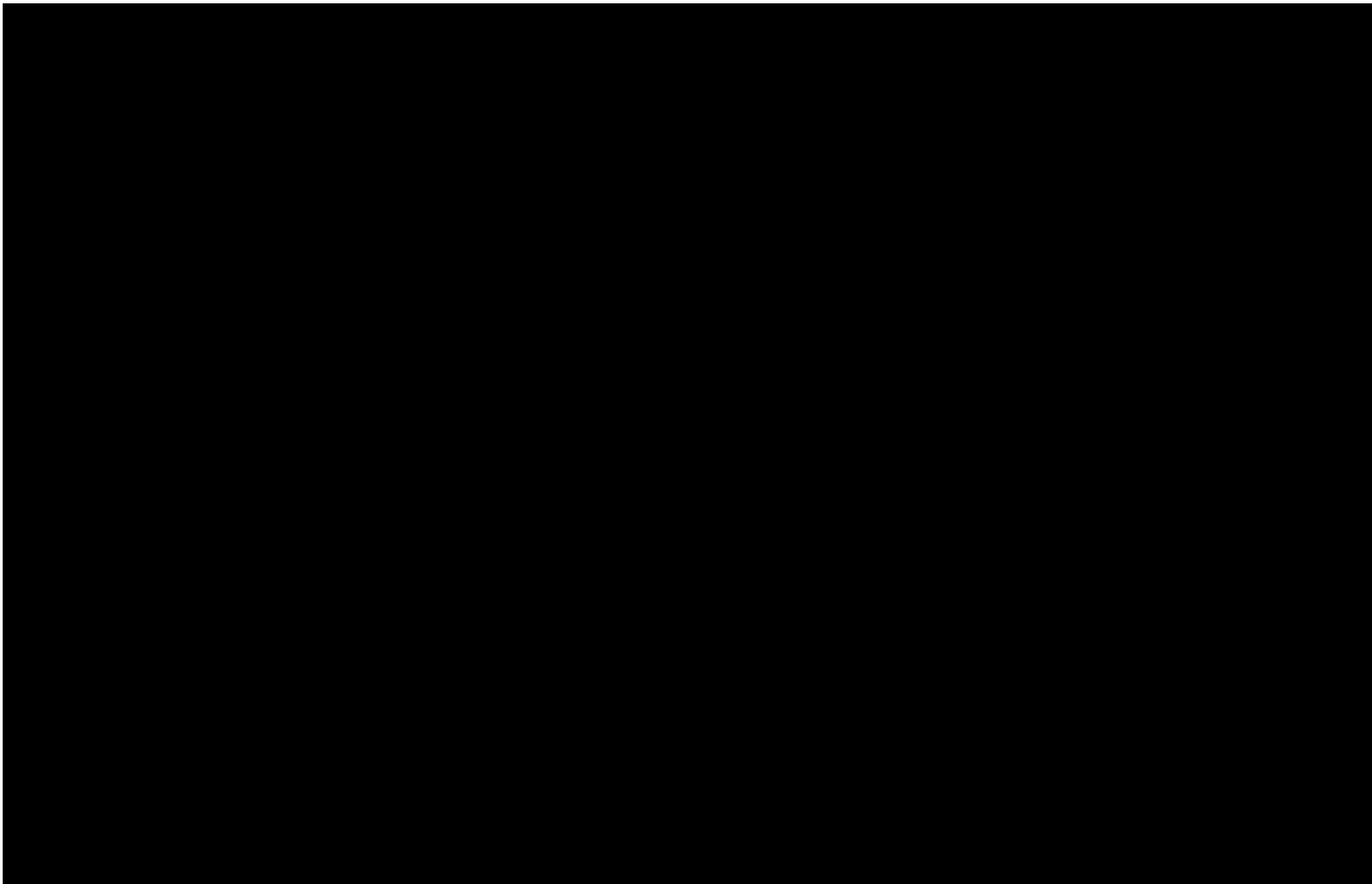


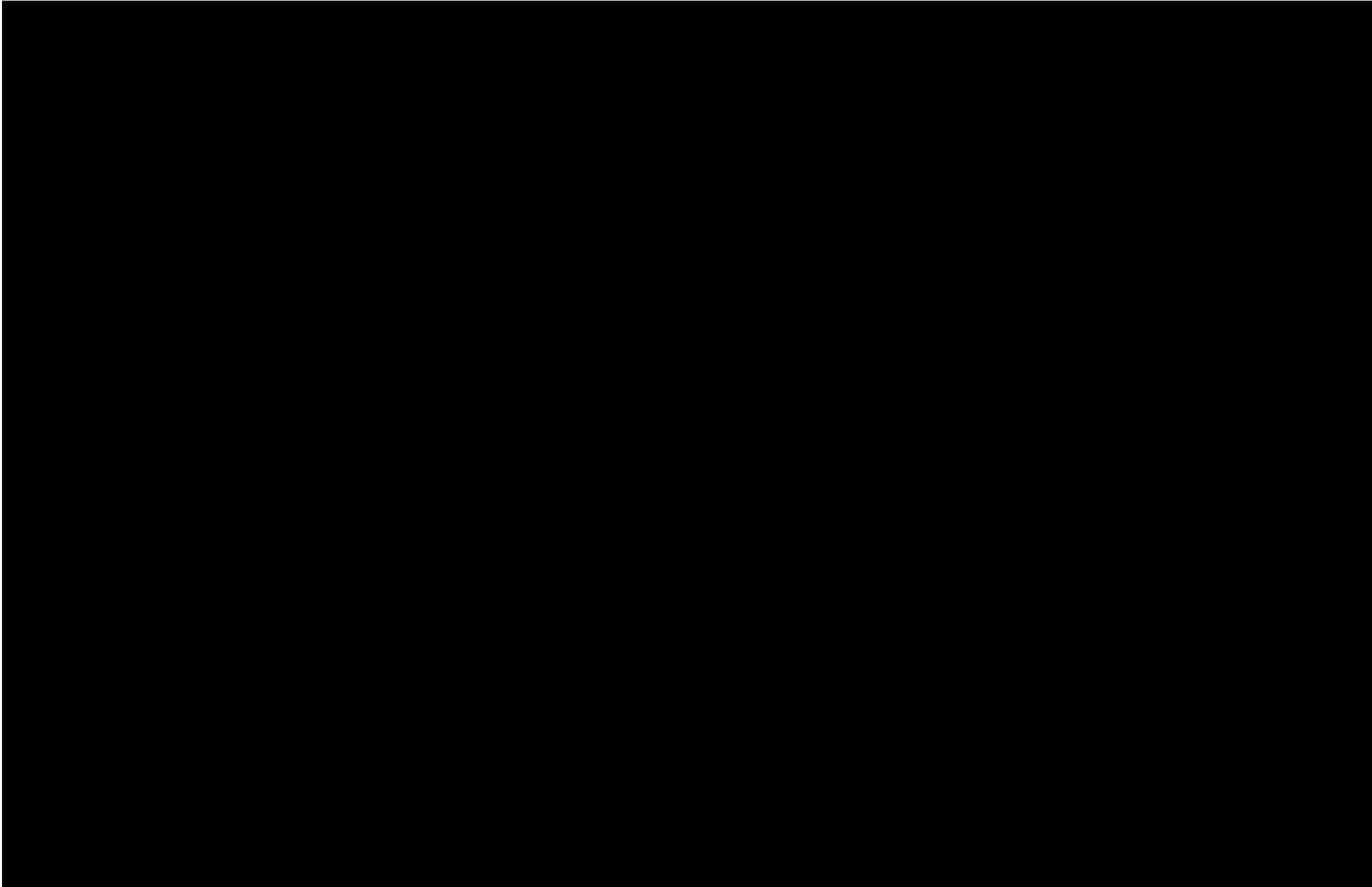


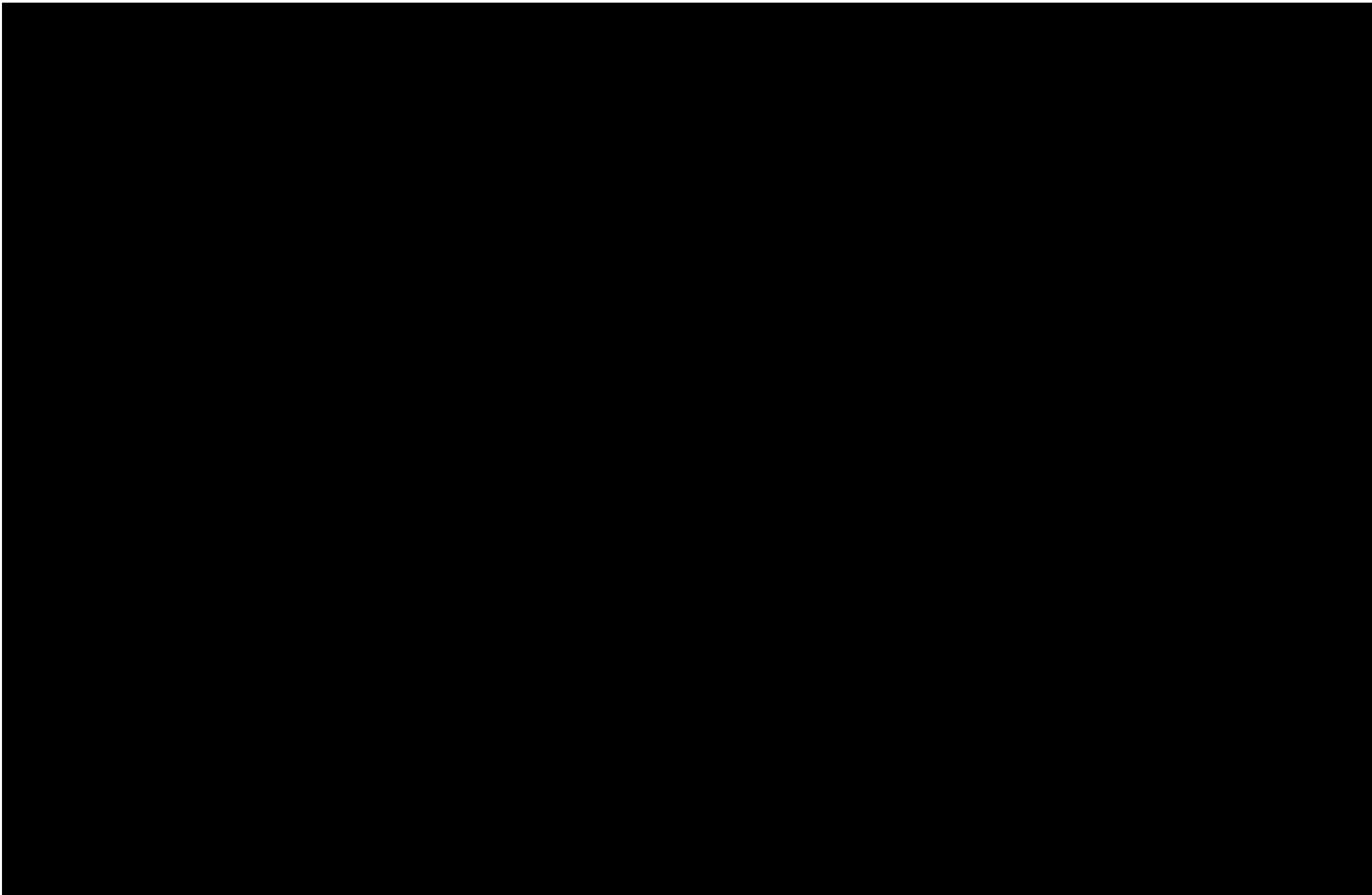


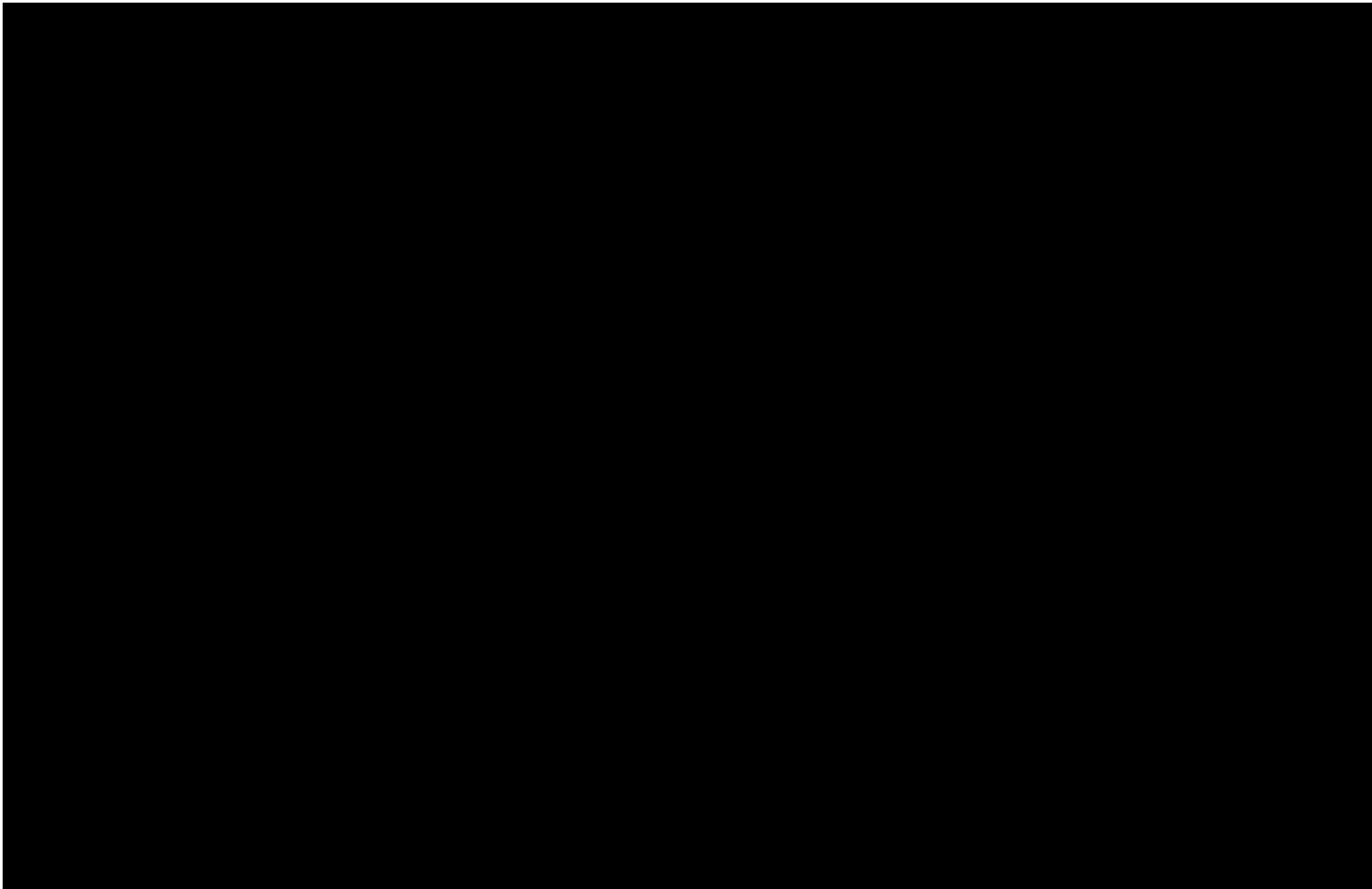


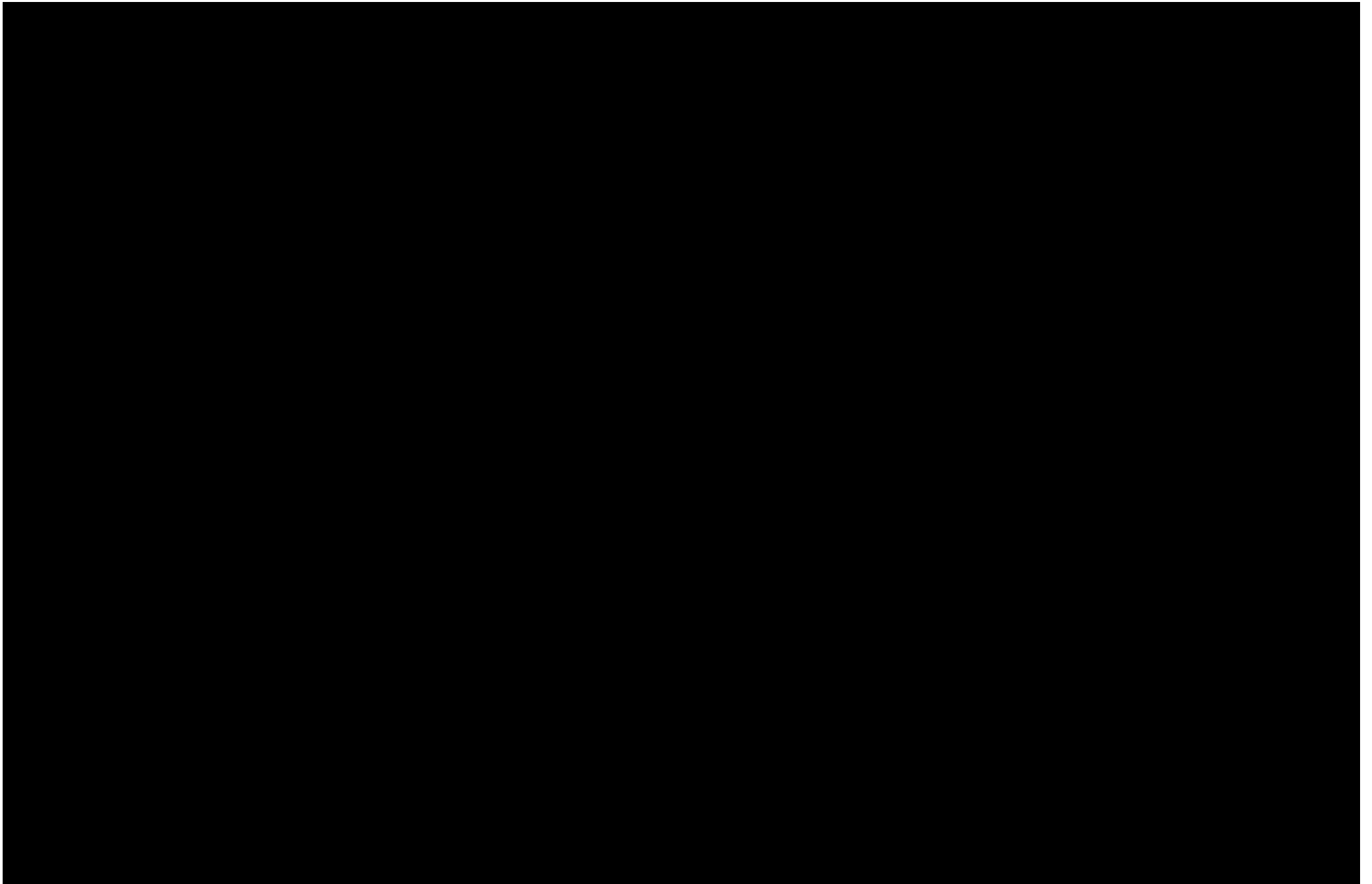


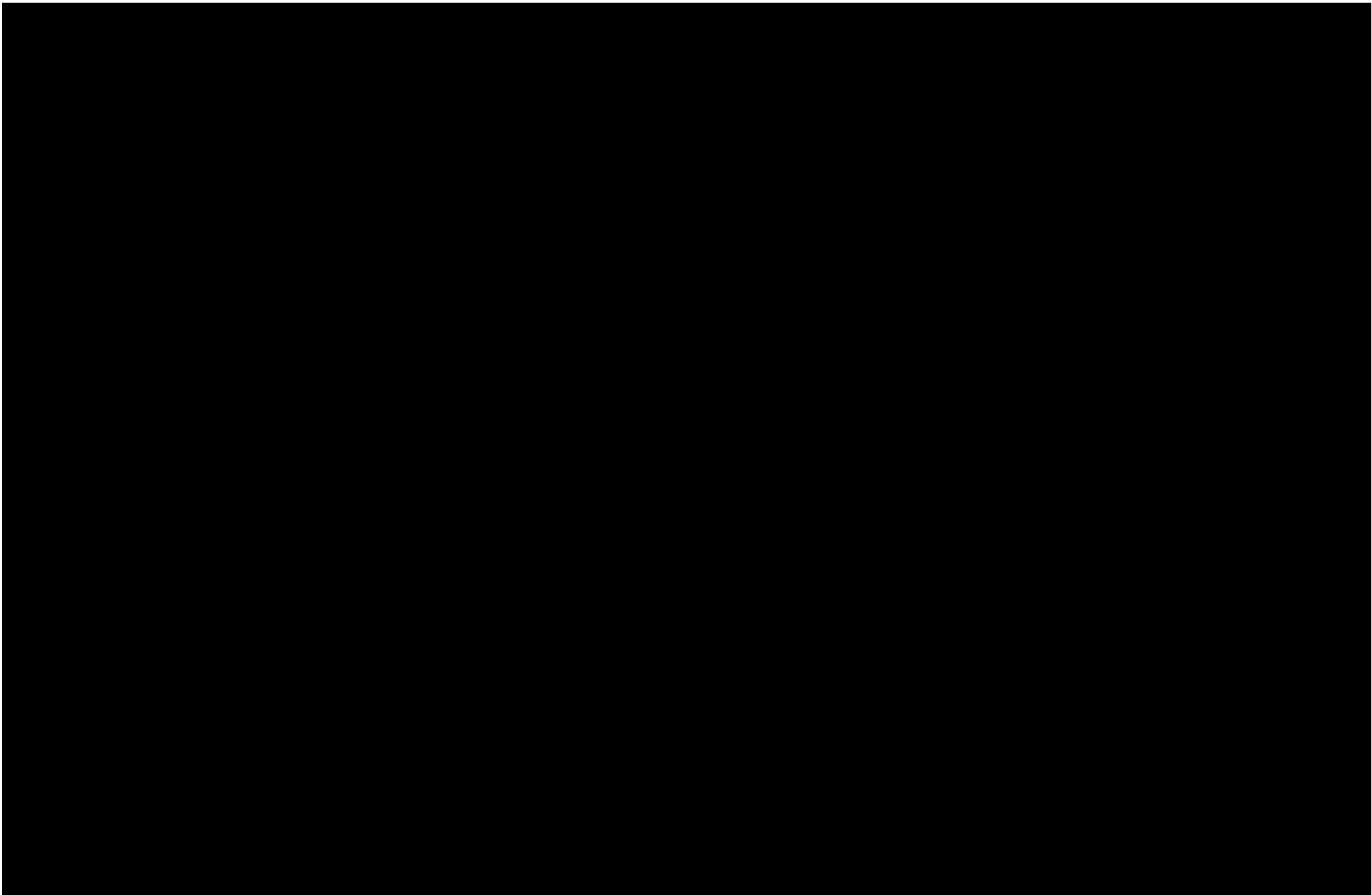


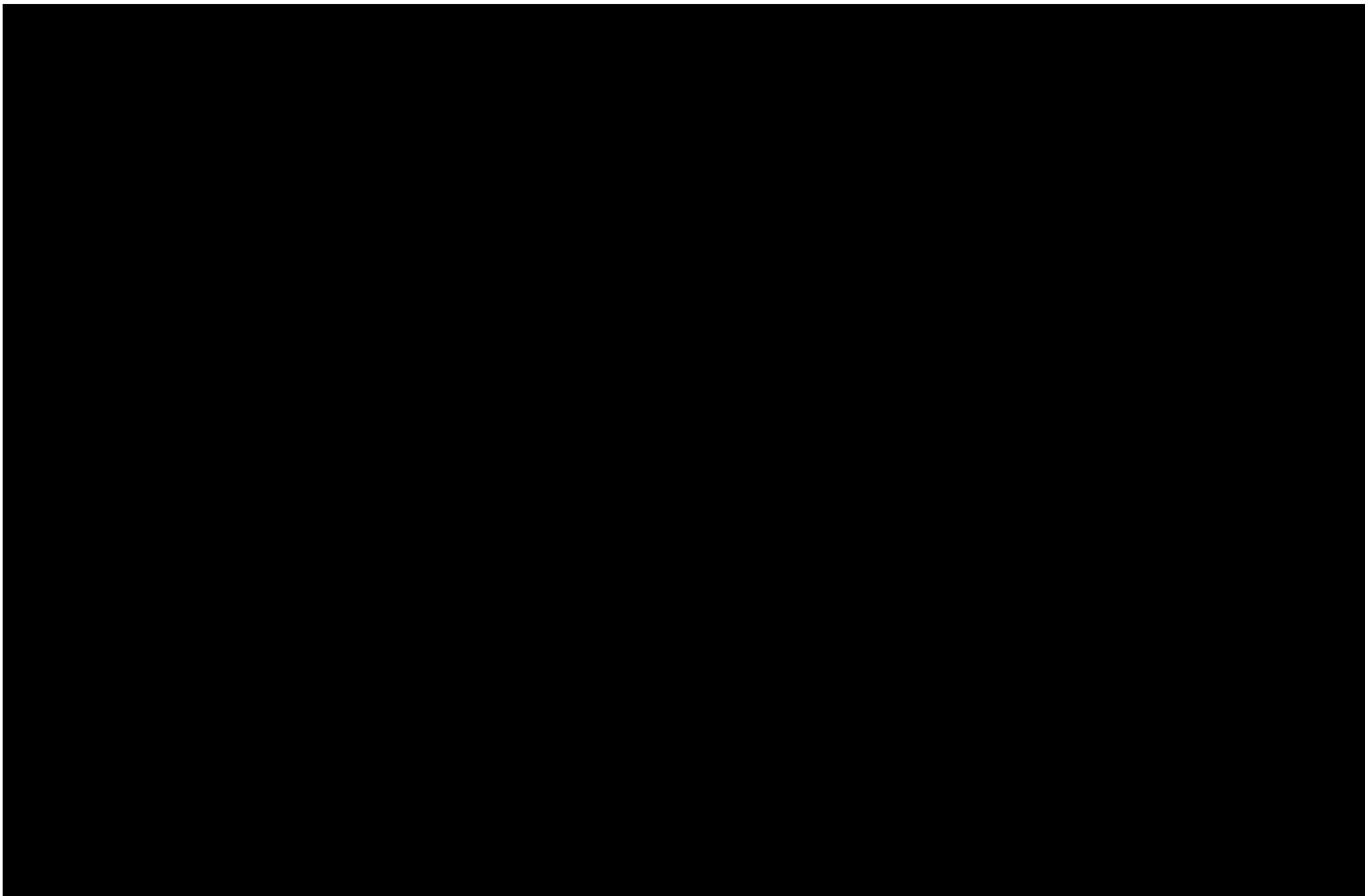


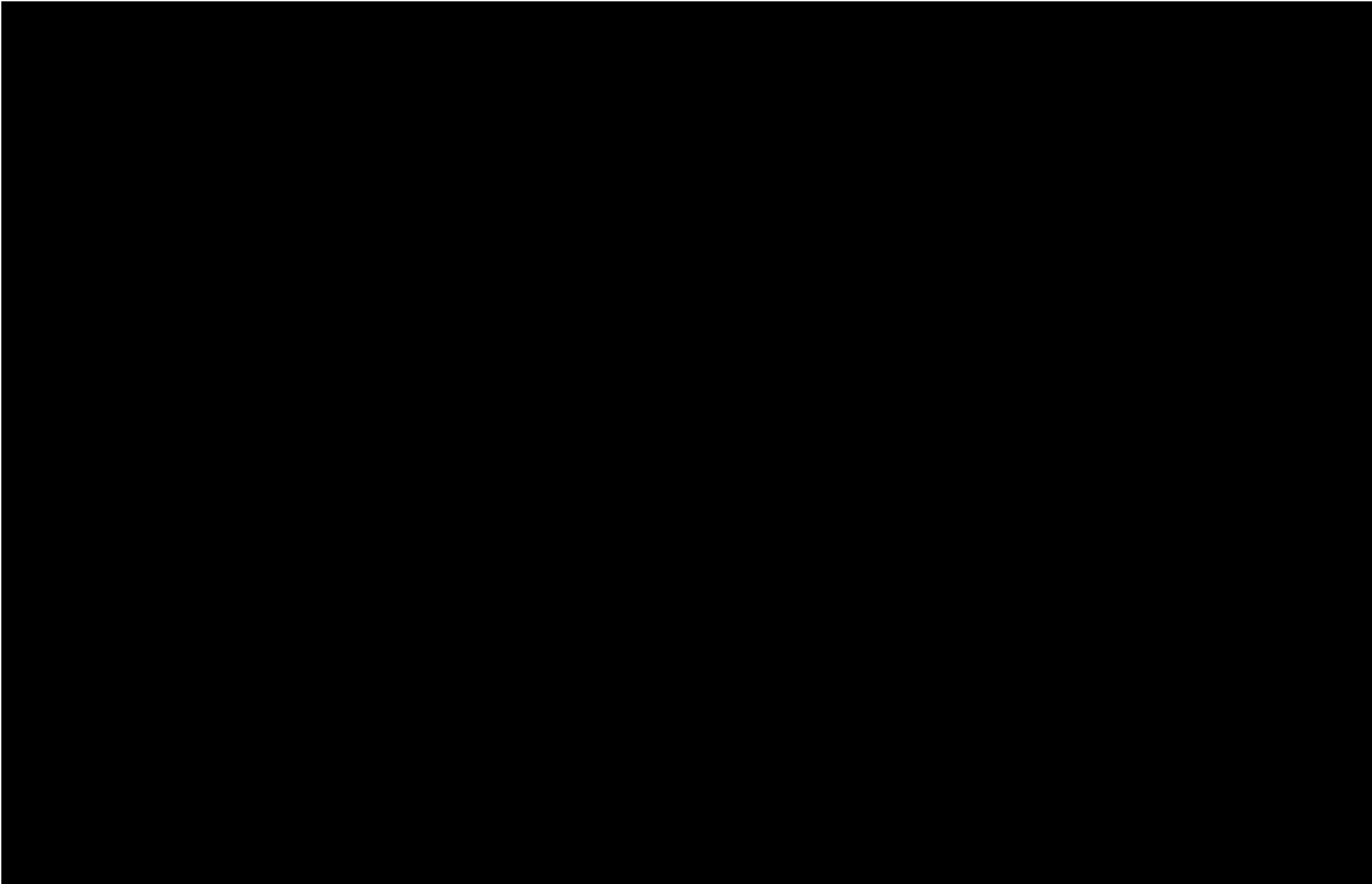


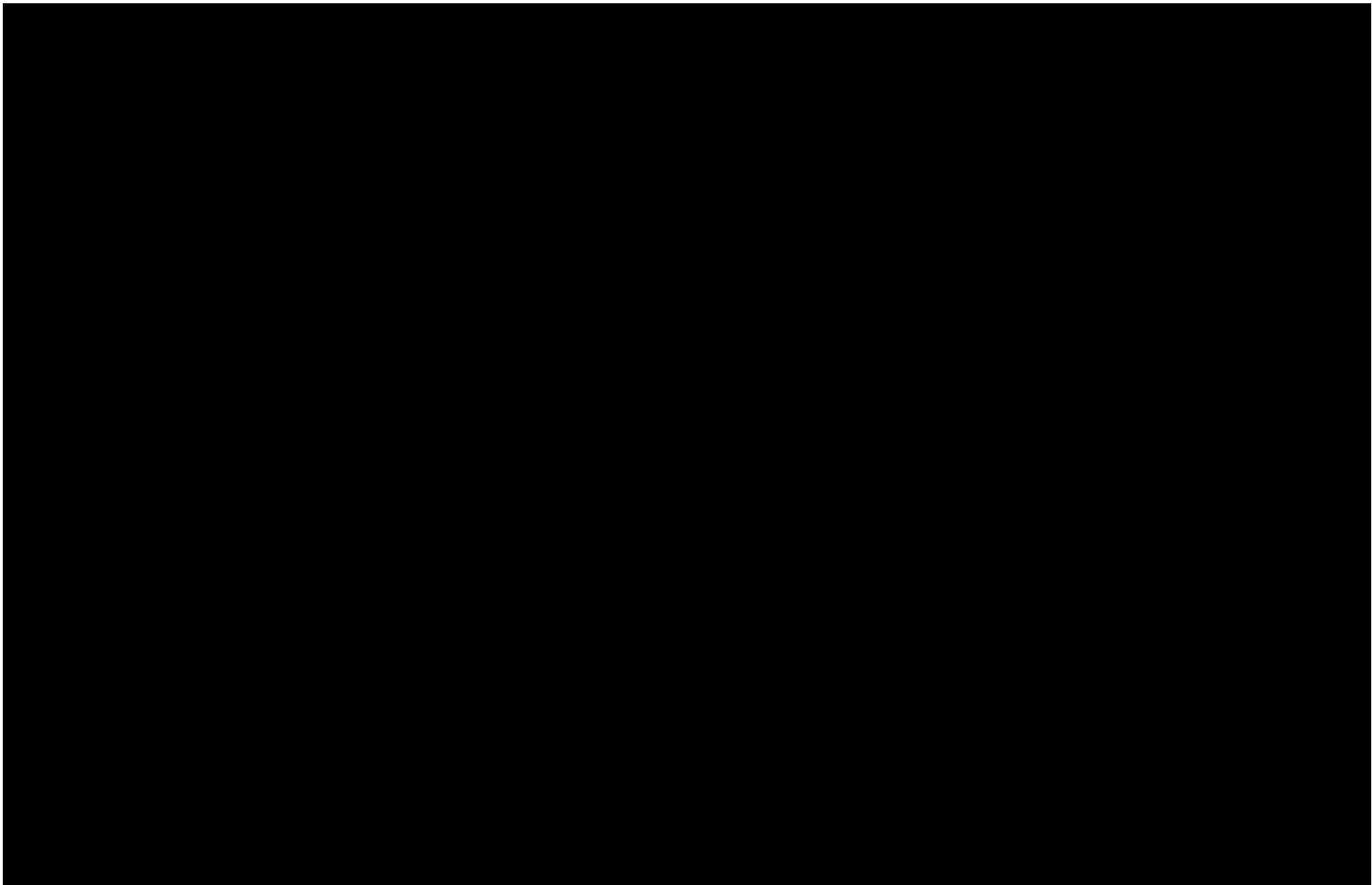


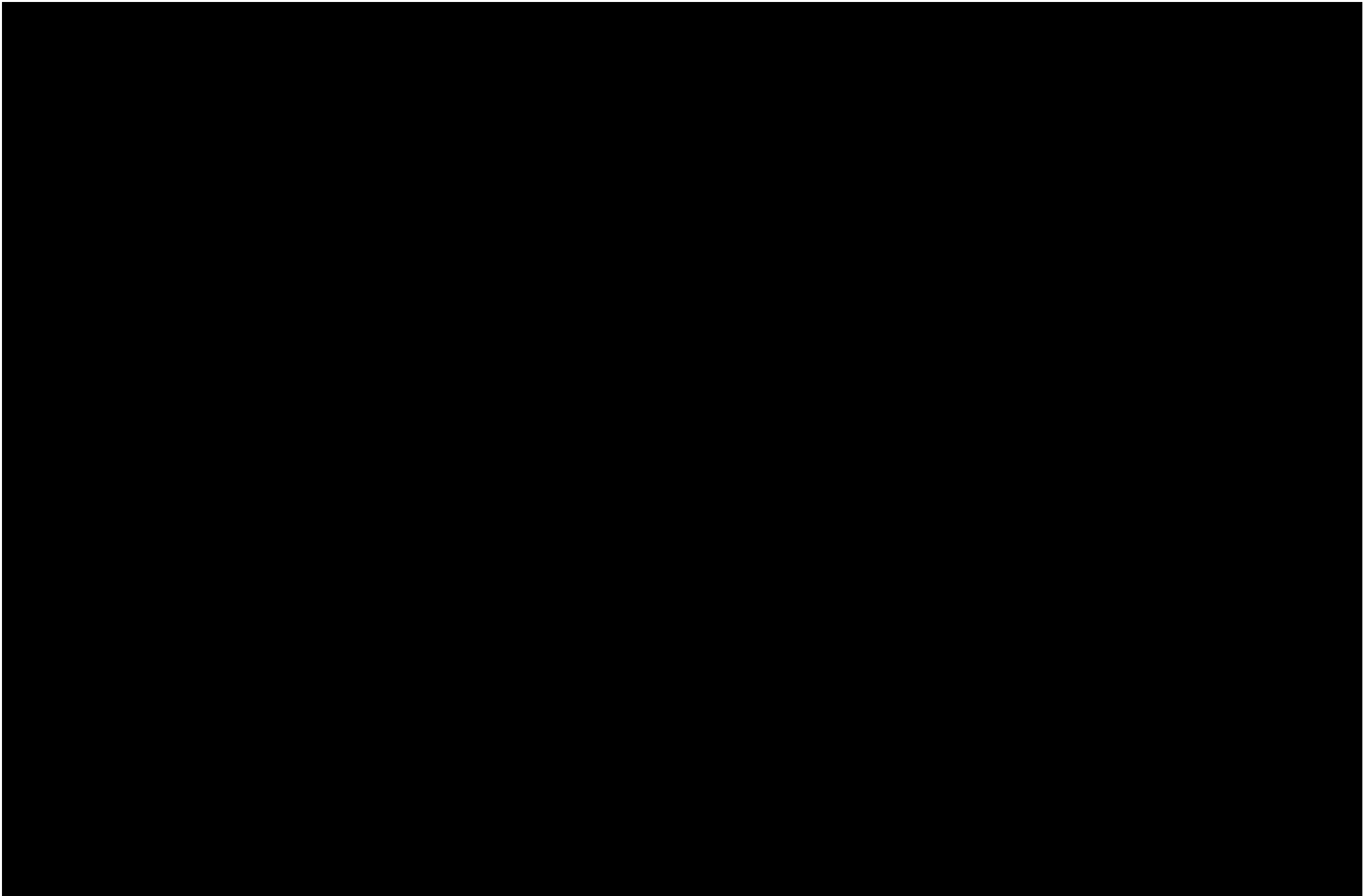


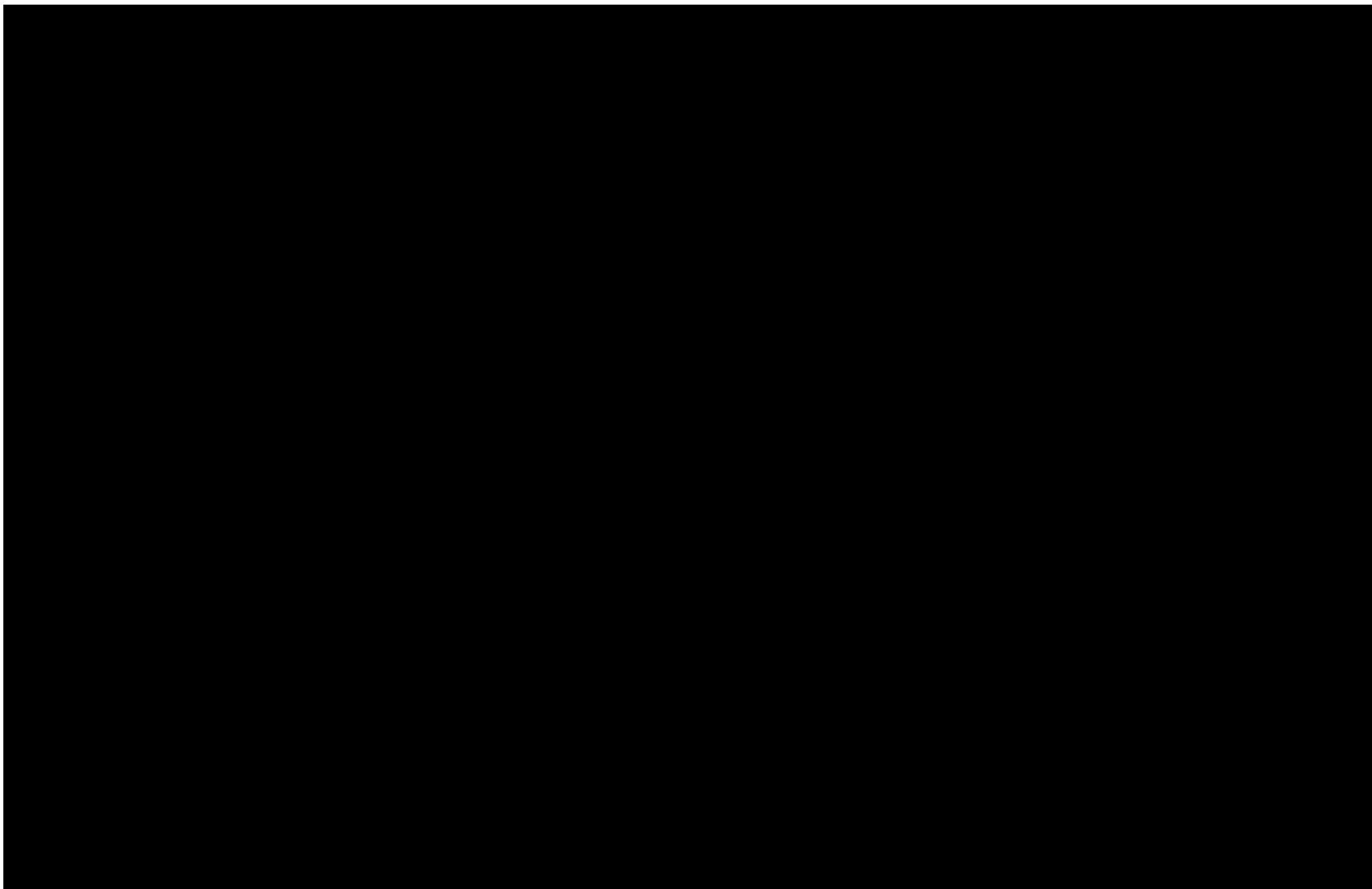




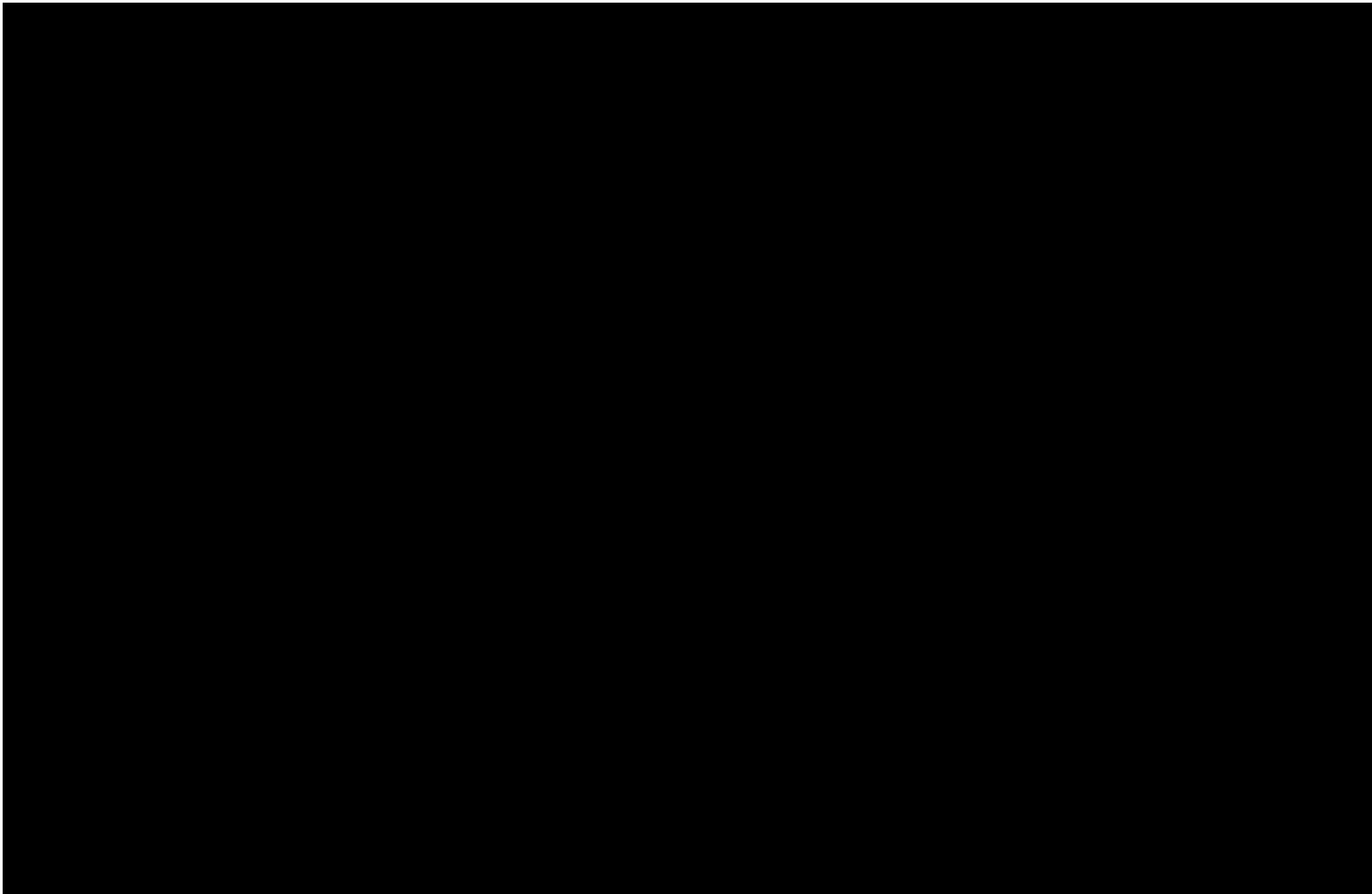


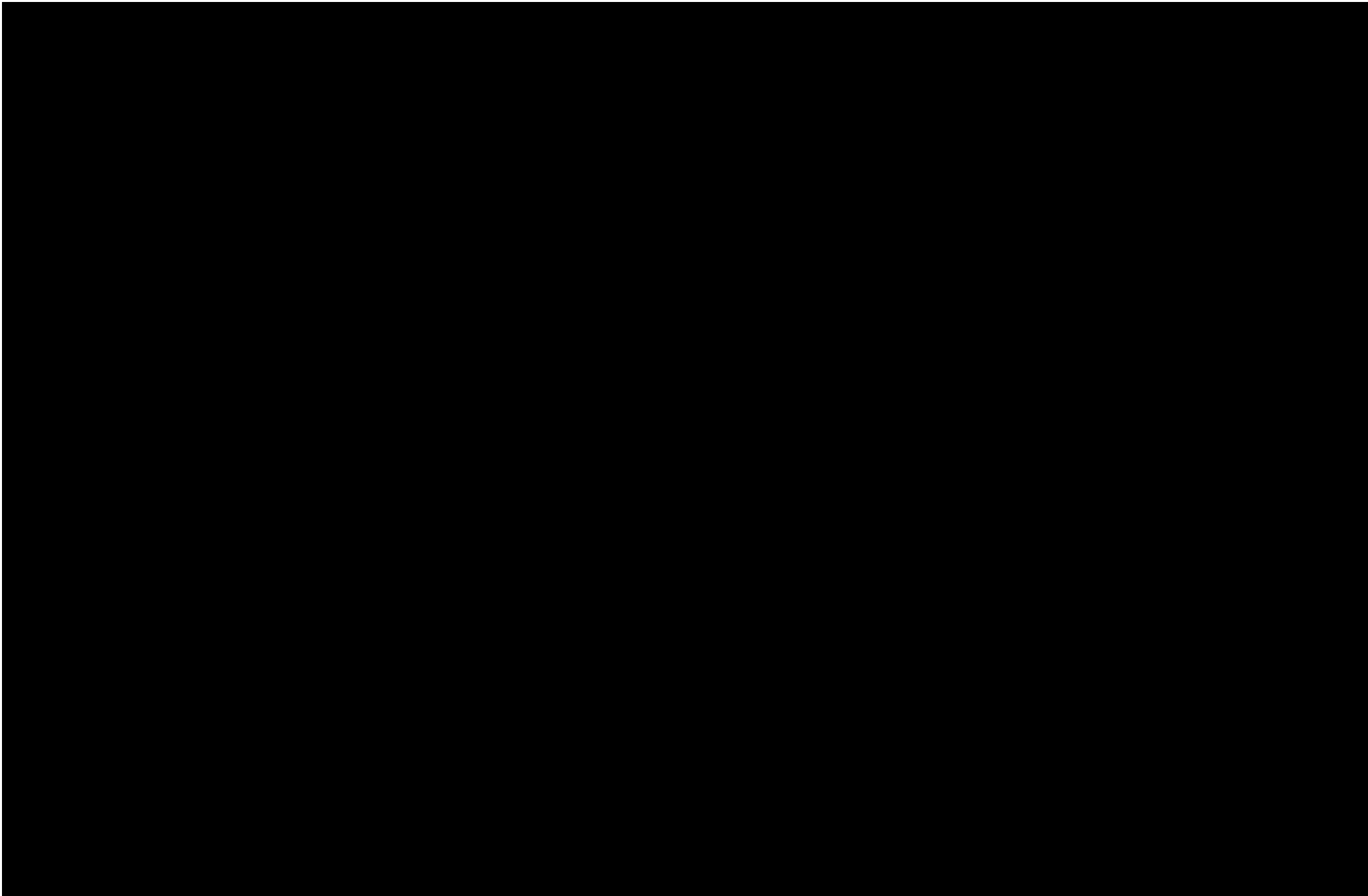


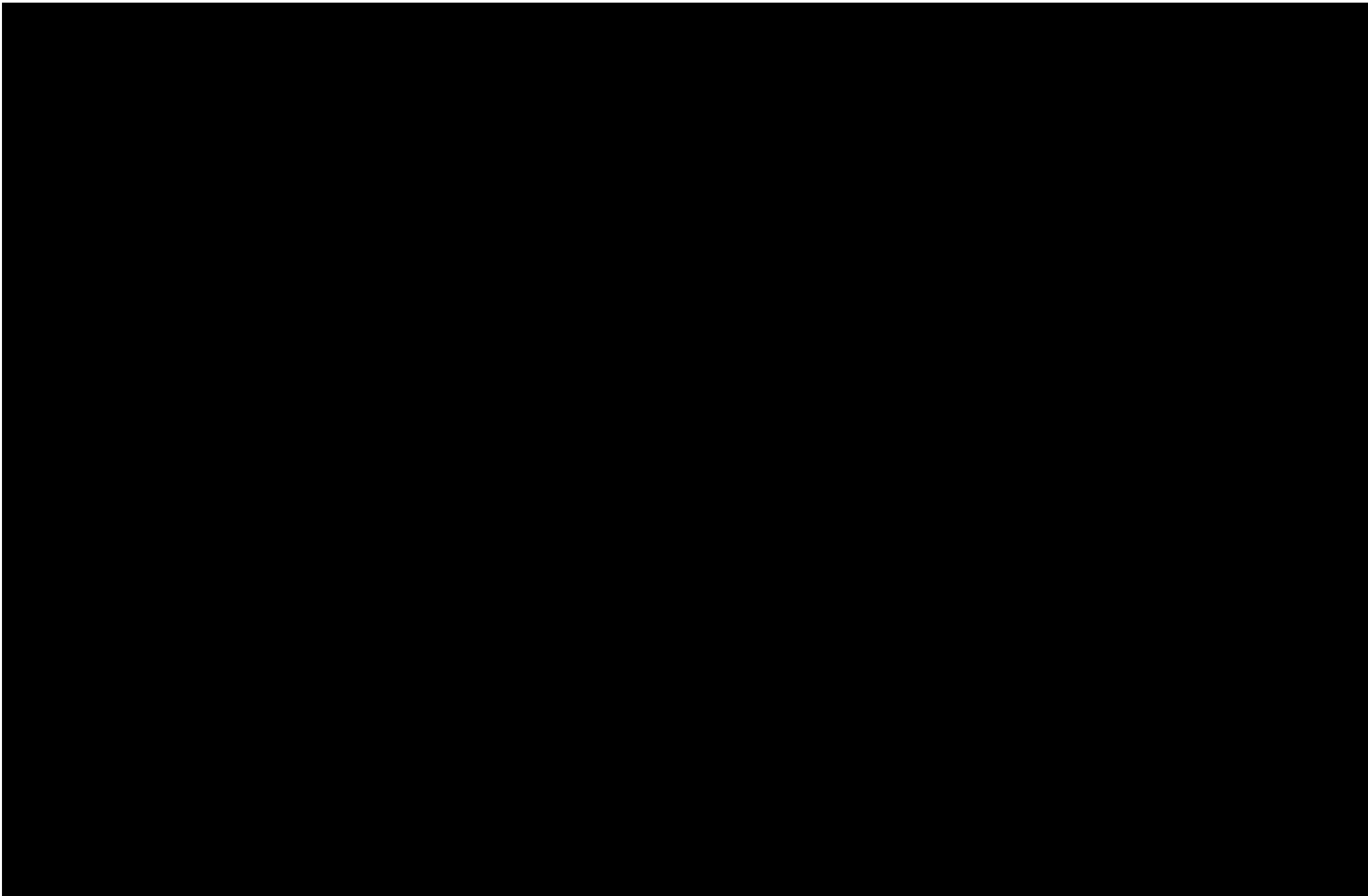


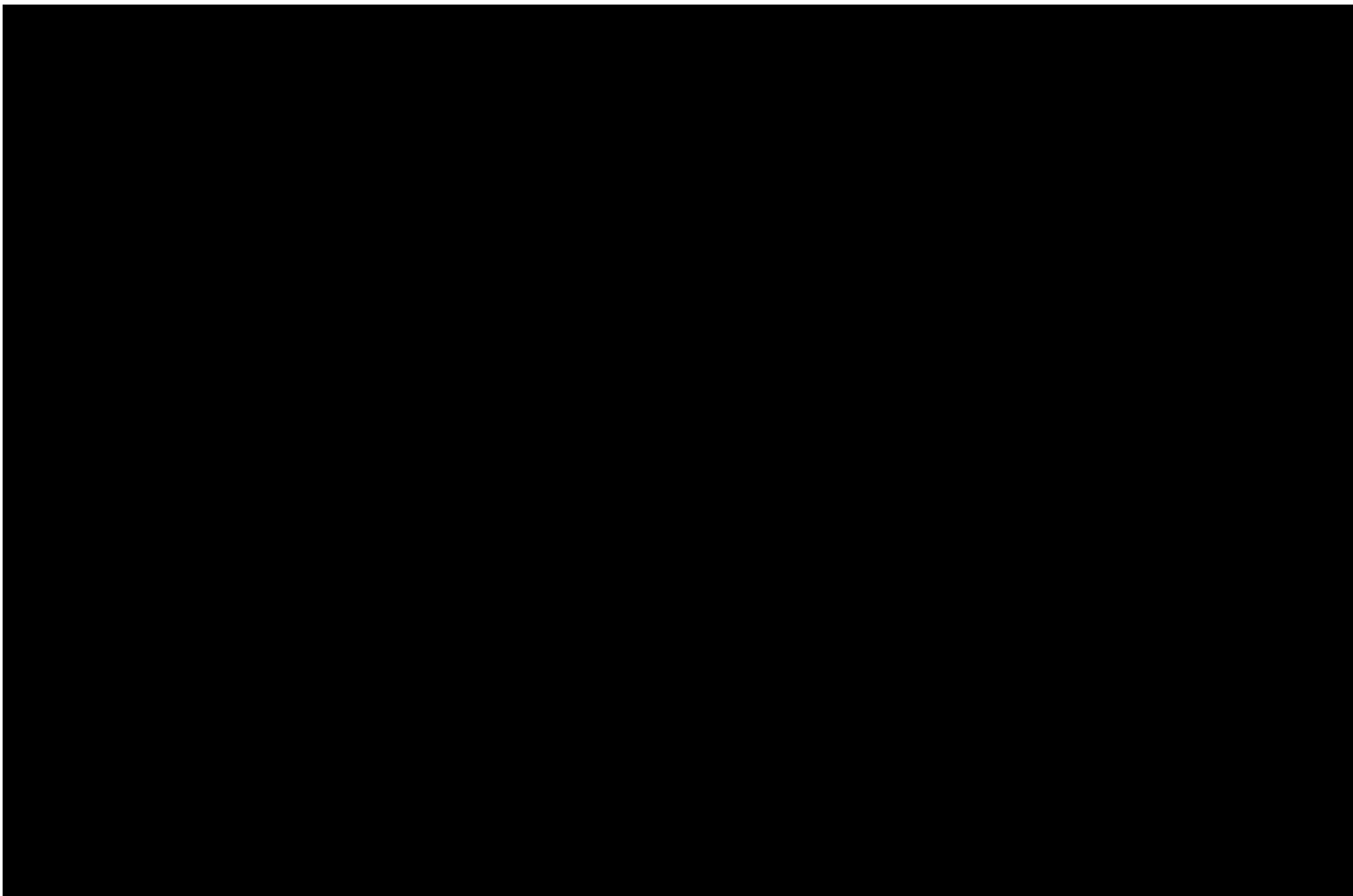


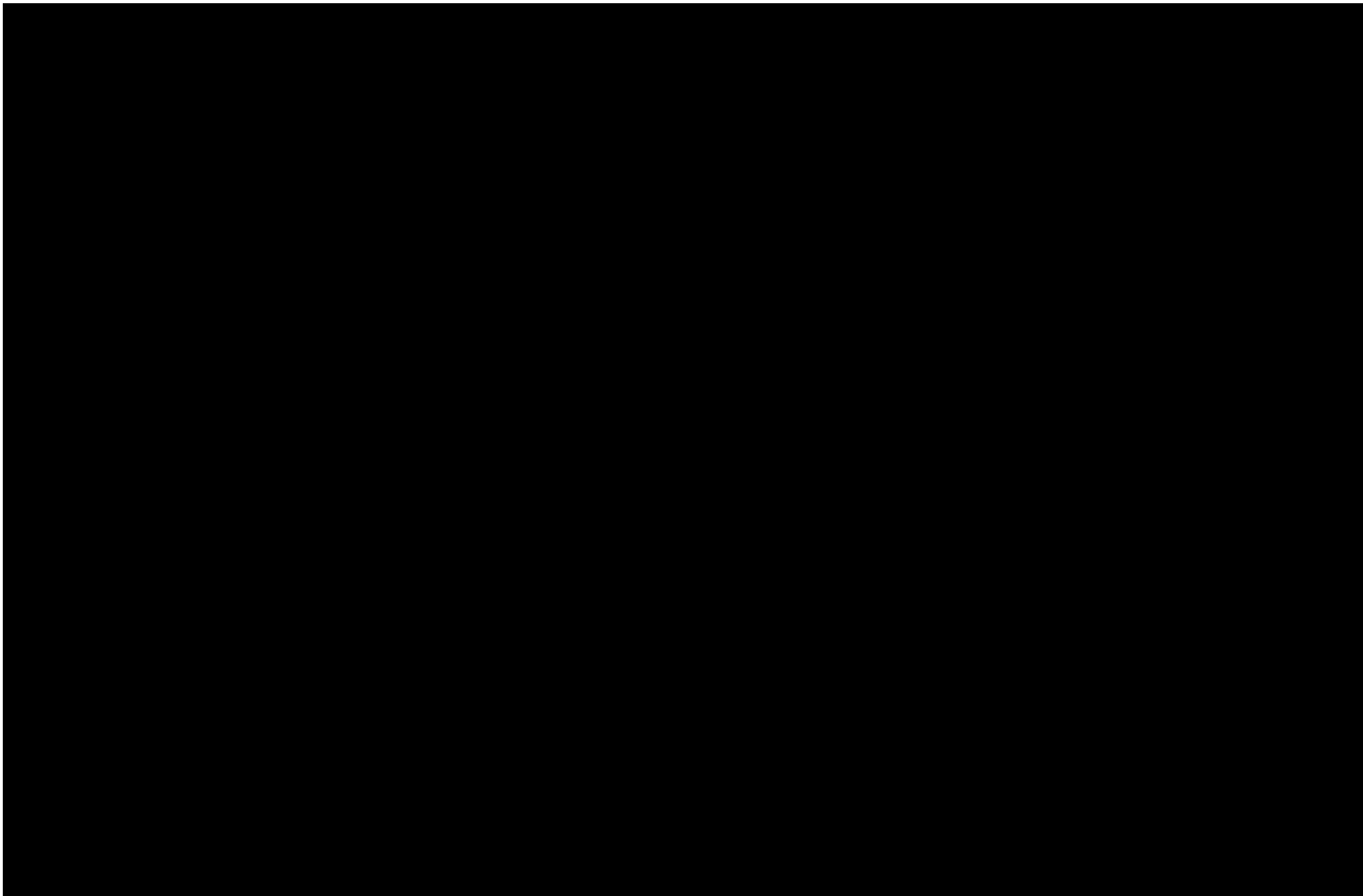
2 巡回ルート

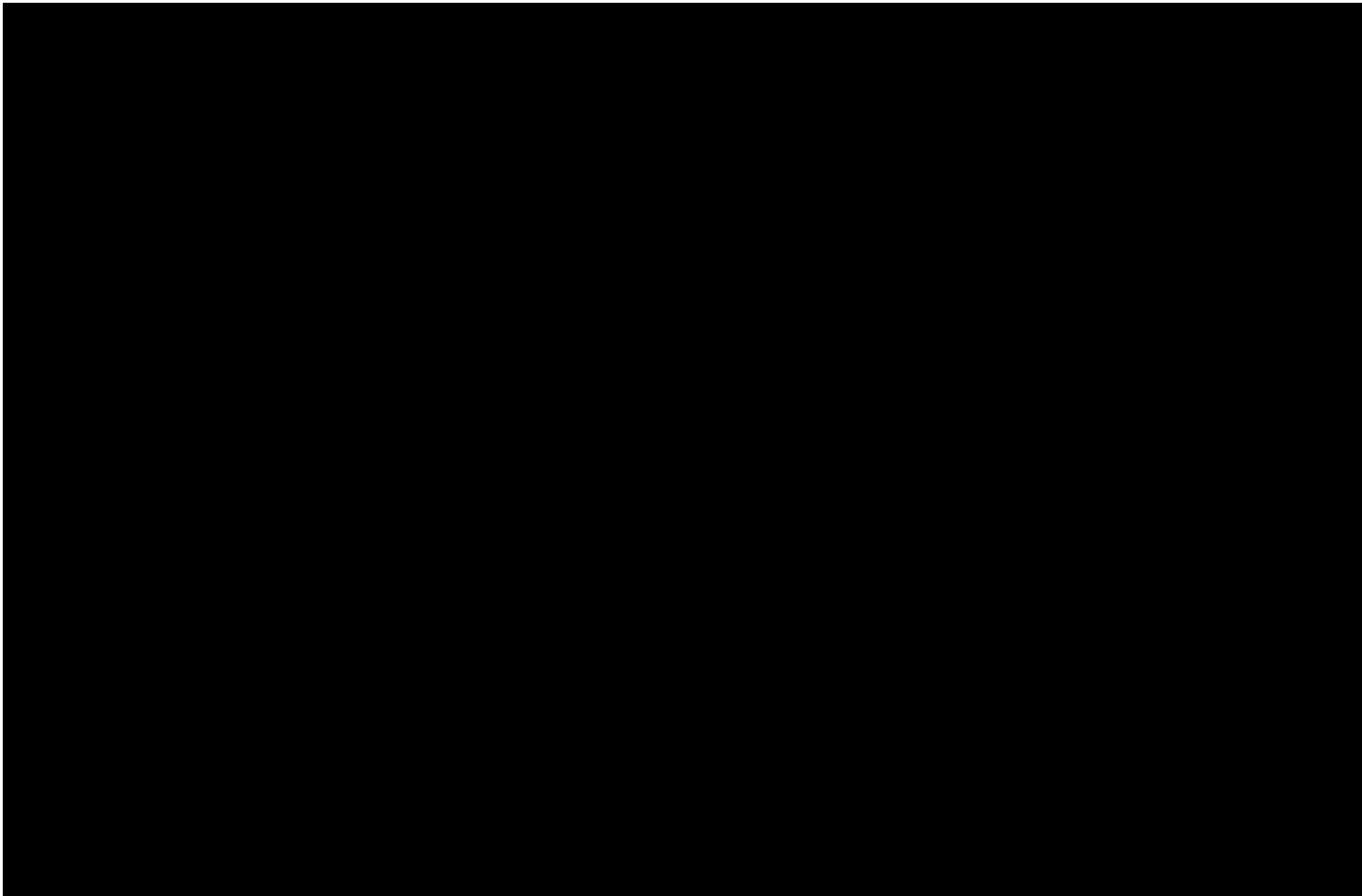


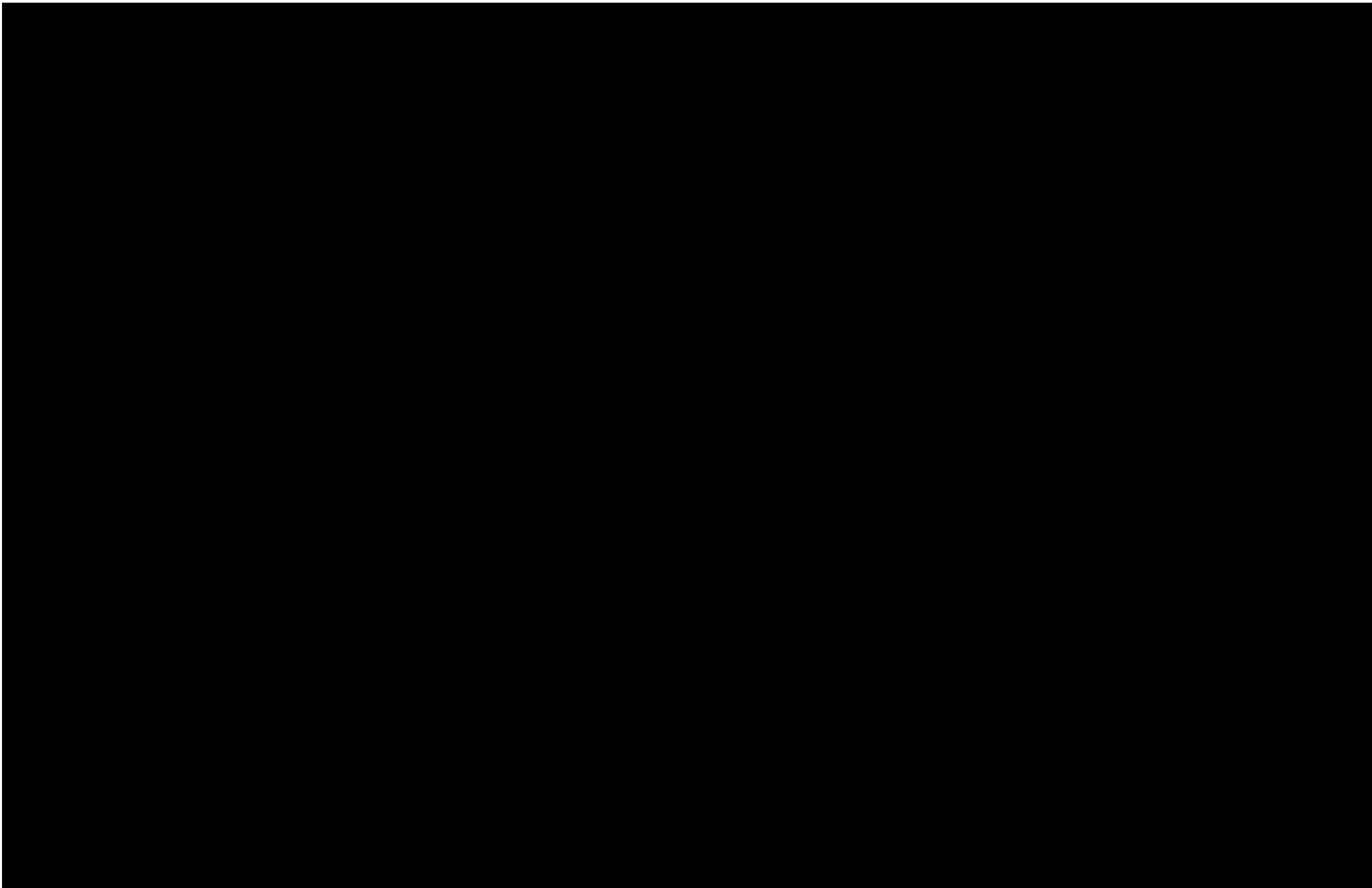


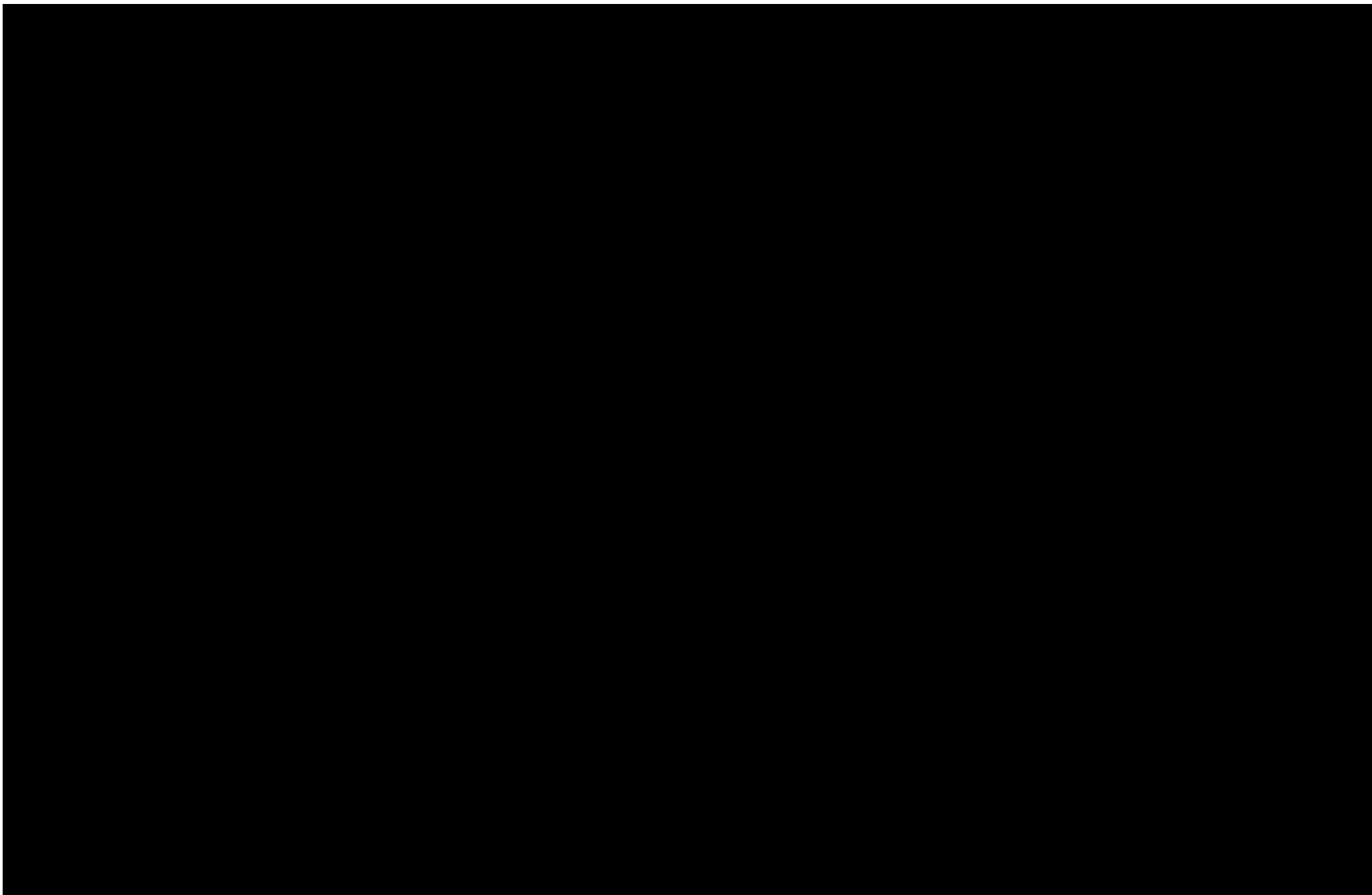


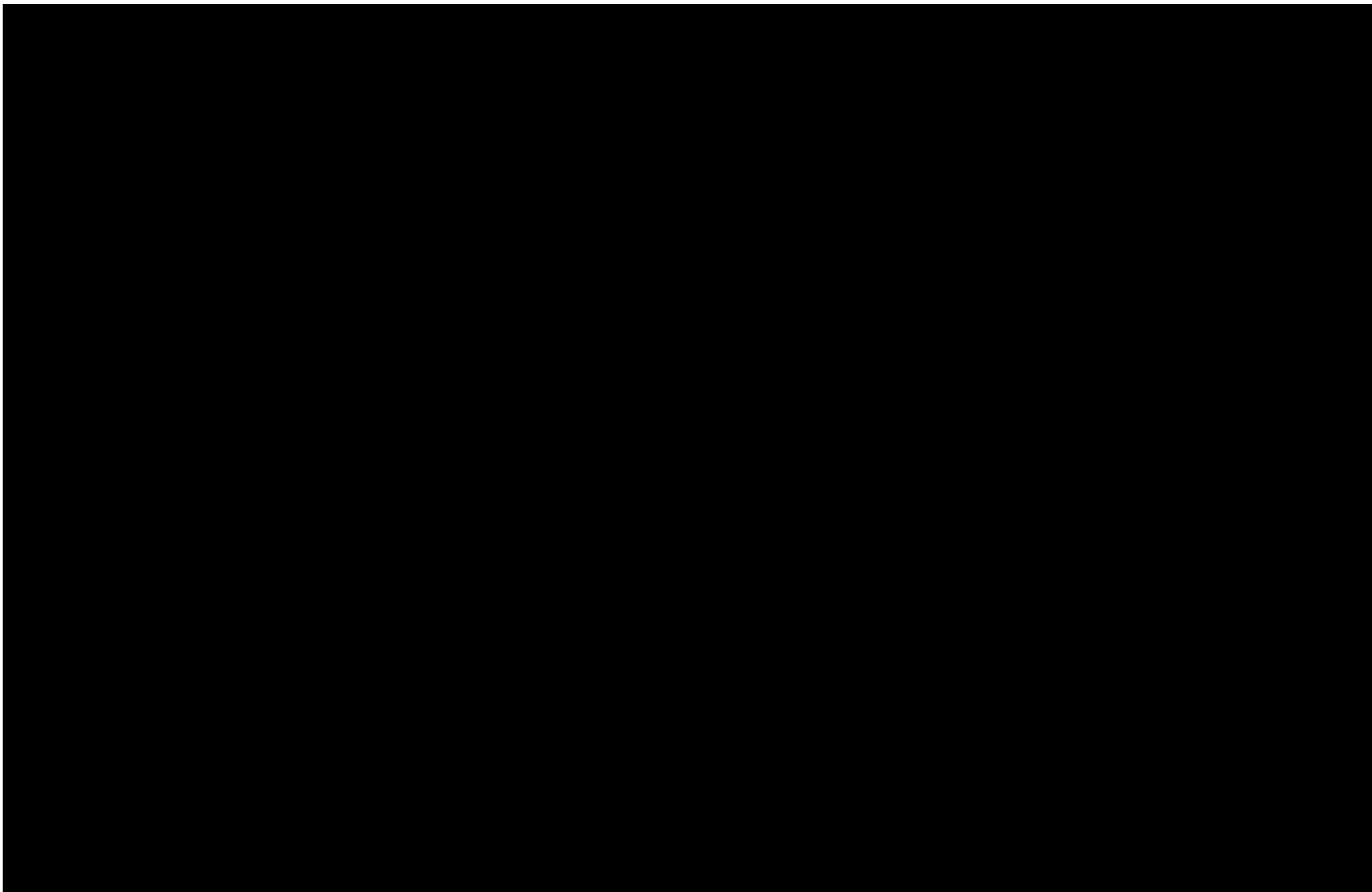


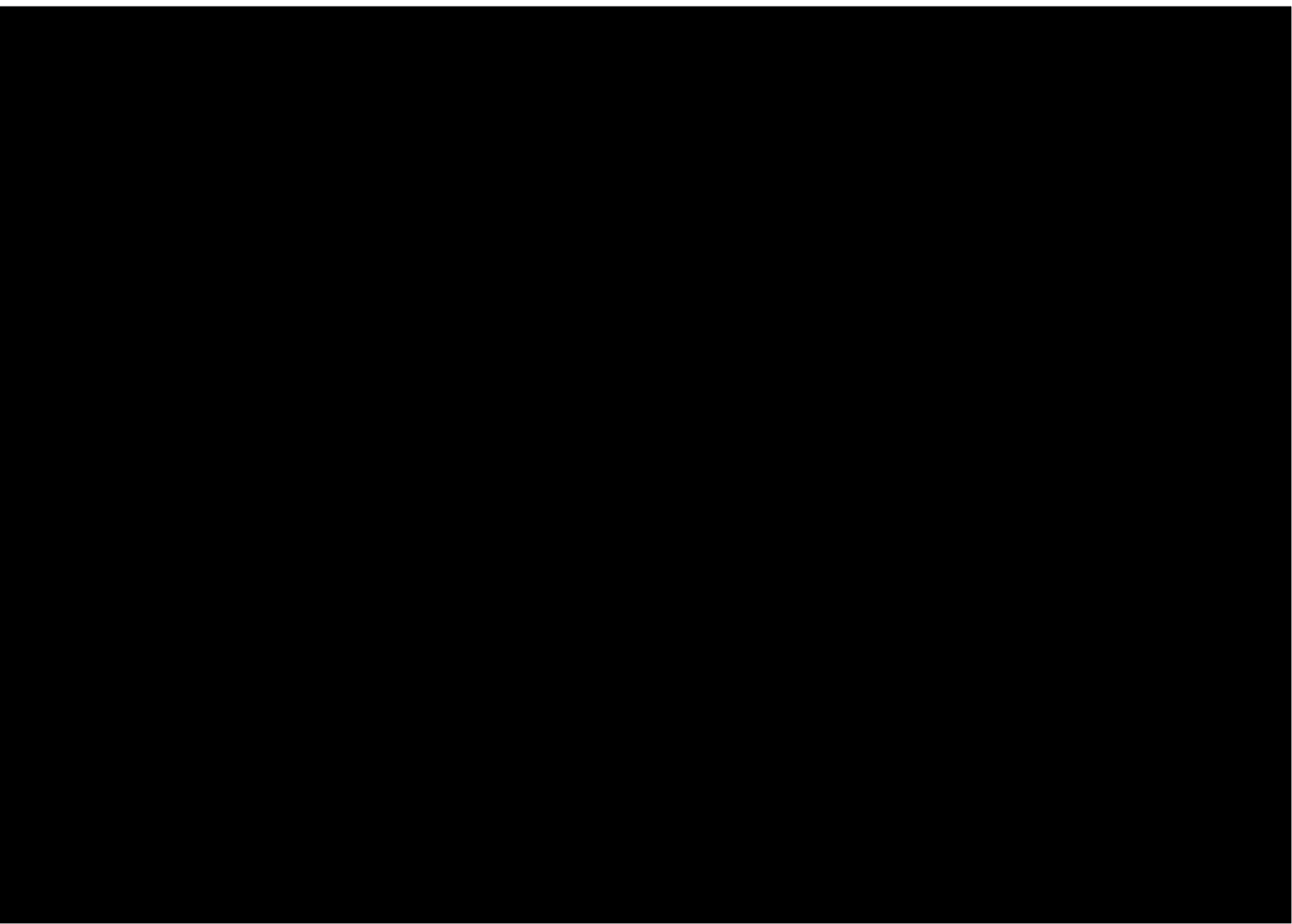












3 機器表

3-1(電気設備)

3-2(空調設備)

3-3(昇降機設備)

3-4(消防設備)

3-5(衛生設備)

3-6(環境衛生設備)

3-7(空調自動制御設備)

3-8(中央監視装置)

3-9(電話設備)

3-10(その他設備)

3-11(植栽図)

1 電気設備

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
<受変電設備>	※印は文部省電気設備工事標準仕様書（平成 6 年度版）による。		
高圧配電盤	型式 ※ 高圧閉鎖型配電盤 CW形相当 定格電圧 7.2 kV 定格電流 400 A	3 5	B 2 階、2 3 階電気室
変圧器（TR）	型式 モールド式 定格 500kVA 以下 定格 500kVA 超	1 5 2	B 2 階、2 3 階電気室
交流遮断器（VCB）	型式 真空遮断器 定格電圧 7.2KV 短絡電流 12.5KA	2 1	B 2 階、2 3 階電気室
断路器	定格電圧 7.2KV 定格電流 400A	2	B 2 階電気室
高圧電磁接触器（VCS）	型式 真空式 定格電圧 7.2KV 定格電流 200A	3	B 2 階、熱源機械室、消火 P 室
計器用変成器（VT）	型式 エポシキモールド形 変圧器 1 次：6.6 kV 2 次：110 V	8	B 2 階、2 3 階電気室
保護継電器（Ry）	コージェネ複合継電器 11 台 (51R, 59R, 64R, 67GR, 67PR, 67SR, 91LR, 27R, 95LR) 過電流継電器(51R) 地絡方向継電器(67R) 低圧地絡継電器(LGR) 2E リレー 不足電圧継電器(27R)	1 式 (11) 1 3 6 1 9 1 3	B 2 階、2 3 階電気室
避雷器（LA）	型式 酸化亜鉛形 三極一投型 定格電圧 8.4KV	1	B 2 階電気室
直流リアクトル（SR）	型式 H 種乾式 定格電圧 240V	2 7	B 2 階、2 3 階電気室
低圧配電盤		3 0	B 2 階、2 3 階電気室
低圧コンデンサ	定格電圧 240V	2 7	B 2 階、2 3 階電気室
連絡母線	型式 開放形、閉鎖形高圧	1 0	B 2 階、2 3 階電気室
ケーブル配線	低圧配線回路	2 0 3	B 2 階、2 3 階電気室
接地端子		5	B 2 階電気室
交流負荷開閉器	定格電圧 7.2KV 定格電流 200A 以下 定格電流 400A 以下	1 7 1	B 2 階、2 3 階電気室
UGS	定格電圧 7.2KV 定格電流 300A	2	屋外（地中線）

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
<直流電源設備>			
整流器	浮動充電電圧 120.4 V	2	B 2 階電気室 2 3 階電気室
蓄電池	型式 陰極吸収式鉛蓄電池（長寿命型） 公称容量 500 AH/10HR	5 4 (セル)	B 2 階電気室
蓄電池	型式 陰極吸収式鉛蓄電池（長寿命型） 公称容量 400 AH/10HR	5 4 (セル)	2 3 階電気室
<無停電電源装置>			
CVCF 装置	定格容量 125KVA	1	2 3 階 電気室
蓄電池（125kVA 付属）	型式 陰極吸収式鉛蓄電池 公称容量 200AH/10HR	210 (セル)	2 3 階 電気室
CVCF 装置	定格容量 300KVA	1	2 3 階 電気室
蓄電池（300kVA 付属）	型式 陰極吸収式鉛蓄電池 公称容量 500AH/10HR	210 (セル)	2 3 階 電気室
<自家発電設備>			
ガスエンジン メーカー：JFEエンジニアリング（株）	連続定格出力 550 PS 型式：VGF-L36GSID	2	B 2 階 発電機室
発電機 メーカー：西芝電機（株）	形式 NTAKL-SEK 500KVA 容量 400 KW	2	B 2 階 発電機室
排ガス浄化装置	形式 三元触媒	2	B 2 階 発電機室
排気ガス熱交換器 （温水ボイラー）	形式 立型 交換熱量：248KW 一次側：高温排気ガス 二次側：温水	2	B 2 階 発電機室
排気消音器	形式 横形円筒形	2	B 2 階 発電機室
ジャケット冷却水ポンプ メーカー：EBARA	形式 防滴保護型 80×65FS2G57.5 モーター 5.5 kW 51m³/h	2	B 2 階 発電機室
クーラー冷却水ポンプ メーカー：EBARA	形式 防滴保護型 80×65FS2G55.5 モーター 1.5 kW 12m³/h	2	B 2 階 発電機室
冷却塔冷却水ポンプ メーカー：EBARA	形式 防滴保護型 80×65FS2G55.5 モーター 5.5 kW 61.8m³/h	2	B 2 階 発電機室
熱回収用熱交換器	形式 プレート式 UX-195-NHP-143 交換熱量：630kW 54.2m³/h	2	B 2 階 発電機室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
余剰熱放熱用熱交換器	形式 プレート式 交換熱量：630kW 49.8m³/h	2	B 2 階 発電機室
クーラー放熱用熱交換器	形式 プレート式 交換熱量：88kW 12.0m³/h	2	B 2 階 発電機室
冷却塔	形式 開放式・超低騒音形 718kW 5.5Kw 61.8m³/h	2	B 2 階 発電機室
自動温調弁	形式 電動式三方弁（2台） ワックス直動式三方弁（6 台）	8	B 2 階 発電機室
膨張タンク （ジャケット冷却水用）	形式 角形 容量 300 L	2	B 2 階 発電機室
膨張タンク （クーラー冷却水用）	形式 角形 容量 100 L	2	B 2 階 発電機室
検水器	形式 フラッパー式（フロースイッチ内臓型）	6	B 2 階 発電機室
ガス配管供給ユニット	形式 ガス圧力、遮断弁組合せ式	2	B 2 階 発電機室
ミストドレイン分離器	形式 円筒形	2	B 2 階 発電機室
潤滑油タンク	形式 角形 容量 500 L	1	B 2 階 発電機室
磁気式スケール防止装置 （冷却塔循環水）	形式 磁気式 口径 100 A	2	B 2 階 発電機室
発電機盤	形式 屋内自立閉鎖形	2	B 2 階 発電機室
エンジン計装盤	形式 屋内自立閉鎖形	2	B 2 階 発電機室
補機盤	形式 屋内自立閉鎖形	2	B 2 階 発電機室
連絡遮断器盤	形式 屋内自立閉鎖形	1	B 2 階 発電機室
補機変圧器盤	形式 屋内自立閉鎖形	1	B 2 階 発電機室
エンジン始動用直流電源盤	形式 屋内自立閉鎖形 MSE-200 12セル	2	B 2 階 発電機室
チェーンブロック・天井走行装置	形式 CBSPO05 仕様 プレーントロリ	6	B 2 階 発電機室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
〈非常用発電機〉			
原動機	型式 立型水冷4サイクル（ディーゼル） 仕様 196KW 燃料 軽油	1	1階 発電機 置場
発電機	型式 三相交流同期発電機（200V） 仕様 200KVA 自励ブラシレス方式	1	1階 発電機 置場
始動用蓄電池	型式 MSE-150 仕様 12セル（2Vタイプ）	1	1階 発電機 置場
原動機	型式 4サイクル水冷直列直接噴射式 過給器/空気冷却器付 仕様 516KW 燃料 軽油（195L）	1	1階 発電機 置場
発電機	型式 三相交流同期発電機（660V） 仕様 500KVA 自励ブラシレス方式	1	1階 発電機 置場
自動始動発電機盤	屋外式 VCB内臓	1	1階 発電機 置場
始動用蓄電池	型式 MSE-200 仕様 12セル（2Vタイプ）	1	1階 発電機 置場
〈負荷設備〉			
電気時計	親時計、パネル回路別子時計（3台付） 子時計 透過型液晶式デジタル時計 時計・休憩・禁煙表示盤 禁煙・休憩表示盤	1 57 1 1 1	
拡声設備	定格出力 4720W 非常用電源部 ニッケルカドミウム蓄電池 DC24V スピーカー	1 27 857	
監視カメラ	防災センター系統カメラシステム 固定式カメラ（標準タイプ） レンズ付 固定式カメラ（ドーム型） カメラレンズ（固定） カメラレンズ（変倍） 4分配マルチスイッチャ 映像信号分配器 VT Rデッキ パワーディストリビュータ 24Vアダプタ（電源制御器）	18 20 10 7 10 5 10 3 2	

	モニター（21インチ未満）	11	
	ハウジング（屋内型）	9	
	ハウジング（屋外型）	6	
	22階監視カメラシステム		
	VTRデッキ	1	
	マルチスイッチャ	1	
	モニター（21インチ未満）	1	

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
インターホン	親機（20局用）	1	
	親機（10局用）	1	
	子機	21	
	子機（モニター付）	4	
身障者呼出表示盤	25窓	1	
	呼出ボタン	23	
駐車場管制設備 （カーゲート）	カードリーダー	2	
	テレビインターホン	2	
	ゲート遠隔操作器	2	
	合流注意灯	1	
	車両検知盤	3	
	カーゲート	2	
	ループ検知器（1ch）	1	
	ループ検知器（2ch）	1	
	誘導表示灯	1	
分電盤	電灯分電盤	133	
	動力分電盤	79	
	その他分電盤	34	
航空障害灯及び 緊急救助スペース用照明装置	制御盤	3	
	点滅灯	6	
	境界灯	8	
	位置表示灯	1	
照明制御装置	センター装置（本体LCD・キーボード・マウス）	1式	
	コントローラ	5	
	リレー制御端末器	183	
	リモコンブレーカー制御端末器	62	
照明器具	FHF32W(1灯用)	2097	※器具設置台数
	FHF32W(2灯用)	2739	
	LED32W	154	
	LED50W	328	
改修工事等により変更になる場合あり	FHF63W(1灯用)階段通路誘導灯	106	

	その他	5119	
外灯器具	1 階～4 階	9 3	
電力量計	各階（非）取引メーター 月 1 回	2 4 7	

〈無停電電源装置〉			
C V C F 装置	定格容量 20KVA	1	1 F 防災センター
蓄電池	形式 陰極吸収式鉛蓄電池（長寿命型） 公称容量 100AH/HR	1 5 0 (セル)	1 F 防災センター

2 空気調和設備

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
排熱投入型吸収冷温水機 （RB-B201） （RB-B202）	型式 TSA-CUWN-HS360EGD（三洋電機製） 冷房能力 330 USRT 暖房能力 864 Mcal/h	2	B2階 熱源機械室
低温水吸収冷凍機 （RA-B201） （RA-B202）	型式 TSA-A-HS110EL（三洋電機 製） 冷房能力 100 USRT 注記）熱源は高温水	2	B2階 熱源機械室
スクリー式ヒートポンプ （RS-B201）	型式 KHS2005R（神戸製鋼所 製） 冷房能力 100 USRT 暖房能力 394 Mcal/h 熱回収式R-134g 電源：三相 6,600V	1	B2階 熱源機械室
冷却塔（冷温水機用） （CT-1、CT-2）	機器名 ヒックリングタワー超低騒音型 （冷却水管理装置付：薬液処理） 冷却能力 330 USRT 冷却水 5,510 L/min	2	2階 冷却塔置場
冷却塔（冷凍機用） （CT-3、CT-4）	機器名 ヒックリングタワー超低騒音型 （冷却水管理装置付：薬液処理） 冷却能力 100 USRT 冷却水 2,230 L/min	2	2階 冷却塔置場
水－水熱交換機 （HE-1-1） （HE-1-2）	型式 プレート型 交換熱量 50 USRT	2	B2階 熱源機械室
水－水熱交換機 （HE-2-1）	型式 プレート型 交換熱量 81 USRT	1	B2階 熱源機械室
水－水熱交換機 （HE-2-2）	型式 プレート型 交換熱量 126 Mcal/h	1	B2階 熱源機械室
水－水熱交換機 （HE-3）	型式 プレート型 交換熱量 942 Mcal/h	1	B2階 熱源機械室
水－水熱交換機 （HE-4）	型式 プレート型 交換熱量 264 Mcal/h	1	B2階 熱源機械室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
水－水熱交換機 （H E－5）	型式 プレート型 交換熱量 100 Mcal/h	1	B 2 階 熱源機械室
水－水熱交換機 （H E－6）	型式 プレート型 交換熱量 231 Mcal/h	1	B 2 階 熱源機械室
加圧給水ポンプユニット （P－B 1 0 1）	用途 冷却水補給水用 40 A×300 L/min×55 mAq×2 台 動力 2.2 kw×2 台	1 式	B 1 階 ポンプ室（2）
冷水一次ポンプ （P C－1－B 2 0 1） （P C－1－B 2 0 2）	形式 片吸入渦巻ポンプ 150 A×3,300 L/min×30 mAq×4 P 動力 22 kw 運転：インバータ運転	2	B 2 階 熱源機械室
冷水一次ポンプ （P C－1－B 2 0 3）	形式 片吸入渦巻ポンプ 80 A×1,010 L/min×25 mAq×4 P 動力 7.5 kw	1	B 2 階 熱源機械室
冷水一次ポンプ （P C－1－B 2 0 4） （P C－1－B 2 0 5）	形式 片吸入渦巻ポンプ 125 A×1,010 L/min×29 mAq×4 P 動力 11 kw 運転：インバータ運転	2	B 2 階 熱源機械室
冷水二次ポンプ （P C－2－B 2 0 1～ P C－2－B 2 0 3）	形式 片吸入渦巻ポンプ 150 A×3,370 L/min×46 mAq×4 P 動力 37 kw 運転：インバータ運転	3	B 1 階 ポンプ室
冷水二次ポンプ （P C－2－B 2 0 4）	形式 多段渦巻ポンプ 100 A×530 L/min×41 mAq×4 P 動力 15 kw 運転：インバータ運転	1	B 1 階 ポンプ室
冷水一次ポンプ （P C－3－B 2 0 1） （P C－3－B 2 0 3）	形式 片吸入渦巻ポンプ 80 A×610 L/min×32 mAq×4 P 動力 5.5 kw	2	B 2 階 熱源機械室
冷水二次ポンプ （P C－3－B 2 0 2） （P C－3－B 2 0 4）	形式 片吸入渦巻ポンプ 65 A×610 L/min×20 mAq×4 P 動力 5.5 kw 運転：インバータ運転	2	B 1 階 ポンプ室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
冷水二次ポンプ （PC-4-B201）	形式 片吸入渦巻ポンプ 80 A×1,060 L/min×22 mAq×4 P 動力 7.5 kw	1	B 2 階 熱源機械室
温水一次ポンプ （PH-1-B201） （PH-1-B202）	形式 片吸入渦巻ポンプ 150 A×3,330 L/min×30 mAq×4 P 動力 22 kw	2	B 2 階 熱源機械室
温水一次ポンプ （PH-1-B203）	形式 片吸入渦巻ポンプ 125 A×1,320 L/min×26 mAq×4 P 動力 15 kw	1	B 2 階 熱源機械室
温水二次ポンプ （PH-2-B201～ PH-2-B203）	形式 多段渦巻ポンプ 150 A×2,450 L/min×55 mAq×4 P 動力 37 kw 運転：インバータ運転	3	B 1 階 ポンプ室
温水二次ポンプ （PH-2-B204）	形式 多段渦巻ポンプ 125 A×370 L/min×53 mAq×4 P 動力 18.5 kw 運転：インバータ運転	1	B 1 階 ポンプ室
温水一次ポンプ （PH-3-B201）	形式 多段渦巻ポンプ 65 A×270 L/min×30 mAq×4 P 動力 3.7 kw	1	B 2 階 熱源機械室
温水二次ポンプ （PH-3-B202）	形式 片吸入渦巻ポンプ 125 A×270 L/min×19 mAq×4 P 動力 5.5 kw	1	B 1 階 ポンプ室
温水一次ポンプ （PH-3-B203）	形式 多段渦巻ポンプ 80 A×420 L/min×31 mAq×4 P 動力 5.5 kw	1	B 2 階 熱源機械室
温水二次ポンプ （PH-3-B204）	形式 片吸入渦巻ポンプ 125 A×420 L/min×19 mAq×4 P 動力 5.5 kw	1	B 1 階 ポンプ室
温水二次ポンプ （PH-4-B201）	形式 片吸入渦巻ポンプ 80 A×550 L/min×26 mAq×4 P 動力 7.5 kw	1	B 2 階 熱源機械室
温水二次ポンプ （PH-5-B201～ PH-5-B203）	形式 多段渦巻ポンプ 80 A×1,070 L/min×68 mAq×4 P 動力 22 kw 運転：インバータ運転	3	B 2 階 熱源機械室
冷却水ポンプ （PCD-B201） （PCD-B202）	形式 片吸入渦巻ポンプ 200 A×5,510 L/min×33 mAq×4 P 動力 55 kw 運転：インバータ運転	2	B 2 階 熱源機械室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
冷却水ポンプ （PCD-B203） （PCD-B204）	形式 片吸入渦巻ポンプ 125 A×2, 230 L/min×42 mAq×4 P 動力 30 kw 運転：インバータ運転	2	B 2 階 熱源機械室
膨張タンク （EXT-1）	SUS 製角型 用途 冷水配管系 1,000×1,000×1,100 H	1	P H 階屋上
膨張タンク （EXT-2）	SUS 製角型 用途 温水配管系 1,500×1,500×1,100 H	1	P H 階屋上
密閉式膨張タンク （EXT）	EX-400L 用途 排熱温水配管系 400L×610Φ×1569H 最高使用圧力 0.78Mpa 最高使用温度 95℃	1	B 2 階 機械室
冷水一次往ヘッド （HCS-1）	400 φ×6,100 L	1	B 1 階 熱源機械室
冷水二次往ヘッド （HCS-2）	400 φ×5,500 L	1	B 1 階 熱源機械室
冷水一次還ヘッド （HCR-1）	400 φ×4,270 L	1	B 1 階 熱源機械室
冷水二次還ヘッド （HCR-2）	400 φ×4,230 L	1	B 1 階 熱源機械室
温水一次往ヘッド （HHS-1）	400 φ×5,220 L	1	B 1 階 熱源機械室
温水二次往ヘッド （HHS-2）	400 φ×5,870 L	1	B 1 階 熱源機械室
温水一次還ヘッド （HHR-1）	400 φ×3,670 L	1	B 1 階 熱源機械室
温水二次還ヘッド （HHR-2）	400 φ×4,170 L	1	B 1 階 熱源機械室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
空調機 （ＡＣＵ－１０１－１，２）	形式 コンパクト型 冷却能力 27.40 kw 加熱能力 48.70 kw	2	1階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 23.47 kw 加熱能力 18.72 kw	1	1階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 23.83 kw 加熱能力 19.51 kw	1	1階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１０４）	形式 コンパクト型 冷却能力 23.47 kw 加熱能力 18.72 kw	1	1階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１０５）	形式 コンパクト型 冷却能力 103.21 kw 加熱能力 63.78 kw	1	1階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１０６）	形式 コンパクト型 冷却能力 64.24 kw 加熱能力 53.45 kw	1	1階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１０７）	形式 コンパクト型 冷却能力 14.19 kw 加熱能力 10.58 kw	1	1階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 36.34 kw 加熱能力 21.16 kw	1	2階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 27.65 kw 加熱能力 18.90 kw	1	2階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 13.63 kw 加熱能力 12.09 kw	1	2階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２０４）	形式 コンパクト型 冷却能力 36.80 kw 加熱能力 20.83 kw	1	2階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２０５，２１１）	形式 薄型 冷却能力 19.47 kw 加熱能力 12.16 kw	2	2階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２０６～９）	形式 コンパクト型 冷却能力 56.26 kw 加熱能力 21.28 kw	4	2階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２１０）	形式 コンパクト型 冷却能力 31.02 kw 加熱能力 28.95 kw	1	2階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２１２）	形式 薄型（冷房専用） 冷却能力 10.99 kw	1	2階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－３０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 94.69 kw 加熱能力 88.26 kw	1	3階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－３０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 68.22 kw 加熱能力 35.86 kw	1	3階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－３０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 49.52 kw 加熱能力 24.26 kw	1	3階ＡＣ室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
空調機 （ＡＣＵ－３０４）	形式 コンパクト型 冷却能力 38.50 kw 加熱能力 36.31 kw	1	3階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－３０５）	形式 水平システム型 冷却能力 224.23 kw 加熱能力 72.56 kw	1	3階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－３０６）	形式 水平システム型 冷却能力 48.38 kw 加熱能力 19.52 kw	1	3階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－３０７）	形式 コンパクト型 冷却能力 60.70 kw 加熱能力 45.12 kw	1	3階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－３０８）	形式 コンパクト型 冷却能力 39.07 kw 加熱能力 16.97 kw	1	3階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－３０９）	形式 コンパクト型 冷却能力 29.01 kw 加熱能力 26.05 kw	1	3階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－３１０）	形式 ターミナル型（天吊） 冷却能力 40.70 kw 加熱能力 37.91 kw	1	3階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－４０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 27.91 kw 加熱能力 10.55 kw	1	4階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－４０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 26.92 kw 加熱能力 9.47 kw	1	4階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－４０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 38.94 kw 加熱能力 18.77 kw	1	4階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－４０４）	形式 コンパクト型 冷却能力 13.63 kw 加熱能力 12.09 kw	1	4階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－５０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 36.02 kw 加熱能力 8.64 kw	1	5階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－５０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 56.15 kw 加熱能力 20.19 kw	1	5階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－５０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 44.50 kw 加熱能力 16.93 kw	1	5階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－５０４）	形式 コンパクト型 冷却能力 15.80 kw 加熱能力 11.30 kw	1	5階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－５０５）	形式 コンパクト型 冷却能力 20.69 kw 加熱能力 8.65 kw	1	5階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－５０６）	形式 コンパクト型 冷却能力 19.64 kw 加熱能力 8.30 kw	1	5階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－６０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 50.30 kw 加熱能力 32.79 kw	1	6階ＡＣ室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
空調機 （ＡＣＵ－６０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 68.36 kw 加熱能力 27.19 kw	1	6階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－６０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 49.52 kw 加熱能力 23.77 kw	1	6階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－６０４）	形式 コンパクト型 冷却能力 13.65 kw 加熱能力 12.09 kw	1	6階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－６０５）	形式 薄型（冷房専用） 冷却能力 10.91 kw	1	6階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－７０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 37.64 kw 加熱能力 9.85 kw	1	7階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－７０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 57.24 kw 加熱能力 19.43 kw	1	7階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－７０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 39.48 kw 加熱能力 10.14 kw	1	7階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－８０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 37.64 kw 加熱能力 9.85 kw	1	8階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－８０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 55.08 kw 加熱能力 18.42 kw	1	8階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－８０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 39.48 kw 加熱能力 10.14 kw	1	8階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－８０４）	形式 コンパクト型 冷却能力 13.63 kw 加熱能力 12.09 kw	1	8階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－９０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 37.64 kw 加熱能力 9.85 kw	1	9階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－９０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 53.22 kw 加熱能力 15.43 kw	1	9階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－９０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 39.48 kw 加熱能力 10.14 kw	1	9階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１００１）	形式 コンパクト型 冷却能力 40.98 kw 加熱能力 12.50 kw	1	１０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１００２）	形式 コンパクト型 冷却能力 56.63 kw 加熱能力 20.63 kw	1	１０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１００３）	形式 コンパクト型 冷却能力 39.48 kw 加熱能力 10.14 kw	1	１０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１００４）	形式 コンパクト型 冷却能力 13.63 kw 加熱能力 12.09 kw	1	１０階ＡＣ室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
空調機 (ACU-1005)	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 21.05 kw	1	10階AC室
空調機 (ACU-1101)	形式 コンパクト型 冷却能力 51.43 kw 加熱能力 20.06 kw	1	11階AC室
空調機 (ACU-1102)	形式 コンパクト型 冷却能力 72.33 kw 加熱能力 30.07 kw	1	11階AC室
空調機 (ACU-1103)	形式 コンパクト型 冷却能力 45.52 kw 加熱能力 12.40 kw	1	11階AC室
空調機 (ACU-1201)	形式 コンパクト型 冷却能力 36.63 kw 加熱能力 9.09 kw	1	12階AC室
空調機 (ACU-1202)	形式 コンパクト型 冷却能力 50.59 kw 加熱能力 14.95 kw	1	12階AC室
空調機 (ACU-1203)	形式 コンパクト型 冷却能力 38.47 kw 加熱能力 9.65 kw	1	12階AC室
空調機 (ACU-1204)	形式 コンパクト型 冷却能力 13.63 kw 加熱能力 12.09 kw	1	12階AC室
空調機 (ACU-1205)	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 4.71 kw	1	12階AC室
空調機 (ACU-1301)	形式 コンパクト型 冷却能力 36.63 kw 加熱能力 9.09 kw	1	13階AC室
空調機 (ACU-1302)	形式 コンパクト型 冷却能力 50.40 kw 加熱能力 14.23 kw	1	13階AC室
空調機 (ACU-1303)	形式 コンパクト型 冷却能力 38.00 kw 加熱能力 9.01 kw	1	13階AC室
空調機 (ACU-1304)	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 5.45 kw	1	13階AC室
空調機 (ACU-1401)	形式 コンパクト型 冷却能力 36.12 kw 加熱能力 8.72 kw	1	14階AC室
空調機 (ACU-1402)	形式 コンパクト型 冷却能力 48.09 kw 加熱能力 11.09 kw	1	14階AC室
空調機 (ACU-1403)	形式 コンパクト型 冷却能力 37.95 kw 加熱能力 9.01 kw	1	14階AC室
空調機 (ACU-1404)	形式 コンパクト型 冷却能力 13.63 kw 加熱能力 12.09 kw	1	14階AC室
空調機 (ACU-1405、6)	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 6.50 kw	2	14階AC室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
空調機 （ＡＣＵ－１５０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 37.64 kw 加熱能力 9.85 kw	1	１５階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１５０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 56.57 kw 加熱能力 21.95 kw	1	１５階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１５０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 40.99 kw 加熱能力 11.28 kw	1	１５階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１５０４）	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 22.80 kw	1	１５階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１５０５）	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 25.13 kw	1	１５階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１６０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 37.50 kw 加熱能力 9.85 kw	1	１６階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１６０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 49.44 kw 加熱能力 16.99 kw	1	１６階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１６０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 39.48 kw 加熱能力 10.14 kw	1	１６階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１６０４）	形式 コンパクト型 冷却能力 13.63 kw 加熱能力 12.09 kw	1	１６階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１６０５）	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 7.94 kw	1	１６階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１６０６）	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 16.67 kw	1	１６階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１７０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 39.26 kw 加熱能力 11.05 kw	1	１７階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１７０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 50.08 kw 加熱能力 14.19 kw	1	１７階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１７０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 39.59 kw 加熱能力 10.14 kw	1	１７階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１７０４、５）	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 24.34 kw	2	１７階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１８０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 28.93 kw 加熱能力 3.38 kw	1	１８階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１８０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 38.48 kw 加熱能力 8.88 kw	1	１８階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１８０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 39.51 kw 加熱能力 10.14 kw	1	１８階ＡＣ室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
空調機 （ＡＣＵ－１８０４）	形式 コンパクト型 冷却能力 13.63 kw 加熱能力 12.09 kw	1	１８階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１９０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 37.64 kw 加熱能力 9.90 kw	1	１９階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１９０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 46.02 kw 加熱能力 16.63 kw	1	１９階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－１９０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 44.03 kw 加熱能力 16.48 kw	1	１９階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２００１）	形式 コンパクト型 冷却能力 37.65 kw 加熱能力 9.85 kw	1	２０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２００２）	形式 コンパクト型 冷却能力 58.23 kw 加熱能力 22.78 kw	1	２０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２００３）	形式 コンパクト型 冷却能力 51.64 kw 加熱能力 19.15 kw	1	２０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２００４）	形式 コンパクト型 冷却能力 13.63 kw 加熱能力 12.09 kw	1	２０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２００５）	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 26.09 kw	1	２０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２００６）	形式 薄型（冷房専用） 冷却能力 14.01 kw	1	２０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２００７，８）	形式 コンパクト型直吹（冷房専用） 冷却能力 19.34 kw	2	２０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２００９）	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 23.37 kw	1	２０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２０１０）	形式 薄型（冷房専用） 冷却能力 11.69 kw	1	２０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２０１１，１２）	形式 薄型（冷房専用） 冷却能力 11.69 kw	2	２０階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２１０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 40.38 kw 加熱能力 11.87 kw	1	２１階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２１０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 53.36 kw 加熱能力 16.44 kw	1	２１階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２１０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 39.48 kw 加熱能力 10.49 kw	1	２１階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２１０４）	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 28.33 kw	1	２１階ＡＣ室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
空調機 （ＡＣＵ－２１０５）	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 23.23 kw	1	２１階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２１０６）	形式 コンパクト型（冷房専用） 冷却能力 23.37 kw	1	２１階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２２０１）	形式 コンパクト型 冷却能力 38.15 kw 加熱能力 13.97 kw	1	２２階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２２０２）	形式 コンパクト型 冷却能力 62.34 kw 加熱能力 34.65 kw	1	２２階ＡＣ室
空調機 （ＡＣＵ－２２０３）	形式 コンパクト型 冷却能力 39.48 kw 加熱能力 10.14 kw	1	２２階ＡＣ室
空調機フィルター	種別：プレフィルタ		
ファンコイルユニット （ＦＩ－ＦＣＵ－３）	形式 床置隠ぺい型（ダブルコイル） 冷却能力 2.14 kw 加熱能力 1.86 kw	3 4 2	
ファンコイルユニット （ＦＩ－ＦＣＵ－４）	形式 床置隠ぺい型（ダブルコイル） 冷却能力 2.73 kw 加熱能力 2.33 kw	2 1	
ファンコイルユニット （ＦＩ－ＦＣＵ－６）	形式 床置隠ぺい型（ダブルコイル） 冷却能力 3.51 kw 加熱能力 3.01 kw	6 7	
ファンコイルユニット （ＣＩ－ＦＣＵ－３）	形式 天吊隠ぺい型（ダブルコイル） 冷却能力 2.18 kw 加熱能力 1.65 kw	2	
ファンコイルユニット （ＣＩ－ＦＣＵ－４）	形式 天吊隠ぺい型（ダブルコイル） 冷却能力 2.95 kw 加熱能力 2.07 kw	2 3	
ファンコイルユニット （ＣＩ－ＦＣＵ－６）	形式 天吊隠ぺい型（ダブルコイル） 冷却能力 4.49 kw 加熱能力 2.44 kw	2	
ファンコイルユニット （ＫＣ－ＦＣＵ－３）	形式 カセット型（ダブルコイル） 冷却能力 1.94 kw 加熱能力 1.31 kw	9	
ファンコイルユニット （ＫＣ－ＦＣＵ－４）	形式 カセット型（ダブルコイル） 冷却能力 2.81 kw 加熱能力 1.62 kw	3	
ファンコイルユニット （ＫＣ－ＦＣＵ－６）	形式 カセット型（ダブルコイル） 冷却能力 4.03 kw 加熱能力 2.06 kw	1	
ファンコイルユニット （ＣＩＩ－ＦＣＵ－３）	形式 天吊隠ぺい型（シングルコイル） 冷却能力 2.00 kw 加熱能力 2.49 kw	5	
ファンコイルユニット （ＣＩＩ－ＦＣＵ－６）	形式 天吊隠ぺい型（シングルコイル） 冷却能力 4.02 kw 加熱能力 4.98 kw	6	
ファンコイルユニット （ＫＣＩ－ＦＣＵ－３）	形式 カセット型（シングルコイル） 冷却能力 2.30 kw 加熱能力 2.84 kw	2 5	

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
ファンコイルユニット （K C I－F C U－4）	形式 カセット型（シングルコイル） 冷却能力 3.06 kw 加熱能力 3.78 kw	10	
ファンコイルユニット （K C I－F C U－6）	形式 カセット型（シングルコイル） 冷却能力 4.59 kw 加熱能力 5.69 kw	3	
ファンコイルユニット （K C I－F C U－8）	形式 カセット型（シングルコイル） 冷却能力 6.11 kw 加熱能力 7.57 kw	4	
ファンコイルユニット （C F－6 2 N 2）	形式 床置露出形（スリット形プレートフィン） 冷却能力 4.85 kw 加熱能力 8.89 kw	3	
ファンコイルユニット （F I－F C U－6）	型式 床置隠ぺい型（ダブルコイル） 冷却能力 3.51 kw 加熱能力 3.01 kw	64	
ファンコイルフィルター	種別 プレフィルタ		
空冷式冷房型パッケージ （ACPI－B201）号機 001	形式 SRJ600 PAKA 冷房能力 56.55 kw	1	B 2 階 A C 室 (B2 電気室)
空冷式冷房型パッケージ （ACPI－2301）号機 015	形式 PAT-J500J 冷房能力 43.91 kw	1	2 3 階 A C 室 (ELV 機械室)
空冷式冷房型パッケージ （ACPI－2302）号機 016	形式 PAT-J375J 冷房能力 35.51 kw	1	2 3 階 A C 室 (23F 電気室)
空冷式冷房型パッケージ （ACPI-2101）号機 013	型式 PAD-J530GA 冷房能力	1	2 1 階 L A N 機器室
空冷式ヒートポンプパッケージ （ACPI－101）号機 008, 009	形式 床置ダクト型 冷房能力 35.58 kw 暖房能力 37.34 kw	2	1 階 A C 室
空冷式パッケージ室内機 （EHP－1 003 室内機）	形式 床置（露出）立型 冷房能力 14.60 kw	1	B 1 階 M D F 室
空冷式パッケージ室外機 （EHP－1）号機 003	形式 マルチパッケージ室外機 冷房能力 14.60 kw	1	3 階 室外機置場

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
空冷式パッケージ室内機 (EHP-2 004 室内機)	形式 カセット型 冷房能力 14.60 kw 暖房能力 16.28 kw	3	B 1 階 作業室
空冷式パッケージ室外機 (EHP-2) 号機 004	形式 マルチパッケージ室外機 冷房能力 46.60 kw 暖房能力 48.26 kw	1	3 階 室外機置場
空冷式パッケージ室内機 (EHP-3 002 室内機)	形式 カセット型 冷房能力 3.00 kw 暖房能力 3.26 kw	2	B 1 階 運転手控室他
空冷式パッケージ室外機 (EHP-3) 号機 002	形式 マルチパッケージ室外機 冷房能力 8.30 kw 暖房能力 9.31 kw	1	3 階 室外機置場
空冷式パッケージ室内機 (EHP-4 005 室内機)	形式 カセット型 冷房能力 2.80 kw 暖房能力 3.20 kw	7	1 階控室他
空冷式パッケージ室外機 (EHP-4) 号機 005	形式 マルチパッケージ室外機 冷房能力 22.4kw 暖房能力 25.0kw	1	3 階 室外機置場
空冷式パッケージ室内機 (EHP-5 007 室内機)	形式 カセット型 冷房能力 4.50 kw 暖房能力 5.0 kw	2	1 階 防災センター
空冷式パッケージ室外機 (EHP-5) 号機 007	形式 マルチパッケージ室外機 冷房能力 10.00kw 暖房能力 11.2kw	1	3 階 室外機置場
空冷式パッケージ室内機 (EHP-6 006 室内機)	形式 カセット型 冷房能力 11.70 kw	2	1 階防災センター 機器置場
空冷式パッケージ室内機 (EHP-6 006 室内機)	形式 カセット型 冷房能力 7.40 kw	1	1 階 ハット・イント`室
空冷式パッケージ室外機 (EHP-6) 号機 006	形式 マルチパッケージ室外機 冷房能力 29.10 kw	1	3 階 室外機置場
空冷式パッケージ室内機 (EHP-7 010 室内機)	形式 カセット型 冷房能力 9.40 kw	4	3 階 A V 調整室
空冷式パッケージ室外機 (EHP-7) 号機 010	形式 マルチパッケージ室外機 冷房能力 36.70 kw	1	4 階 屋上庭園
空冷式パッケージ室内機 (PAC)	型式 FXYHP71KD 天井吊形 冷房能力 7.1 kw 暖房能力 8.0 kw	1	B 2 熱源機械室
空冷式パッケージ室外機 (PAC)	型式 RSXYP140L (ビル用マルチ) 冷房能力 14.0 kw 暖房能力 16.0 kw	1	B 2 ドライエリア
空冷式パッケージ室外機 号機 014	型式 PURY-P280M-B (シティマルチ) 冷房能力 28.0 kw 暖房能力 31.5 kw	1	R F
(014)室内機	型式 PLFY-P71AM-C 天井カセット形 冷房能力 7.1 kw 暖房能力 8.0 kw	1	2 2 階 秘書室
(014)室内機	型式 PLFY-P36AM-C 天井カセット形 冷房能力 3.6 kw 暖房能力 4.0 kw	4	22F 副所長室・ 管理部長室
空冷式パッケージ室外機 号機 019	型式 RXYP280P 冷房能力 28kw	1	R F

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
(019) 室内機	型式 FXYWUP140M 下吹出タイプ 冷房能力 14kw	2	1 7 階共通機器室
空冷式パッケージ室外機 号機 018	型式 RSXYP400P 下吹出タイプ 冷房能力 40kW	1	R F
(018) 室内機	型式 FXYWUP240M 下吹出タイプ 冷房能力 22.4 kw	1	1 5 階共通機器室（3）
空冷式パッケージ室外機 号機 011, 012	型式 SPW-CHVJ225T1, 225T1GA 冷房能力 22.4kw	2	R F
(012) 室内機	型式 SPW-YXJ224T1 下吹出タイプ 冷房能力 22.4 kw	2	1 5 階共通機器室（3）（5）
空冷式パッケージ室外機 号機 017	型式 RXYP280P 冷房能力 28kw	1	R F
(017) 室内機	型式 FXYWUP140M 冷房能力 14kw	1	1 5 階共通機器室（5）
空冷式パッケージ室外機 （電算室用空調機）	型式 PUD-P280CM-E 冷房能力 27.2kw	1	R F
(1609) 室内機	型式 PFD-P280CM-E(-6) 下吹出タイプ 冷房能力 27.2kw	1	1 6 F(1609)
空冷式パッケージ室外機 （電算室用空調機）	型式 PUD-P280CM-E 冷房能力 27.2kw	1	R F
(1709-1) 室内機	型式 PFD-P280CM-E(-6) 下吹出タイプ 冷房能力 27.2kw	1	1 7 F(1709)
空冷式パッケージ室外機 （電算室用空調機）	型式 PUD-P280CM-E 冷房能力 27.2kw	1	R F
(1709-2) 室内機	型式 PFD-P280CM-E(-6) 下吹出タイプ 冷房能力 27.2kw	1	1 7 F(1709)
	フィルター清掃対象機器数	45	
送風機 （F S - B 2 0 2）	形式 天吊シロッコ型 風量 18,900 CMH 動力 11 kw	1	B 1 階 電気室
送風機 （F S - B 2 0 3）	形式 天吊シロッコ型 風量 30,400 CMH 動力 15 kw	3	B 1 階 発電機室

送風機 (FS-B204)	形式 床置シロッコ型 風量 33,250 CMH 動力 15 kw	1	B 2 階 A C 室 (1)
送風機 (FS-B205)	形式 天吊シロッコ型 風量 2,600 CMH 動力 15 kw	1	B 2 階 消火ポンプ室
送風機 (FS-B206)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,200 CMH 動力 15 kw	1	B 2 階不活性 ガスポンプ室
送風機 (FS-B207)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,500 CMH 動力 0.75 kw	1	B 2 階 A C 室
送風機 (FS-B208)	形式 天吊シロッコ型 風量 6,300 CMH 動力 3.7 kw	1	B 2 階 受水槽室
送風機 (FS-B209)	形式 天吊シロッコ型 風量 5,450 CMH 動力 2.2 kw	1	B 2 階 受水槽室
送風機 (FS-B101)	形式 床置シロッコ型 風量 42,300 CMH 動力 18.5 kw	2	B 1 階 ファンルーム

機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数	設置場所
送風機 (FS-B102)	形式 天吊シロッコ型 風量 4,750 CMH 動力 2.2 kw	1	B 1 階 倉庫 (2)
送風機 (FS-B103)	形式 天吊シロッコ型 風量 3,950 CMH 動力 2.2 kw	1	B 1 階 E V 機械室
送風機 (FS-B104)	形式 天吊シロッコ型 風量 100 CMH 動力 0.75 kw	1	B 1 階 M D F 室
送風機 (FS-B105)	形式 天吊シロッコ型 風量 150 CMH 動力 0.75 kw	1	B 1 階 運転手控室
送風機 (FS-B106)	形式 天吊シロッコ型 風量 550 CMH 動力 0.4 kw	1	B 1 階 作業室
送風機 (FS-B107)	形式 天吊シロッコ型 風量 100 CMH 動力 0.75 kw	1	B 1 階 駐車場
送風機 (FS-B108)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,250 CMH 動力 0.75 kw	1	B 1 階 倉庫 (1)
送風機 (FS-B109)	形式 天吊シロッコ型 風量 4,300 CMH 動力 2.2 kw	1	B 1 階 A C 室
送風機 (FS-101)	形式 天吊シロッコ型 風量 2,750 CMH 動力 0.75 kw	1	1 階 ゴミ処理場
送風機 (FS-301)	形式 天吊シロッコ型 風量 650 CMH 動力 0.4 kw	1	3 階ロビー
送風機 (FS-302)	形式 天吊シロッコ型 風量 300 CMH 動力 0.4 kw	1	3 階廊下

送風機 (FS-303)	形式 天吊シロッコ型 風量 300 CMH 動力 0.4 kw	1	3階廊下
送風機 (FS-601)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,650 CMH 動力 0.75 kw	1	6階 EV機械室
送風機 (FS-2301)	形式 天吊シロッコ型 風量 11,500 CMH 動力 3.7 kw	1	23階 電気室
送風機 (FS-2302-1)	形式 有圧扇型 風量 1,200 CMH 動力 0.1 kw	1	23階不活性 ガスポンプ室
送風機 (FS-2302-2)	形式 有圧扇型 風量 1,800 CMH 動力 0.2 kw	1	23階 倉庫
送風機 (FS-2303)	形式 有圧扇型 風量 4,650 CMH 動力 0.75 kw	1	23階 消火ポンプ室
送風機 (FS-2304)	形式 床置シロッコ型 風量 19,250 CMH 動力 5.5 kw	1	23階屋上

機器名称(記号)	機 器 仕 様	台数	設置場所
送風機 (FS-PH01)	形式 有圧扇型 風量 3,800 CMH 動力 0.4 kw	1	PH階 EV機械室2
送風機 (DF-1, 2)	形式 ターボファン型 風量 2,070 CMH 動力 2.2 kw	2	B1階 駐車場
送風機 (DF-3)	形式 ターボファン型 風量 1,530 CMH 動力 1.5 kw	1	B1階 駐車場
排風機 (FE-B202)	形式 天吊シロッコ型 風量 18,900 CMH 動力 7.5 kw	1	B1階 電気室
排風機 (FE-B203)	形式 天吊シロッコ型 風量 29,300 CMH 動力 11 kw	3	B1階 発電機室
排風機 (FE-B204)	形式 床置シロッコ型 風量 29,450 CMH 動力 11 kw	1	B1階 熱源機械室
排風機 (FE-B205)	形式 天吊シロッコ型 風量 2,600 CMH 動力 1.5kw	1	B2階 消火ポンプ室
排風機 (FE-B206)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,200 CMH 動力 0.75kw	1	B2階不活性 ガスポンプ室
排風機 (FE-B207)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,500 CMH 動力 0.75kw	1	B1階 AC室
排風機 (FE-B208)	形式 天吊シロッコ型 風量 6,300 CMH 動力 3.7 kw	1	B2階 受水槽室
排風機	形式 天吊シロッコ型	1	B2階

(FE-B209)	風量 5,450 CMH 動力 2.2 kw		受水槽室
排風機 (FE-B101)	形式 床置シロッコ型 風量 84,600 CMH 動力 3.7 kw	1	B1 階 ファンルーム
排風機 (FE-B102)	形式 天吊シロッコ型 風量 4,750 CMH 動力 2.2 kw	1	B1 階 倉庫(2)
排風機 (FE-B103)	形式 天吊シロッコ型 風量 3,950 CMH 動力 1.5 kw	1	B1 階 EV機械室
排風機 (FE-B104)	形式 天吊シロッコ型 風量 100 CMH 動力 0.75 kw	1	B1 階前室
排風機 (FE-B105)	形式 天吊シロッコ型 風量 150 CMH 動力 0.4 kw	1	B1 階 運転手控室
排風機 (FE-B106)	形式 天吊シロッコ型 風量 700 CMH 動力 0.4 kw	1	B1 階 身障者駐車場
排風機 (FE-B107)	形式 天吊シロッコ型 風量 550 CMH 動力 0.4 kw	1	B1 階 作業室

機器名称(記号)	機 器 仕 様	台数	設置場所
排風機 (FE-B108)	形式 天吊シロッコ型 風量 100 CMH 動力 0.75 kw	1	B1 階 駐車場
排風機 (FE-B109)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,250 CMH 動力 0.4 kw	1	B1 階 倉庫(1)
排風機 (FE-B110)	形式 天吊シロッコ型 風量 3,600 CMH 動力 1.5 kw	1	B1 階 熱源機械室
排風機 (FE-B111)	形式 天吊シロッコ型 風量 3,600 CMH 動力 0.4 kw	1	B2 階 西側ドライエリア
排風機 (FE-101)	形式 天吊シロッコ型 風量 2,750 CMH 動力 1.5 kw	1	1 階 ゴミ処理室
排風機 (FE-102)	形式 天吊シロッコ型 風量 2,000 CMH 動力 1.5 kw	1	1 階 男子更衣室
排風機 (FE-103)	形式 ライン型 風量 200 CMH 動力 0.035 kw	1	1 階 ゴミ処理室
排風機 (FE-104)	形式 天吊シロッコ型 風量 400 CMH 動力 0.75 kw	1	1 階 倉庫(2)
排風機 (FE-105)	形式 天吊シロッコ型 風量 300 CMH 動力 0.75 kw	1	1 階 ヘッドント室
排風機 (FE-106)	形式 天吊シロッコ型 風量 500 CMH 動力 0.75 kw	1	1 階 男子更衣室
排風機 (FE-107)	形式 天吊シロッコ型 風量 850 CMH 動力 0.75 kw	1	1 階 男子更衣室

排風機 (FE-108)	形式 天吊シロッコ型 風量 900 CMH 動力 0.4 kw	1	1階 洗濯機室
排風機 (FE-109)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,600 CMH 動力 0.75 kw	1	1階 洗濯機室
排風機 (FE-110)	形式 天吊シロッコ型 風量 900 CMH 動力 0.4 kw	1	1階 AC室
排風機 (FE-201)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,950 CMH 動力 1.5 kw	1	2階 WC(1)
排風機 (FE-202)	形式 天吊シロッコ型 風量 3,600 CMH 動力 1.5 kw	1	2階 WC(2)
排風機 (FE-205)	形式 天吊シロッコ型 風量 3,850 CMH 動力 1.5 kw	1	2階 パントリー
排風機 (FE-206)	形式 天吊シロッコ型 風量 250 CMH 動力 0.75 kw	1	2階倉庫

機器名称(記号)	機 器 仕 様	台数	設置場所
排風機 (FE-207)	形式 天吊シロッコ型 風量 400 CMH 動力 0.75 kw	1	2階 プロジェクター室
排風機 (FE-208)	形式 天吊シロッコ型 風量 750 CMH 動力 0.4 kw	1	2階倉庫
排風機 (FE-301~2201)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,950 CMH 動力 0.75 kw	20	3~22階 WC(1)
排風機 (FE-302)	形式 天井扇 風量 212 CMH 動力 0.75 kw		3階 厨房トイレ
排風機 (FE-303)	形式 天吊シロッコ型 風量 250 CMH 動力 21 kw	1	3階 WC(2)
排風機 (FE-304)	形式 天吊シロッコ型 風量 450 CMH 動力 0.4 kw	1	3階 WC(2)
排風機 (FE-305)	形式 天吊シロッコ型 風量 650 CMH 動力 0.4 kw	1	3階ロビー
排風機 (FE-306)	形式 天吊シロッコ型 風量 300 CMH 動力 0.4 kw	1	3階廊下
排風機 (FE-307)	形式 天吊シロッコ型 風量 300 CMH 動力 0.4 kw	1	3階廊下
排風機 (FE-308)	形式 天吊シロッコ型 風量 350 CMH 動力 0.75 kw	1	3階 管理人室
排風機 (FE-309)	形式 ライン型 風量 100 CMH 動力 0.015 kw	1	3階 宿泊室UB

排風機 (F E - 3 1 0)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,500 CMH 動力 0.75 kw	1	3階 シーリングライト室
排風機 (F E - 3 1 1)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,700 CMH 動力 0.75 kw	1	3階 ラウンジ 補食室
排風機 (F E - 3 1 2)	形式 ライン型 風量 100 CMH 動力 0.25 kw	1	3階倉庫
排風機 (F E - 402~2202)	形式 天吊シロッコ型 風量 200 CMH 動力 0.75 kw	1 9	4～2 2 階 A C室
排風機 (F E - 403~2203)	形式 天吊シロッコ型 風量 300 CMH 動力 0.2 kw	7 6	4～2 2 階 廊下
排風機 (F E - 4 0 4)	形式 ライン型 風量 150 CMH 動力 0.035 kw	2 0	4階廊下
排風機 (F E - 5 0 4)	形式 ライン型 風量 600 CMH 動力 0.035 kw	1	5階 資料室 1

機器名称 (記号)	機 器	台数	設置場所
排風機 (F E - 5 0 5)	形式 ライン型 風量 1,400 CMH 動力 0.25 kw	1	5階 資料室 3
排風機 (F E - 5 0 6)	形式 ライン型 風量 1,100 CMH 動力 0.25 kw	1	5階 資料室 2
排風機 (F E - 5 0 7)	形式 ライン型 風量 200 CMH 動力 0.015 kw	1	5階 湯沸室
排風機 (F E - 5 0 8)	形式 ライン型 風量 200 CMH 動力 0.015 kw	1	5階 湯沸室
排風機 (F E - 6 0 4)	形式 天吊シロッコ型 風量 1,650 CMH 動力 0.75 kw	1	6階 E V機械室
排風機 (F E - 2 1 0 4)	形式 ライン型 風量 550 CMH 動力 0.035 kw	1	2 1 階 国際事業室
排風機 (F E - 2 3 0 1)	形式 床置屋外リミットロード型 風量 11,750 CMH 動力 11 kw	1	2 3 階屋上
排風機 (F E - 2 3 0 2)	形式 床置屋外リミットロード型 風量 8,950 CMH 動力 7.5 kw	1	2 3 階屋上
排風機 (F E - 2 3 0 3)	形式 天吊シロッコ型 風量 11,500 CMH 動力 3.7 kw	1	2 3 階電気室
排風機 (F E - 2 3 0 4)	形式 ライン型 風量 1,250 CMH 動力 0.06 kw	1	2 3 階倉庫
排風機 (F E - 2 3 0 4 - 1)	形式 有圧扇型 風量 1,200 CMH 動力 0.05 kw	1	2 3 階不活性 ガスボンベ室

排風機 (FE-2304-2)	形式 有圧扇型 風量 1,800 CMH 動力 0.1 kw	1	2 3 階倉庫
排風機 (FE-2305)	形式 有圧扇型 風量 4,650 CMH 動力 0.4 kw	1	2 3 階 消火ポンプ室
排風機 (FE-PH01)	形式 有圧扇型 風量 3,800 CMH 動力 0.4 kw	1	P H 階 EV 機械室 (2)
排風機 (FE-PH02)	形式 床置シロッコ型 風量 19,250 CMH 動力 5.5 kw	1	P H 階屋上
排風機 (FE-210※)	型式 天吊埋込型 (20F喫煙室) 風量 2,100CMH 動力 0.5kw	1	2 1 階空調機 械室
排風機 (※)	型式 天吊型 (10F喫煙室) 風量 400CMH 動力 0.615kw	1	1 0 階西側 P S
送風機 (※)	型式 天吊型 (10F喫煙室) 風量 300CMH 動力 0.38kw	1	1 0 階西側 P S

機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数	設置場所
フィルターユニット (AFR-B101)	形式 オートロールフィルター式 処理風量 73500 CMH、不織布非再生式 : FR-485BL	1	B 1 階 ファンルーム (2)
フィルターユニット (AFR-B102)	形式 オートロールフィルター式 処理風量 94550 CMH、不織布非再生式 : FR-485BL	1	B 2 階 A C 室 (1)
空調換気扇 (EV-101)	形式 天吊埋込形 風量 450 CMH 動力 201 w	1	1 階 防災センター
空調換気扇 (EV-102)	形式 カセット形 風量 100 CMH 動力 61 w	1	1 階 寄宿室
空調換気扇 (EV-301)	形式 天吊埋込形 風量 350 CMH 動力 180 w	1	3 階 管理人室
空調換気扇 (EV-302)	形式 天吊埋込形 風量 650 CMH 動力 350 w	1	3 階 A V 調整室
空調換気扇 (EV-303, 4)	形式 天吊埋込形 風量 300 CMH 動力 180 w		3 階 通訳ブース
空調換気扇プレフィルタ	プレフィルタ	12	
排煙機 (FSM-1)	形式 排煙床置リミットロード 風量 48,100 CMH 動力 37 kw	1	2 3 階 屋外機置場
排煙機 (FSM-2)	形式 排煙床置リミットロード 風量 29,700 CMH 動力 18.5 kw	1	2 3 階 屋外機置場

排煙機 (FSM-3)	形式 排煙床置リミットロード 風量 26,000 CMH 動力 18.5 kw	1	P H階 屋外機置場
排煙機 (FSM-4)	形式 排煙床置リミットロード 風量 17,300 CMH 動力 11 kw	1	2 3階 屋外機置場
排煙機 (FSM-5)	形式 排煙床置リミットロード 風量 39,900 CMH 動力 15 kw	1	2階 ドライエリア
排煙機 (FSM-6)	形式 排煙床置リミットロード 風量 7,200 CMH 動力 3.7 kw	1	2階 A C室(1)
排煙機 (FSM-7)	形式 排煙床置リミットロード 風量 39,700 CMH 動力 11 kw	1	3階 大会議場天井
排煙機 (FSM-8)	形式 排煙床置リミットロード 風量 65,300 CMH 動力 30 kw	1	3階 A C室(7)
排煙機 (FSM-9)	形式 排煙床置リミットロード 風量 22,200 CMH 動力 11 kw	1	3階 A C室(7)

3 昇降機設備

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
機械式駐車場装置	メーカー：石川島運搬機械 型式：SDパーク3BS 小型車（2連）5台×8セット 大型車（2連）5台×1セット （4連）12台×2セット （6連）18台×1セット	1 式	B1 階駐車場
エレベーター	メーカー：東芝エレベーター 1) 常用（1～22F）1,150kg 240m/min 2) 人荷兼非常用（B2～23F）1,800kg 180m/min 3) 常用（1,3～5F）900kg 90m/min 4) 常用（B1,1F）900kg 45m/min（油圧式） その他付帯設備 地震管制装置付（9台） 火災管制装置付（8台） 自家発管制装置付（8台） 全自動郡管理方式（人工知能）（6台） 特殊運転可（6台） 車椅子兼用仕様（4台） 視覚障害者対応仕様（8台） 音声案内装置（8台）	1 式 6 1 1 1	
段差解消昇降機	メーカー：クマリフト 用途：車椅子専用昇降装置 積載荷重：220 kg 速度：3m/分	1	2 階 大会議場舞台
ゴンドラ装置	メーカー：日本ビソー 型式 UF-230BRTS 台車自重 10,500kg ゲージ自重 870kg 積載荷重 620kg 2人乗 昇降揚程 110m	1 式	PHF (リフトを含む)

4 消防設備

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
<消防設備>			
スプリンクラーポンプユニット （PF-1-B201）	200mm×3, 930L/min×118m×110kw 6, 600V 呼水槽 100L 圧力タンク 100L×2	1	B 2 階 消火ポンプ室
補助加圧ポンプ （PF-1-B202）	40mm×20L/min×130m×3. 7kw 200V 水槽 100L	1	B 2 階 消火ポンプ室
屋内消火栓ポンプユニット （PF-4-B201）	50×40mm×300L/min×131m×15kw 200V 呼水槽 100L	1	B 2 階 消火ポンプ室
泡消火ポンプユニット （PF-6-B201）	150mm×2, 520L/min×81m×55kw 200V 呼水槽 100L 圧力タンク 100L	1	B 2 階 消火ポンプ室
スプリンクラーブースターポンプ （PF-2-2301）	100×80mm×1, 080L/min×46m×18. 5kw 200V 圧力タンク 100L	1	2 3 階 消火ポンプ室
補助加圧ポンプ （PF-2-2302）	25mm×20L/min×52m×1. 5kw 200V 水槽 100L	1	2 3 階 消火ポンプ室
連結送水管ブースターポンプ （PF-3-2301）	150×125mm×100×2, 400L/min×41m×30kw 200V	1	2 3 階 消火ポンプ室
屋内消火栓ブースターポンプ （PF-5-2301）	50mm×300L/min×27m×3. 7kw 200V	1	2 3 階 消火ポンプ室
消火水槽	コンクリート床下 140. 03 m ³	1	B 2 階 消火ポンプ室
消防用水	40 m ³ ×2	1 式	1 階屋外
中間タンク （TW-1）	有効容量 3. 0 m ³ ステンレス製 2, 000×1, 500×1, 500H	1	2 3 階 消火ポンプ室
消火用補給水槽 （TF-1）	有効容量 1. 5 m ³ ステンレス製 1, 500×1, 500×1, 000H	1	P H 階屋上
泡薬剤貯蔵槽 （TPF-1）	容量 900 L 計算値 4600ℓ（配管内容積）×0. 03+35ℓ/分 ×72 個×10 分×0. 03	1	B 2 階 消火ポンプ室
泡消火設備	消火薬剤<水成膜泡>（900 ℓ） 手動コック（29 台） フ ォ ー ム ヘ ッ ド （ 35 ℓ / 分 ・ 個 ） 590 個 流水検知装置（口径 150mm 4800ℓ/分） 1 個 感知用スプリンクラーヘッド 80ℓ/分・個 315 個	1 式	

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
屋内消火栓設備	1号消火栓 露出型 6台（低層 5 高層 1） 1号消火栓 埋込型 64台（低層 44 高層 20） 放水試験 （低層4階屋上庭園、23階屋上）	1式	
連送送水管	送水口 65A 2個 放水口双口 連結格納箱（ホース2本） ・格納箱（露出型 1台） ・格納箱（埋込型 16台） ホース 20m×34本 放水口単口型 65A 24台	1式	
自動火災報知設備 （総合操作盤）	複合GR型（液晶パネル式）最大 3570 アドレス 最低実装数 2,171 回線以上 予備電源 Nicd（密閉型）24V 8.0AH 防災コントロール盤（グラフィック式）2面 P型1級発信機 71個 総合作動 ※ 設備点数項目 ・ 自火報設備 ・ 防火、防排煙設備 ・ ガス漏れ設備 ・ その他（誘導灯、キュービクル、防災警報、 非常電話、表示窓、グラパネ、パニックオー プン、発電機制御盤、ELV 監視盤、CATV、誘 導音、照明制御盤、防犯、空調制御盤、非常 放送、ITV）	1式	1階 防災センター
自動火災報知設備 （中継器盤）	主中継器盤 7台 中継器盤 23台（中継器収納数 合計 481個） 発信機 71台	1式	
自動火災報知設備 （感知器）	差動式スポット式 97台 熱アナログ式スポット型 71台 煙式光電アナログ式 1340台 煙式分離型光電アナログ式 2台	1式	
ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ検知器 13個 検地区域警報装置 13個 ガス漏れ表示灯 13個 音声警報装置スピーカー 13個	1式	

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
非常警報設備	放送設備 4720W 非常電源 24V6.0Ah×2/14組 回路：40回線 非常電話親機 1台 非常電話子機 94台 スピーカー ____台 音量調節器 ____台	1式	
消火器（粉末10型）	粉末10型は153台、粉末20型は1台	153	
消火器（強化液*型）	2L型は120台、8型は1台	121	
緩降機	一人用 10m	13	4階寄宿室
誘導灯及び誘導標識	高輝度型避難口 220台 （点滅誘導音付：61台 なし：158台 防雨型：1台） 防雨型避難口誘導灯 1台 通路誘導灯 137台 （壁付：69台 天井付：60台 床埋込：8台） 客席誘導灯 24台 誘導標識 1枚	1式	
非常コンセント		34	
スプリンクラー設備	ヘッド（開放型）80ℓ/分・個 ---個 ヘッド（閉鎖型）80ℓ/分・個 ---個 ヘッド（放水型）350ℓ～420ℓ/分 ---個 ヘッド（放水型）113ℓ～160ℓ/分 ---個 流水検知装置（口径 150mm 4800ℓ/分） 36 個 末端テスト弁 24 個	1式	
防排煙設備	防火戸 133台 垂れ壁 2台 防火用シャッター 101台 防火ダンパー 44台 排煙機 9台 連動中継器 2台	1式	

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
排煙口	排煙口 427 台	1 式	
簡易自動消火装置	(2F ハントリー) 手動起動装置 埋込型×1 感知器 (2 台) ノズル (3 台) 消火薬剤 (3.5 L×1) ガス遮断弁 1 個 (3F ハントリー) 手動起動装置 埋込型×1 感知器 (3 台) ノズル (6 台) 消火薬剤 (3.5 L) ×2 ガス遮断弁 1 個 (3F 厨房) 手動起動装置 埋込型×2 感知器 7 個 (No1×4, No2×3) ノズル 10 個 (No1×4, No2×6) 消火薬剤 (3.5 L×4) ガス遮断弁 1 個	1 式	
無線通信補助設備	保護箱 (3 台) 接続端子 (3 台)	1 式	
不活性ガス消火設備 (2 3 階)	窒素ガス消火剤貯蔵容器 13.1 m ³ /82.5L×48 本 区画：選択弁（ガス圧式×2） 起動装置・警報装置（スローカー×3） 放出表示灯（露出型×8） 噴射ヘッド（SA×12） 非常電源（Ni-Cd DC24V） 起動用ガス容器等 ・ 起動用ガス容器ガス量（二酸化炭素2.1L×2） ・ 窒素系不活性ガス加圧容器（82.5L×1） ドアチェック 8 個 ガスダンパー 12 台	1 式	2 3 階不活性 ガスポンプ室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
不活性ガス消火設備 （B 2 階）	窒素ガス消火剤貯蔵容器 13.1 m ³ /82.5L×124 本 区画：選択弁（ガス圧式×4） 起動装置・警報装置（スリッパ×12） 放出表示灯（露出型×17） 噴射ヘッド（SA×47） 非常電源（Ni-Cd DC24V） 起動用ガス容器等 ・ 起動用ガス容器（二酸化炭素 2.1L×4） ・ 窒素系不活性ガス加圧容器（82.5L×1） ドアチェック 10 個 ガスダンパー 10 台	1 式	B 2 階不活性 ガスポンプ室

※改修工事等による数量等変更があります。（大規模な数量の変更以外は、当初金額での実施となります）

5 衛生設備

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
受水タンク （TW-1）	有効容量 27.75 m ³ （中仕切付） FRP製複合板 パネルタンク 外形寸法 5,000×4,500×2,000 H	1	B2階 受水槽室
高置タンク（上水用） （TWH-1）	有効容量 2.1 m ³ （中仕切付） ステンレス製 パネルタンク 外形寸法 2,000×1,500×1,500 H	1	PH階屋上
高置タンク（中水用） （TWH-2）	有効容量 5.2 m ³ （中仕切付） ステンレス製 パネルタンク 外形寸法 2,000×2,000×2,000 H	1	PH階屋上
貯湯タンク （THS-1-B201） （THS-1-B202）	有効水量 3,215 L ステンレス製 加熱能力 143,000 kcal/h	2	B2階 熱源機械室
膨張タンク （TE-1-B201） （TE-1-B202）	有効容量 400 L 膨張水量 88.5 L ダイヤフラム式密閉膨張タンク 最高使用圧力 5.75 kg/cm ²	2	B2階 熱源機械室
還水タンク （HWT-1-B201）	有効容量 500 L ステンレス製 外形寸法 800×800×900	1	B2階 熱源機械室
軟水タンク （HWT-1-B202）	有効容量 500 L ステンレス製 外形寸法 800×800×900	1	B2階 熱源機械室
ガソリントラップ （GT）	1000 L 2,000×1,000（1ヶ所） 45 L 500×500（2ヶ所）	3	PH階屋上 B1階車路
ガソリントラップ （GT-2）	180 L 1,000×500（1ヶ所）	3	B1階車路

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
グリーストラップ （GUT-1, 2）	180 L 1,000×500	2	3階主厨房
グリーストラップ （GUT-3）	130 L 900×450	1	3階下膳室
グリーストラップ （GUT-4）	130 L 900×450	1	3階 パントリー
グリーストラップ （GUT-5）	180 L 1,000×500	1	2階 パントリー
グリーストラップ （GUT-6）	50 L 570×400	1	1階 ゴミ処理室
会所枳 （GUT-7）	600×600（トラップ付）	1	B2階 熱源機械室
中水処理曝気ファン （PSO-1-2301）	形式 ターボブロワー形 540 m ³ /H×150 mmAq 動力 1.5 kw	1	23階屋上
便所脱臭ファン （F-A）	形式 丸形中間取付ダクトファン 70 m ³ /H×3 mmAq 動力 0.031 kw	2	1, 2階便所
便所脱臭ファン （F-B）	形式 丸形中間取付ダクトファン 140 m ³ /H×5 mmAq 動力 0.041 kw	1	2階便所
給水ポンプユニット（上水） （PWU-1-B201）	形式 推定末端圧力制御 125φ×65φ×700L/min×95m×3台 動力 11 kw×3台	1組	B2階 受水槽室
給水ポンプユニット（中水） （PWU-1-B202）	形式 推定末端圧力制御 125φ×65φ×850L/min×95m×3台 動力 11 kw×3台	1組	B2階 受水槽室
給水ポンプユニット （消火補給用） （PWU-1-PH01）	形式 小型低圧給水ユニット 32φ×50L/min×10m 動力 0.4 kw	1	PH階屋上

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
揚水ポンプ（上水） （PW-1-B201） （PW-1-B201）	形式 多段渦巻ポンプ50φ× 40φ×100L/min×139m 動力 11 kw	2	B 2 階 受水槽室
揚水ポンプ（中水） （PW-2-B201） （PW-2-B202）	形式 多段渦巻ポンプ50φ× 40φ×100L/min×142m 動力 11 kw	2	B 2 階 受水槽室
雑排水ポンプ（汚物用） （PDZ-1-B201） （PDZ-1-B202）	形式 汚物用水中型（非自動型） 65φ×150L/min×16m 動力 2.2 kw	2	B 2 階 雑排水槽
雑排水ポンプ （PDZ-2-B201） （PDZ-2-B202）	形式 汚水・汚物用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×12m 動力 1.5 kw	2	B 1 階 雑排水槽
雑排水ポンプ （PDZ-3-B201） （PDZ-3-B202）	形式 汚水・汚物用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×10m 動力 0.75 kw	2	B 1 階 雑排水槽
雑排水ポンプ （PDZ-4-B201） （PDZ-4-B202）	形式 汚水・汚物用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×10m 動力 1.5 kw	2	B 1 階 雑排水槽
雑排水ポンプ （PDZ-5-B201） （PDZ-5-B202）	形式 汚水・汚物用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×15m 動力 1.5 kw	2	B 2 階 雑排水槽
汚水ポンプ （PDK-1-B201） （PDK-1-B202）	形式 ボルテックス汚物用水中型（非自動型） 80φ×300L/min×15m 動力 3.7 kw	2	B 2 階 汚水槽
湧水ポンプ （PDY-1-B201） （PDY-1-B202）	形式 汚水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×20m 動力 1.5 kw	2	B 2 階 湧水槽
湧水ポンプ （PDY-2-B201） （PDY-2-B202）	形式 汚水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×14m 動力 0.75 kw	2	B 2 階 湧水槽
湧水ポンプ （PDY-3-B201） （PDY-3-B202）	形式 汚水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×15m 動力 0.75 kw	2	B 2 階 湧水槽
湧水ポンプ （PDY-4-B201） （PDY-4-B202）	形式 汚水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×15m 動力 0.75 kw	2	B 2 階 湧水槽

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
湧水ポンプ (PDY-5-B201) (PDY-5-B202)	形式 汚水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×13m 動力 0.75 kw	2	B 2 階 湧水槽
湧水ポンプ (PDY-6-B201) (PDY-6-B202)	形式 汚水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×13m 動力 0.75 kw	2	B 2 階 湧水槽
湧水ポンプ（雨水用） (PDD-1-B201) (PDD-1-B202)	形式 雑排水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×9m 動力 0.4 kw	2	B 1 階 湧水槽
湧水ポンプ（雨水用） (PDD-2-B201) (PDD-2-B202)	形式 汚水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×11m 動力 0.75 kw	2	B 1 階 湧水槽
雨水ポンプ (PDA-1-B201) (PDA-1-B202)	形式 雑排水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×15m 動力 0.75 kw	2	B 1 階 雨水槽
雨水放流ポンプ (PDU-1-B201) (PDU-1-B202)	形式 汚水用水中型（非自動型） 100φ×1,500L/min×15m 動力 0.75 kw	2	B 2 階 雨水貯留槽
雨水放流ポンプ (PDU-2-B201) (PDU-2-B202)	形式 汚物・汚水用水中型（非自動型） 50φ×250L/min×14m 動力 1.5 kw	2	B 1 階 雨水槽
排砂ポンプ (PDH-1-101) (PDH-1-102)	形式 雑排水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×4m 動力 0.4 kw	2	屋外 沈砂槽
排砂ポンプ (PDH-2-101) (PDH-2-102)	形式 雑排水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×3m 動力 0.4 kw	2	屋外 沈砂槽
排砂ポンプ (PDH-3-B201) (PDH-3-B202)	形式 雑排水用水中型（非自動型） 50φ×100L/min×10m 動力 0.75 kw	2	B 1 階 沈砂槽
給湯循環 1 次ポンプ (PHS-1-B201) (PHS-1-B202)	形式 ステンレス製ラインポンプ 50φ×210L/min×11m 動力 0.75 kw	2	B 2 階 熱源機械室
給湯循環 2 次ポンプ (PHR-1-B201) (PHR-1-B202)	形式 ステンレス製ラインポンプ 25φ×45L/min×5m 動力 0.15 kw	2	B 2 階 熱源機械室

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
貫流ボイラ（加湿用） （BS-1-B201）	形式 ガス炊小型貫流ボイラ（密着設置型） 熱出力 269,500 kcal/h 動力 4.5 kVA 最高圧力 10 kg/cm ² 伝熱面積 4.96 m ² 付属品 薬注装置	1	B 2 階 熱源機械室
貫流ボイラ（給湯用） （BS-1-B202） （BS-1-B202, 203）	形式 ガス炊小型貫流ボイラ（密着設置型） 熱出力 269,500 kcal/h 動力 4.5 kVA 最高圧力 10 kg/cm ² 伝熱面積 4.96 m ² 付属品 薬注装置・全自動軟水装置 1.3 m ³ /h	2	B 2 階 熱源機械室
電気温水器 （EW-1）20台、（ESD50）1台	形式 飲雑両用電気温水器 容量 50 L 動力 （EW-1）3.0 kw （ESD50）3.1kw	21	各階 給湯室
電気温水器 （EW）	形式 先止式小型電気温水器 容量 13 L 動力 0.45 kw	4	22 階所長室・ 副所長室・研究 戦略室・1710室
電気温水器 （ES）	形式 先止式小型電気温水器 容量 18 L 動力 0.7 kw	1	2 階 A C 室 (1) 前
<中水処理設備>			
スクリーン供給ポンプ （P-1A, B）	形式 水中汚水汚物型 150L/min×8m×1.5kw×200V×3φ	2	
反応槽供給ポンプ （P-2A, B）	形式 水中汚水汚物型 50L/min×8m×0.75kw×200V×3φ	2	
循環ポンプ （P-3）	形式 渦巻ポンプ 1400L/min×33m×11kw×200V×3φ	1	
薬液注入ポンプ （P-4）	形式 ダイヤフラム定量型 3cc/min×3kg/cm ³ ×10VA×100V×3φ	1	
排出ポンプ （P-5A, B）	形式 水中汚水汚物型 200L/min×15m×3.7kw×200V×3φ	2	
汚泥ポンプ （P-6）	形式 水中汚水汚物型 200L/min×16m×3.7kw×200V×3φ	1	
雨水ポンプ （P-7A, B）	形式 水中汚水型 120L/min×9m×0.75kw×200V×3φ	2	
ブロー水ポンプ （P-8A, B）	形式 水中汚水型 100L/min×9m×0.75kw×200V×3φ	2	

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
<中水処理設備>			
スクリーン供給ポンプ （P－1 A， B）	形式 水中汚水汚物型 150L/min×8m×1.5kw×200V×3φ	2	
反応槽供給ポンプ （P－2 A， B）	形式 水中汚水汚物型 50L/min×8m×0.75kw×200V×3φ	2	
循環ポンプ （P－3）	形式 渦巻ポンプ 1400L/min×33m×11kw×200V×3φ	1	
薬液注入ポンプ （P－4）	形式 ダイヤフラム定量型 3cc/min×3kg/cm ³ ×10VA×100V×3φ	1	
排出ポンプ （P－5 A， B）	形式 水中汚水汚物型 200L/min×15m×3.7kw×200V×3φ	2	
汚泥ポンプ （P－6）	形式 水中汚水汚物型 200L/min×16m×3.7kw×200V×3φ	1	
雨水ポンプ （P－7 A， B）	形式 水中汚水型 120L/min×9m×0.75kw×200V×3φ	2	
ブロー水ポンプ （P－8 A， B）	形式 水中汚水型 100L/min×9m×0.75kw×200V×3φ	2	
雨水ろ過ポンプ （P－9 A， B）	形式 水中汚水型 120L/min×20m×1.5kw×200V×3φ	2	
調整槽ブロー （B－1）	形式 ルーツ型 0.72m ³ /min×0.3kg/cm ² ×1.5kw×200V×3φ	1	
反応槽ブロー （B－2）	形式 ルーツ型 0.39m ³ /min×0.25kg/cm ² ×0.75kw×200V×3φ	1	
雑排水槽ブロー （B－3）	形式 ルーツ型 0.6m ³ /min×0.25kg/cm ² ×1.5kw×200V×3φ	1	
汚水槽ブロー （B－4）	形式 ルーツ型 0.39m ³ /min×0.25kg/cm ² ×0.75kw×200V×3φ	1	
スクリーン （S－1）	形式 揺動型 処理能力 10m ³ /Hr×0.4kw×200V×3φ	1	
限外ろ過機 （UF－1）	形式 平膜型 30m ³ /日×膜面積 12.6m ²	1	
洗浄タンク （TK－1）	形式 角形タンク 500L 塩ビ製	1	
滅菌剤タンク （TK－2）	形式 角形タンク 100L 塩ビ製	1	

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
＜中水処理設備＞			
補給水タンク （TK-3）	形式 角形タンク 1m ³ 用	1	
雨水ろ過器 （M-1）	形式 円筒整型 6m ³ /Hr SS+内面エポキシ樹脂塗装	1	
原水槽	有効容量 7 m ³		B 2 階 地下水槽
調整槽	有効容量 18 m ³		B 2 階 地下水槽
反応槽	有効容量 6 m ³		B 2 階 地下水槽
汚泥槽	有効容量 8 m ³		B 2 階 地下水槽
抽出槽	有効容量 5 m ³		B 2 階 地下水槽
中水受水槽	有効容量 40 m ³		B 2 階 地下水槽
雨水貯留槽	有効容量 650 m ³		B 2 階 地下水槽
冷却塔ブロー水槽	有効容量 40 m ³		B 2 階 地下水槽
雨水・ブロー中間槽	有効容量 11 m ³		B 2 階 地下水槽
スクリーン	ステンレス金網 80 メッシュ、揺動式 処理量 10m ³ /h	1	
汚水槽	有効容量 20 m ³ × 1		B 2 階 地下水槽
雑排水槽	有効容量 95 m ³ 40 m ³ × 1, 15 m ³ × 3, 10 m ³ × 1		B 2, B 1 階 地下水槽

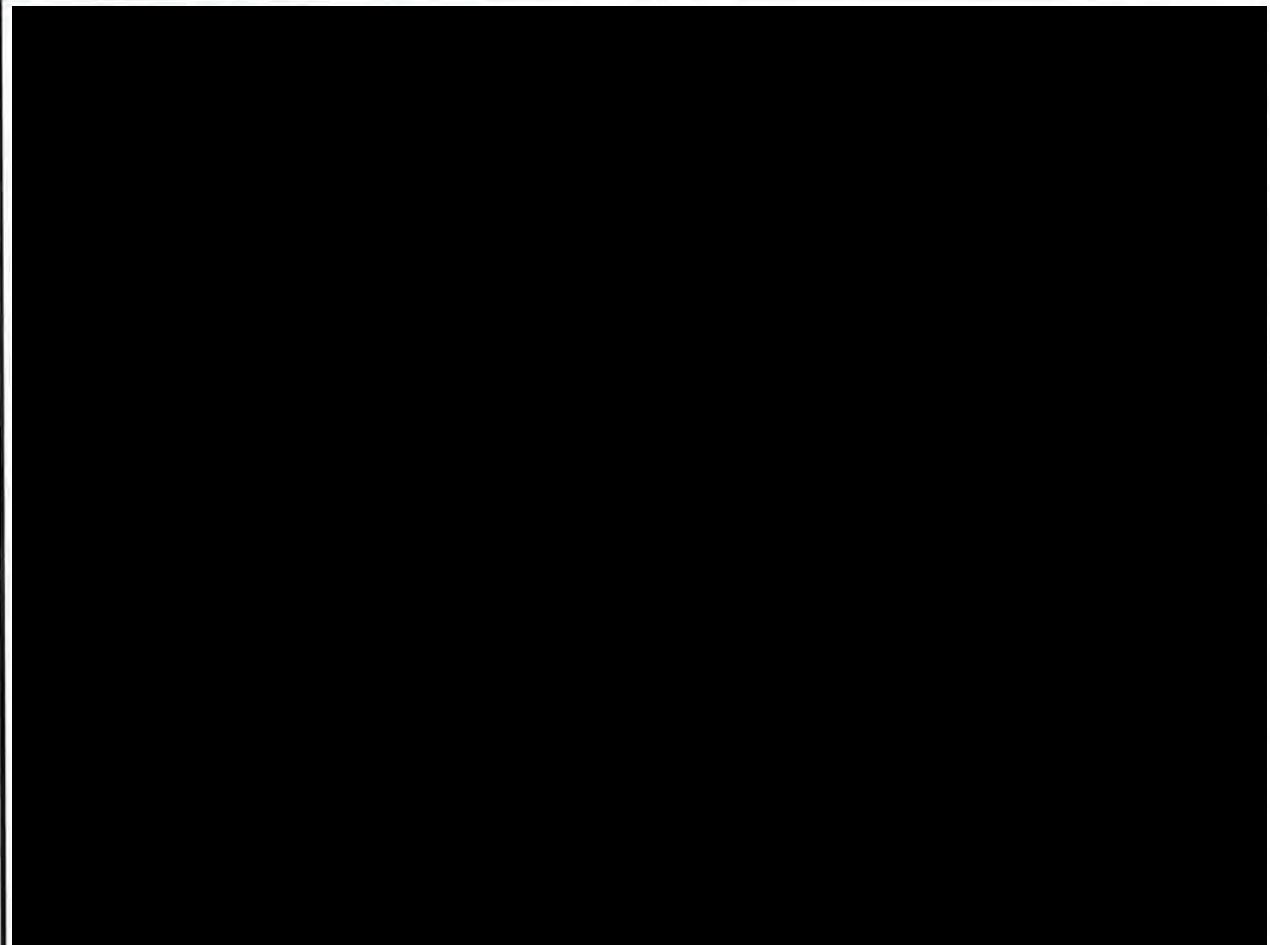
機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
＜厨房除害設備＞			
調整ポンプ （ＦＰ－１Ａ，Ｂ）	仕様 50A×0.05m ³ /min×6mH	2	
循環ポンプ （ＦＰ－２）	仕様 50A×0.10m ³ /min×5mH	1	
放流ポンプ （ＦＰ－３Ａ，Ｂ）	仕様 65A×0.10m ³ /min×15mH	2	
ばっ気ブロワー （ＦＢ－１Ａ，Ｂ）	仕様 50A×1.3m ³ /min×0.2kg/m ²	2	
調整ブロワー （ＦＢ－２Ａ，Ｂ）	仕様 40A×0.7m ³ /min×0.2kg/m ²	1	
スクリーン （ＦＳ－１）	仕様 目幅 2.0m/m 自動搔上式 22m ³ /時	1	
バイオ充填ユニット （ＦＫ－１）	仕様 給粉・かくはん機付	1	
制御盤 （ＦＥ－３）	仕様 屋内自立型 1面	1	
接触調整槽	有効容量 14.9 m ³		B 2 階 地下水槽
B C 槽	有効容量 32.6 m ³		B 2 階 地下水槽
放流槽	有効容量 1.4 m ³		B 2 階 地下水槽
＜衛生器具＞			
	洋風便器 179 台 小便器 78 台 洗面器 189 台		
＜検針＞			
量水器	各階（非）取引メーター 月 1 回検針	9 6	

6 環境衛生設備

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
空気環境測定	建衛法に基づく 32ポイント 2回測定/1日	1 式	全館
煤煙測定	大気汚染防止法に基づく 発電機エンジン（CGS）3台 冷温水発生機 2台	5	熱源機械室、 発電機室
害虫駆除	建衛法、東京都指導基準に基づく	1 式	全館
汚水・雑排水槽	建衛法に基づく 仕様は、衛生設備を参照	1 式	ピット
飲料水水質検査	建衛法に基づく 3箇所	1 式	上水（13F,14F） 給湯水（ゲスト ルーム）

[illegible]

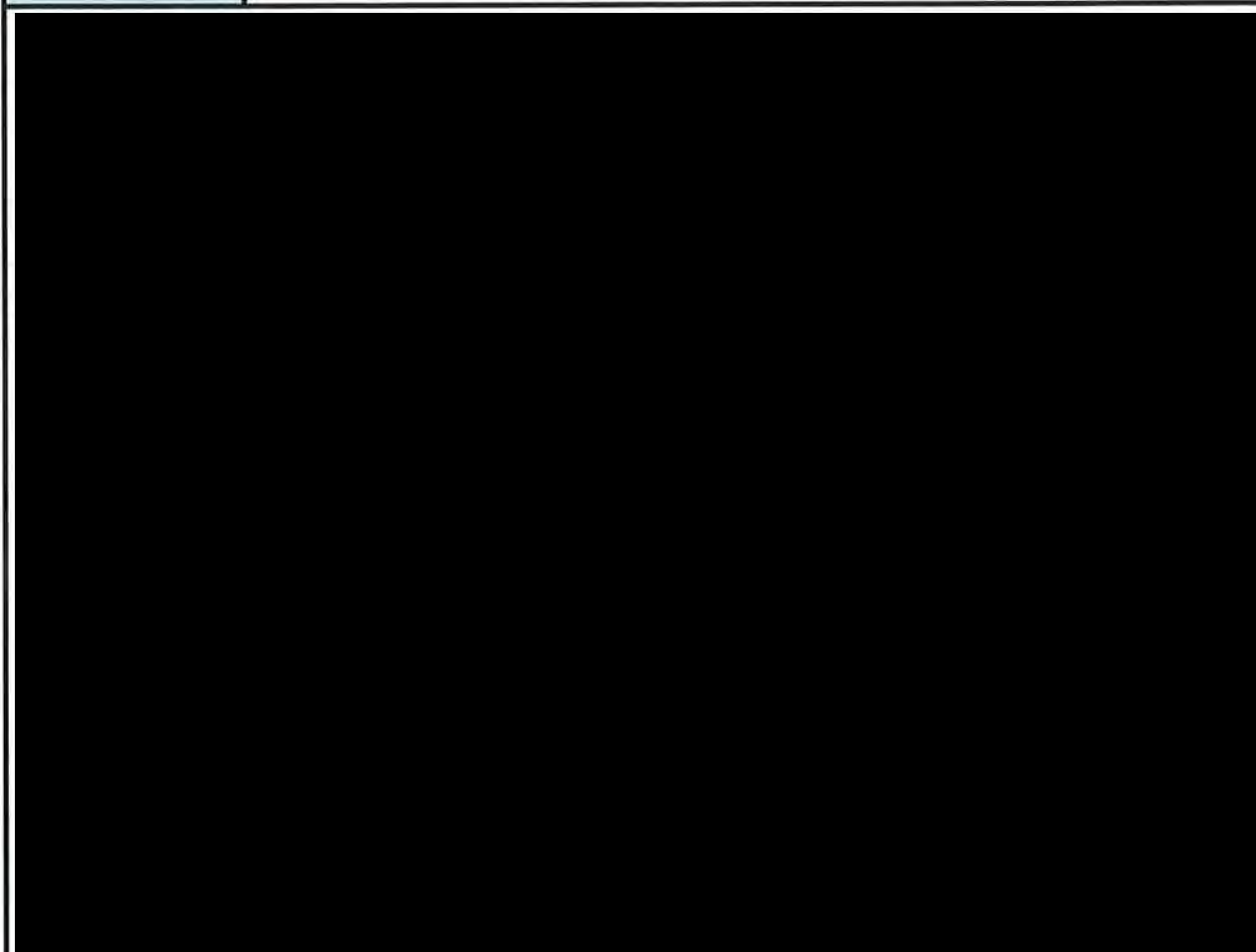
[illegible]



機 器			
記 号	機 名 称	型 式	
PLC (ベース)	ベースユニット	F3BU06-0N	
PLC	電源モジュール	F3PU10-0S	
PLC (スロット1)	CPUモジュール	F3SP71-4N	
PLC (スロット2)	アナログ入力モジュール	F3A004-0V	
PLC (スロット3)	DIモジュール	F3XD16-3F	
PLC (スロット4)	DIモジュール	F3XD16-3F	
PLC (スロット5)	DOモジュール	F3YDI4-5A	
DX12-11	デジタルプラントコントローラ	DX9100-8454	
PdT1-HCS-01	差圧伝送器	JKH-15	
DB-11	ディストリビュータ (絶縁出力1点形)	VJA1-016-AAN0	
PIC2-1	デジタル指示調節計	JUT-70-HVV7A	
ISO-13	ディストリビュータ (絶縁出力2点形)	VJH1-026-AAA0	
ISO-14	ディストリビュータ (絶縁出力2点形)	VJH1-026-AAA0	
ISO-11	2出力形ソフトスペックアイソレータ	WJV-AAA-G	
ISO-12	2出力形ソフトスペックアイソレータ	WJV-AAA-G	
PIC1-1	デジタル指示調節計	JUT-HD7N72*B/L	
MV1-HCS-01	電動2方弁	PMK-010SS	

系統名

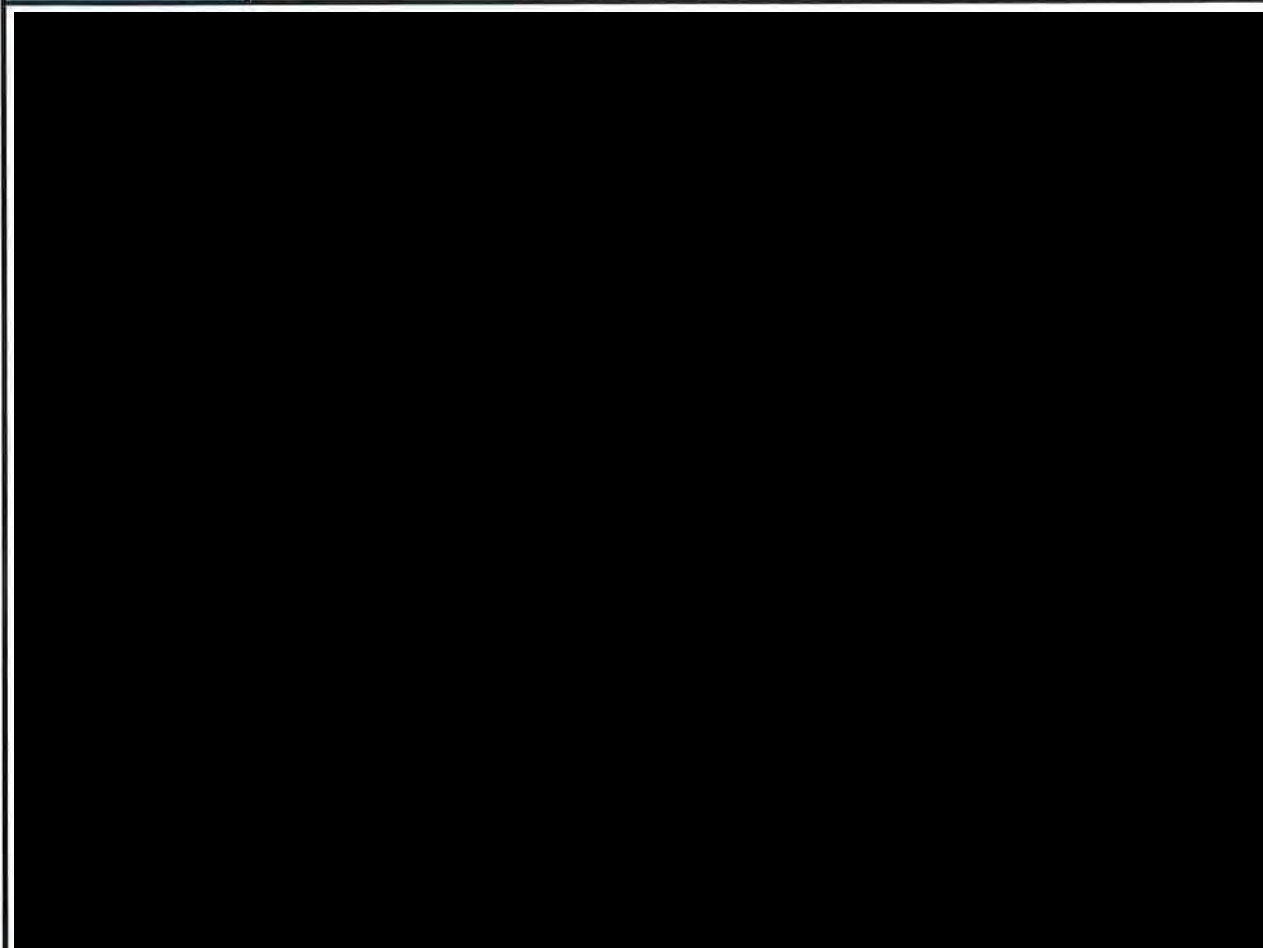
冷水蓄熱槽放熱ポンプ廻り HE-1-1、HE-1-2 2次側温度制御、圧力バイパス弁制御



機 器			
記 号	名 称	型 式	
Pdt1-PC3-201	差圧発信器	EJA430-DAS2A-20DC	
OB-41	ディストリビュータ(絶縁出力1点形)	VJA1-016-AAN0	
PIC1-41	デジタル指示調節計	JUT-HD7NNN*B/L	
MV1-PC3-201	電動2方弁	PMK-600YS	
Pdt1-PC3-203	差圧発信器	EJA430-2A-2AS-20DC	
OB-42	ディストリビュータ(絶縁出力1点形)	VJA1-016-AAN	
PIC1-42	デジタル指示調節計	JUT-HD7NNN*B/L	
MV1-PC3-203	電動2方弁	PMK-600YS	
MV1-PC3-204	電動3方弁	PMK-601YS	
TIC4-11	デジタル指示調節計	JUT-HD1N7N*B/L	
TEW1-HE11-OUT2 No. 17 26	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
MV2-HE11-OUT1	電動弁	M150GA-3V2	
TEW1-HE11-IN2 No. 15 25	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-15	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-HE11-IN1 No. 18 45	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-031	
TEW1-HE11-OUT1 No. 16 46	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-031	
TIC4-12	デジタル指示調節計	JUT-HD1N7N*B/L	
TEW1-HE12-OUT2 No. 21 32	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
MV2-HE12-OUT1	電動弁	M150GA-3V2	
TEW1-HE12-IN2 No. 19 31	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-16	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-HE12-IN1 No. 22 47	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-031	
TEW1-HE12-OUT1 No. 20 48	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-031	
ISO-13	電源無しアイソレータ(2チャンネル式)	FSN-2AA	

[illegible]

[illegible]



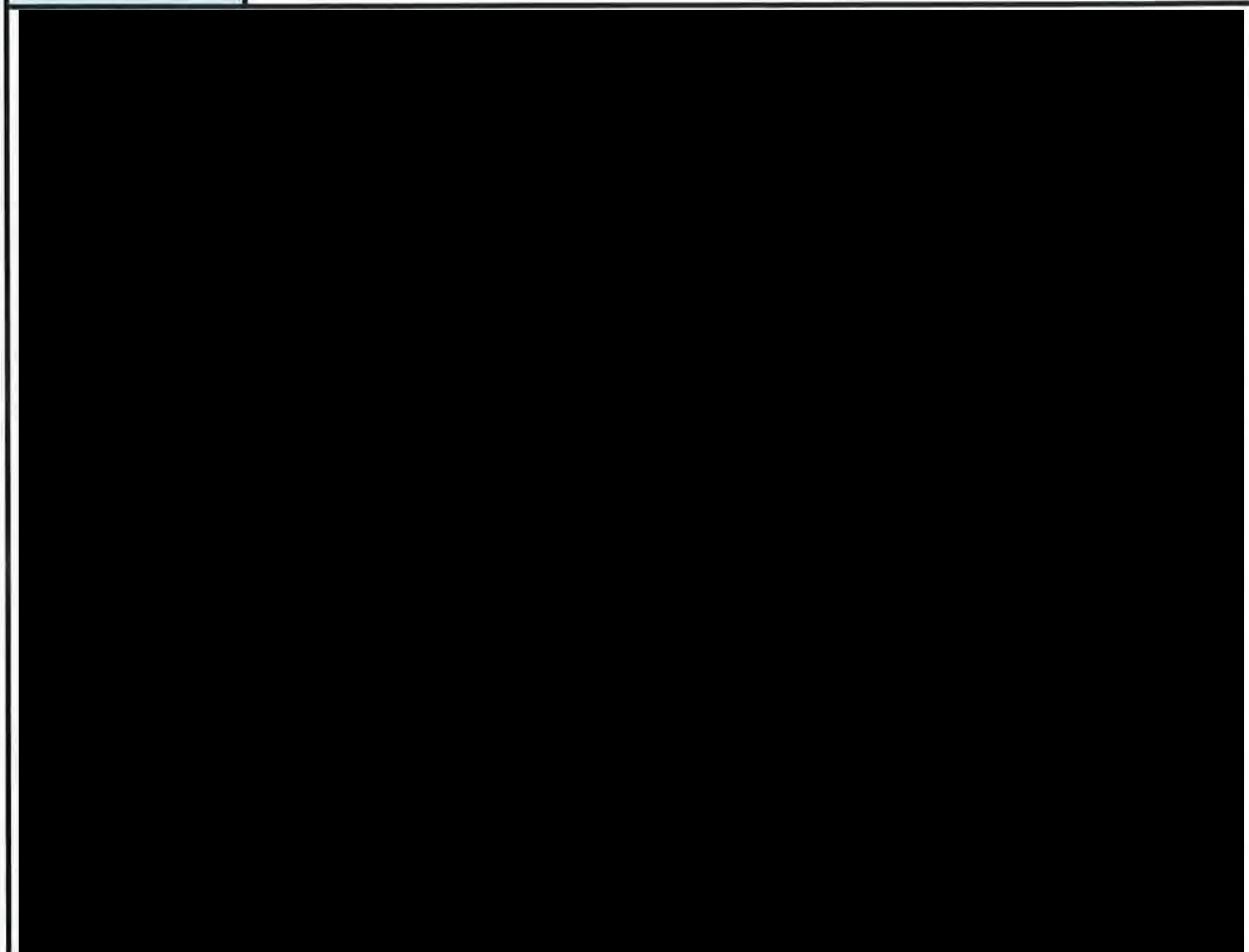
機 器			
記 号	名 称	型 式	
DX12-5	デジタルプラントコントローラ	DX9100-8454	
DX12-6	デジタルプラントコントローラ	DX9100-8454	
DX12-7	デジタルプラントコントローラ	DX9100-8454	
DX12-8	デジタルプラントコントローラ	DX9100-8454	
DX12-9	デジタルプラントコントローラ	DX9100-8454	
TEW1-RA1-S No. 12②	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-11	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-RA1-R No. 11①	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-12	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-RA1-CO No. 38 61	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-32	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-RA2-S No. 14④	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-13	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-RA2-R No. 13③	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-14	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-RA2-CO No. 39 62	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-33	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-RB1C-S No. 10⑩	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-17	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-RB1C-R No. 9⑨	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-18	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-RB1-CO No. 50⑪	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-23	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-RB1-CO No. 49⑪	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-24	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	

[illegible]

[illegible]

系統名

温水蓄熱槽放熱ポンプ廻り HE-1-1、HE-1-2 2次側温度制御、圧力バイパス弁制御



機 器			
記 号	名 称	型 式	
Pdt1-PH3-201	差圧発信器	EJA430-DAS2A-20DC	
OB-51	ディストリビュータ	VJA1-016-AAN	
PIC1-51	デジタル指示調節計	JUT-HD7NNN*B/L	
MV1-PH3-201	電動2方弁	PMK-300YS	
Pdt2-PH3-203	差圧発信器	EJA430-DAS2A-20DC	
OB-52	ディストリビュータ	VJA1-016-AAN	
PIC1-52	デジタル指示調節計	JUT-HD7NNN*B/L	
MV1-PH3-203	電動2方弁	PMK-300YS	
TIC4-21	デジタル指示調節計	JUT-HDIN7N*B/L	
TEW1-HE21-OUT No. 25 28	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
ISO-23	測温抵抗体変換器	FSN-2AA	
MV2-HE21-OUT1	電動弁	M150SGA-3V2	
TIC4-22	デジタル指示調節計	JUT-HDIN7N*B/L	
TEW1-HE22-OUT No. 29 30	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
ISO-23	測温抵抗体変換器	FSN-2AA	
MV2-HE22-OUT1	電動弁	M150SGA-3V2	
ISO-23	電源無しアイソレータ（2チャンネル式）	FSN-2AA	
TEW1-HE21-IN2 No. 23 27	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-21	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-HE21-IN1 No. 26 49	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-031	
TEW1-HE21-OUT1 No. 24 50	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-031	
TEW1-HE22-IN2 No. 27 29	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-22	測温抵抗体変換器	FRS-3A-L/BL	
TEW1-HE22-IN1 No. 30 51	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-031	
TEW1-HE22-OUT1 No. 28 52	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-031	

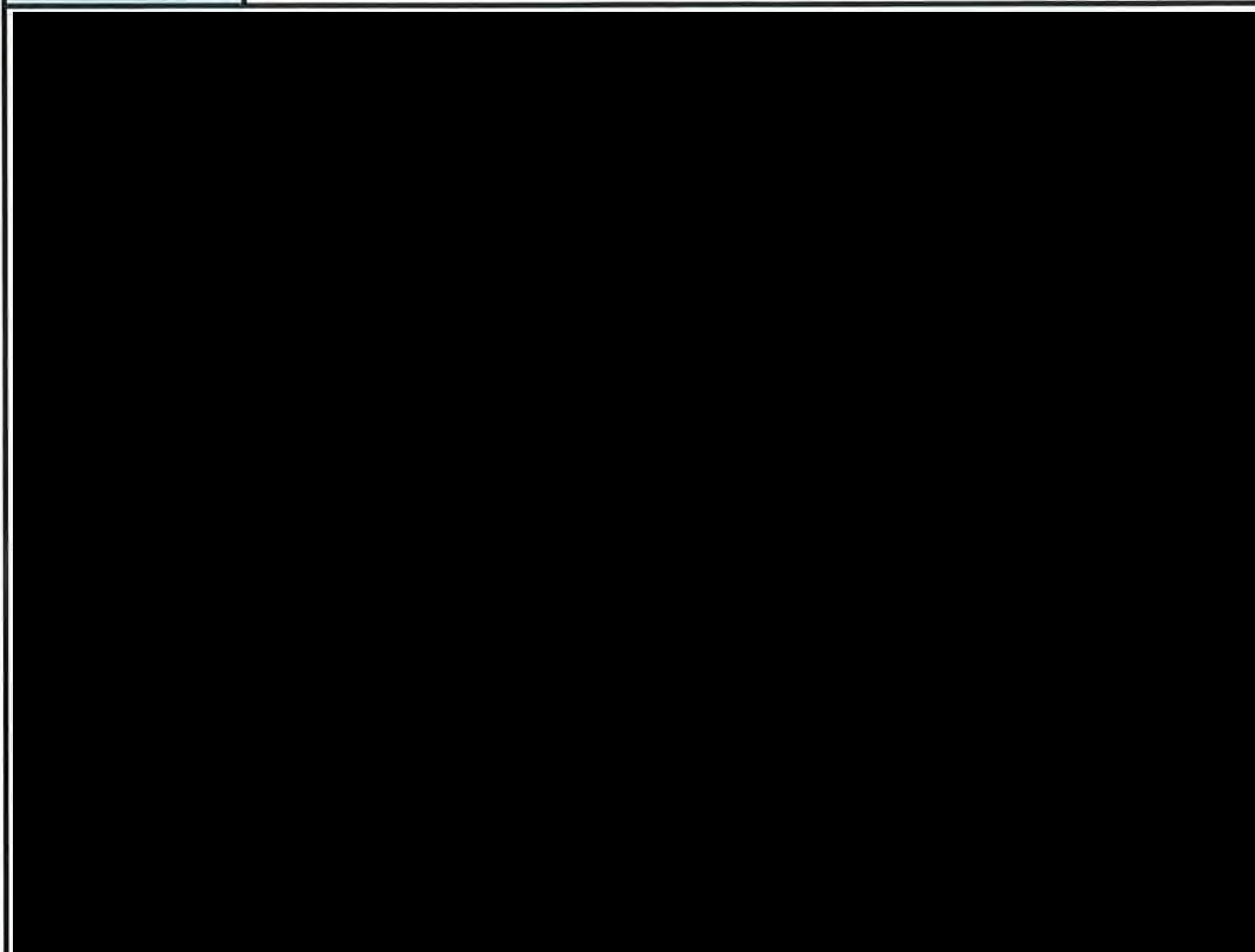
系統名	コージェネ廻り制御 HE-6 温水蓄熱槽廻り制御（1次、2次側）
-----	----------------------------------

[illegible]

143 / 362

系統名

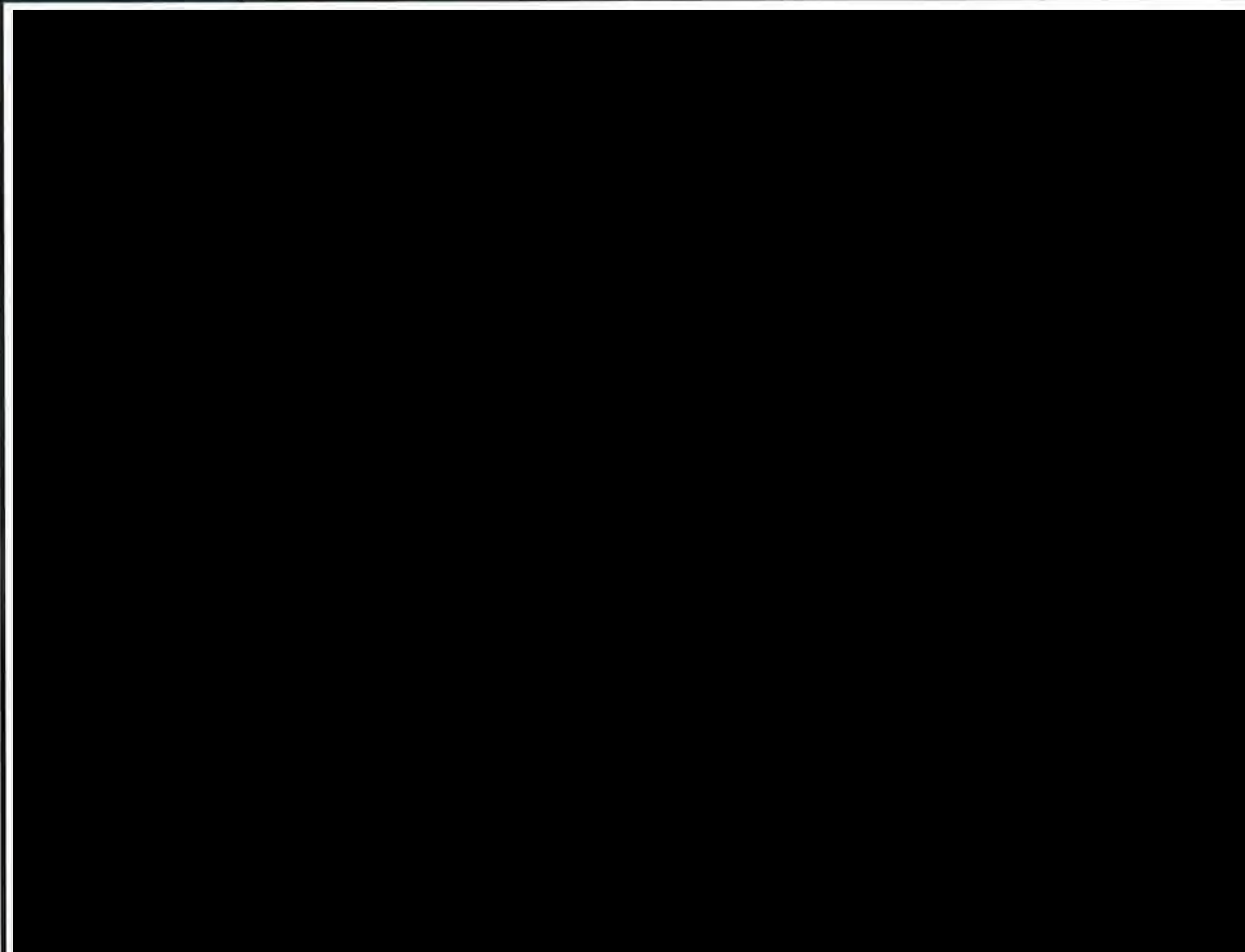
コ・ジェネレーションシステム HE-3 1次側、2次側圧力制御、2次側温度制御



機 器			
記 号	名 称	型 式	
PIC2-31	デジタル指示調節計	JUT-HD7NNN*B/L	
PdT1-HE3-CO	差圧伝送器	EJA110-DMS2A-00DA	
BD-31	ディストリビュータ	VJA1-016-AANO	
MV1-HE3-CO	電動2方弁	508V-4I-150A	
PIC4-21	デジタル指示調節計	JUT-HD7NNN*B/L	
PdT1-HE3-HHR	差圧伝送器	EJA110-DHS2A-00DA	
BD-21	ディストリビュータ	VJA1-016-AANO	
MV1-HE3-HHR	電動2方弁	PMK-060SS	
TIC1-31	プログラマブルコントローラ	YS170-012/A05	
TEW1-HE3-HHR No. 42 (73)	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-31	測温抵抗体変換器	FRS-16-L/BL	
TEW1-HE3-CO No. 41 (66)	挿入形温度検出器 (PV2側)	JPEK-02AR-0A1	
RI-31	測温抵抗体変換器 (PV2側)	FRS-16-L/BL	
RI-32	電源なしアイソレータ	FSN-2AA	
MV2-HE3-CO	電動二方弁	VCH-222CEF150A-10K	
TEW1-RA-B-CO No. 40	挿入形温度検出器	JPEK-02AR-0A1	
RI-31	測温抵抗体変換器	FRS-16-L/BL	

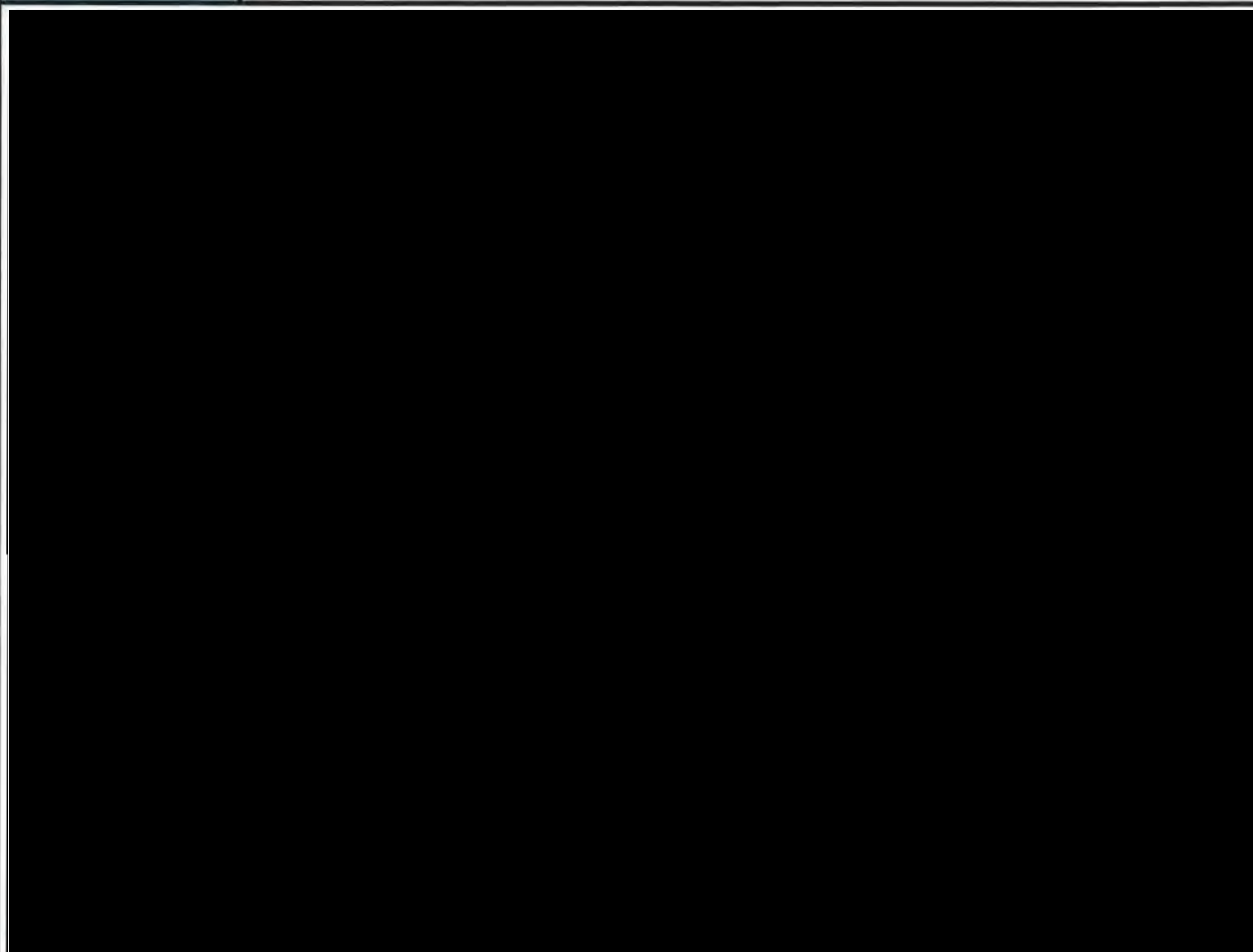
コ・ジェネレーションシステム HE-4 1次側圧力弁制御、2次側温度制御

508V-4IS-150A



機 器			
記 号	名 称	型 式	
DX12-16	デジタルプラントコントローラ	DX9100-8454	
12-21	入出力モジュール(コモンモジュール)	XT-9100-8304	
12-21-1	入出力モジュール(DIOモジュール)	XT-9105-8304	
TEW	挿入形温度検出器(シリコンセンサー)	A960PCA-3	
TEW	挿入形温度検出器(シリコンセンサー)	A960PCA-3	
TEW	挿入形温度検出器(シリコンセンサー)	A960PCA-3	
BFV1	電動バタフライ弁	508V-4I-200A JIS10K	
BFV1	電動バタフライ弁	508V-4I-200A JIS10K	
FLS1-11	フロートレススイッチ	61F-GP-N	
2P	電極	不明	
TM2-11	ソリッドステート・タイマ	H3CR	
TE1	サーモスタット	JLWS-C1-34ARL2	
CWF	導電率計(マイガード)	CB-200K(メーカー:アクス株)	
MRIV1	電動ボール弁	M3	
FLS1-	フロートレススイッチ	61F-GP-N	
2P	電極	不明	
TM2-121	ソリッドステート・タイマ	H3CR	
TE1	サーモスタット	JLWS-C1-34ARL2	
CWF	導電率計(マイガード)	CB-200K	
MRIV1	電動ボール弁	M3	
IS01	アイソレータ	H2VS-4A-M/N	
DX12-15	デジタルプラントコントローラ	DX9100-8454	
XT-9100 12-22	入出力モジュール(コモンモジュール)	XT-9100-8304	
XT-9105 12-22-1A	入出力モジュール(DIモジュール)	XP-9105-8304	
XT-9105 12-22-2	入出力モジュール(DIOモジュール)	XT-9104-8304	

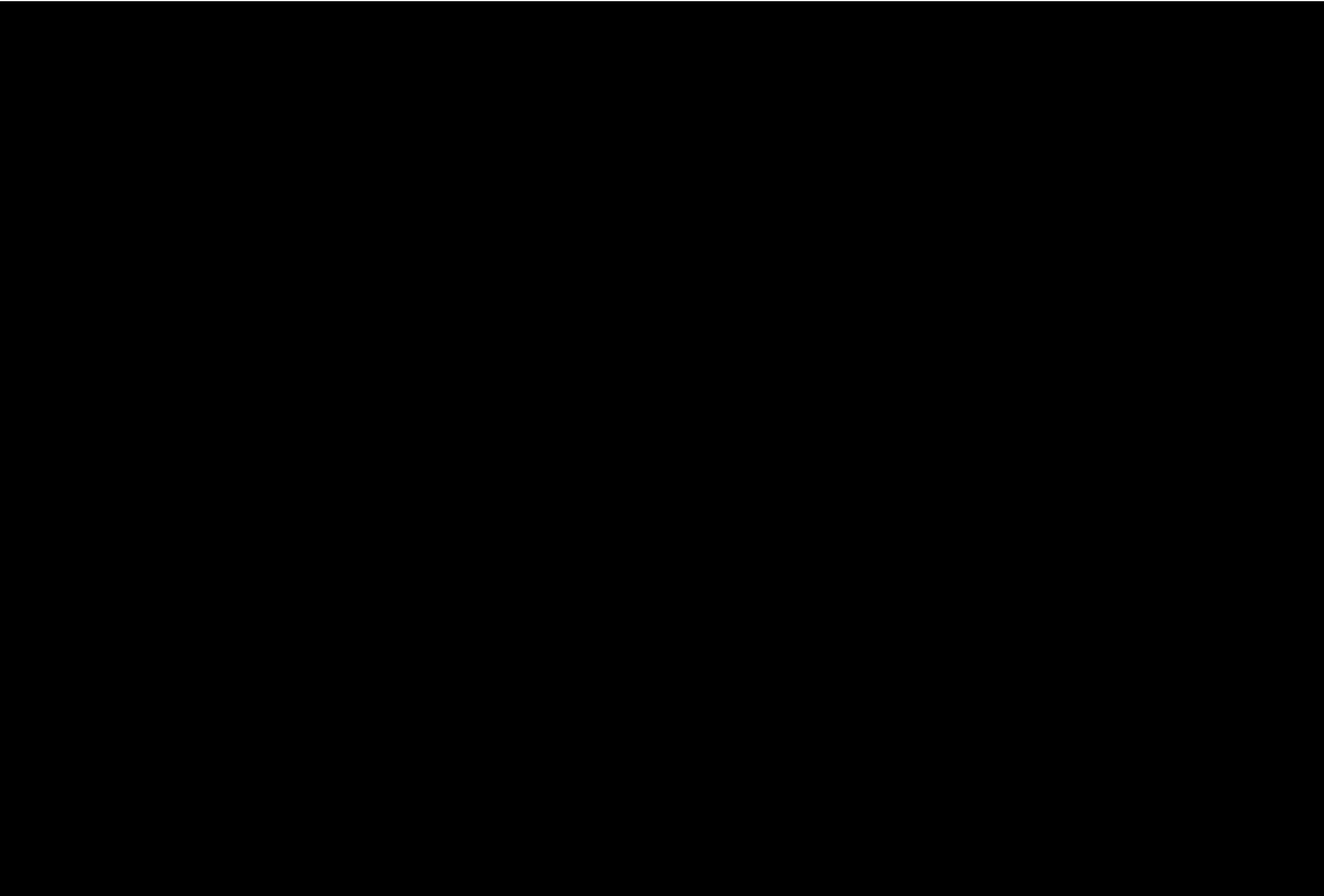
[illegible]

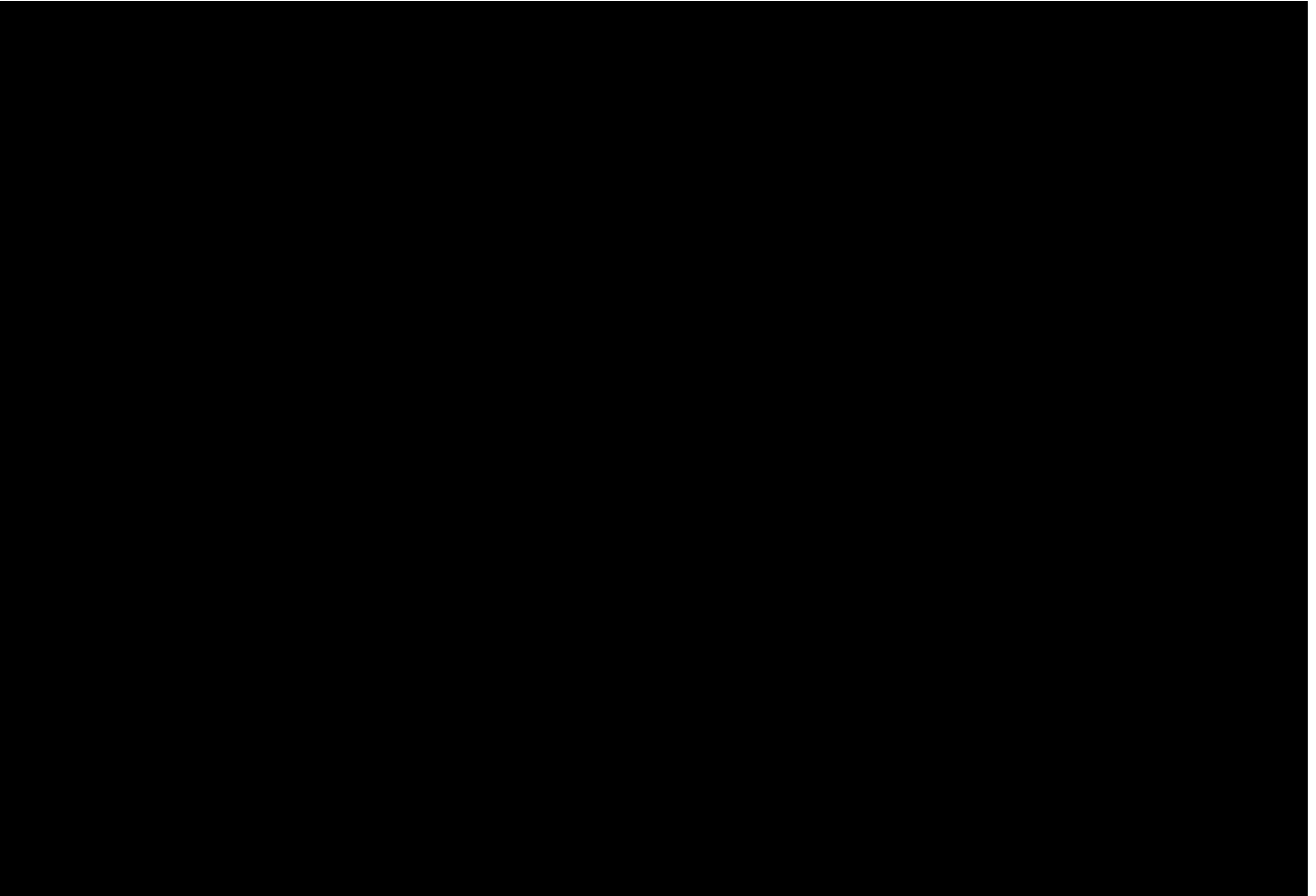


機 器			
記 号	名 称	型 式	
DX12-30	デジタルプラントコントローラ	DX9100-8454	
TEW	挿入形温度検出器 (シリコンセンサー)	A960PCA-3	
TEW	挿入形温度検出器 (シリコンセンサー)	A960PCA-3	
TEW	挿入形温度検出器 (シリコンセンサー)	A960PCA-3	
MV3	電動3方弁	VCH-312CEF-150A-10K CV値: 390 (メーカー: MCH-10CE-109)	
FLS1-21	フロートレススイッチ	61F-GP-N	
2P	電極	不明	
TM2-21	ソリッドステート・タイマ	H3CR	
TE1	サーモスタット	JLWS-C1-34ARL2	
CWF	導電率計 (マイガード)	ICB-450KS (メーカー: アキアス株)	
MRIV1	電動ボール弁	M3	
IS03	アイソレータ	H2VS-4A-M/N	
DX12-31	デジタルプラントコントローラ	DX9100-8454	
TEW	挿入形温度検出器	A960PCA-3	
TEW	挿入形温度検出器	A960PCA-3	
TEW	挿入形温度検出器	A960PCA-3	
MV3	電動3方弁	VCH-312CEF-150A-10K CV値: 390 (メーカー: MCH-10CE-109)	
FLS1-22	フロートレススイッチ	61F-GP-N	
2P	電極	不明	
TM2-22	ソリッドステート・タイマ	H3CR	
TE1	サーモスタット	JLWS-C1-34ARL2	
CWF	導電率計 (マイガード)	ICB-450K (メーカー: アキアス株)	
MRIV1	電動ボール弁	5EM2-FOA	
IS01	アイソレータ	H2VS-4A-M/N	

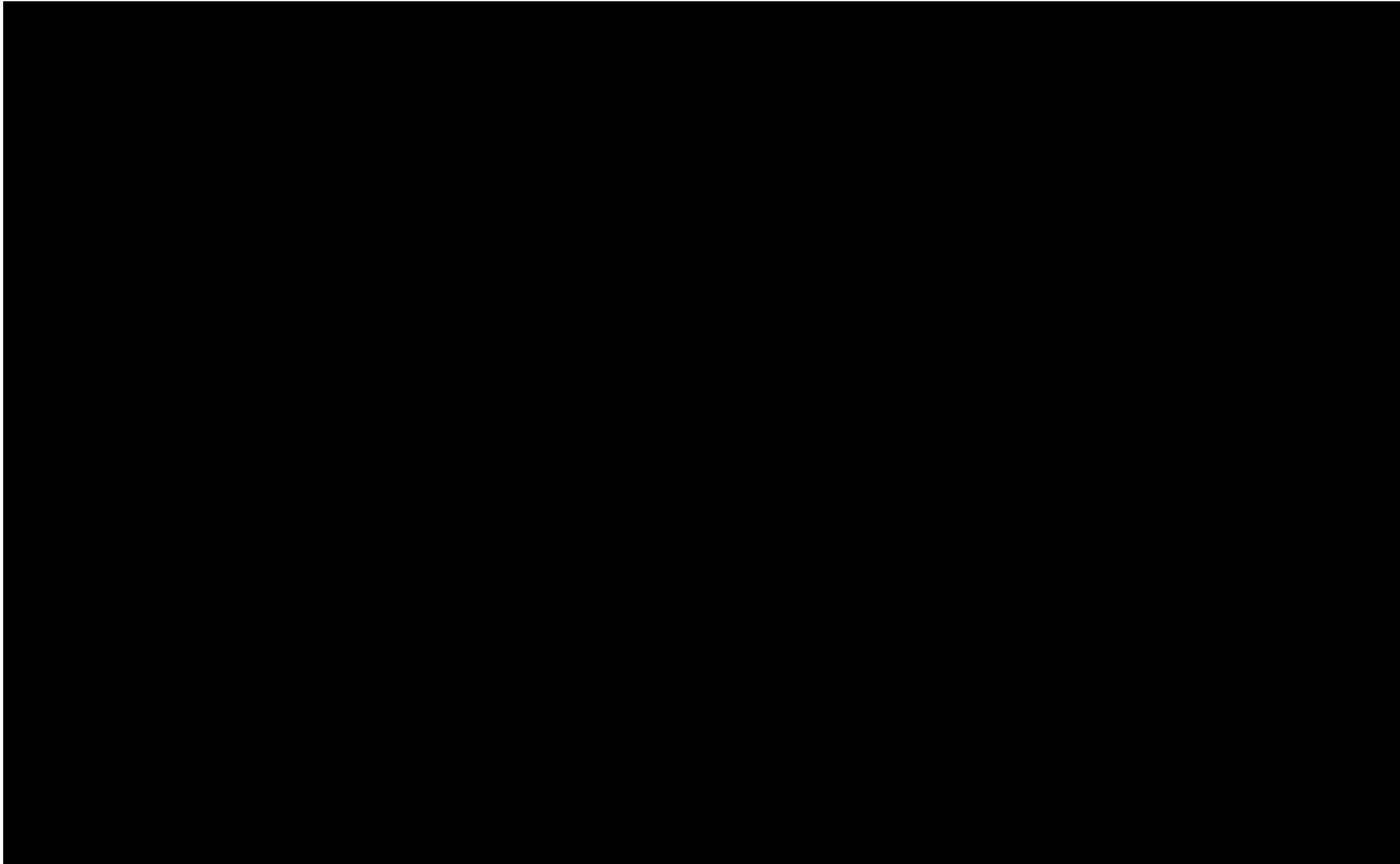
中央監視装置システム構成図

制御内容(空調機制御A)





制御内容(空調機制御C)



制御内容(空調機制御D)

A solid black image with no visible content.

制御内容(空調機制御G)

制御内容(空調機制御H)

100

制御内容(空調機制御 I ペリメータ系統)

1. **Introduction**

The purpose of this study is to investigate the effects of a new educational program on student performance. The program is designed to improve critical thinking and problem-solving skills through a series of interactive exercises and projects.

2. **Methodology**

The study was conducted using a quasi-experimental design. A sample of 100 students was divided into two groups: an experimental group and a control group. The experimental group participated in the new educational program, while the control group followed the traditional curriculum. Data was collected through pre-tests, post-tests, and a series of quizzes.

3. **Results**

The results of the study show that the experimental group performed significantly better than the control group on the post-test and quizzes. This suggests that the new educational program is effective in improving student performance.

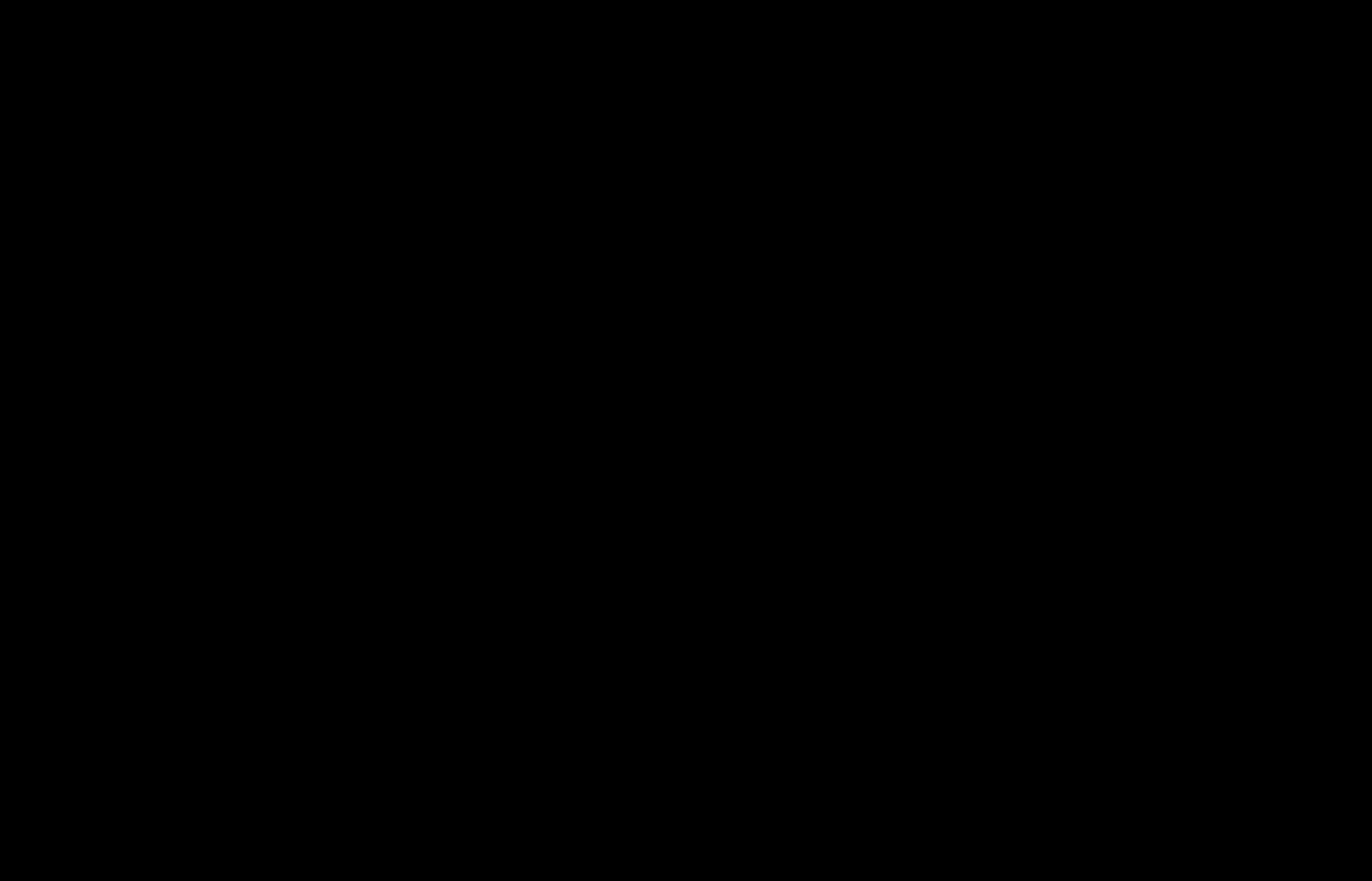
4. **Conclusion**

The study concludes that the new educational program is a promising approach to improving student performance. Further research is needed to explore the long-term effects of the program and to identify the specific components that are most effective.

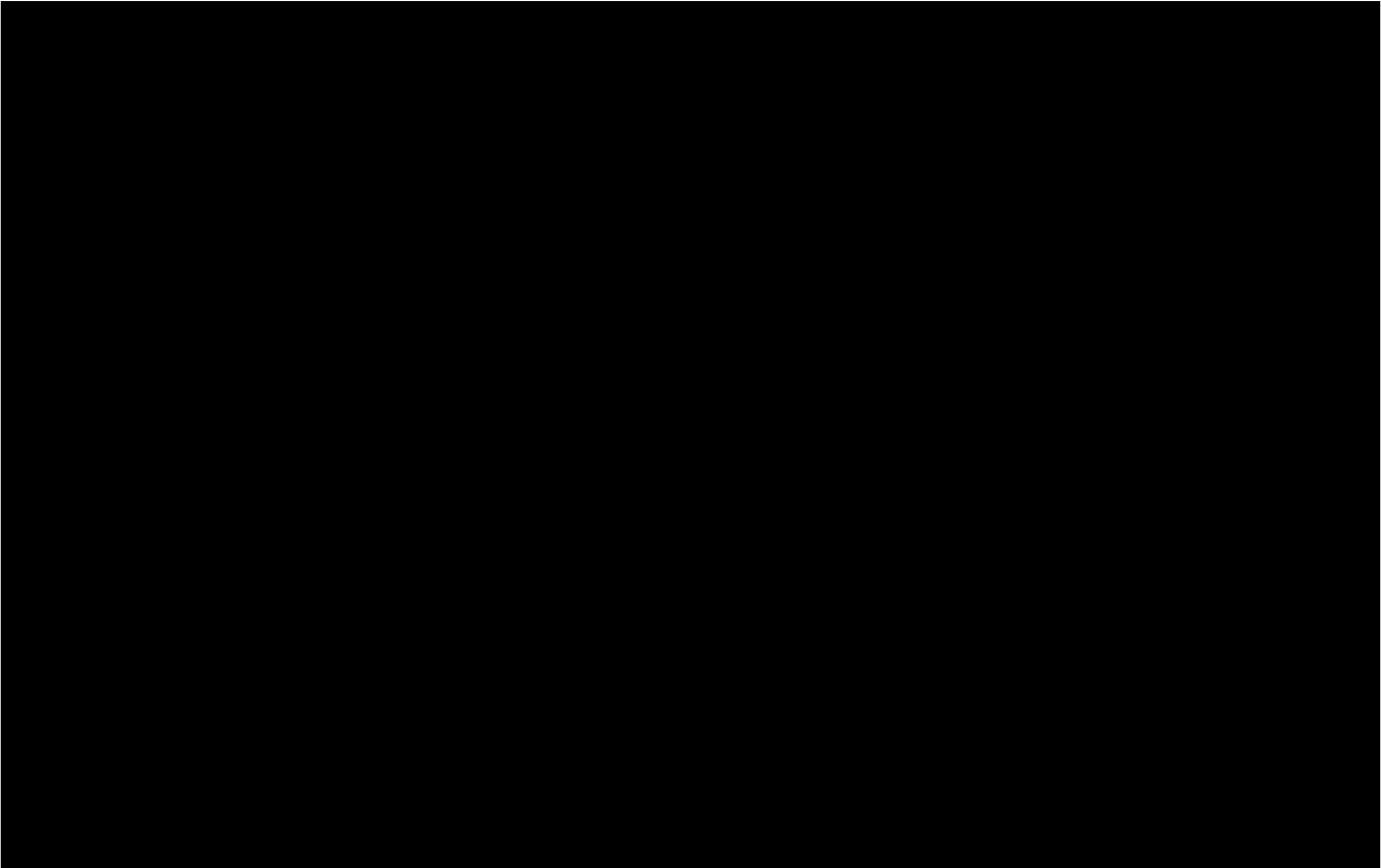
制御内容(空調機制御 I ACU-2203系統)

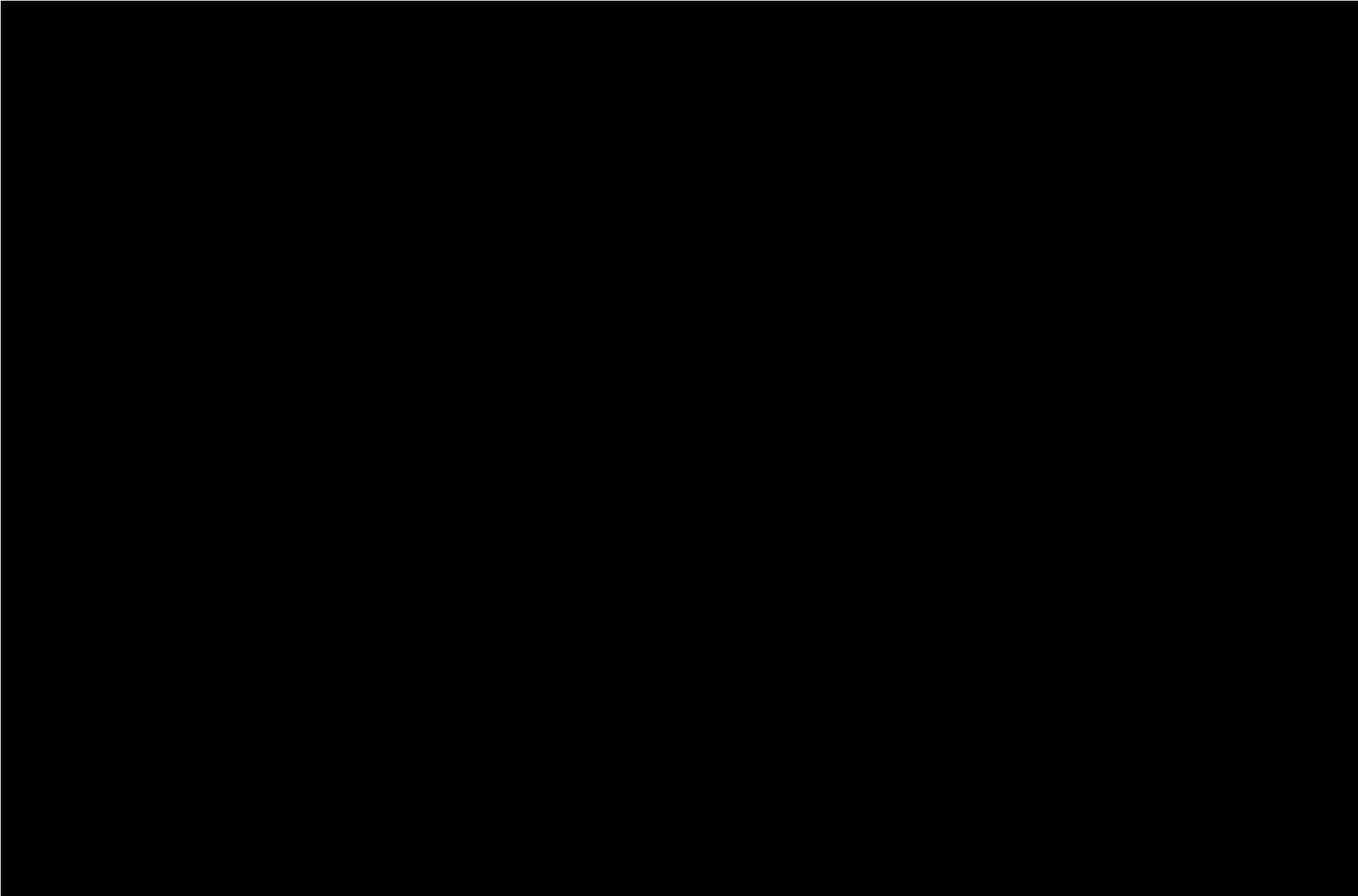
制御内容(空調機制御 J インテリア系統)

制御内容(空調機制御K)



制御内容(空調機制御K)





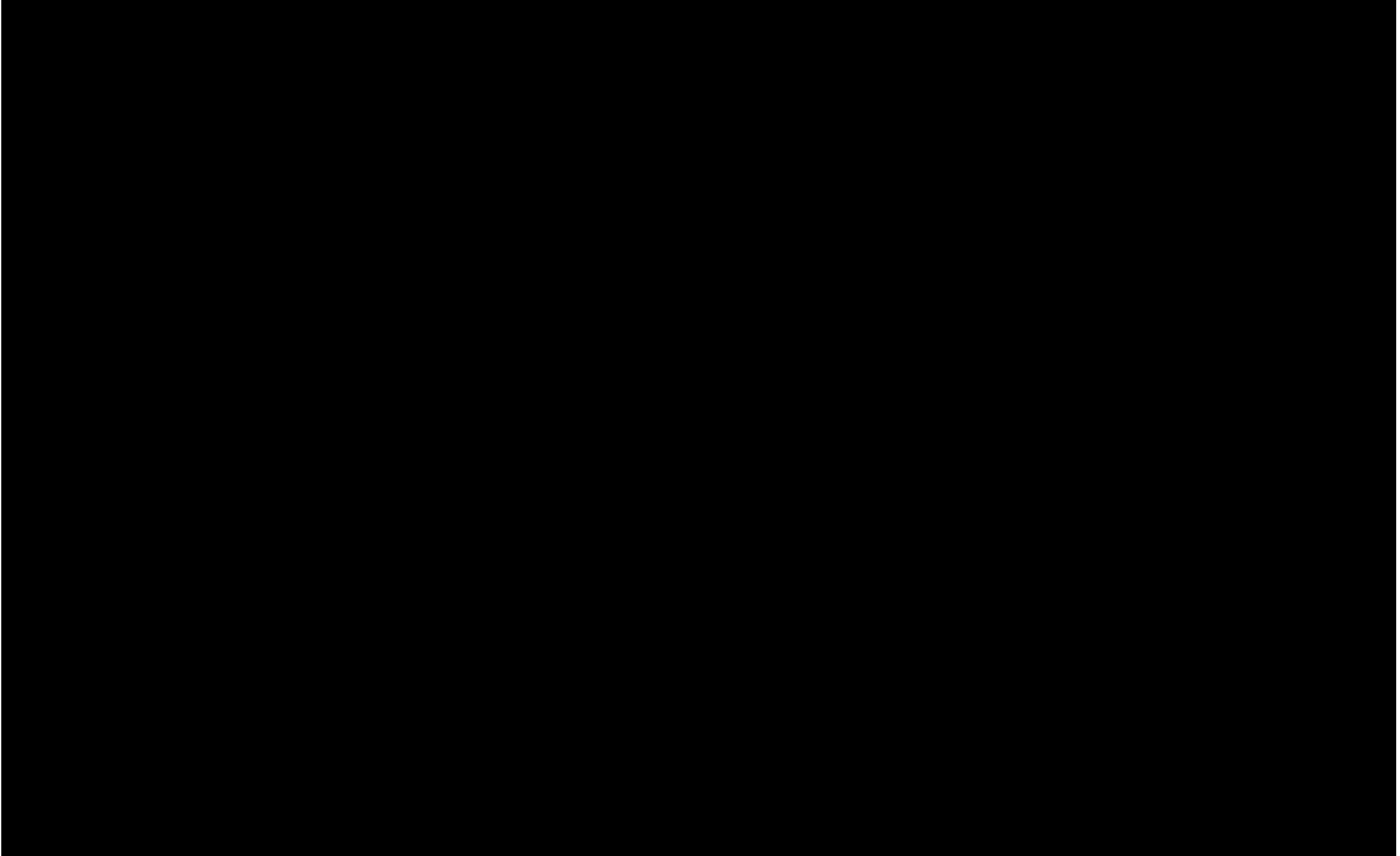
制御内容(空調機制御M)

制御内容(空調機制御N)

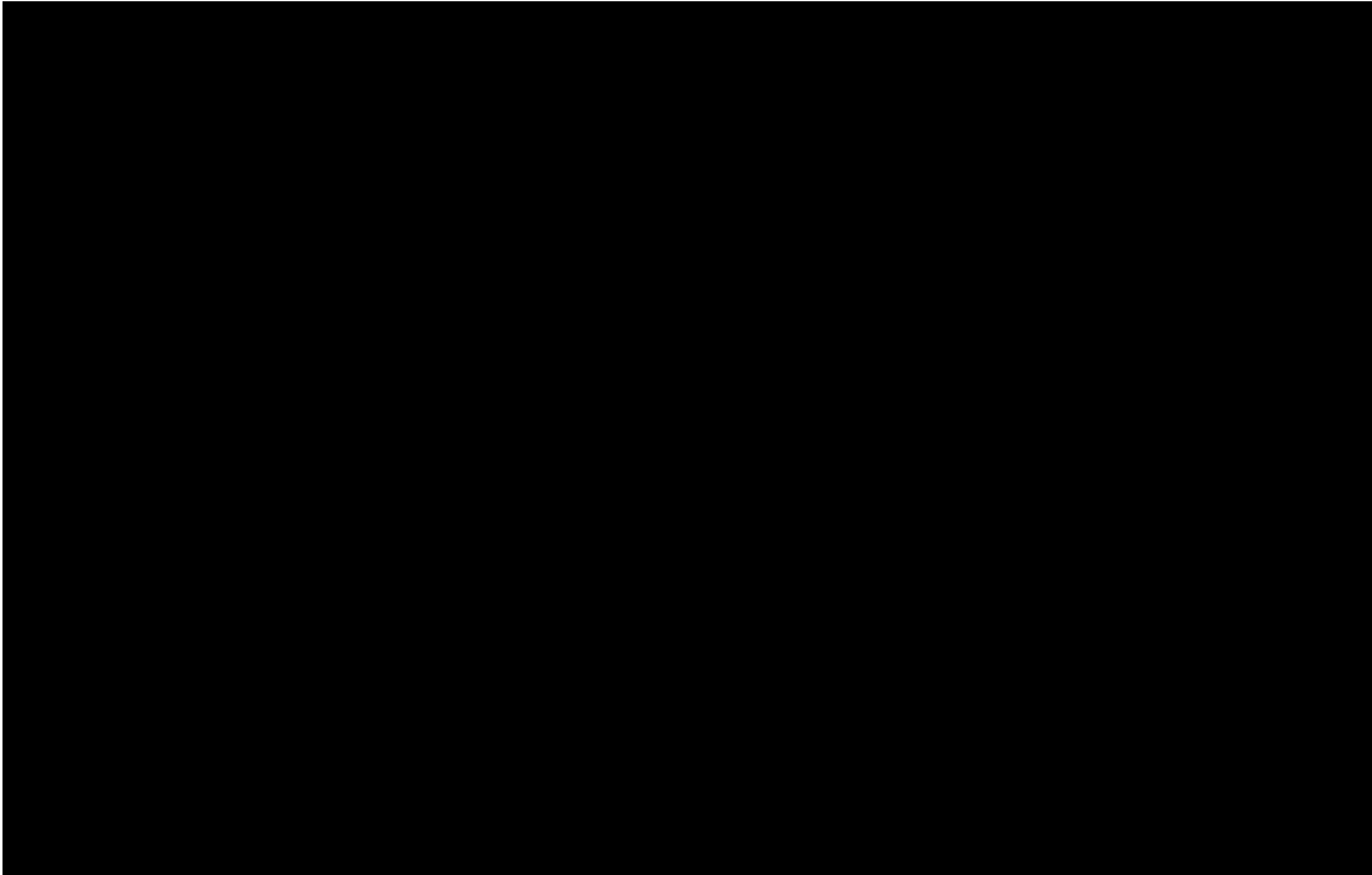
制御内容(空調機制御○)

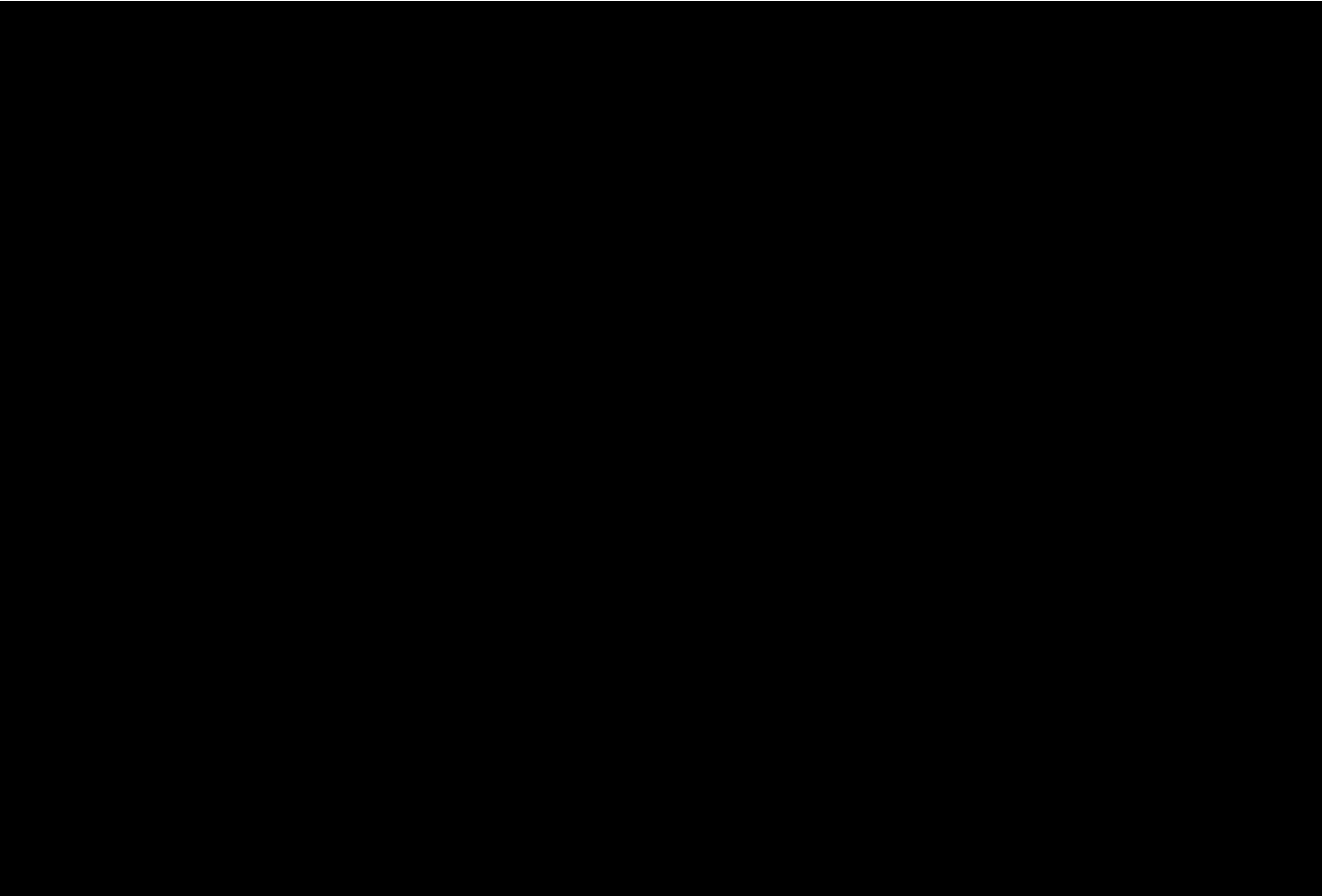
制御内容(空調機制御P)

内容(空調機制御Q)



制御内容(空調機制御R)





7 空調自動制御（ジョンソントロール）

空調機内機器表

制御名	台数	記号	タグ名	名称	型式	個数/SET	合計
空調機制御 A	1	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	1
		TDPE1	給気露点温度	挿入形露点温度センサー	JDP21-169*A	1	1
		THED1	還気湿度	挿入形温湿度センサー	JHD21-169*A	1	1
		THED1	外気+還気湿度	挿入形温湿度センサー	JHD21-169*A	1	1
		CO2E	C O 2 濃度計	C O 2 濃度計	CDS35-100	1	1
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7120GL*B	1	1
		MV5	加湿 M V	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	1
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLE5	1	1
		PdS1	差圧計	差圧発信器 (FIL)	MS61HV600D	1	1
		MD1	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	1
		MD1	SA-MD	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	1
		MD1	SA-MD	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	1
		MD1	R A - M D	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	1
		MD1	R A - M D	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	1
空調機制御 B	11	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	11
		XT	-	コモンモジュール	XT-9100-8304	1	11
		XP2	-	入出力モジュール	XP-9102-8304	1	11
		TDPE1	給気温度	挿入形露点温度センサー	JDP21-169*A	1	11
		THED1	還気温度	挿入形温湿度センサー	JHD21-169*A	1	11
		CO2E	C O 2 濃度計	C O 2 濃度計	CDS35-100	1	11
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	11
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	11
		MV5	加湿 M V	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	11
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLE5/SPBLS5	1	11
		PdS1	差圧計	差圧発信器 (FIL)	MS61HV600D	1	11
		MD2	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	11
		MD2	R A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	11
		MD2	E x A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	11
空調機制御 C	5	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	5
		TED1	給気温度	温度検出器	DSP10-10D	1	5
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7150GL*B	1	5
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7150GL*B	1	5
		PdS1	差圧計	差圧発信器 (FIL)	MS61HV600D	1	5
		MD1	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	5
空調機制御 D	1	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	1
		TED1	還気温度	温度検出器	DSP10-10D	1	1
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7125GL*B	1	1
		PdS1	差圧計	差圧発信器 (FIL)	MS61HV600D	1	1
		MD1	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	1
空調機制御 E	1	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	1
		XT	-	コモンモジュール	XT-9100-8304	1	1
		XP2	-	入出力モジュール	XP-9102-8304	1	1
		TDPE1	給気露点温度	挿入形露点温度センサー	JDP21-169*A	1	1
		THED1	還気湿度	挿入形温湿度センサー	JHD21-169*A	1	1
		CO2E	C O 2 濃度計	C O 2 濃度計	CDS35-100	1	1
空調機制御 E	1	MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV5	加湿 M V	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	1
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLS5	1	1

7 空調自動制御（ジョイントコントロール）

空調機内機器表

制御名	台数	記号	タグ名	名称	型式	個数/SET	合計
空調機制御 E	1	PdS1	差圧計	差圧発信器（FIL）	MS61HV600D	1	1
		MD2	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	1
		MD2	R A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	1
		MD2	E x A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	1
空調機制御 F	1	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	1
		TDPE1	給気露点温度	挿入形露点温度センサ	JDP21-169*A	1	1
		THED1	還気湿度	挿入形温湿度センサ	JHD21-169*A	1	1
		CO2E	C O 2 濃度計	C O 2 濃度計	CDS35-100	1	1
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV5	加湿 M V	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	1
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLE5/SPBLS5	1	1
		PdS1	差圧計	差圧発信器（FIL）	MS61HV600D	1	1
		MD2	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	1
		MD2	R A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	1
		MD2	E x A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	1
空調機制御 G	1	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	1
		TDPE1	給気露点温度	挿入形露点温度センサ	JDP21-169*A	1	1
		CO2E	C O 2 濃度計	C O 2 濃度計	CDS35-100	1	1
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV5	加湿 M V	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	1
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLS5	1	1
		PdS1	差圧計	差圧発信器（FIL）	MS61HV600D	1	1
		MD1	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	1
		PdT2	給気静圧	微差圧伝送器	EJ120-DES2A-00NA	1	1
空調機制御 H	2	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	2
		TDPE1	給気露点温度	挿入形露点温度センサ	JDP21-169*A	1	2
		THED1	還気湿度	挿入形温湿度センサ	JHD21-169*A	1	2
		CO2E	C O 2 濃度計	C O 2 濃度計	CDS35-100	1	2
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	2
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	2
		MV5	加湿 M V	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	2
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLE5/SPBLS5	1	2
		PdS1	差圧計	差圧発信器（FIL）	MS61HV600D	1	2
		MD2	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	2
		MD2	R A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	2
		MD2	E x A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	2
空調機制御 I	38	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	38
		XT	-	コモンモジュール	XT-9100-8304	1	38
		XP2	-	入出力モジュール	XP-9102-8304	1	38
		TDPE1	給気露点温度	挿入形露点温度センサ	JDP21-169*A(B)/JDP45-169	1	38
		THED1	還気湿度	挿入形温湿度センサ	JHD21-169*A/JHD45-169	1	38
		THED1	外気+還気湿度	挿入形温湿度センサ	JHD21-169*A/HT-9009-UD2/JHD45-169	1	38
		CO2E	C O 2 濃度計	C O 2 濃度計	CDS35-100/CDS45-100*A	1	38
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	38
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7120GL*B	1	38
		MV5	加湿 M V	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	38
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLE5/SPBLS5	1	38
		PdS1	差圧計	差圧発信器（FIL）	MS61HV600D	1	38

7 空調自動制御（ジョイントコントロール）

空調機内機器表

制御名	台数	記号	タグ名	名称	型式	個数/SET	合計
空調機制御 I	38	MD2	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	38
		MD2	R A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	38
		MD2	E x A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	38
空調機制御 J	18	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	18
		TDPE1	給気露点温度	挿入形露点温度センサ	JDP21-169*A	1	18
		THED1	還気温度	挿入形温湿度センサ	JHD21-169*A	1	18
		THED1	外気+還気温度	挿入形温湿度センサ	JHD21-169*A/HT-9009-UD2/JHD45-169	1	18
		CO2E	C O 2 濃度計	C O 2 濃度計	CDS35-100	1	18
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	18
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7120GL*B	1	18
		MV5	加湿 M V	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	18
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLE5/SPBLS5	1	18
		PdS1	差圧計	差圧発信器 (FIL)	MS61HV600D	1	18
		MD2	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	18
		MD2	R A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	18
		MD2	E x A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	18
空調機制御 K	10	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	10
		TDPE1	給気露点温度	挿入型露点温度センサ	JDP21-169*A	1	10
		TED1	還気温度	温度検出器	DSP10-10D	1	10
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7120GL*B	1	10
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7120GL*B	1	10
		MV5	加湿 M V	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	10
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLE5/SPBLS5/PMK-50SSRQ	1	10
		PdS1	差圧計	差圧発信器 (FIL)	MS61HV600D	1	10
		MD1	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	10
空調機制御 L	1	DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	1
		TDPE1	給気露点温度	挿入形露点温度センサ	JDP21-169*A	1	1
		THED1	還気温度	挿入形温湿度センサ	JHD21-169*A	1	1
		CO2E	C O 2 濃度計	C O 2 濃度計	CDS35-100	1	1
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7120GL*B	1	1
		MV5	加湿 M V	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	1
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLE5	1	1
		PdS1	差圧計	差圧発信器 (FIL)	MS61HV600D	1	1
		MD1	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	1
空調機制御 M	15	MD2	R A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	1
		DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	15
		TED1	給気温度	温度検出器	DSP10-10D	1	15
		TED1	還気温度	温度検出器	DSP10-10D	1	15
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7125GL*B	1	15
空調機制御 N	8	PdS1	差圧計	差圧発信器 (FIL)	MS61HV600D	1	15
		DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	8
		TED1	給気温度	温度検出器	DSP10-10D	1	8
		TED1	還気温度	温度検出器	DSP10-10D	1	8
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7125GL*B	1	8
空調機制御 O	3	PdS1	差圧計	差圧発信器 (FIL)	MS61HV600D	1	8
		DPC-B	-	デジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1	3
		TED1	還気温度	温度検出器	DSP10-10D	1	3
		MV2	冷水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7125GL*B	1	3
空調機制御 P	3	MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7125GL*B	1	3
		MV2	温水 M V	電動式二方ボール弁	MJV10-7125GL*B	1	3

7 空調自動制御（ジョンソントロール）

空調機内機器表

制御名	台数	記号	タグ名	名称	型式	個数/SET	合計
空調機制御O	3	PdS1	差圧計	差圧発信器（FIL）	MS61HV600D	1	3
空調機制御P	2	DPC-B	-	デジタルブラントコントローラ	DX-9100-8454	1	2
		TED1	還気温度	温度検出器	DSP10-10D	1	2
		MV2	温水MV	電動式二方ボール弁	MJV10-7120GL*B	1	2
		MV2	冷水MV	電動式二方ボール弁	MJV10-7125GL*B	1	2
		PdS1	差圧計	差圧発信器（FIL）	MS61HV600D	1	2
空調機制御Q	1	DPC-B	-	デジタルブラントコントローラ	DX-9100-8454	1	1
		TDPE1	給気露点温度	挿入形露点温度センサー	JDP21-169*A	1	1
		TED1	還気温度	温度検出器	DSP10-10D	1	1
		MV2	冷水MV	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV2	温水MV	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV5	加湿MV	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	1
		BVS1	加湿遮断弁	遮断弁	PMK50SSR-H20A	1	1
		PdS1	差圧計	差圧発信器（FIL）	MS61HV600D	1	1
		MD1	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	1
空調機制御R	1	DPC-B	-	デジタルブラントコントローラ	DX-9100-8454	1	1
		TDPE1	給気露点温度	挿入型温度センサー	JDP21-169*A	1	1
		TED1	還気温度	温度検出器	DSP10-10D	1	1
		MV2	冷水MV	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV2	温水MV	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	1
		MV5	加湿MV	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	1
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLE5	1	1
		PdS1	差圧計	差圧発信器（FIL）	MS61HV600D	1	1
		MD2	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	1
空調機制御S	2	DPC-B	-	デジタルブラントコントローラ	DX-9100-8454	1	2
		TDPE1	給気露点温度	挿入形露点温度センサー	JDP21-169*A	1	2
		THED1	還気温度	挿入形温湿度センサー	JHD21-169*A	1	2
		CO2E	C O 2 濃度計	C O 2 濃度計	CDS35-100	1	2
		MV2	冷水MV	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	2
		MV2	温水MV	電動式二方ボール弁	MJV10-7132GL*B	1	2
		MV5	加湿MV	電動式二方ボール弁	MJV11-7115GL3*B	1	2
		BVS1	蒸気遮断弁	遮断弁	SPBLE5	1	2
		PdS1	差圧計	差圧発信器（FIL）	MS61HV600D	1	2
		MD2	O A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	2
		MD1	O A - M D (全熱)	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1 (ACU3	3
		MD1	O A - M D (バイパス)	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	2
		MD2	R A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1 (ACU3	3
		MD2	E x A - M D	ダンパーモータ	M9116-GGA-2C	1	2
		MD1	E x A - M D (全熱)	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1 (ACU3	3
		MD1	E x A - M D (バイパス)	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	2

※FCU制御、VAV制御は保守点検から除外する。

C P 盤内機器一覧

Tag No	名称	型 式	個数
NC1	ネットワークコントローラ	NU-NCM350-1-A	66
NC2	ネットワークコントローラ	MS-NCM4510-2	1
DDC	ディジタルプラントコントローラ	DX-9100-8454	1
XTM-AIO	入出力モジュール(A I Oモジュール)	XPA-421-5	23
XTM-AO	入出力モジュール(A Oモジュール)	XPA-462-5	2
XTM-DIO	入出力モジュール(D I Oモジュール)	XPL-421-5	118
XTM-DI	入出力モジュール(D I モジュール)	XPB-821-5	118
XTM-COM	入出力モジュール(コモンモジュール)	XTM-105-5	144
XT-COM	コモンモジュール	XT-9100-8304	4
XT-DIO1	デジタル入出力モジュール	XP-9104-8304	2
XT-DIO2	デジタル入出力モジュール	XP-9105-8304	3
XT-AIO	アナログ入出力モジュール	XP-9102-8304	1
MIG1	M I G	AS-MIG-201-1	1
MIG2	M I G	AS-MIG-201-0	8
MIG	M I Gボード	MIG201-CO2*A/Z	9
MIG-IU	2 3 2 / 4 8 5 C O N V E R T E R	IU-9100-8104	9
HUB1	スイッチングハブ	EDS-208	13
HUB2	スイッチングハブ	ApresiaLight108	11
UPS	無停電電源装置	THA2000-10	1
UPS	無停電電源装置	THA1000-10	2
TIC	デジタル指示調節計	JUT-HR1N71	2
L1	液面計	PL4000	1
FLC	水位変換器 (RE7000リレーユニット)	RE7000	12
FLS1	フロートなしスイッチ	61F-G3N	3
FLS2	フロートなしスイッチ	61F-GP-N	4
—	漏水検知器	AD-AD-1A	1
—	漏水検知器	AD-AS-1A	4
HX	温湿度変換器	HUKOF-HT20F	1
DC1	直流電源装置	PS5R-D24	3
DC2	直流電源装置	PS5R-A24	11
DC3	直流電源装置	PS5R-B24	49
DC4	直流電源装置	S8JX-N03024C	1
DC5	直流電源装置	P30-9	8
Tr1	電源トランス	FE21-300	1
Tr2	電源トランス	FE224-120	1
Tr3	電源トランス	HB-1K	4

C P 盤内機器一覧

Tag No	名称	型 式	個数
Tr4	電源トランス	HB-2K×2.2	1
Tr5	電源トランス	HB-3K	1
Tr6	電源トランス	HT-100	13
Tr7	電源トランス	HT-200	3
Tr8	電源トランス	HT-300	3
Tr9	電源トランス	HT-400	4
Tr10	電源トランス	HT-500	4
Tr11	電源トランス	HT-750	1
Tr12	電源トランス	HTF-100	7
Tr13	電源トランス	HTF-150	21
Tr14	電源トランス	HTF-200	29
Tr15	電源トランス	HTF-300	27
Tr16	電源トランス	HTF-400	2
Tr17	電源トランス	HTF-50	22
Tr18	電源トランス	HTF-600	2
Tr19	電源トランス	HTF-750	2
Tr20	電源トランス	HTM-150	1
Tr21	電源トランス	TAK10-40*A	13
Tr22	電源トランス	YTF-130	6
Tr23	電源トランス	YTF-242	4
Tr24	電源トランス	YTF-243	1
Tr25	電源トランス	YTF-245	1
Tr26	電源トランス	YTF-80	39
FAN	制御盤用冷却ファン	109S008	4
—	サーモスタット	MCT10-C140	1
INT	インターホン	SCR-B5	48
T1	タイマリレー	MS4SM-AP	13
T2	タイマリレー	H3CR-A	4

7 空調自動制御（ジョンソンコントロールズ）

制御名	名称	型式	個数
その他制御一式	駐場給排気ファン制御		1 set
	ファン発停制御		4 set
	パッケージ制御		6 set
	フィルター警報		1 set
	計測・計		1 set
	水位制御		2 set
	水位監視		8 set
	受水槽制御		1 set
	却塔補給水槽制御		1 set
	中水槽制御		1 set
	排水制御		1 set
	還水タンク制御		2 set
	貯湯槽制御		1 set

注記）保守点検から除外とする。

8 中央監視装置

機器名称«記号»	機器仕様		台数	設置場所	備考
ヒューマンマシンインタフェース装置 «HIM»	主処理装置	32ビットCPU	2	1F防災センター	
	主記憶容量	1GB			
	補助記憶装置	3.5インチフロッピーディスク (1.44MB)			
		ハードディスク (80GB)			
	最大管理点数	9000点以上			
インテリジェントコントローラ«ICT»	主処理装置	32ビットCPU	3	1F防災センター	
	主記憶容量	1GB			
	補助記憶装置	3.5インチフロッピーディスク (1.44MB)			
		ハードディスク (80GB)			
	最大管理点数	3000点			
電力監視システム «BWS»	主処理装置	CPU(2.80GHz)	1	1F防災センター	インテルPentium7 th プロセッサ
	主記憶容量	4GB			
	補助記憶装置	3.5インチフロッピーディスク (1.44MB)			
		SASハードディスク (300GB) ×2			
		DVD-RAMドライブユニット			
分散処理装置«DPS»	主処理部	32ビットCPU	3	1F防災センター	従来機器継続使用 (1台は、予備品)
	主記憶容量	3MB			
	補助記憶装置	20MB			
カラー液晶ディスプレイ«LCD»	表示画面	22インチ	2	1F防災センター	HIM
	液晶パネル	TFTカラー液晶			
	表示色	1677万色max			
	解像度	SXGA:水平1280×垂直1024ドット			
カラー液晶ディスプレイ«LCD»	表示画面	17インチ	1	1F防災センター	BWS
	液晶パネル	TFTカラー液晶			
	表示色	1677万色max			
	解像度	SXGA:水平1280×垂直1024ドット			
カラー液晶ディスプレイ«LCD»	表示画面	15インチ	1	1F防災センター	保守用
	液晶パネル	TFTカラー液晶			
	表示色	1677万色max			
	解像度	XGA:水平1280×垂直1024ドット			
OADGキーボード«KB»	キー配列	OADG 109A配列	2	1F防災センター	
	KBインタフェース	PS/2 インタフェース			
OADGキーボード«KB»	キー配列	OADG 109A配列	3	1F防災センター	保守用
	KBインタフェース	PS/2 インタフェース			
マウス«MO»	エンコード方式	光学センサー方式	2	1F防災センター	
	レフトスティック動作方式	2 押釦 1 スティック			
カラーレーザープリンター«CPR»	印字方式	半導体レーザー + 乾式電子写真プロセス	1	1F防災センター	
	印字文字種	文字コード JIS X0208-1990 準拠			
	印字速度	24枚/分(A4・カラー/モノクロ共通)			
		13枚/分(A3・カラー/モノクロ共通)			
	印刷用紙	A4カット紙/A3カット紙			
シリアルプリンター«SPR»	印字方式	24ピンドットマトリクス	1	1F防災センター	
	文字構成	漢字：24×24ドット			
		ANK：13×19ドット			

8 中央監視装置

機器名称«記号»	機器仕様		台数	設置場所	備考
シリアルプリンタ«SPR»	印字文字種	漢字(JIS第一・第二水準)、ANK		1F防災センター	
	インクリボン	4色カラー(赤、青、黄、黒)			
	印字速度	漢字：150字/秒			
		ANK：360字/秒			
RS装置基本部«RS11»	CPU	32ビットCPU	5	B2F電気室 23F電気室 1F防災センター	従来機器継続使用
	メモリ	512Kバイト			
	伝送速度	9600bps			
	入力電源	AC100V			
RS-GW基本部«RSGW» (ICT装置に接続する インターフェイス変換装置)	CPU	32ビットRISCプロセッサ	1	1F防災センター	
	メモリ	プログラムメモリ 48Kステップ データメモリ 97Kワード			
	伝送速度	9600bps			
ディジタル入力ユニット«DI2»	対象設備	状態監視、警報監視	12	同上	従来機器継続使用
	信号入力	無電圧接点入力			
	回路数	18点/ユニット			
制御出力ユニット«CNT1»	対象設備	制御機器	7	同上	従来機器継続使用
	信号出力	DC24V 1秒			
	回路数	6点/ユニット			
制御出力ユニット«CNT2»	対象設備	制御機器	1	同上	従来機器継続使用
	信号出力	DC24V 連続			
	回路数	6点/ユニット			
アナログ入力ユニット«AI1»	対象設備	計測監視	19	同上	従来機器継続使用
	信号入力	4~20mA/0~100mV			
	回路数	4点/ユニット			
パルス入力ユニット«PI1»	対象設備	パルス積算(電力量メータ等)	11	同上	従来機器継続使用
	信号入力	無電圧接点入力			
	回路数	4点/ユニット			
バッテリーユニット«BAT1»	対象設備	パルス入力ユニット用バックアップ電源	3	同上	従来機器継続使用
	バッテリー寿命	2年			

9 電話設備

機器名称	機器仕様		台数	設置場所	備考
デジタル電子交換機 LEGEND-V	本体装置架	FC1361A1	1	B1F MDF室	
	拡張架	FC1361A1	1		
	他一式				
保守コンソール	N5280FA-Windows7	FMVN8A23FA	1	B1F MDF室	
	OADGキーボード	FMV-KB326	1		
	17型液晶ディスプレイ	VL-17ASEL	1		
課金装置			1	B1F MDF室	
電源装置架	電源装置架B	FC1348B	1	B1F MDF室	
	増設整流器	FC1348RB	1		
	38AHバッテリー用品	NA-BAT-38A	4		
本配線盤	MDFジャンパー 交換機ケーブル		1000 1 式	B1F MDF室	
PHSアンテナ			58	全館	
デジタル型多機能電話機			417	全館	
アナログ型電話機			407	全館	
デジタル電子交換機	(寄宿舍用)		1 式	B1F MDF室	
寄宿舍用一般電話機			20	4 F	
フロント用多機能電話機			1	4 F	
料金課金用プリンタ			1	B1F MDF室	

※ メーカーは富士通株式会社

PW																HW		LT																MISC	
00	01	02	03	04	05	0	1	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	0	1										
F	L	T	P	R	A	F	F																												
RAD•DUCT (FC1360SH1-LTU.B1)																																			
PW																HW		LT																MISC	
00	01	02	03	04	05	0	1	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	0	1										
F	L	T	P	R	A	F	F																												
RAD•DUCT (FC1360SH1-LTU.B1)																																			
F961D0-2FANUC						F961D0-2FANUC						F961D0-2FANUC																							
PW																HW		LT																MISC	
00	01	02	03	04	05	0	1	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	0	1										
F	L	T	P	R	A	F	F																												
RAD•DUCT (FC1360SH1-LTU.B1)																																			
PW																HW		LT																MISC	
00	01	02	03	04	05	0	1	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	0	1										
F	L	T	P	R	A	F	F																												
RAD•DUCT (FC1360SH1-LTU.B1)																																			
PW																HW		LT																MISC	
00	01	02	03	04	05	0	1	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	0	1										
F	L	T	P	R	A	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F										
								3	3	3	8	3	3	1	8	8	8	4						8	8										
								2	2	2	L	L	L	6	B	B	B	L						T	T										
								C	C	C	C	T	T	D	A	A	A	D						K	K										
								B	B	B	A	B	B	B	B	B	B	A						J	J										
RAD•DUCT (FC1360SH1-LTU.B1)																																			
F957D0-FFUT																																			

FC1361F1-拡張架

Ⅲ						名称	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
Ⅱ							国立情報学研究所 殿
Ⅰ							FUJITSU LEGEND-V 機器実装図
版	年月日	設計	調査	変更内容	図番		
開通		設計	調査	承認		扶桑電通株式会社	ページ 1/1

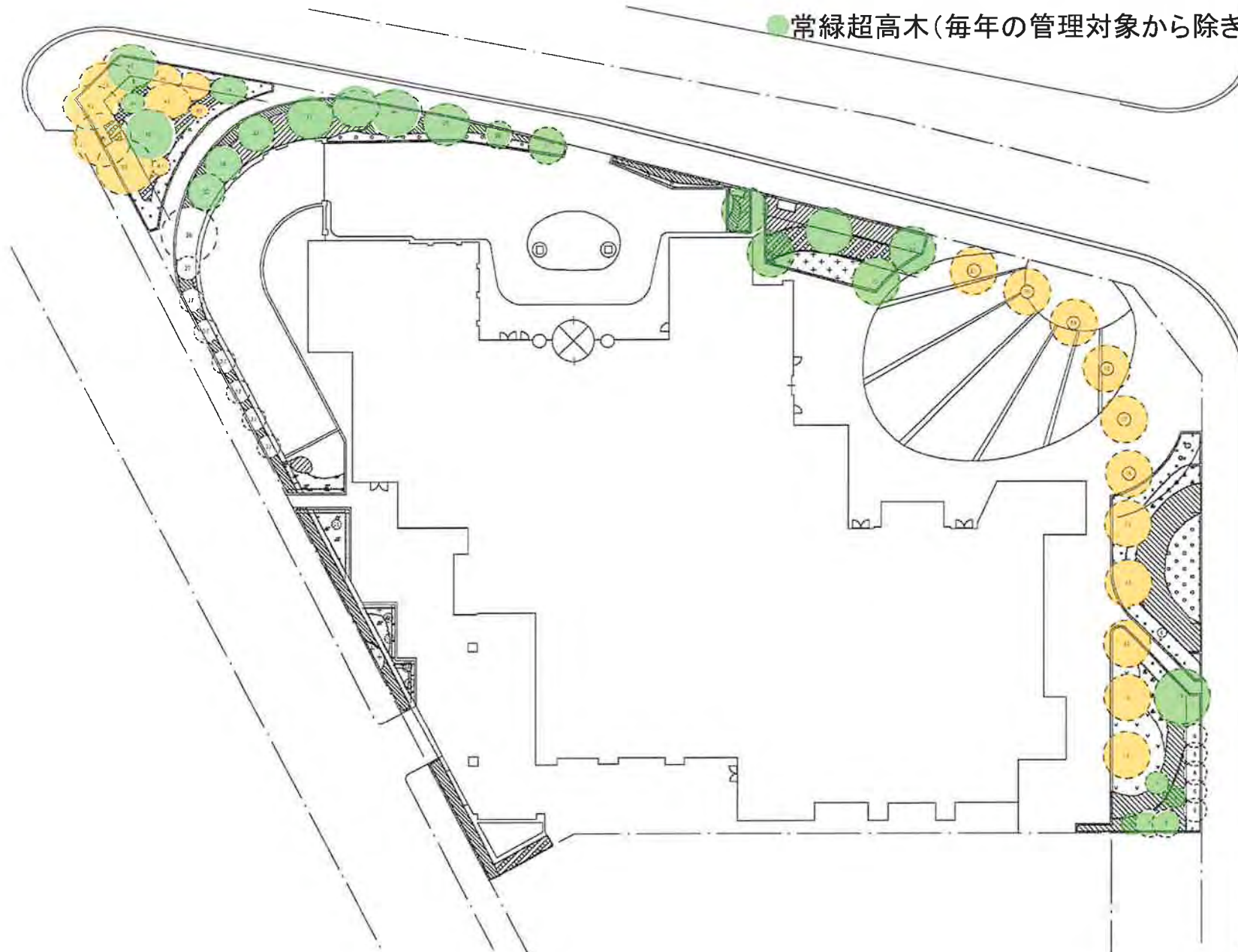
10 その他設備

機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数	設置場所
ソイルスクラバー	主厨房	4	3F
	喫茶室（パントリー）	2	3F
	会議室（パントリー）	1	2F
自動ドア メーカー：NABCO	一般自動ドア（片引・引分）	30	
	回転ドア（サークルスター）	2	
電動シャッター	重量シャッター ※ 防火シャッターは上記のうち 102 台 ※ シャッター危害防止装置付きは上記のうち 98 台 ※ 1 台は喫煙室を設けた関係で非動作（10F）	109	点検は、108 台
ガスメーター	3 箇所（低圧）		
	2 箇所（中圧）		
	1 箇所（元メーター）		

注記 1）メーターは指定日に検針を行い、集計をして提出する。

年間植栽管理対象外樹木図

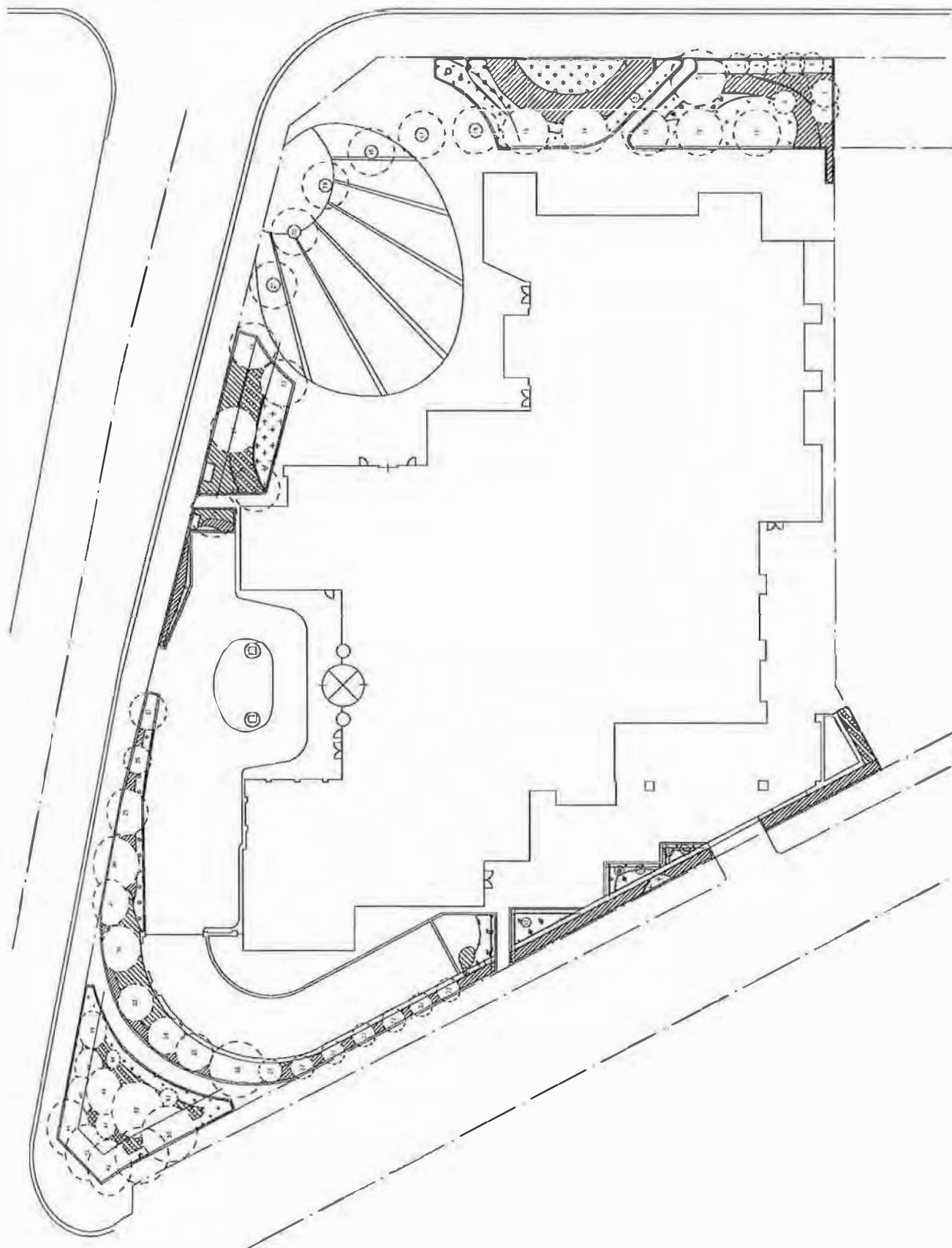
- 落葉超高木(毎年の管理対象から除きます)
- 常緑超高木(毎年の管理対象から除きます)



樹木数量表

№	樹名	H	C	W	樹冠 広さ	数量	単位
1	アサヒ	20	20	20	400	1	本
2	アサヒ	20	20	20	400	1	本
3	アサヒ	20	20	20	400	1	本
4	アサヒ	20	20	20	400	1	本
5	アサヒ	20	20	20	400	1	本
6	アサヒ	20	20	20	400	1	本
7	アサヒ	20	20	20	400	1	本
8	アサヒ	20	20	20	400	1	本
9	アサヒ	20	20	20	400	1	本
10	アサヒ	20	20	20	400	1	本
11	アサヒ	20	20	20	400	1	本
12	アサヒ	20	20	20	400	1	本
13	アサヒ	20	20	20	400	1	本
14	アサヒ	20	20	20	400	1	本
15	アサヒ	20	20	20	400	1	本
16	アサヒ	20	20	20	400	1	本
17	アサヒ	20	20	20	400	1	本
18	アサヒ	20	20	20	400	1	本
19	アサヒ	20	20	20	400	1	本
20	アサヒ	20	20	20	400	1	本
21	アサヒ	20	20	20	400	1	本
22	アサヒ	20	20	20	400	1	本
23	アサヒ	20	20	20	400	1	本
24	アサヒ	20	20	20	400	1	本
25	アサヒ	20	20	20	400	1	本
26	アサヒ	20	20	20	400	1	本
27	アサヒ	20	20	20	400	1	本
28	アサヒ	20	20	20	400	1	本
29	アサヒ	20	20	20	400	1	本
30	アサヒ	20	20	20	400	1	本
31	アサヒ	20	20	20	400	1	本
32	アサヒ	20	20	20	400	1	本
33	アサヒ	20	20	20	400	1	本
34	アサヒ	20	20	20	400	1	本
35	アサヒ	20	20	20	400	1	本
36	アサヒ	20	20	20	400	1	本
37	アサヒ	20	20	20	400	1	本
38	アサヒ	20	20	20	400	1	本
39	アサヒ	20	20	20	400	1	本
40	アサヒ	20	20	20	400	1	本
41	アサヒ	20	20	20	400	1	本
42	アサヒ	20	20	20	400	1	本
43	アサヒ	20	20	20	400	1	本
44	アサヒ	20	20	20	400	1	本
45	アサヒ	20	20	20	400	1	本
46	アサヒ	20	20	20	400	1	本
47	アサヒ	20	20	20	400	1	本
48	アサヒ	20	20	20	400	1	本
49	アサヒ	20	20	20	400	1	本
50	アサヒ	20	20	20	400	1	本
51	アサヒ	20	20	20	400	1	本
52	アサヒ	20	20	20	400	1	本
53	アサヒ	20	20	20	400	1	本
54	アサヒ	20	20	20	400	1	本
55	アサヒ	20	20	20	400	1	本
56	アサヒ	20	20	20	400	1	本
57	アサヒ	20	20	20	400	1	本
58	アサヒ	20	20	20	400	1	本
59	アサヒ	20	20	20	400	1	本
60	アサヒ	20	20	20	400	1	本
61	アサヒ	20	20	20	400	1	本
62	アサヒ	20	20	20	400	1	本
63	アサヒ	20	20	20	400	1	本
64	アサヒ	20	20	20	400	1	本
65	アサヒ	20	20	20	400	1	本
66	アサヒ	20	20	20	400	1	本
67	アサヒ	20	20	20	400	1	本
68	アサヒ	20	20	20	400	1	本
69	アサヒ	20	20	20	400	1	本
70	アサヒ	20	20	20	400	1	本
71	アサヒ	20	20	20	400	1	本
72	アサヒ	20	20	20	400	1	本
73	アサヒ	20	20	20	400	1	本
74	アサヒ	20	20	20	400	1	本
75	アサヒ	20	20	20	400	1	本
76	アサヒ	20	20	20	400	1	本
77	アサヒ	20	20	20	400	1	本
78	アサヒ	20	20	20	400	1	本
79	アサヒ	20	20	20	400	1	本
80	アサヒ	20	20	20	400	1	本
81	アサヒ	20	20	20	400	1	本
82	アサヒ	20	20	20	400	1	本
83	アサヒ	20	20	20	400	1	本
84	アサヒ	20	20	20	400	1	本
85	アサヒ	20	20	20	400	1	本
86	アサヒ	20	20	20	400	1	本
87	アサヒ	20	20	20	400	1	本
88	アサヒ	20	20	20	400	1	本
89	アサヒ	20	20	20	400	1	本
90	アサヒ	20	20	20	400	1	本
91	アサヒ	20	20	20	400	1	本
92	アサヒ	20	20	20	400	1	本
93	アサヒ	20	20	20	400	1	本
94	アサヒ	20	20	20	400	1	本
95	アサヒ	20	20	20	400	1	本
96	アサヒ	20	20	20	400	1	本
97	アサヒ	20	20	20	400	1	本
98	アサヒ	20	20	20	400	1	本
99	アサヒ	20	20	20	400	1	本
100	アサヒ	20	20	20	400	1	本

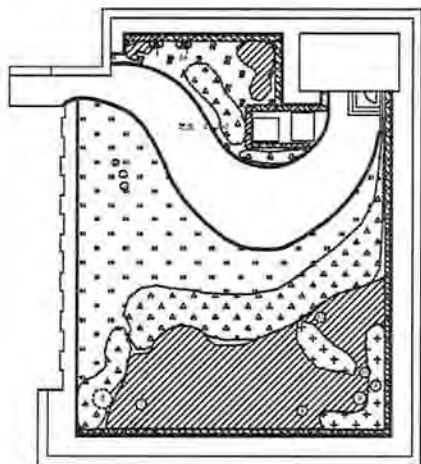
学園緑化センター / 園芸部管理



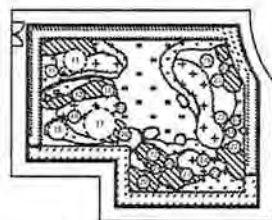
苗木数量表

品名	単位	数量	備注	品名	単位	数量	備注
1. 桜	株	10		11. 雑草	㎡	100	
2. 梅	株	5		12. 土留	個	20	
3. 桃	株	5		13. 土留	個	20	
4. 杏	株	5		14. 土留	個	20	
5. 李	株	5		15. 土留	個	20	
6. 梨	株	5		16. 土留	個	20	
7. 林檎	株	5		17. 土留	個	20	
8. 蘋果	株	5		18. 土留	個	20	
9. 柿	株	5		19. 土留	個	20	
10. 葡萄	株	5		20. 土留	個	20	
21. 雑草	㎡	100		21. 雑草	㎡	100	
22. 土留	個	20		22. 土留	個	20	
23. 土留	個	20		23. 土留	個	20	
24. 土留	個	20		24. 土留	個	20	
25. 土留	個	20		25. 土留	個	20	
26. 土留	個	20		26. 土留	個	20	
27. 土留	個	20		27. 土留	個	20	
28. 土留	個	20		28. 土留	個	20	
29. 土留	個	20		29. 土留	個	20	
30. 土留	個	20		30. 土留	個	20	
31. 土留	個	20		31. 土留	個	20	
32. 土留	個	20		32. 土留	個	20	
33. 土留	個	20		33. 土留	個	20	
34. 土留	個	20		34. 土留	個	20	
35. 土留	個	20		35. 土留	個	20	
36. 土留	個	20		36. 土留	個	20	
37. 土留	個	20		37. 土留	個	20	
38. 土留	個	20		38. 土留	個	20	
39. 土留	個	20		39. 土留	個	20	
40. 土留	個	20		40. 土留	個	20	
41. 土留	個	20		41. 土留	個	20	
42. 土留	個	20		42. 土留	個	20	
43. 土留	個	20		43. 土留	個	20	
44. 土留	個	20		44. 土留	個	20	
45. 土留	個	20		45. 土留	個	20	
46. 土留	個	20		46. 土留	個	20	
47. 土留	個	20		47. 土留	個	20	
48. 土留	個	20		48. 土留	個	20	
49. 土留	個	20		49. 土留	個	20	
50. 土留	個	20		50. 土留	個	20	
51. 土留	個	20		51. 土留	個	20	
52. 土留	個	20		52. 土留	個	20	
53. 土留	個	20		53. 土留	個	20	
54. 土留	個	20		54. 土留	個	20	
55. 土留	個	20		55. 土留	個	20	
56. 土留	個	20		56. 土留	個	20	
57. 土留	個	20		57. 土留	個	20	
58. 土留	個	20		58. 土留	個	20	
59. 土留	個	20		59. 土留	個	20	
60. 土留	個	20		60. 土留	個	20	
61. 土留	個	20		61. 土留	個	20	
62. 土留	個	20		62. 土留	個	20	
63. 土留	個	20		63. 土留	個	20	
64. 土留	個	20		64. 土留	個	20	
65. 土留	個	20		65. 土留	個	20	
66. 土留	個	20		66. 土留	個	20	
67. 土留	個	20		67. 土留	個	20	
68. 土留	個	20		68. 土留	個	20	
69. 土留	個	20		69. 土留	個	20	
70. 土留	個	20		70. 土留	個	20	
71. 土留	個	20		71. 土留	個	20	
72. 土留	個	20		72. 土留	個	20	
73. 土留	個	20		73. 土留	個	20	
74. 土留	個	20		74. 土留	個	20	
75. 土留	個	20		75. 土留	個	20	
76. 土留	個	20		76. 土留	個	20	
77. 土留	個	20		77. 土留	個	20	
78. 土留	個	20		78. 土留	個	20	
79. 土留	個	20		79. 土留	個	20	
80. 土留	個	20		80. 土留	個	20	
81. 土留	個	20		81. 土留	個	20	
82. 土留	個	20		82. 土留	個	20	
83. 土留	個	20		83. 土留	個	20	
84. 土留	個	20		84. 土留	個	20	
85. 土留	個	20		85. 土留	個	20	
86. 土留	個	20		86. 土留	個	20	
87. 土留	個	20		87. 土留	個	20	
88. 土留	個	20		88. 土留	個	20	
89. 土留	個	20		89. 土留	個	20	
90. 土留	個	20		90. 土留	個	20	
91. 土留	個	20		91. 土留	個	20	
92. 土留	個	20		92. 土留	個	20	
93. 土留	個	20		93. 土留	個	20	
94. 土留	個	20		94. 土留	個	20	
95. 土留	個	20		95. 土留	個	20	
96. 土留	個	20		96. 土留	個	20	
97. 土留	個	20		97. 土留	個	20	
98. 土留	個	20		98. 土留	個	20	
99. 土留	個	20		99. 土留	個	20	
100. 土留	個	20		100. 土留	個	20	

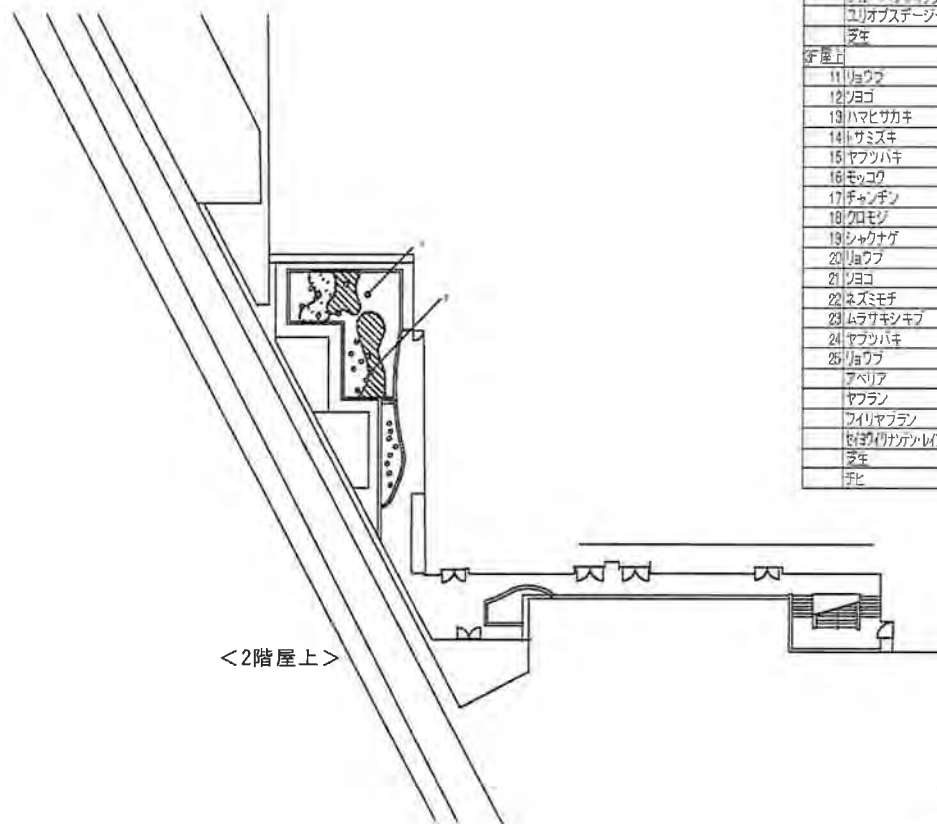
苗木数量表(1/2) - 1. 苗木数量表



<4階屋上>



<3階屋上>



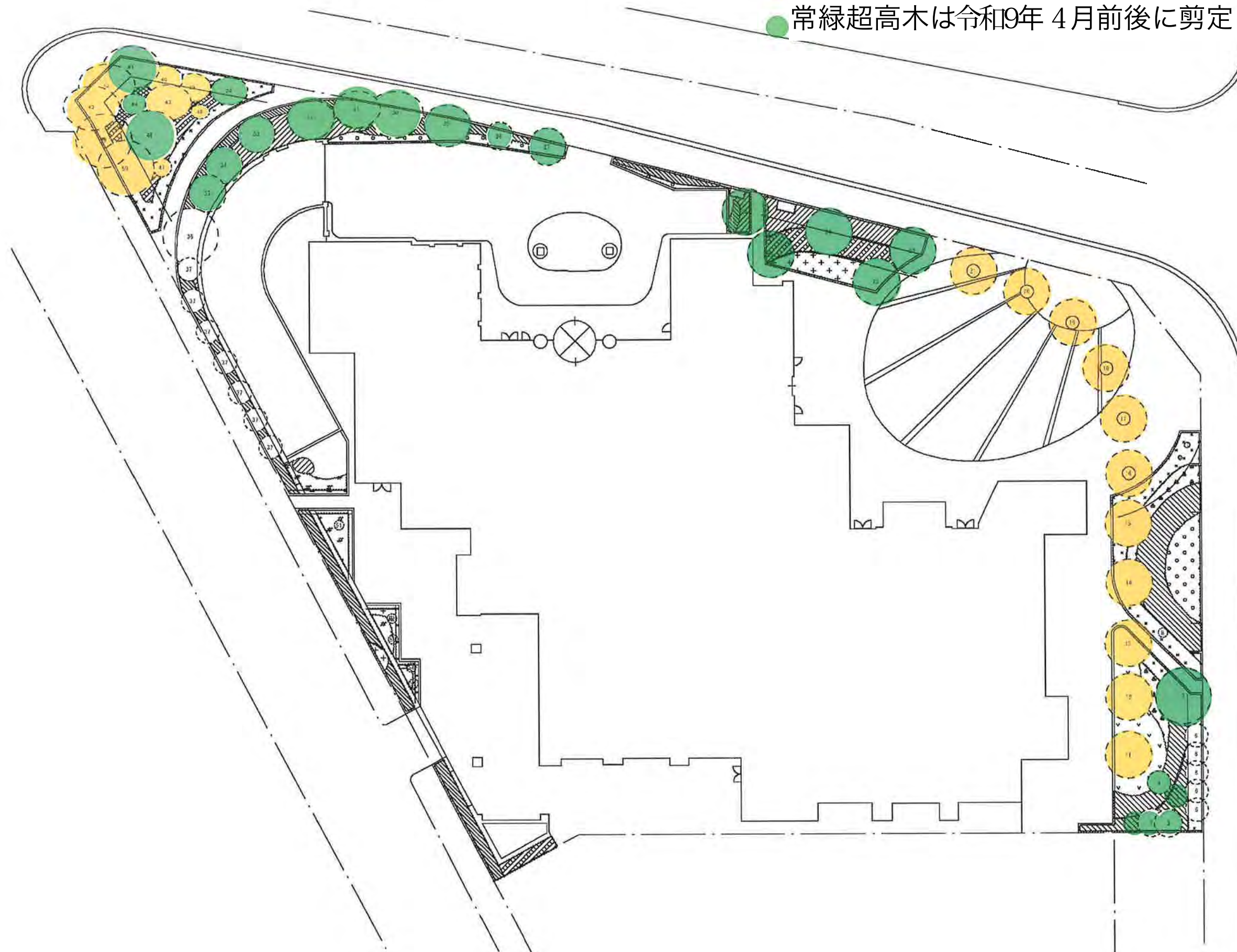
<2階屋上>

	樹木名	H	C	W	株立	コメント	数量	単位
2F屋上								
1	シタレモミジ	1.0					5	本
2	カンツハキ	0.4					18	本
	ローズマリー						72	m2
	ブルーカーベット						162	m2
4F屋上								
3	ドウダンツツジ	1.2					4	本
4	サツキ	0.8					1	本
5	ウメソドキ	1.8					2	本
6	ミツマタ	2.0					1	本
7	カイドワ	2.0					1	本
8	ムクゲ	2.0					2	本
9	モッコク	3.0					1	本
10	サザンカ	2.5					2	本
	ソヨコ	2.0				生垣	86	本
	ソヨコ	1.2				生垣	18	本
	サザンカ	1.8				生垣	115	本
	アベリア	1.8					26	m2
	ブルーパシフィック						112	m2
	ユリオブスデージー						168	m2
	ラベンダー						254	m2
5F屋上								
11	リョウブ	4.5			4本立		1	株
12	ソヨコ	3.0			株立		2	株
13	ハマビサカキ	1.0					1	本
14	サミズキ	1.0					2	本
15	ヤブツバキ	3.0	0.15	1.5			1	本
16	モッコク	3.0	0.15				1	本
17	チェンチン	6.0	0.35				1	本
18	クロモジ	3.0			株立		1	株
19	シャクナゲ	1.0					3	本
20	リョウブ	2.5			株立		2	株
21	ソヨコ	2.5			株立		2	株
22	スズミモチ	3.0	0.12				4	本
23	ムラサキシキブ	1.5					2	本
24	ヤブツバキ	2.5					1	本
25	リョウブ	3.0			株立		2	株
	アベリア	0.8					30	m2
	ヤフラン						23	m2
	フイリヤフラン						38	m2
	セイヨウナゲルメノボ						30	m2
	ラベンダー						254	m2
	サト						428	m2

学術総合センター 2階、3階、4階屋上植栽状況図

超高木管理業務計画図面

- 落葉超高木は令和10年 2月前後に剪定
- 常緑超高木は令和9年 4月前後に剪定



樹木数量表

№	樹木名	H	C	W	株立	コシバ	数量	単位
1	シラカシ	5.0	0.34				1	本
2	シラカシ	3.0	0.25				1	本
3	シラカシ	3.0	0.24				1	本
4	シラカシ	5.0	0.45				1	本
5	シラカシ	6.0	0.48				1	本
6	サンゴジュ	6.0	0.70		株立		5	株
7	アサ	10.0	0.56	4.0			1	本
8	リュウグウ	2.0			株立		1	株
9	トクビ	1.2					1	本
10	トクビ	1.65					1	本
11	カササギ	12.0	0.85	5.0			1	本
12	カササギ	12.0	0.84	5.0			1	本
13	カササギ	12.0	0.83	5.0			1	本
14	カササギ	12.0	0.80	5.0			1	本
15	カササギ	12.0	0.83	5.0			1	本
16	カササギ	10.0	0.85	5.0			1	本
17	カササギ	11.0	0.80	5.0			1	本
18	カササギ	10.0	0.80	5.0			1	本
19	カササギ	10.0	0.86	5.0			1	本
20	カササギ	10.0	0.82	5.0			1	本
21	カササギ	10.0	0.88	5.0			1	本
22	カササギ	11.0	1.00	5.0			1	本
23	カササギ	10.0	1.07	5.0			1	本
24	カササギ	12.0	0.87	5.0			1	本
25	カササギ	3.0	0.67	5.0			1	本
26	カササギ	10.0	0.85	5.0			1	本
27	カササギ	8.0	0.40	4.0			1	本
28	カササギ	8.0	0.58	3.0			1	本
29	カササギ	11.0	0.94	5.0			1	本
30	カササギ	11.0	1.00	5.0			1	本
31	カササギ	10.0	0.88	5.0			1	本
32	カササギ	11.0	0.80	5.0			1	本
33	カササギ	11.0	1.02	4.0			1	本
34	カササギ	11.0	0.94	4.0			1	本
35	カササギ	9.0	0.85	4.0			1	本
36	ニホシズキ	5.0	0.48	6.0			1	本
37	アラカシ	3.5	0.40	2.5	株立		7	株
38	カササギ	3.0	1.40				1	本
39	アオギリ	10.0	0.57	4.0			1	本
40	アオギリ	8.0	0.36	4.0			1	本
41	アオギリ	11.0	1.52	5.0			1	本
42	アオギリ	10.0	0.80	5.0			1	本
43	イチョウ	10.0	0.75	6.0			1	本
44	シラカシ	4.0	1.00				1	本
45	カササギ	3.0	0.74	5.0			1	本
46	ハナミズキ	6.0	0.30	2.0			1	本
47	ハナミズキ	7.0	0.40	2.0			1	本
48	ハナミズキ	9.0	1.00	6.0	2株立		1	本
49	イチョウ	10.0	0.87	6.0			1	本
50	イチョウ	10.0	0.75	6.0			1	本
51	アサ	1.8					1	本
52	トクビ	1.5					1	本
53	オシロイバナ	1.0					1	本
54	アサ	1.8					1	本
55	オシロイバナ	1.0					1	本
56	アサ	0.6					36	m2
57	シラカシ	0.6					116	m2
58	オシロイバナ	0.6					124	m2
59	カンナ	0.5					154	m2
60	ヤマブキ	0.5					30	m2
61	イサ	0.4					38	m2
62	ナギ	0.4					28	m2
63	ワタ	0.3					130	株
64	コナラ						33	m2
65	リュウグウ						64	m2
66	タマリュウ						208	m2
67	ピンカミソール						366	m2

宇都宮総合センター 1階建設状況図

4 運転監視基準

4-1(段差解消昇降機)

4-2(中央監視制御装置)

4-3(ボイラー)

4-4(給排水衛生機器)

4-5(空調関連機器)

4-6(熱源機器)

4-7(屋外照明設備)

4-8(電灯・動力設備)

4-9(静止形電源)

4-10(自家発電設備)

4-11(受変電設備)

運転・監視点検基準

監視設備編

段差解消昇降機

運転・監視

一般事項

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 運転・監視は、各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
また、必要に応じて各部の汚れの除去、調整、ネジの増し締め、注油その他これに類する措置を講ずる。
- (3) 運転・監視を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該運転・監視に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

段差解消昇降機

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週1	月1
段差解消昇降機	1. 外 観	1) 盤類に塵埃、腐食、浸水等の有無を点検する。			○
	2. 運転状態等	1) 音、着床段差等運行状態の異常の有無を点検する。			○
		2) 保安用停止スイッチの作動の良否を点検する。			○

運転・監視点検基準
 監視設備編
 中央監視制御装置

一般事項	
運転・監視	(1) 中央監視装置の運転・監視に当たっては、中央監視装置を停止することなく行うものとする。 (2) 警報等の異常発報時における措置及び連絡体制等の対応方法については、あらかじめ監督職員及び電気主任技術者と協議して定めておく。 (3) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。 (4) 運転・監視は、各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。また、必要に応じて各部の汚れの除去、調整、ネジの増し締め、注油その他これに類する措置を講ずる。 (5) 運転・監視を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該運転・監視に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

中央監視制御装置

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
中央 監 視 制 御 装 置（空調自動制御の中央監視装置「DIF」ではない）					
	1. 外 観	1) 盤類に塵埃、腐食、浸水等の有無を点検する。 2) 異常音、異臭、異常振動等の有無を点検する。	○ ○		
	2. 装置、機器等	1) ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常、異臭、異常音等の有無を点検し、異常な温度上昇及び作動の確認を行う。 2) プリンタの用紙量、印字確認、ワイヤ等を確認する。	○ ○		
	3. 記 録	1) ディスプレイ上に表示される次の項目を 1 日 1 回記録の実施をする。 ・ 温度、湿度 ・ 設定値（温度、湿度など） ・ 機器の運転状態の確認	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
	4. 操 作 等	1) 設備機器等の正常な運転状態を監視し適正な制御を心掛ける。（自動制御運転の正常動作を確認する） 2) スケジュール、その他必要な機能を十分活用して省エネルギーに配慮すること。 3) 警報等の異常発報時は迅速に対応を行う。	○		
	5. 電 源 装 置 (UPS装置)	1) 運転・監視の「静止形電源設備」の無停電電源設備による。	○		○

運転・監視点検基準
給排水関連設備編
ボイラー

運転・監視

一般事項

- (1) 運転に係る取扱いが関係法令等で定められている場合は、当該法令の定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 運転・監視は、各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
また、必要に応じて各部の汚れの除去、調整、ネジの増し締め、注油その他これに類する措置を講ずる。
- (4) 運転・監視を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該運転・監視に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

ボイラー

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週1	月1
貫流ボイラー	1. 起 動 前				
	(1) 圧力計及び 温度計	1) 指針に狂いのないことを確認する。 2) ガラス及び文字板に汚れのないことを確認する。	○ ○		
	(2) 水 面 計	1) 水位が規定の水位にあることを確認する。	○		
	(3) 燃料及び給水 系統	1) 弁の開閉状態が正常であることを確認する。 2) 配管接続部から燃料（ガスなど）又は水漏れがないことを確認する。	○ ○		
	(4) 換 気	1) 機械室の換気状態が良好なことを確認する。	○		
	(5) 煙道ダンパ	1) 全開の状態にあることを確認する。	○		
	(6) 燃 料	1) 一次側ガス圧力が正常であることを確認する。	○		
	(7) 給水タンク	1) 給水タンクに2/3以上の水が入っていることを確認する。	○		
	(8) 薬液タンク	1) 薬品が規定量入っていることを確認する。 2) 薬品が漏れていないことを確認する。	○ ○		
	(9) 軟 水	1) 再生用食塩の保有量が適切であることを確認する。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
		2) 検水弁から水を採取し、硬度が「軟水」になっていることを確認する。	○		
	2. 運 転 中				
	(1) 起動動作	1) 起動時のプレパージ及び点火動作が正常であることを確認する。	○		
		2) 停止時の消火動作が正常であることを確認する。	○		
	(2) 水面計	1) 水面計の水面が極端に変動していないことを確認する。	○		
	(3) 送風機等	1) 送風機、給水ポンプ等の運転音に異常がないことを確認する。	○		
	(4) 圧力計	1) 圧力計の指針が極端に振れたり、異常な値を示していないことを確認する。	○		
	(5) 燃 料	1) ガス漏れがないことを確認する。	○		
	3. 停 止				
	(1) 運転終了	1) 電源スイッチをオフとする。	○		
		2) 燃料元バルブを閉止する。	○		
	4. 記 録	次の項目を運転時間中、3回／1日記録する。 ・ボイラー水位 ・ガス供給圧力 ・ボイラー蒸気圧力 ・排ガス温度 ・電気伝導度 ・給水温度 ・高燃焼時風圧 ・天候、機械室温度			

運転・監視点検基準
 給排水関連設備編
 給排水衛生機器

運転・監視

一般事項

- (1) 運転に係る取扱いが関係法令等で定められている場合は、当該法令の定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 運転・監視は、各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。また、必要に応じて各部の汚れの除去、調整、ネジの増し締め、注油その他これに類する措置を講ずる。
- (4) 運転・監視を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該運転・監視に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

給排水衛生機器

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月1/3月
ポンプ	1. 陸上ポンプ	1) 各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。 2) 計器の指示値を確認する。（圧力、電流など） 3) 軸封部からの水漏れが適当であることを確認する。 4) 電動機に異常発熱がないことを確認する。 5) ポンプ周辺の異常の有無を点検する。 6) 逆止弁の機能を確認する。		○ ○ ○	○月1 ○月1 ○月1
	2. 水中ポンプ （汚水、雑排水、 雨水、湧水等）	1) 揚水機能を確認する。 2) 計器の指示値を確認する。（圧力、電流など） 3) 逆止弁の機能を確認する。			○3月 ○3月 ○3月
水 槽	1. 飲料用水槽 （受水槽、高置 水槽） ・ 中水高置水槽含む	1) マンホール蓋の異常の有無及び施錠状態を確認する。 2) 内部の状況及び水位を確認する。 3) 周囲の状況及び上部の状況から汚染等を受ける恐れがないことを確認する。 4) 本体の状態を点検する。 5) オーバーフロー管の異常の有無を確認する。 6) 通気管の異常の有無を確認する。 7) 水抜き管の異常の有無を確認する。 8) 防虫網の異常の有無を確認する。			○月1 ○月1 ○月1 ○月1 ○月1 ○月1 ○月1 ○月1

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月1/3月
	2. 雑排水槽、 汚水槽、中 水槽	1) マンホール蓋の異常の有無及び施錠状態を確認する。 2) 内部の状況及び水位を確認する。 3) 病虫害発生の有無を確認する。 4) 周囲の状況及び上部の状況から汚染等を受ける恐れがないことを確認する。(中水槽のみとする。)			○月1 ○月1 ○月1 ○月1
水 質 の 管 理	1. 飲料水、中央 式給湯設備によ る給湯水	1) 外観検査（臭気、味、色、濁り）を行う。 2) 残留塩素の測定を行う。 1) ,2)ともに異常がある場合は、原因を調査し復旧する。 3) 給湯末端の温度測定を行う。	○ ○	○	
衛 生 器 具	1. 衛 生 器 具 (1) 洗面器、手洗 器、掃除流し 及び台所流し (2) 小便器及び 大便器 (3) 洗 浄 弁 (4) シャワー トイレ	1) き裂、破損等の有無を点検する。 2) 器具と排水金具、排水管、トラップ等の接続部の緩み及び腐食、損傷等の有無を点検する。 3) 排水のひき具合及び詰まりの有無を点検する。 4) トラップの封水の良否を点検する。 1) き裂、破損等の有無を点検する。 2) 便器のフランジ及びボルトの緩み、損傷等の有無を点検する。 3) 洗浄管及び便器の接続部の水漏れの有無を点検する。 4) 排水状況及び詰まりの有無を点検する。 5) トラップの封水の良否及び詰まりの有無を点検する。 6) 水圧及び吐水時間の適否を点検する。 7) 節水装置（自動洗浄）作動の良否を点検する。 1) 弁を操作して排水状態を良否を点検する。排水不良の場合は、調整する。 1) ノズルの詰まりの有無を確認する。 2) 作動の良否を確認する。	(1回/年)		
貯湯槽（ストレージタンク）	1. 本 体	1) ケーシング及び本体外面の変形、腐食、損傷の有無	○月1		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月1/3月
		を点検する。 2) 保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。損傷等が軽微の場合は補修する。 3) フランジ等の漏れの有無を点検する。 4) 基礎のき裂、損傷等の有無を点検する。 5) 本体、架台及び基礎等の取り付けボルトのガタ、損傷、腐食、緩みの有無を点検する。ボルトに緩みがある場合は増し締めする。 6) 計器の取り付け状態の良否を点検する。 7) 給湯温度、水頭圧に異常がないことを確認する。 8) 蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることを確認する。			○月1 ○月1 ○月1 ○月1 ○月1 ○ ○
	2. 安 全 弁	1) 取り付け部及び本体の漏れの有無を点検する。			○月1
	3. そ の 他 弁 類	1) 取り付け状態の良否及び取り付け部の漏れの有無を点検する。			○月1
硬 水 軟 化 装 置		1) 配管、継手、弁等からの水漏れの有無を点検する。 2) 食塩水吸い込み管の緩みの有無を点検する。 3) 食塩溶解タンクの液量が不足していないことを確認する。液量不足の場合は補充する。 4) 本体、タンク、操作部等の損傷、腐食等の有無を点検する。 5) 食塩溶解タンク内部及びフート弁の汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 6) 原水圧力の良否を点検する。	※ 加湿期間（12月から3月）は月1回点検する。 その他期間は4ヶ月に1回点検する。 ※ 加湿期間（12月から3月）は月1回点検する。 その他期間は4ヶ月に1回点検する。		
還 水 タ ン ク					
軟 水 タ ン ク		1) 取り付けボルト等の損傷、緩みの有無を点検する。			○月1
(※軟水タンクは12月～3月のみ)		ボルトに緩みがある場合は増し締めする。			
		2) 本体及び配管、継手、弁等の水漏れ、損傷、腐食の有無を点検する。			○月1
		3) 水面計の汚れ、詰まり、漏れ、損傷の有無を点検する。			○月1
		4) 水面計のコック類の開閉の良否を点検する。			○月1
		5) 補給水装置の損傷の有無及び作動の良否を点検する。			○月1

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月1/3月
		6) 水位検出装置の作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。 7) ボイラー水の安定のため、還水タンクの 復水（槽内水）の排出を行う。		○	○月1
排 水 枳、 散 水 設 備	1. 散水設備	1) 散水設備の損傷の有無及び稼働状況を点検する。 （タイマーの動作、散水又は灌水の量の適否など）	(2回/年)		
	2. 排水枳	1) 排水枳の排水状態の良否を点検する。 2) 排水の詰まりがある場合は清掃する。			

運転・監視点検基準
空 気 調 和 設 備 編
空 調 関 連 機 器

運転・監視

一 般 事 項

- (1) 運転に係る取扱いが関係法令等で定められている場合は、当該法令の定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 運転・監視は、各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
また、必要に応じて各部の汚れの除去、調整、ネジの増し締め、注油その他これに類する措置を講ずる。
- (4) 運転・監視を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該運転・監視に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

空 調 関 連 機 器

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月1/3月
熱 源 関 連 機 器	1. 冷却塔	1) ケーシングに異常振動がないことを確認する。 2) 水槽に漏れがなく、水位に異常がないことを確認する。 3) 送風機の各部に異常音又は異常振動がなく、羽根車の回転が円滑であることを確認する。 4) 凍結防止ヒータの作動電流が定格電流値以下にあることを確認する。（ただし、冬季期間とする。） 5) 冷却水の汚れの有無を点検する。 6) 水処理剤を使用している場合は、適正な量が冷却塔下部水槽に注入されていることを確認する。薬液タンク内の薬液量を確認し、不足している場合は補充する。	○ ○ ○ ○ ○ ○		
冷 暖 房 関 連 機 器	1. ユニット形及びコンパクト空気調和機	1) 各部の異常音、及び異常振動等の有無を点検する。 2) 本体ケーシング、ダクト接続部等に空気漏れがないことを確認する。 3) 運転電流が定格電流値以下であり、通常範囲にあることを確認する。 4) 加湿器の汚れの有無を点検する。 （使用期間中とする。） 5) 排水の良否を点検する。			○3月 ○3月 ○3月 ○3月 ○3月

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月1/3月
	2. ポンプ	6) 圧力損失が規定値以下であることを確認する。 1) 各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。 2) 軸封部からの水漏れが適当であることを確認する。 (メカニカルシールの場合はほとんどないこと。) 3) 電動機に異常発熱がないことを確認する。 4) 計器の指示値を確認する。(圧力、電流など) 5) ポンプ周辺の異常の有無を確認する。		○ ○ ○	○3月 ○月1 ○月1
	3. 蓄熱槽	1) 内部の状況及び水位を確認する。 2) マンホール蓋の損傷及び異常の有無を点検する。			○3月 ○3月
	4. 開放形膨張 タンク	1) 取り付けボルト等の損傷、緩みの有無を点検する。 緩みがある場合は増し締めする。 2) 本体及び配管、継手、弁等の水漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 3) 給水装置の作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。 4) 弁の開閉の良否を点検する。			○3月 ○3月 ○3月 ○3月
	5. 滴下浸透気化式加湿器	1) 各部の異常音、異常振動、漏水等の有無を点検する。 2) プレフィルタを清掃する。 3) 加湿モジュールの汚れの有無を確認する。 4) 加湿モジュールを清掃する。		(年1回)	○3月 ○3月 ○3月

運転・監視点検基準
空気調和設備編
熱源機器

運転・監視

一般事項

- (1) 運転に係る取扱いが関係法令等で定められている場合は、当該法令の定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 運転・監視は、各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
また、必要に応じて各部の汚れの除去、調整、ネジの増し締め、注油その他これに類する措置を講ずる。
- (4) 運転・監視を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該運転・監視に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

熱源機器

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
共 通 事 項	1. 圧力計及び 温度計	1) 指針に狂いのないことを確認する。 2) ガラス及び文字板に汚れのないことを確認する。	○ ○		
	2. 冷水及び冷却水 配管系統	1) 各種弁の開閉状況が運転に支障がないことを確認する。（目視で確認できる範囲） 2) 配管接続部、機器水室部等より水漏れがないことを確認する。	○ ○		
	3. 電 源	1) 電源開閉器の位置に異常のないことを確認する。	○		
	4. 燃料又は ガ ス	1) 燃料又はガス等の漏れがないことを確認する。	○		
	5. 運 転	1) 運転中に音、振動に異常がないことを確認する。 2) 運転中の負荷制御又は状況に異常がないことを確認する。 3) 運転停止に際しては、関連機器の所定の停止順序にしたがって停止しない場合は、原因を調査し復旧する。 4) 吸収式にあつては、運転記録から機内に空気の侵入が認められる場合は、抽気装置の運転を行う。	○ ○ ○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
各 計 測	吸 収 式 冷 凍 機	次の項目を運転時間中 1 日 1 回記録の実施をする。（運転データ確認は 1 日 3 回） ・冷水出入口温度 ・冷却水出入口温度 ・高温再生器温度 ・貯室圧力 ・凝縮器出口温度 ・蒸発器液面			
	直焚き吸収式冷温水機	次の項目を運転時間中 1 日 1 回記録の実施をする。（運転データ確認は 1 日 3 回） ・冷温水出入口温度 ・冷却水出入口温度 ・排ガス温度 ・高温再生器温度 ・高温再生器圧力 ・貯室圧力 ・凝縮器出口温度 ・蒸発器液面			
	空冷式 ヒートポンプチラー	次の項目を運転時間中 1 日 1 回記録の実施をする。 ・冷温水出入口温度及び圧力 ・潤滑油圧力及び温度 ・圧縮機吸込み及び吐出圧力 ・電源電圧及び圧縮機電流 ・その他必要な記録			

運転・監視点検基準
 電気設備編
 屋外照明設備

運転・監視

一般事項

- (1) 運転・監視は、各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 運転・監視を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該運転・監視に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

屋外照明設備

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	月 1	3 月
屋 外 照 明 設 備	1. 外 灯 設 備	1) 点灯状態を確認する。（球切れ、自動点滅器、タイマの作動状態） 2) 損傷、錆、腐食及び取り付けボルトの緩みの有無を確認する。 3) タイマーの動作時間帯を季節等に応じて設定する。			○
	2. 航空障害灯 緊急離発着場	1) 点灯状態を確認する。（監視盤でのチェックのみ） 2) 制御盤の異常音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	○		○

運転・監視点検基準
電 気 設 備 編
電 灯 ・ 動 力 設 備

運転・監視

一 般 事 項

- (1) 電灯・動力設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に監督職員及び電気主任技術者と協議して巡視経路を定めて点検する。
- なお、異常がある場合は速やかに、詳細を記入して監督職員及び電気主任技術者に報告する。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 運転・監視は、各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
- (4) 運転・監視を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該運転・監視に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

電 灯 ・ 動 力 設 備

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週1	3月
電 灯 ・ 動 力 設 備	1. 分 電 盤 、 制 御 盤 等	1) 異常音、過熱、変色等の有無を目視、聴覚及び嗅覚により確認する。			○
		2) 各計器の指示値の適否を確認する。 (計器類がある場合に限る)			○
		3) キャビネット表面の塵埃の除去、収集及び廃棄を行う。			○
		4) 錠、丁番等の損傷、施錠の有無を確認する。			○
		5) 主幹ブレーカーの電流値を計測器を用いて測定する。	※	1回／年	夏季

運転・監視点検基準
電 気 設 備 編
静 止 形 電 源 設 備

運転・監視

一 般 事 項

- (1) 運転・監視は、各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 運転・監視を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該運転・監視に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

静 止 形 電 源 設 備

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週1	月1
直 流 電 源 設 備	1. 整 流 装 置	1) 各計器の指示値の適否を確認する。 2) 汚れ、損傷、変形、異常音、異臭、腐食、過熱等の有無を確認する。 3) 浮動充電中のセルの端子電圧を測定する。 ただし、測定対象セルを数力所とする。 4) 操作、切替スイッチ等の状態を確認する。 5) 自然換気又は機械換気が適正であることを確認する。 周囲温度が40℃を超える場合は、窓を開くなどの応急処置をとる。 6) 表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより確認し、球切れがある場合は交換する。			○ ○ ○ ○ ○ ○
	2. 蓄 電 池	1) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を確認する。 2) 蓄電池の端子の緩みを確認する。			○ ○
無 停 電 電 源 設 備	1. 整 流 装 置	1) 各計器の指示値の適否を確認する。 2) 汚れ、損傷、変形、異常音、異臭、腐食、過熱等の有無を確認する。 3) 浮動充電中のセルの端子電圧を測定する。 ただし、測定対象セルを数力所とする。 4) 操作、切替スイッチ等の状態を確認する。			○ ○ ○ ○

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
	2. 蓄 電 池	5) 自然換気又は機械換気が適正であることを確認する。 周囲温度が40℃を超える場合は、窓を開くなどの応急処置をとる。 6) 表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより確認し、球切れがある場合は交換する。 7) 変圧器の異常音、異臭及び異常振動の有無を確認し、異常がある場合は過電流等の有無を調査する。 1) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を確認する。 2) 蓄電池の端子の緩みを確認する。			○ ○ ○ ○ ○

運転・監視点検基準

電気設備編

非常用（常用）自家発電設備

運転・監視

一般事項

- (1) 非常用（常用）発電設備の運転・監視は、システムの安定的・効率的な運転又は緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 運転・監視は、各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
- (4) 運転・監視を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該運転・監視に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

非常用（常用）自家発電設備

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
常用自家発電設備					
	1. 自家発電装置 (原動機と発電機を連結したもの)	1) 共通台板、台上に搭載された機器等の変形、損傷、脱落等の有無を確認する。 2) 燃料油及び潤滑油の漏れの有無を確認する。 3) 冷却水の漏れの有無を確認する。 4) 接地線及びその他の配線の緩み、損傷及び断線の有無を確認する。	○ <		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
		2) 表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより確認し、球切れがある場合は交換する。 3) 操作、切替スイッチ等の状態を確認する。 4) 汚れ、損傷、過熱による温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無を確認する。 5) 浮動充電中のセルの端子電圧を測定する。 ただし、測定対象セルを数力所とする。 6) 自然換気又は機械換気が適正であることを確認する。 周囲温度が40℃を超える場合は、応急処置をとり、改善を図る。			○
	(2) 蓄電池	1) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚れ等の有無を確認する。 2) 蓄電池の端子の緩みの有無を確認する。			○ ○
	(3) 燃料タンク、潤滑油タンク等	1) タンク、ポンプ及び配管の油漏れ、変形、損傷等の有無を確認する。 2) 油量を確認し、必要な油量が不足している場合は、給油する。 油面が最高（H）、最低（L）線の間以下の場合は潤滑油を補充する。	○	○	
	(4) 冷却水タンク、冷却塔、冷却水ポンプ等	1) タンク、機器及び配管の水漏れ、変形、損傷等の有無を確認する。	○		
	(5) 換気装置	1) 給排気ファンの運転が、自家発電装置の運転と連動することを確認する。			○
	(6) 排気管、消音器	1) 排気系統等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことを確認する。また、貫通部の断熱材保護部の変形、損傷、脱落等の有無を確認する。 2) 排気管等の支持金具の緩み、変形、損傷及び変色の有無を確認する。			○ ○
	(7) バルブ	1) 各種バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。			○
	(8) 運 転 記 録	1) 運転中の電圧、周波数、電流計等の計器の指示値が適正であることを確認する。 2) 回転数、温度、圧力等を付属の各計器により指示値	○	○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
		を確認する。 3) 運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切り替えて運転待機状態にあることを確認する。	○		
非常用自家発電設備					
	1. 自家発電装置 (原動機と発電機を連結したもの)	1) 共通台板、台上に搭載された機器等の変形、損傷、脱落等の有無を確認する。 2) 燃料油及び潤滑油の漏れの有無を確認する。 3) 冷却水の漏れの有無を確認する。 4) 接地線及びその他の配線の緩み、損傷及び断線の有無を確認する。			○ ○ ○ ○
	2. 配 電 盤 類	1) 各計器の指示値の適否を確認する。 2) 保護継電器の動作表示を確認し、動作表示がある場合は原因を調査し復帰する。 3) 遮断器、切替用開閉器等の開閉状態が正常であることを確認する。 4) 自家発電装置が始動及び自動運転待機状態（切替スイッチの自動側位置等）にあることを確認する。 5) 表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより確認し、球切れがある場合は交換する。 6) 手動断路器接触面の変色、開き止め状態、汚損等の有無を確認する。	○		○ ○ ○ ○
	3. 補機付属装置	※ 始 動 用 蓄 電 池 設 備			
	(1) 充 電 装 置	1) 各計器の指示値の適否を確認する。 2) 表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより確認し、球切れがある場合は交換する。 3) 操作、切替スイッチ等の状態を確認する。 4) 汚れ、損傷、過熱による温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無を確認する。 5) 浮動充電中の蓄電池総電圧や充電電流の適否を各計器指示値等により確認する。 6) 自然換気又は機械換気が適正であることを確認する。 周囲温度が40℃を超える場合は、応急処置をとり、改善を図る。			○ ○ ○ ○ ○

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
	(2) 蓄 電 池	1) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚れ等の有無を確認する。 2) 蓄電池の端子の緩みの有無を確認する。			○ ○
	(3) 燃料タンク、 潤滑油タンク 等	1) タンク、ポンプ及び配管の油漏れ、変形、損傷等の有無を確認する。 2) 油量を確認し、必要な油量が不足している場合は、給油する。 油面が最高（H）、最低（L）線の間以下の場合は潤滑油を補充する。			○ ○
	(4) 冷却水タンク、 冷却塔、冷 却水ポンプ等	1) タンク、機器及び配管の水漏れ、変形、損傷等の有無を確認する。			○
	(5) 換気装置	1) 給排気ファンの運転が、自家発電装置の運転と連動することを確認する。			○
	(6) ラジエータ	1) ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無を確認する。 2) ファンベルトの張り具合を確認し、ベルトが緩んでいる場合は調整する。 3) ラジエータ排風口の障害物の有無を確認する。			○ ○ ○
	(7) 排 気 管、 消 音 器	1) 排気系統等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことを確認する。また、貫通部の断熱材保護部の変形、損傷、脱落等の有無を確認する。 2) 排気管等の支持金具の緩み、変形、損傷及び変色の有無を確認する。			○ ○
	(8) バルブ	1) 各種バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。			○
	(9) 運 転 記 録	1) 試験スイッチを投入して、試運転（5分～10分程度）を行い、始動時間を確認する。 2) 運転中の電圧、周波数計等の計器の指示値が適正であることを確認する。 3) 回転数、温度、圧力等を付属の各計器により指示値を確認する。 4) 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自			○ ○ ○ ○

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
		動始動側に切り替えて運転待機状態にあることを確認する。			

運転・監視点検基準
電 気 設 備 編
受 変 電 設 備

一 般 事 項

運転・監視

- (1) 受変電設備の運転・監視、巡視点検は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に監督職員及び電気主任技術者と協議して巡視経路を定めて点検する。
- なお、異常がある場合は速やかに、詳細を記入して監督職員及び電気主任技術者に報告する。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 運転・監視は、各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
- (4) 運転・監視を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該運転・監視に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

受変電設備

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週1	月1
電 気 室 全 般	1. 環 境 等	1) 室内等へ漏水、小動物等の侵入又はその痕跡、ほこりの堆積等の有無を確認する。運転に支障ある漏水等は応急処置し、ほこりは清掃する。 2) 異常音、異常振動、異臭の有無を確認する。異常がある場合は目視の範囲で発生元を調査する。 3) 絶縁マット等の位置が適正か確認する。 4) 室内に可燃物を置いていないか確認する。		○	
	2. 接地端子盤	1) 接地端子盤の損傷、汚損の有無を確認する。 2) 変圧器2次側中性線電流を測定し記録する。異常ある場合は原因バンクを調査する。		○	
	3. 記 録	1) デマンドの値を記録する。 2) 高調波計のあるものは、値を記録する。	○ ○		○ ○
	1. 配 電 盤	1) 汚損、損傷、変形、き裂、塗装の剥離及び錆の有無を目視及び手触により確認する。 2) ボルトの緩みを目視及び手触により確認し、緩みが			○ ○

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
母 線		ある場合は増し締めする。 3) 標識の汚損及び取り付け状態を確認する。 4) 操作、切替スイッチ等の状態を確認する。 5) 配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより確認し、球切れがある場合は交換する。 6) 換気装置の異常音、過熱等の有無を確認する。 7) 換気装置の目詰まりの有無を確認する。詰まりのある場合は清掃する。			○ ○ ○
	1. 高 圧 母 線	1) 母線のたるみ、腐食、損傷及び変色の有無及び過熱の有無をサーモラベル等で確認する。 2) 碍子の汚損及びき裂の有無を確認する。 3) 接続部、クランプ類の損傷、過熱及び変色の有無を確認する。 4) 結露等の有無を確認する。			○ ○ ○
高 圧 機 器					
	1. 変 圧 器 (モールド変圧器)	1) 異常音、異臭及び異常振動の有無を確認し、異常がある場合は原因を調査する。なお、ダイヤル温度計付のものは指示値を確認する。			○
	2. 交流遮断器、 負荷開閉器、 電磁接触器	1) 異常音、異臭の有無を確認する。 2) 開閉表示状態を確認する。 3) 固定位置が適正か確認する。			○ ○ ○
	3. 断路器	1) 碍子の汚損、き裂及び取り付けボルトの脱落等の有無を確認する。 2) 端子、刃の接続部、刃の開き止め及び操作部の過熱、変色、損傷、変形及び錆の有無を確認する。異常がある場合は原因を調査する。			○ ○
	4. 計器用変成器、 変流器、零相変 流器等	1) 異常音、異臭、異常振動等の有無を確認し、異常がある場合は原因を調査する。 2) 汚れ、損傷、き裂、過熱、変色等の有無を確認する。			○
	5. 指示計器、表 示操作、保護 継電器	1) 操作、切替スイッチ等の状態を確認する。 2) 各計器の指示値の適否を確認する。 3) 保護継電器の動作表示を確認し、動作表示がある場			○ ○ ○

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			毎日	週 1	月 1
	6. 避 雷 器	合は原因を調査し復帰する。 4) 配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより確認し、球切れがある場合は交換する。 1) 汚れ、損傷、き裂、変色及び端子・接続部の緩みの有無を確認する。 2) 接地線の端子の緩み、変色、損傷及び断線の有無を確認する。			○
	7. 高圧カット アウトスイッチ 、電力ヒューズ	1) 汚れ、損傷、変形の有無を確認する。 2) 端子、ヒューズ筒（接触部）の過熱及び変色の有無を確認し、異常がある場合は原因を調査する。 3) 配線の損傷、離隔距離、ゴムブッシング等の脱落の有無を確認する。			○ ○ ○
低 圧 機 器					
	1. 開 閉 器 類 (配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器など)	1) 異常音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無を確認する。 2) 開閉表示状態を確認する。			○ ○
	2. 計器用変成器、 変流器、零相変流器等	1) 異常音、異臭、異常振動等の有無を確認し、異常がある場合は原因を調査する。			○
	3. 指示計器、表示操作、保護 継電器	1) 操作、切替スイッチ等の状態を確認する。 2) 各計器の指示値の適否を確認する。 3) 保護継電器の動作表示を確認し、動作表示がある場合は原因を調査し復帰する。 4) 配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより確認し、球切れがある場合は交換する。			○ ○ ○ ○
	4. 低 圧 進 相 コンデンサ	1) 異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を確認する。			○

5 定期点検・測定・整備基準

5-1(水フィルタ)	5-16(排水ポンプ)	5-31(空冷チラー)
5-2(自動ドア)	5-17(給水ポンプ)	5-32(冷温水発生器)
5-3(重量シャッター)	5-18(排水槽)	5-33(冷凍機)
5-4(植栽管理)	5-19(受水槽)	5-34(ゴンドラ)
5-5(環境管理)	5-20(空調水質管理)	5-35(駐車装置)
5-6(防火設備)	5-21(密閉膨張タンク)	5-36(ELV一般)
5-7(中央監視)	5-22(全熱交換器)	5-37(ELV点検)
5-8(自動制御)	5-23(設備用パッケージエアコン)	5-38(ELV範囲)
5-9(密閉膨張タンク)	5-24(ビル用マルチエアコン)	5-39(ELV付加設備)
5-10(ボイラー)	5-25(送風機)	5-40(電気負荷設備)
5-11(厨房排水)	5-26(空調ホップ)	5-41(電話交換機)
5-12(中水処理設備)	5-27(空気清浄装置)	5-42(CVCF)
5-13(還水・軟水槽)	5-28(ファンコイル)	5-43(直流電源)
5-14(貯湯槽)	5-29(空調機)	5-44(発電機)
5-15(電気温水器)	5-30(冷却塔)	5-45(受変電設備)

※ 5-4（植栽管理）は、令和9年度のみ、超高木管理を行うものとする。

定期点検・測定・整備基準
 その他設備編
 水フィルター

一般事項

点検及び保守

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (3) 水槽タンク内の清掃は、1年以内に1回行うこととする。

水フィルター

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			6月	備考
ソイルスクラバー	1. 本 体 外 観 点 検	1) 内部の浮遊物及び沈殿物の状況を点検する。 2) 漏水及び壁面等の損傷、き裂、さび等の有無を点検する。	○ ○	
	2. 付 属 装 置 (1) 水面制御及び 警報装置 【フロートスイッチ、 レベルスイッチ】	1) 腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 2) 作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。	○ ○	
	(2) 配 管	1) 水漏れ及び詰まりの有無を点検する。 2) さび、腐食、損傷等の有無を点検する。 3) 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。	○ ○ ○	
	3. 槽の清掃	※ 清掃の一般事項は、次による。 1) 作業箇所に関わる厨房機器にシートで養生する。 2) 厨房機器に注意して、足場を確保すること。特にフライヤー等の蓋に乗らないこと。 3) 清掃は、取り外した部品類等も行うこと。 4) センサー及び取り付け板は、拭き取り作業を行う。 5) センサーの点検を合わせて行うこと。 6) 本体内外部の洗浄後は、きれいに拭き取り作業を行うこと。		

定期点検・測定・整備基準
 その他設備編
 自動扉設備

一般事項

点検及び保守

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (3) 点検を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。
- (4) 部品交換に際してはメーカー純正品を使用すること。
- (5) 調整の基準となる数値、測定方法は自動ドア安全ガイドラインに準ずること。
- (6) 契約種別は、次のとおりとする。
- 部分メンテナンス契約（P. O. G. 契約）
- ① 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
 - ② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整等の処置を行う。
- (7) 業務範囲外事項
- ① 使用者等の不注意、不適当な使用または管理によって生じた修理又は取替工事
 - ② 部品交換、建具の修理
 - ③ 配線工事
 - ④ 天災、不可抗力、その他責に帰さない事由による保守業務
 - ⑤ その他委託者の認める事項

自動扉

区分	設備項目	業務内容	点検周期		
			6月	1年	備考
自動ドア	1. 内外部用自動ドア（開き戸、引き戸）				
	(1) ドア・サッシ	1) ドア本体の傷及びステッカーの有無を点検する。 2) ドア本体作動時の異音の有無を点検する。 3) ドアと無目、中間方位、枠、ガイドレール、床面の隙間が適正であることを確認する。 4) ドアストッパーの取り付け及び各ピボットの取り付け状態を点検する。 5) 無目点検カバーの取り付け状態を点検する。	○ ○ ○ ○ ○		
	(2) 懸架部	1) 吊戸車、ドア・ストローク、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷を点検する。 2) 踊り止めの隙間が適正であることを確認する。	○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
		3) 吊戸車及びストッパーの取り付け状態を点検する。	○		
		4) ハンガーレールの取り付け状態を点検する。	○		
	(3) 動力部・作動部	1) 手動開閉の動作確認及び異音の有無を点検する。	○		
		2) エンジンの取り付け状態を確認する。	○		
		3) 駆動軸の変形、摩耗の有無を点検する。	○		
		4) ベルト、チェーン、ワイヤの張り、摩耗及び取り付け状態を確認する。	○		
	(4) 制御装置	1) 開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	○		
		2) クッション作用の状態を点検する。	○		
		3) 制御装置の取り付け状態を確認する。	○		
	(5) 検出装置部	1) センサー、補助センサーの取り付け状態及び作動を点検する。	○		
		2) センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点検する。(センサー式に限る。)	○		
		3) マットスイッチの変形及び亀裂の有無を点検する。(マットスイッチ式に限る。)	○		
	(6) 電気回路	1) 通常の開閉動作及び反転動作を点検する。	○		
		2) 電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無を点検する。	○		
		3) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。		○	
		4) 電源電圧を測定し、その良否を確認する。	○		
	2. 回転自動ドア				
	(1) 建 具	1) 回転式自動ドアの天井の取り付け状態を確認する。	○		
		2) ドア及びウィング、キャノピーのチリ及び召し合わせの良否を点検する。	○		
		3) サッシのキズ、打痕、目地不良、締結不良その他のサッシの仕上がり部の不良の有無を点検する。	○		
		4) スイングドアの錠の取り付け状態と施錠状態を確認する。	○		
	(2) 懸架部	1) 吊戸車、ドア・ストローク、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷を点検する。	○		
		2) 踊り止めの隙間が適正であることを確認する。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
		3) 吊戸車及びストッパーの取り付け状態を点検する。	○		
		4) ハンガーレールの取り付け状態を点検する。	○		
	(3) 動力部・ 作動部	1) 手動開閉の動作確認及び異音の有無を点検する。	○		
		2) エンジンの取り付け状態を確認する。	○		
		3) 駆動軸の変形、摩耗の有無を点検する。	○		
		4) ベルト、チェーン、ワイヤの張り、摩耗及び取り付け状態を確認する。	○		
	(4) 制御装置	1) 開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	○		
		2) クッション作用の状態を点検する。	○		
		3) 制御装置の取り付け状態を確認する。	○		
	(5) 検出装置部	1) センサー、補助センサーの取り付け状態及び作動を点検する。	○		
		2) センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点検する。(センサー式に限る。)	○		
		3) マットスイッチの変形及び亀裂の有無を点検する。(マットスイッチ式に限る。)	○		
		4) モードスイッチ、制御スイッチの取り付け状態及び作動を点検する。	○		
	(6) 電気回路等	1) 通常の開閉動作及び反転動作を点検する。	○		
		2) 電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無を点検する。	○		
		3) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。		○	
		4) 電源電圧を測定し、その良否を確認する。	○		
		5) ウィングの回転数を測定し、その良否を確認する。	○		

定期点検・測定・整備基準
 その他設備編
 重量シャッター

点検及び保守

一般事項

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (3) 定期点検の回数は年1回とする。
- (4) 煙感知器、熱感知器等の連動による動作試験は、点検契約外とする。
- (5) 連動制御器等の蓄電池の交換は含まれません。
- (6) 部材、材料を必要とする修理、並びにオーバーホール工事は含まない。

重量シャッター

区分	設備項目	業務内容	点検周期
			備考
シャッター	1. 外観		
	(1) 点検口	1) 開閉機構の下に点検口があり、容易に点検をすることができる。また、点検を行う際、障害物がないこと。 2) 鍵、丁番等が壊れていないこと、また枠や蓋等に当たりがないことを確認する。	
	(2) 降下位置障害	1) シャッター降下位置に何も無いことを確認する。	
	(3) 操作障害	1) 手動開閉装置の操作に支障がないことを確認する。	
	2. 機能・作動		
	(1) 開閉機	1) 減速機とモーターの継ぎ手部から油漏れがないことを点検する。 2) 錆等がないことを確認する。 3) 腐食等がないことを確認する。 4) 動作時に異常な音がないことを確認する。 5) 動作時に触れることができないくらいの過熱がないことを確認する。 6) 各固定ボルトに緩みがないか点検する。	
	(2) ブレーキ装置	1) ブレーキを動作させ、ソレノイドが正常に動作する	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期
			備考
		ことを確認する。 2) 降下時に中間停止させて、オーバーランが規定値以内で停止することを確認する。 3) ブレーキ装置が動作するときに、異常な音が出ていないか確認する。 4) 動作時に触れることができないくらいの過熱がないことを確認する。 5) ブレーキ開放にてガバナが異常なく作動することを確認する。	
	(3) 手動装置	1) 手動装置の表示が明確であることを確認する。 2) 操作障害がないことを確認する。 3) 手動操作で巻き上げでスムーズに出来ることを確認する。	
	(4) スプロケット・ローラチェーン	1) 芯ずれがないことを点検する。 2) スプロケットに損傷や摩耗がないことを点検する。 3) セットボルトに緩みがないことを確認する。 4) スピルキーの抜き出しがないことを確認する。 5) スプロケットのリンク間にガタツキがないことを確認する。 6) ローラチェーンのジョイントリンクのスプリングクリップに外れがないことを点検する。 7) チェーンのたるみがスパンの4%以内に収まっていることを確認する。	
	(5) ロープ車・ワイヤーロープ	1) ロープ車の著しい変形や損傷がないことを点検する。 2) セットボルトのスピルキーの抜き出しがないことを確認する。また、締め付けに緩みがないことを確認する。 3) ワイヤーロープに摩耗や損傷がないことを点検する。また、腐食がなく、油のにじみがないことを確認する。 4) 巻き取りシャフト側プーリーに余巻きが3回はあることを確認する。 5) ワイヤーロープの先端がロープ車に確実に固定されていることを確認する。	
	(6) 巻き取りシャ	1) 外観（シャフト）に変形、損傷がないことを確認する。	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期
			備考
	フト・ブラケット	2) 片寄りがないことを確認する。 3) ボルト類に緩みがないことを点検する。 4) ジョイントボスとの接続状態が良好かを確認する。 5) 外観（ブラケット）に変形、損傷がないことを確認する。 6) ベアリングメタルが異常音なく、スムーズに回転することを確認する。	
	(7) スラット・吊り元	1) 外観に変形、損傷がないことを確認する。 2) カシメ、金物に変形や損傷がないこと。 3) 吊り元固定ボルトに緩みがないこと。	
	(8) 座板	1) 外観に変形、損傷がないことを確認する。 2) 座板固定ねじに緩みがないことを確認する。 3) 異常な錆がないことを確認する。	
	(9) ケース、まぐさ、押し車	1) 外観に変形、損傷、溶接の剥れがないことを確認する。 2) 点検蓋のビスの外れがないことを確認する。 3) 異常音がなく、スムーズに回転することを確認する。 4) 溶接の剥れがないことを確認する。	
	(10) ガイドメール	1) 外観に磨耗、錆がないことを確認する。 2) 呑み込み部が十分開くことを確認する。	
	(11) 制御盤	1) 外観に変形、損傷がないことを確認する。 2) ブレーカーがトリップ等の表示がされていないことを確認する。 3) リレー接点の溶着、荒れがないことを確認する。 4) 接続端子に緩みがないことを確認する。	
	(12) リミットスイッチ、エマージェンシスイッチ	1) スプロケットローラーチェーンに著しいたるみがないことを点検する。 2) ローラーチェーンに著しい錆がないことを確認する。 また、スプロケットの芯ずれがないことを確認する。 3) オーバーラン時に座板が確実にスイッチを押し、シャッターを止めることを確認する。	
	(13) 押ボタンスイッチ	1) 外観に変形、損傷がないことを確認する。 2) 押ボタンスイッチ箱の施錠、解錠ができることを	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期
			備考
		確認する。	
	(14) ヒューズ類	1) ヒューズメタルの変形、損傷がなく、確実に取り付け てあることを確認する。	
	(15) 手動開閉 装置	1) 外観に変形、損傷がないことを確認する。 2) 樹脂ガラス（窓パネル）が入っていることを確認する。 3) 作動したとき、確実にブレーキを開放し、シャッター が降下することを確認する。 4) 手動開閉装置が確実に復帰することを確認する。	
	(16) 自動閉鎖 装置	1) 連動操作盤からの起動信号により、確実にシャッター が降下することを確認する。 2) 振動により、ラッチが外れないことを確認する。	
	(17) 危害防止用 連動中継器	1) 外観に変形、損傷がないことを確認する。 2) 作動スイッチにより確実に作動することを確認する。 3) 電池試験灯が点灯し、電池が放電していないことを 確認する。	
	3. 作動試験		
	(1) 降下速度	1) スピードが異常に変化しないことを確認する。	・ 3.0m～7.0m/min
	(2) 巻上げ状況	1) 作動時に各部から異常音がしないことを確認する。 2) 座板がまぐさより中央部で約10mm程度上がった 状態か、平らで停止することを確認する。	
	(3) 障害物検知 装置	1) 手、物を用いて、シャッターが確実に停止することを 確認する。	

定期点検・測定・整備基準

環境管理編

緑地管理

緑地植物管理

一般事項

- (1) 樹木等の管理を行う場合は、樹木の植栽目的や機能を十分に発揮できるよう、剪定、病虫害防除、施肥、灌水、除草、清掃、保護、枯損樹の伐採、補植、支障樹木の移植などを適切な時期に効果的に実施すること。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。

緑地管理

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
樹 木 の 管 理（高・中木） 剪 定	1. 樹木等の剪定	1) 剪定回数は、以下のとおりとする。 ・常緑樹で萌芽力がある樹種 1回 ・常緑樹で普通種 1回 ・落葉樹 1回 2) 剪定は、樹木の如何に関わらず、除去する枝、枯れ枝、折損によって危険を来す恐れのある枝、病気の枝、通風、採光、成長の止まった弱小の枝、樹形を乱す枝、成育上 不用な枝の剪定に引き続き、樹木全体の形を整えるために 主枝の剪定を行うこと。	・常緑樹（4月） ・落葉樹（2月）
	2. 刈り込み	1) 刈り込み回数は、生垣は年1回とし、低木は年2回とする。 2) 刈り込みは、樹種、樹勢や萌芽力によって刈り込み時期が多数に分かれる。よって、萌芽の形成時と位置を知って、適切な刈り込みを行うこと。	・生垣（6月） ・低木（6月/11月）
	1. 施肥の選定	1) 土壌の特性、反応、肥料の形態、性質、形状等により、適する肥料を選定すること。	
	2. 施肥の時期等	1) 施肥量は、樹木の種類、形状、地域あるいは土壌条件	
施 肥			

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
除 草		によって一定ではないが、一度に多量の施肥を実施しないこと。 2) 施肥の時期は、樹木の休眠時期に行い、樹木の成育時期に応じて、年 1 回の適量を施すこと。 (原則：2月)	
	1. 除草方法	1) 抜き取り、掘り取り、刈り取り、枯殺等の除草法により、適切に行うこと。	
	2. 除草の時期	4月、6月、8月、11月に実施すること。	
病中害防除	1. 薬剤の使用	1) 薬剤の種類は、病気の予防や進展や伝染を防止するもの、害虫を殺滅する効力のある接触剤、消化毒剤を効果的に使用すること。 ・主な使用薬剤 カルホス、ディプテレックス、スミチオンなど	
	2. 薬剤の散布	薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の関連法規、並びにメーカー等で定める使用安全基準や使用方法を遵守すること。 1) 基準時期は、4月、6月、8月とする。 ※ 管理上適切な時期に変更できるものとする。	
芝 生 の 管 理 刈込み	1. 芝刈の時期・回数	1) 芝刈り込み回数は、最低4回とする。また、時期は4月・6月・8月・11月とします。	
	2. 除草	低毒性で安全性が高く、しかも芝生に薬害無く、雑草のみ枯死させる選択性のものを用いること。 1) 除草剤は、日本芝に適合したものをを用いること。 時期は、4月・8月とする。	
そ の 他 の 地 被 植 物		1) 樹木の管理に準ずる	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備 考
		2) 管理は年2回とし、6月・11月とする。	

緑地管理

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備 考
樹木の管理（超高木） 剪 定	1. 樹木等の剪定	1) 剪定回数は、以下のとおりとする。 ・常緑樹で萌芽力がある樹種 1回 ・常緑樹で普通種 1回 ・落葉樹 1回 2) 剪定は、樹木の如何に関わらず、除去する枝、枯れ枝、折損によって危険を来す恐れのある枝、病気の枝、通風、採光、成長の止まった弱小の枝、樹形を乱す枝、成育上 不用な枝の剪定に引き続き、樹木全体の形を整えるために 主枝の剪定を行うこと。	・常緑樹（4月） ・落葉樹（2月）

定期点検・測定・整備基準
環境管理編
建築物環境衛生管理基準等

点検及び保守

一般事項

- (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及びこれに基づく厚生労働省告示に定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 点検を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

建築物環境衛生管理基準等

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
空 気 環 境 測 定	1. 一般管理	1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」の「建築物環境衛生管理基準 第二条」の管理基準値と空気環境測定によって得られた結果については、解析と評価を十分に行い、問題点が発見された場合は、次の測定までの間に原因を究明調査や改善に向けて調査を実施すること。	
	2. 測定について	1) 以下の項目は、2ヶ月以内に1回の測定を行い、空調系統や居室の間仕切りなどに配慮し、実態にあわせて正確にとらえられるようにすること。 ・温度（瞬時値） ・相対湿度（瞬時値） ・気流（瞬時値） ・浮遊粉じん量（平均値） ・二酸化炭素（CO₂）（平均値） ・一酸化炭素（CO）（平均値）	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
給 水 ・ 給 湯 水、 飲 料 水 検 査	1. 一般管理	1) 水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）に定めるところによる項目を同令表に掲げる基準に適合することを確認すること。 2) 検査結果が不適合となった場合、原因を調査し速やかに適切な措置を講じること。改善後は、再度水質検査を行い、安全を確認してから飲用すること。	
	2. 測定について	1) 以下の項目は、水道水を使用する場合に適用し、定期に行うこととする。 ・省略不可項目（6ヶ月以内に1回行う。） （一般細菌、大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度、濁度） ・重金属（1年以内に1回行う。） （鉛、亜鉛、鉄、銅） ・蒸発残留物（1年以内に1回行う。） ・消毒副生成物（6月1日～9月30日までの間に1回） （クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド、シアン化合物イオン及び塩化シアン、臭素酸、塩素酸） 2) 検査水の検出場所は、給水（湯）系統別の末端で行うこと。（給水・給湯 各2ヶ所）	
雑 用 水、 水 質 検 査	1. 一般管理	1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の「雑用水に関する衛生上必要な措置等」に準じて行うこと。 2) 検査結果が不適合となった場合、原因を調査し速やかに適切な措置を講じること。改善後は、再度水質検査を行い、安全を確認してから使用すること。	
	2. 測定について	1) 以下の項目は、ビル排水の再生処理水、工水、井水、雨水等を雑用水として利用する場合に適用し、2月に1回の頻度で行うこととする。 ・大腸菌群	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
ね ず み 等 の 防 除	1. 一般管理	1) 「防除」とは、殺虫剤の散布だけでなく防虫防そ構造の整備などの環境対策を含む。 2) 防除のために殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、使用及び管理を適切に行い、建築物の使用者や作業者の事故防止に努めること。また、使用薬剤は、薬事法による医薬品又は医薬部外品を用いること。 3) 防除の終了後には、効果判定を行うこと。効果が認められない場合はその原因を確かめて今後の作業計画策定の参考とすること。また、必要に応じて再度防除作業を行うこと。	・ 東京都指導基準
	2. 防除方法	1) 食料を取り扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、その生息状況等調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置（防除等）を講じること。 2) 上記 1) の点検周期は、1 ヶ月以内に 1 回定期に行うこと。 3) 定期に防除等の作業を行うこと。 4) 上記 3) の作業周期は、6 ヶ月以内の 1 回行うこと。	
	3. 効果の調査	1) 蚊やハエなどは防除作業終了後から 1 週間の間に、ゴキブリやねずみは 1 週間から 3 週間の間に実施する。 2) 効果判定に当たっては、下記の事項を参考に総合的に行うこと。 ・ 捕獲器等の器具を用いた生息調査 ・ 糞や虫体、足跡等の調査 ・ 無毒餌を用いた喫食調査 ・ 聞き取り調査や目視	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
-----	---------	---------	----

そ の 他 環 境 管 理

点検及び保守

一 般 事 項

- (1) 「大気汚染防止法施行規則」に定めるところによる。
(2) 点検を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

そ の 他 環 境 管 理

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
ばい煙量等の測定		1) ばい煙量と濃度の測定 2) 測定周期：6ヶ月以内に1回行うこと。	・5箇所

定期点検・測定・整備基準
防 災 設 備 編
消 防 用 設 備 等

一 般 事 項

点検及び保守

- (1) 点検基準、期間及び結果報告は「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 点検を行うにあつては、危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。
- (5) 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、必ず元の状態に復元しておくこと。
- (6) 点検周期はそれぞれ次による。
機器点検：6月に1回以上を行うものとする。
総合点検：1年に1回以上を行うものとする。

消 防 用 設 備 等

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
点 検 及 び 保 守 に お け る 共 通 事 項		1) 消防法に定められた消防用設備等の点検は、「消防用設備の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」（昭和50年消防庁告示第14号）及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検方法並びに結果についての報告書の様式」（昭和50年消防庁告示第3号）に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他の措置を講じるものとする。 上記 1) に該当する消防用設備等は次による。 1 消火器具 2 屋内消火栓設備 3 スプリンクラー設備 4 泡消火設備 5 不活性ガス消火設備	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
		6 自動火災消火設備 7 ガス漏れ火災警報設備 8 非常警報器具及び設備 9 避難器具 10 誘導灯及び誘導標識 11 消防用水 12 排煙設備 13 連結送水管 14 非常コンセント設備 15 無線通信補助設備 16 フード・ダクト、レンジ用又はフライヤー用 簡易自動消火装置（パッケージ型自動消火設備） 17 配線 18 操作盤（総合操作盤を含む） 2) 上記以外の防災設備の点検及び保守は、次に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他の措置を講じるものとする。	
防 火 戸 ・ 防 火 シ ャ ッ タ ー 等	外 観 点 検 1. 防火戸 2. 防火シャッター	1) 防火戸の周囲に閉鎖上または避難上障害となるものがないことを確認する。 2) 変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無、取付状態の良否を確認する。 1) シャッター及び避難扉の周囲に閉鎖上又は避難上障害となるものがないことを確認する。また、閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
	3. 自動閉鎖装置 (1) 防火戸	1) 自動閉鎖装置が正常な状態でセットされていることを確認する。 2) 自動閉鎖装置の著しい変形、損傷等の有無を点検する。	
	(2) 防火シャッター	1) 自動閉鎖装置の著しい変形、損傷等の有無を点検する。	
	4. 連動操作盤 (1) 本 体	1) 変形、損傷、腐食等の有無を確認する。 2) 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。	
	(2) 予備電源	1) 充電装置等の損傷、異常音、異臭及び異常な発熱の有無を確認する。	
	(3) ランプ、スイッチ、ヒューズ	1) スイッチ類は、開閉機能及び開閉位置が正常であることを確認する。 2) ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。	
	5. 感知器	1) 変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。 2) 設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。 3) 設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。 4) 熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。 5) 煙感知器にあっては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。	
	機 器 点 検 1. 自動閉鎖装置 (1) 防火戸	1) 連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することを確認する。 2) 連動制御器に作動表示がされることを確認する。 3) 防火戸を閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
	(2) 防火シャッター	認する。 1) シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターを閉鎖させ、正常に作動することを確認する。	
	(3) 危害防止機構	1) 起動操作（連動又は手動）からの信号により危害防止用連動中継器が作動し、防火シャッターが下降すること。 2) 障害物がある場合、防火シャッターは自動的に降下を停止すること。また、障害物を取り除いた場合、自動で再下降し全閉すること。	
	2. 連動操作盤		
	(1) 本 体	1) 連動作動試験は、感知器の加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。 2) 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。 3) 付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号が出ることを確認する。	
	(2) 予備電源	1) 常用電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値又は表示灯が適正であることを確認する。	
	(3) 感知器	1) 補償式または定温式スポット型感知器は、加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。 2) イオン化式または光電式煙感知器は、加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。 (自動試験機能付きは除外できる)	
	3. 総合試験	1) 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度を所定の範囲内にあることを確認する。	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
防 火 ダ ン パ ー		(自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する場合は除く) 2) 予備電源に切り替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することを確認する。 3) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
	1. 外観点検		
	(1) 本 体	1) 変形、さび、腐食、傷及び損耗の有無を確認する。 2) 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。 3) ダンパーのがたつき及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無を点検する。	
	(2) 自動閉鎖装置	1) ダンパーが正常な状態でセットされていることを確認する。 2) 自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等がないことを確認する。	
	2. 機能点検		
	(1) 自動閉鎖装置	1) 手動によりダンパーが円滑に作動することを確認する。 2) ダンパーを閉鎖作動させ、復帰させた場合の異常の有無を点検し、セット位置が元の状態に戻ることを確認する。	

定期点検・測定・整備基準
自動制御設備編
中央監視制御

一般事項

点検及び保守

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (3) 契約種別は、次のとおりとする。
- 1）保守契約（保守保障期間内の場合）
- 対象（略称）：HIM/ICT/付属機器（プリンタ）/BMS/RSGW
- ① 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
- ② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整・修理等の処置を行う。
- ただし、消耗品（ドラムカートリッジ、トナーなど）やオーバーホール工事は含まない。
- (4) 点検周期は、6月以内に1回とする。
- (5) 分散処理装置（DPS）、リモートステーション（RS）については保守保障期間満了のため、保守部品枯渇の理由で点検・調整等の処置のみで修理等（復旧）ができない場合は、速やかに監督職員に報告すること。（対応を協議する）

契約外事項

- ① 故意、過失または通常使用以外の使用をした場合での製品故障
- ② 火災、地震、落雷などの天災地変での製品故障
- ③ その他委託者と協議の上、除外に該当した事項

中央監視制御装置

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
共通点検項目	1. 筐 体 (内部を含む)	1) 破損の有無、塵埃の除去、脱落取り付け部の緩みの有無を点検する。緩みの有無がある場合は増し締めする。	・液晶のディスプレイの点検も含める。
	2. 設置場所	1) 周囲環境（検知障害の有無）、外乱要因の定在、検出場所に於ける他への障害の有無を点検する。 2) 風水害の影響の有無を点検する。	
	3. 配線状況	1) 接続部分の緩み又は破断の有無、端子部分の発錆の有無を点検する。	
センター装置		1. HIM（ヒューマンマシンインターフェイス装置）	点検可能部のみ

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備 考
		1) 補助記憶装置（FD、MO）のヘッドの清掃をし、異常音の有無を点検する。 2) 下記項目をテストプログラム及びOSコマンドにより、動作を確認する。 ・ハードディスク ・フロッピーディスクなどの補助記憶装置等 ・CPU機能、メモリー 3) システムデータベースのバックアップを行う。 4) 故障表示（ログエラー）及びブザー鳴動の動作を確認する。 5) 防塵フィルタの清掃 6) ファンの動作確認および各表示ランプの点灯状態の確認をする。	・ DVD-RW
	2. DPS（分散処理装置）	1) 保守コンソールを使用したロギングデータ解析処理を行い、ログデータを解析する。 2) ステータスコード表示の状態確認および解析を行う。 3) ヒューマンマシンインターフェイス（HIM）から、オンライン動作実施により、運転状況が正常であることを確認する。 4) プリント基板の実装状態に異常がないことを確認する。	
	3. 電 源	1) 入力電圧及び基準電圧の確認をする。	
リモートステーション（RS）	1. システム状態	1) CPUユニットのBAT（緑）ランプが消灯していないか確認する。 2) データバックアップ用電池の交換時期を確認する。 3) システム運用状態で、RS装置毎のポイント状態を確認する。 4) ユニット実装が不十分な状態のものでないことを確認する。また、前面LED表示状態を観察し、異常がないことを確認する。	交換周期 3 年
	2. 電 源	1) 入力電圧及び基準電圧の確認をする。	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
	インテリジェントコントローラ装置（I C T）	1) 補助記憶装置（F D、M O）のヘッドの清掃をし、異常音の有無を点検する。 2) 下記項目をテストプログラム及びO Sコマンドにより、動作を確認する。 ・ハードディスク ・フロッピーディスクなどの補助記憶装置等 ・CPU機能、メモリー 3) システムデータベースのバックアップを行う。 4) 故障表示（ログエラー）及びブザー鳴動の動作を確認する。 5) 防塵フィルタの清掃 6) ファンの動作確認および各表示ランプの点灯状態の確認をする。	・ DVD-RW
	電力用ビルマネジメントシステム（B M S）	1) 下記項目をテストプログラム及びO Sコマンドにより、動作を確認する。 ・ハードディスク ・CPU機能、メモリー 2) システムデータベースのバックアップを行う。 3) 故障表示（ログエラー）及びブザー鳴動の動作を確認する。 4) 防塵フィルタの清掃 5) ファンの動作確認および各表示ランプの点灯状態の確認をする。	・ DVD-RW
	リモートステーションゲートウェイ（R S - G W）	1. システム状態 1) CPUユニットのBAT（緑）ランプが消灯していないか確認する。 2) データバックアップ用電池の交換時期を確認する。 3) H I M装置より、運転状況を確認する。 4) ユニット実装が不十分な状態のものでないことを確認する。また、前面LED表示状態を観察し、異常がないことを確認する。 2. 電 源 1) 入力電圧及び基準電圧の確認をする。	交換周期 3 年

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
付 属 機 器 (メッセージプリンタ、カラーレーザープリンタ)	1. プリンタ		
	(1) 清 掃	1) 以下の部分の清掃を行う。 ・装置内部 ・ファン（排気口含む） ・媒体走行経路 ・各フィードローラー表面 ・センサー部	
	(2) テスト	1) オペレーションによるテスト印刷で印字品質を確認する。	
そ の 他	(3) 異臭等	2) オンラインでの動作確認を行う。 1) 装置電源を投入したときの、異常音・異臭がないか確認する。	
	1. スイッチ・ハブ		
	(1) 各ケーブルの接続	1) コネクタの接続状態やケーブルの接続状態を確認する。	
	(2) ランプ確認	1) LED表示状態確認	

定期点検・測定・整備基準
自動制御設備編
空調自動制御

点検及び保守

一般事項

(1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。

(2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。

(3) 契約種別は、次のとおりとする。

1) 部分メンテナンス契約（P. O. G. 契約）

① 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。

ただし、次の場合は除くものとする。

- ・機器の移動、据付、改造、組み替えに伴う調整作業。
- ・ダンパー本体・VAV本体の点検調整作業。
- ・操作器で24Vを超える機種の点検作業。
- ・バルブ本体の取り外し、取り付け及びそれに伴う配管、保温補修作業、パッキン交換作業。

・部品等を必要とする修理、並びにオーバーホール工事。

② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整等の処置を行う。

(3) 業務機器範囲は以下のとおりとする。

1. インターフェイス装置セントラルシステム

① 中央監視装置 一式

2. インターフェイス装置ローカルシステム

① CP盤（ネットワークコントローラ含む）

3. 自動制御機器

① 熱源制御

② 冷却塔制御

③ 空調機制御（H I J）

④ 空調機制御（A B C D E F G K L M N O P
Q R S）

ただし、点検周期《1年》を2年に1回と読み替えるものとする。

また、空調機制御（C D E F G K）は偶数年に実施する。

⑤ 例外事項

④の空調機制御で次の⑥に掲げる検出器については、毎年1回実施すること。

⑥ 計測

・温度検出器 ・湿度検出器 ・露点温度検出器

(4) 保守部品枯渇の理由で点検・調整等の処置のみで修理等（復旧）ができない場合は、速やかに監督職員に報告すること。（対応を協議する）

(5) 契約業務範囲外事項

① 使用者等の不注意、不適当な使用または管理によって生じた修理又は取替工事

- ② 部品交換、部品交換を伴う修理工事
- ③ 配線工事
- ④ 天災、不可抗力、その他責に帰さない事由による保守業務
- ⑤ その他委託者と協議の上、除外に該当した事項

空調自動制御装置

区 分		設 備 項 目		業 務 内 容		点検周期	
共通点検項目						1年	備考
	1. 筐 体	1) 破損の有無、塵埃の除去、脱落取り付け部の緩みの有無を点検する。緩みの有無がある場合は増し締めする。		○			
	2. 設 置 場 所	1) 周囲環境（検知障害の有無）、外乱要因の定在、検出場所に於ける他への障害の有無を点検する。 2) 風水害の影響の有無を点検する。		○ ○			
	3. 配 線 状 況	1) 接続部分の緩み又は破断の有無、端子部分の発錆の有無を点検する。		○	点検可能部のみ		
自 動 制 御 機 器							
	1. 検 出 器（ 温 度 ・ 湿 度 ）						
	（ 1 ） 温度検出器	1) 検出器の計測値が検出器の誤差範囲内にあることを点検する。（適正値は、センサーの仕様による）		○	・ 一般居室、空間の気温、湿度等		
	（ 2 ） 湿度検出器	1) 検出器の計測値が検出器の誤差範囲内にあることを点検する。（適正値は、センサーの仕様による）		○	・ 一般居室、空間の気温、湿度等		
	（ 3 ） 露点温度	1) 検出器の計測温度と湿度温度の誤差が範囲内にある		○			
	検出器	ことを点検する。（適正値は、センサーの仕様による）					
	2. 検 出 器（ 流 量 ）						
	（ 1 ） 電 磁 型	1) 変換器単体でのゼロ・スパンの回路動作を確認する。		○	・ 熱量計算、流量制御等		
		2) 電源ユニットの電源電圧測定及び、ヒューズの確認をする。		○			
		3) 端子台内の結露の有無を点検する。 補) データに疑問がある場合は隔測検出器を設置し、流量の傾向比較が必要であるが、実施は協議による。		○			

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
	3. 検 出 器（圧力）			
	(1) ダイヤ フラム型	1) 圧力測定器の値と検出値を比較する。 2) 差圧を検出している場合は高压側、低压側をそれぞれ計測し、検出値と比較する。 3) 差圧を検出している機器は、本体への配管に詰まりや沈殿物並びに、漏れがないかを確認する。	○ ○ ○	
	4. 検 出 器（レベル）			
	(1) 多点リード スイッチ	1) 検出器ボックス内の冠水、発錆の有無を点検する。 2) キャップシール材の劣化や損傷等の有無を点検する。 3) 検出器端子台信号線接続の状況を点検する。 4) マンホールシールの状況を点検する。	○ ○ ○ ○	
	5. 検 出 器（ガス・水）			
	(1) CO ₂ ガス 濃度計	1) 検出器の計測値が検出器の誤差範囲内にあることを確認する。（適正值は、センサーの仕様による） 2) 試験ガス注入による検出精度の確認をする。 ダケ挿入型は校正時に試験ガスを使用し、精度を確認すること。	○ ○	・ダケ挿入 ・吸引/ダケ挿入
	(2) 導 電 率	1) 電極の清掃。 2) 電極の設置位置を確認する。 3) 電極を水から引き抜き導電率が "0" になることを確認する。 4) 電極カバーの目つまり、破損の有無を点検する。	○ ○ ○ ○	・冷却塔
	6. 操 作 器（バルブモーター・ダンパーモーターを含む）			
	1. 冷 温 水 流 量 制 御			
	(1) ポート型 バルブ	1) ステムグランド部の漏水の有無を点検する。 2) ラック、ピニオンギヤの破損の有無を点検する。 3) 開閉ストロークを確認する。	○ ○ ○	
	(2) ボール型 バルブ	1) 全閉、全開動作の状況を点検する。 2) 漏水、結露の有無と発錆の状況を確認する。	○ ○	・バタフライ型 含む。

3) 異常音、異臭、発熱の有無を確認する。 ○

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
	2. 蒸気制御 (1) ボール型バルブ	1) グランド部の漏洩の有無を点検する。	○	
	3. 風量制御 (1) ダンパー	1) ダンパー軸の固定金具の緩みの有無を点検する。 2) 全閉、全開の動作を確認する。不良な場合は調整する。	○ ○	・モーター含む 直結型
	7. 変換器（電流・電圧・抵抗・パルス）			
	(1) パルス	1) 一次実入力の値が、変換器における仕様とおりに出力され、誤差が許容範囲内であるか確認する。	○	
	(2) 抵抗	1) 比率変化設定があるものについては、設定が正しくなされているか点検する。	○	
	(3) 電流・電圧	1) 電圧・電流は許容範囲内にあるか確認する。	○	
	8. 調節計（電子式）	デジタル式単ループ、D D C式マルチプログラム型 型番:JUT/DX/TC/PLC		
	(1) 電子式	1) 調節機能点検 (P. I. D制御の動作状況が最適か確認する) 2) 補助出力動作確認 (模擬又は実入力により確認する) 3) 設定用ダイヤル等の劣化の有無を点検する。	○ ○ ○	
	(2) デジタル式	1) 調節機能点検 (P. I. D制御の動作状況が最適か確認する) 2) 補助出力動作確認 (模擬又は実入力により確認する)	○ ○	
	(3) プログラム型	1) 制御プログラムに応じた入出力状態の確認をする。 2) 各制御出力がプログラムとおりに動作しているか確認する。 3) 他の制御機器との通信状態は正常か確認する。 4) 各種パラメータの設定値は最適か確認する。	○ ○ ○ ○	

	9. 伝 送 制 御 器 (制御プログラム内蔵型を含む 型番 : XTM/CU200) (1) 非プログラム 内蔵型	1) 通信状態表示ランプの確認をする。 2) 内蔵蓄電池の電圧、有効期限の確認をする。	☐ ☐	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
	(2) 制御・演算 プログラム 内蔵型	3) 供給電圧の確認をする。 4) 時計内蔵型に於ける時刻の修正及び確認をする。 1) 通信状態表示ランプの確認をする。 2) 内蔵蓄電池の電圧、有効期限の確認をする。 3) 供給電圧の確認をする。 4) 時計内蔵型に於ける時刻の修正及び確認をする。 5) 制御・演算プログラムのパラメータの適合性を確認する。(バックアップの実施) 6) プログラムのRAN状態を確認する。 7) 中央監視との通信状態を確認する。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	(3) CP盤	1) 通信状態表示ランプの確認をする。 2) 内蔵蓄電池の電圧、有効期限の確認をする。 3) 供給電圧の確認をする。 4) 時計内蔵型に於ける時刻の修正及び確認をする。 5) プログラムの制御状態を確認する。 6) 中央監視との通信状態を確認する。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	・NCが収納
中央監視装置				
	1. 監視装置（データ変換装置）			
	(1) DIF	1) テストプログラムが有る機種については、テストを行うこと。 2) 本体基板の分解が出来る機種は、基板の清掃を実施する。 3) データベースのバックアップを行う。 4) 内蔵蓄電池の有効期限を確認する。 5) 不要なログファイルの削除を行う。 6) システムリソースメータの確認をする。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	・停電試験時
	(2) 表示装置 (液晶ディスプレイ)	1) 輝度、フォーカスの調整を行う。 2) 筐体が分解できる機種は、内部塵埃の除去をする。 3) 外観の清掃を行う。	☐ ☐ ☐	
	(3) 入力装置 (キーボード)	1) 模擬又は実入力により機能を確認する。 2) 外観清掃を行う。	☐ ☐	
	2. 監視装置（周辺機器）			
	(1) 補助記憶装置	1) 記録機構の清掃。(ヘッドクリーニング) 2) 記録、読み出し試験を行う。	☐ ☐	・CD/MO/FDD など

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
		3) 動作音に異常がないかを確認する。 4) 接続ケーブル、コネクタ類の緩み、緊張の有無を確認する。	○ ○	
	(2) 無停電電源装置	1) 内蔵電池の寿命の時期を確認する。 2) 運転ランプの状態を確認する。 3) 設置環境の確認をする。(通風状態)	○ ○ ○	
	3. インターフェース装置			
	(1) 通信変換器 (ルーター、MIG)	1) 通信ランプの点灯状態を確認する。 2) 電源電圧の確認をする。 3) 接続ケーブル、コネクタ類の緩みの有無を点検し、塵埃の付着を確認する。付着がある場合は、清掃する。	○ ○ ○	
	(2) プロトコル変換器	1) 塵埃の除去をする。 2) 通信状態表示ランプの点灯状況を確認する。 3) 外観の清掃を行う。	○ ○ ○	・ 上位下位通信 HUB
	4. 監視ポイント			
	(1) 計測点、警報点、状態点、発停点	1) 模擬信号入力試験又は中央の表示と機器及び装置の状態を発停等により整合性を確認する。	○	

定期点検・測定・整備基準
給排水関連設備編
密閉形膨張タンク

一般事項

点検及び保守

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。

密閉形膨張タンク

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
密 閉 形 膨 張 タ ン ク	1. 基 礎	1) き裂、沈下等の有無を点検する。	○	
	2. 架 台	1) 曲り、さび、損傷等の有無を点検する。	○	
	3. 保 温 材	1) 脱落、損傷等の有無を点検する。	○	
	4. 基礎ボルト等	1) 基礎ボルト、取り付けボルト、固定金具等の弛み、損傷等の有無を点検する。	○	
	5. 配管支持の状態	1) 取り付け状態が適正であること。	○	
	6. 外 観	1) 損傷、腐食等の有無を点検する。 2) 漏れの有無を点検する。 3) 蓋の取り付け状態の良否及びボルトの摩耗、腐食、損傷等の有無を点検する。	○ ○ ○	
	7. 管及び弁	1) 管の漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 2) 弁の漏れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。 3) 保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。	○ ○ ○	
	8. 付属品 (1) 計 器	1) 汚れ及び損傷の有無を点検する。 2) 正常値を指示していることを確認する。 3) 取り付け部等の漏れの有無を点検する。	○ ○ ○	

定期点検・測定・整備基準
給排水衛生設備編
ボイラー

一般事項

点検及び保守

- (1) 「労働安全衛生法」及び同法に基づく各指針、「ボイラー及び圧力容器安全規則」、「消防法」及び同法に基づく各地方条例、「ガス事業法」等の関係法令等に定めるところによる。
- (2) 本仕様書は、燃料としてガスを使用するボイラー等に適用する。
- (3) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (4) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (5) 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
- (6) 点検及び保守の結果、異常や劣化がある場合は点検・調整等の処置を行う。
- (7) 部品を必要とする修理、及びオーバーホールは除くものとする。

貫流ボイラー

[illegible]

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			4月	1年	備考
	(2) 内部の状況	1) 上部・下部管寄せ内部のスケール、スラッジの付着の有無を点検する。スケールが付着している場合は、清掃する。 2) ボイラーチューブ内部のスケールの付着の有無を点検する。スケールが付着している場合は清掃する。		○ ○	
	(3) 送 風 機	1) 運転時の異常音の有無を点検する。 2) ダンパの作動の良否を点検する。 3) 各部のボルト及びナットの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 4) カップリングの取り付け部に緩みがないか点検する。緩みがある場合は、増し締めする。	○ ○ ○	○	
	(4) バ ー ナ	1) プラグキャップの取り付け部の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 2) 点火トランスの端子部の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 3) 点火コードの損傷等の劣化の有無を点検する。 4) 紫外線光電管の損傷等の劣化、保護筒の脱落等の有無を点検する。 5) パイロットバーナの焼損、変形の有無を点検する。	○ ○	○ ○	
	(5) 水 面 計	1) 水位を点検する。 2) ゲージガラス管の汚れの有無を点検する。 3) 本体、取り付け部、接続部、コック類からの漏れ、及び損傷、ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 4) コック類の作動の良否を点検する。 5) 吹き出し操作によるガラス管内水位の戻り状態を点検する。 6) 分解清掃し、ガラスの損傷、摩耗の有無を点検する。		○ ○ ○ ○ ○ ○	
	(6) 安 全 弁 及 び 逃がし弁	1) 取り付け部及び本体の漏れ、損傷、腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。ボルトの緩みがある場合は増し締めする。 2) 作動テストを行い、その動作が良好なことを確認する。不良な場合は調整する。		○ ○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			4月	1年	備考
	(7) ブロー弁 又 は 他 の 弁	1) ブロー操作を行い、弁の開閉動作を点検する。 2) 濃縮ブロー弁の本体、取り付け部の漏れ、損傷、腐食の有無を点検する。		○ ○	
	(8) 制 御 盤	1) 蒸気圧カススイッチの作動の良否を点検する。異常な場合は調整する。 2) 低水位遮断弁の作動の良否を点検する。 3) 不着火遮断装置の作動の良否を点検する。 4) 途中消炎遮断装置の作動の良否を点検する。 5) ガス圧カススイッチの作動の良否を点検する。 6) 各端子部の緩みを点検する。緩みがある場合は増し締めする。		○ ○ ○ ○ ○ ○	
	2. 給 水 装 置	1) 給水ストレーナの汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 2) 濃縮ブロー弁のストレーナの汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 2) 水位を徐々に低下させ、自動給水警報及び燃料遮断が作動することを確認する。異常がある場合は調整する。 3) 水位検出装置の取り付け状態及び漏れ、損傷、腐食の有無を点検する。 4) 電極部コラム内部及び電極棒のスケールの付着の有無を点検する。スケールが付着している場合は清掃する。 5) 電極棒及び保持器の絶縁の良否を点検する。 6) 接続端子の汚れ、緩み等の有無を点検する。汚れ又は緩みがある場合は清掃又は増し締めする。 7) 給水ポンプの運転時の音、振動に異常がないか点検する。 8) メカニカルシール又はグランドパッキンの漏れの有無を点検する。	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
	3. 軟 水 装 置	1) 樹脂量の適否並びに汚れ、劣化及び硬度リークの有無を点検する。 2) 本体、配管及びストレーナー等の水漏れ及び詰まりの有無を点検する。 3) 食塩溶解タンクの塩水液量が不足していないか点検する。塩の補充が不足又は液量が不足している場合は補充する。	○ ○	 ○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			4月	1年	備考
		4) 本体、タンク、操作部等の損傷、腐食等の有無を点検する。	○		
		5) 原水圧力の良否を点検する。	○		
		6) 塩橋の状況を点検する。異常な場合は調査する。	○		
		7) タイマーとカム類の作動の良否を点検する。	○		
		8) 時間当たりの通水量が仕様とおりであることを点検する。	○		
		9) 再生動作状況が仕様とおりであることを点検する。	○		
	4. 薬 注 装 置	1) 本体及び配管、弁等からの漏れの有無を点検する。	○		
		2) 薬液の注入量が仕様とおりであることを点検する。異常がある場合は調整する。	○		
		3) 各接続部の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。	○		
	5. 試運転・調整	1) 圧力、水位、燃焼状態を点検する。	○		
		2) 運転中に異常な振動や騒音の有無を点検する。	○		
		3) 燃料消費量、給水量及び運転状況が適正であることを確認し、記録する。	○		
		4) ダンパの開度、排ガス、一酸化炭素、窒素酸化物が規定値内であることを確認し、記録する。	○		
		5) ボイラ水のpH、電気伝導率が適正であることを確認し、記録する。	○		
		6) 軟水器より検水し、軟水であることを確認する。異常な場合は調整する。	○		
		7) 運転中に各圧力、温度、流量、電流等が適正であることを確認し、記録する。	○		
	6. ガス漏れ	1) ガス配管からの漏洩を点検する。異常がある場合は調査し、補修する。		○	
		2) 弁越し漏れを点検する。異常がある場合は調査し、補修する。		○	
	7. 水質管理	1) pH、電気伝導率、塩化物イオン、硬度、シリカ、鉄、クエン酸の成分含有量等の水質検査を定期に行うこと。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			4月	1年	備考
貫 流 ボ イ ラ ー（加湿に用いるボイラーの場合）		加湿のシーズンは毎年12月1日～3月31日とする。 下記の項目以外の点検は、給湯に用いるボイラーの 場合の1. ～ 7. に準じる		○	
	1. 保缶作業	1) 加湿シーズン後は、缶内に腐食等が生じない処理を 行い、適切な管理を行うこと。		○	

定期点検・測定・整備基準
給排水関連設備編
厨房排水処理設備

点検及び保守

一般事項

- (1) 「下水道法」、「下水道法施行令」及び「同施行規則」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 契約種別は、次のとおりとする。
 - 1) 部分メンテナンス契約（P. O. G. 契約）
 - ① 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
 - ② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整等の処置を行う。
 ただし、部材、材料を必要とする修理、並びにオーバーホール工事は含まない。

厨房排水処理設備

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
共 通 事 項	1. 一般管理	1) 施設への流入量、流入水濃度等が設計条件と異なる場合は、運転調整を実施して設備全体が正常に作動する管理を実施すること。	
厨房排水設備	1. 接触調整槽 (1) 接触調整ポンプ 2. スクリーン	※ 点検は、1月以内に2回以上行うこと。 1) 電流の指示値の適否を確認する。 2) 異常音、振動の有無を点検する。 3) レベルスイッチの作動状況を点検する。 1) スクリーンの運転電流の指示値の適否を確認する。 2) 異常音の有無を点検する。 3) 作動の良否を点検する。不良の場合は調整する。 4) 外観のさび、汚れの状況を点検する。汚れがある場合は清掃する。 5) 目詰まり、洗浄、固形物、夾雑物の排除状況の点検をする。	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備 考
	3. バイオ シューター	1) 生剤（粉状）の給粉及び給水の状況を点検する。 2) スクリューの動作音に異常がないか点検する。 3) 供給生剤、薬品の残量を確認する。	
	4. B C槽	1) 槽内のp H、色調、発泡状態の確認をする。 2) 槽内の曝気攪拌の状況の点検をする。 3) 循環ポンプの移流量、作動の良否を点検する。 4) 曝気ブロワーの電流値の指示値の適否を確認をする。 5) 曝気ブロワーの異常音の有無を点検する。 6) 曝気ブロワーのオイル、グリス等の劣化又は油量の適否を確認する。不足の場合は補給する。	
	5. 循環ポンプ槽	1) 電磁弁および曝気攪拌の作動状況の確認をする。 2) ポンプの移流量、作動の良否を点検する。 3) ポンプの電流の指示値の適否を確認する。 4) 異常音、振動の有無を点検する。 5) フロートスイッチの作動の良否を点検する。	
	6. 放流ポンプ槽	1) 電磁弁および曝気攪拌の作動状況の確認をする。 2) ポンプの移流量、作動の良否を点検する。 3) ポンプの電流の指示値の適否を確認する。 4) 異常音、振動の有無を点検する。	
各分析、洗浄、測定	1. 定 期 分 析	※ 点検は、1月以内に1回以上行うこと。 1) BOD、SS、n-Hex、pH、温度の分析をし、異常のないことを確認する。 ここで BOD：生物化学的酸素要求量 SS：浮遊物質 n-Hex：ノルマルヘキサン抽出物質 pH：水素イオン濃度	・ 指定機関による分析
	2. 測 定	1) 各電動機の絶縁抵抗を測定し、規定値以上であることを確認する。	
	3. 洗 浄	1) 放流ポンプ槽の簡易清掃を行う。	

定期点検・測定・整備基準
給排水関連設備編
中水処理設備

一般事項

点検及び保守

- (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行施行規則」及び同法に基づく厚生労働省告示に定めるところによるほか、特定行政庁の定める取扱いによる。
- (2) 地方自治体が定める条例等がある場合は、その定めるところによる。
- (3) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (4) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (5) 契約種別は、次のとおりとする。
- 1) 部分メンテナンス契約（P. O. G. 契約）
 - ① 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
 - ② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整等の処置を行う。
- ただし、部材、材料を必要とする修理、並びにオーバーホール工事は含まない。

中水処理設備

区分	設備項目	業務内容	備考
共通事項	1. 一般管理	1) 施設への流入量、流入水濃度等が設計条件と異なる場合は、運転調整を実施して設備全体が正常に作動する管理を実施すること。	
中水設備	1. 原水槽 (1) スクリーン供給ポンプ	※ 点検は、1週以内に1回以上行うこと。 1) スクリーン供給ポンプの電流値が正常か確認する。 2) 異常音、振動の有無を点検する。 3) フロートスイッチの作動状況を点検する。	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備 考
	2. スクリーン	1) 運転電流が正常か確認する。 2) 異常音の有無を点検する。 3) オイル、グリスの劣化又は油量の適否を点検する。 不足の場合は、補充する。 4) 作動の良否を点検する。不良の場合は調整する。 5) 外観のさび、汚れの状況を点検する。汚れがある場合は清掃する。 6) Vベルト等の劣化の有無を点検する。不良の場合は、調整又は交換する。 7) 槽内の汚泥の状況を点検する。異常がある場合は調整する。	・色調、臭気、曝気状況
	3. 調 整 槽	1) ブロワーの異常音の有無を点検する。 2) Vベルト等の劣化の有無を点検する。不良の場合は、調整又は交換する。 3) ポンプ、ブロワーの運転電流の適否を確認する。 4) 槽内の汚泥の状況を点検する。異常がある場合は調整する。 5) ブロワーのグリスの劣化を確認し、油量の適否を点検する。不足の場合は、補充する。	・色調、臭気、曝気状況
	4. 反 応 槽	1) 槽内のレベルスイッチの点検および清掃をする。 2) 槽内の汚泥の状況を点検する。異常がある場合は調整する。 3) 槽内に余剰汚泥がある場合は、引き抜き又は調整などを行う。 4) pH、消泡、水位の状態が適正であるか点検する。	・色調、臭気、曝気、発泡
	5. 限外ろ過機	1) 限外ろ過機、廻り循環ポンプの電流、圧力の指示値、作動状態の適否を確認する。 2) 限外ろ過機、廻り循環ポンプの異常音、振動の有無を点検する。また、オイルやグリス等の劣化、油量の適否を点検する。不足の場合は補充する。 3) 限外ろ過機の廻り電動自動弁の作動状態を確認する。 4) 限外ろ過膜の劣化の有無を点検する。 5) 各手動弁の開度並びに開閉状況を確認する。	
	6. 中 水 槽	1) レベルスイッチの作動の良否を点検する。 2) 槽内の状況を点検する。	・色調、臭気、残留塩素、水温、発泡、pHなど

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
	7. 排 出 槽	1) 排出ポンプの電流値の適否を確認する。 2) 異常音、振動の有無を確認する。 3) フロートスイッチの作動の良否を点検する。	
	8. 薬 注 装 置	1) 薬注ポンプの異常音、振動の有無を点検する。 2) 薬注ポンプの作動の良否を点検する。 3) 薬液の注入量、残量、補充の必要性の確認をする。	
各分析、洗浄、測定（中水）	1. 定 期 分 析	※ 点検は、1月以内に1回以上行うこと。 1) 臭気、外観、遊離残留塩素、大腸菌群を分析し、異常のないことを確認する。 2) pH、COD、SS、MLSSを分析をし、異常のないことを確認する。 ここで COD：化学的酸素要求量 SS：浮遊物質量 MLSS：活性汚泥濃度 pH：水素イオン濃度	・ 指定機関による分析 ・ 指定機関による分析
	2. 洗 浄	※ 点検は、1月以内に1回以上行うこと。 1) 限外ろ過膜の化学洗浄 ※ 点検は、1年以内に4回以上行うこと。 2) 限外ろ過膜の開放点検洗浄	
	3. 測 定	※ 点検は、1月以内に1回以上行うこと。 1) 各電動機の絶縁抵抗を測定し、規定値以上であることを確認する。	
雨 水 中 水 設 備	1. 各 ポ ン プ	※ 点検は、1週以内に1回以上行うこと。 1) 電流、圧力の指示値の適否を確認する。 2) 異常音、振動の有無を点検する。	
	2. ろ 過 機	1) ろ過機における処理水量、圧力の状況を確認する。 異常がある場合は調整する。	
	3. 薬 注 装 置	1) 薬注ポンプの異常音、振動の有無を点検する。	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
		2) 薬注ポンプの作動の良否を点検する。 3) 薬液の注入量、残量、補充の必要性の確認をする。	
各分析、洗浄、測定（雨水）	1. 測 定	※ 点検は、1月以内に1回以上行うこと。 1) 各電動機の絶縁抵抗を測定し、規定値以上であることを確認する。	

定期点検・測定・整備基準
給排水関連設備編
還水タンク等

点検及び保守

一般事項

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (3) 点検は、1年以内に1回行うこととする。

還水タンク等

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
還水タンク、軟水タンク	1. 基 礎	1) き裂、沈下等の有無を点検する。	
	2. 架 台	1) 曲り、さび、損傷等の有無を点検する。	
	3. 保 温 材	1) 脱落、損傷等の有無を点検する。	
	4. 基礎ボルト等	1) 基礎ボルト、取り付けボルト、固定金具等の弛み、損傷等の有無を点検する。	
	5. 配管支持の状態	1) 取り付け状態が適正であること。	
	6. 外 観	1) 損傷、腐食等の有無を点検する。 2) 漏れの有無を点検する。 3) 内部の付着及び堆積物の有無を点検する。 4) 内部の保護塗装の剥離等の有無を点検する。	
	7. 管及び弁	1) 管の漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 2) 弁の漏れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。	
	8. 付属品 (1) 計 器	1) 汚れ及び損傷の有無を点検する。 2) 正常値を指示していることを確認する。 3) 固定の良否を点検する。	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
	(2) 梯子及び点検扉 9. 液面制御装置 (1) 電極スイッチ	1) 取り付けの良否及びさび、腐食等の有無を点検する。 1) 電極棒に異物付着の有無及び浸食の状態を点検する。 2) 水位の上下により電源が入・切し、その位置が正常に作動することを確認する。	

定期点検・測定・整備基準
給排水関連設備編
貯湯タンク

点検及び保守

一般事項

- (1) 「労働安全衛生法」、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 点検は、1年以内に1回行うこととする。
- (5) ボイラー及び圧力容器安全規則に定める性能検査の受検代行を含む。

貯湯タンク

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
貯湯タンク	1. 基 礎	1) き裂、沈下等の有無を点検する。	分離可能な場合に限る。
	2. 架 台	1) 曲り、さび、損傷等の有無を点検する。	
	3. 保 温 材	1) 脱落、損傷等の有無を点検する。	
	4. 基礎ボルト等	1) 基礎ボルト、取り付けボルト、固定金具等の弛み、損傷等の有無を点検する。	
	5. 配管支持の状態	1) 変形の有無を確認する。	
	6. 外 観	1) 内部の付着及び堆積物の有無を点検する。 2) 内部の割れ、腐食、損傷等の有無を点検する。 3) 加熱管を引出し、内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び割れ、変形、腐食等の有無を点検する（ヘッダーを除く） 4) 締め付けボルトの弛み、腐食、曲がり等の有無を点検する。	
	7. 圧力計、水高計及び温度計	1) 指針が大気圧の下でゼロ（零）点の指示を確認する。 2) 損傷等の有無を点検する。 3) 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備考
		有無を点検する。	
	8. 付属管	4) 温度計感温部の腐食及び損傷の有無を点検する。	
		1) 逃がし管の詰まりの有無を点検する。	
		2) 保温材の脱落及び損傷の有無を点検する。	
		3) 変形、腐食、曲がり等の有無を点検する。	
		4) 結露の有無を点検する。	
		5) 伸縮継ぎ手の作動の良否及び損傷等の有無を点検する。	
	9. 弁	1) 逃がし弁、安全弁を分解の上清掃する。	
		2) 弁及び弁座の損傷の有無を点検する。	
		3) 各部品を清掃し、損傷等の有無を点検する。	
		4) 逃がし弁、安全弁は組立後、原則として吹き出しテストをする。	
	10. 蒸気トラップ	1) 分解清掃の上、損傷等の有無を点検する。	

定期点検・測定・整備基準
給排水関連設備編
電気温水器

一般事項

点検及び保守

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。

電気温水器

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
電 気 温 水 器	1. 固 定 部	1) 固定金具及び固定ボルトの弛み、変形、腐食等の有無を点検する。	○	
	2. 外 観	1) 外筒の汚れ、詰まり等の有無を点検する。 2) 腐食（さび）等の有無を点検する。 3) 内筒の湯垢の付着を除去するために、注水及び排水を1回以上行う。	○ ○ ○	
	3. 発 熱 体 (ヒーター)	1) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	○	
	4. 温度調節器	1) 給湯温度が規定の許容範囲以内にあることを確認する。	○	
	5. 過昇防止器	1) 自動的に遮断する装置を設けている場合は、その作動の良否を確認する。	○	
	6. 弁 及 び 付 属 品	1) 給水用減圧弁及び逃がし弁の作動の良否を点検する。 2) タイマーの作動の良否を点検する。 3) 膨張水排水装置の作動の良否を点検する。	○ ○ ○	
	7. 配 管	1) 水漏れの有無を点検する。 2) 変形、腐食、損傷等の有無を点検する。	○ ○	

定期点検・測定・整備基準
給排水関連設備編
排水ポンプ

点検及び保守	一般事項
	(1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。 (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。

排水ポンプ

区分	設備項目	業務内容	点検周期	
			1年	備考
水中ポンプ	1. 本体、着脱装置及びガイド部	1) 腐食、損傷等の有無を点検する。	○	
	2. 電動機	1) 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。 2) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 3) 運転電流が、定格値以下であることを確認する。	○ ○ ○	
	3. ケーブル	1) 外部より確認できる範囲の損傷等の有無を点検する。 2) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	○ ○	
	4. 連成計又は圧力計	1) 腐食、損傷等の有無を点検する。 2) 正常値を示していることを確認する。	○ ○	
	5. 運転調整	1) 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 2) 運転電流が定格以下であることを確認する。	○ ○	

定期点検・測定・整備基準
給排水関連設備編
ポンプ

点検及び保守	一般事項
	(1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。 (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。 (3) 保守に必要な消耗部品として表中の業務内容欄に記載されたもののほか、グランドパッキン及び潤滑油その他これに類するものとする。

ポンプ

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
陸上形ポンプ（給水ポンプ）	1. 本 体	1) 腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。	○	
		2) 軸継手ゴムの損傷等の劣化の有無を点検する。	○	
		3) 主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の10%以内にあることを確認する。	○	
		4) 運転電流が定格電流の100%以下にあることを確認する。	○	
		5) ポンプの吸い込み圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。	○	
		6) 軸封の漏水状態を点検する。	○	
		7) 軸封の劣化がある場合は、交換する。 ただし、グランドパッキン式に限る。	—	
	2. 電 動 機	1) 腐食及び損傷の有無を点検する。	○	
		2) 円滑に回転することを確認する。	○	
		3) 絶縁抵抗を測定し、規定値以上であることを確認する。	○	
	3. 制 御 盤	1) 電磁接触器の接点の劣化の有無を点検する。	○	
	4. 汎用インバータ	1) 冷却系統（冷却ファン）の異常音、振動の有無を点検する。	○	
		2) 導体部、絶縁物に腐食、破損はないか点検する。	○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
		3) 本体に異常過熱、変色はないか点検する。 4) 設置場所の環境に異常（周囲温度、埃など）がないか点検する。	○ ○	
	5. フート弁及び逆止弁	1) 開閉状態の良否を点検する。 ただし、吸い上げ式に限る。	○	
	6. 圧力計、連成計又は真空計	1) 腐食及び損傷の有無を点検する。 2) 指示値が適正であることを確認する。	○ ○	
	7. 運転調整	1) 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 2) 運転電流が定格以下であることを確認する。	○ ○	

定期点検・測定・整備基準
給排水関連設備編
排水タンク

点検及び保守

一般事項

- (1) 「下水道法」、「同法施行令」及び「同法施行規則」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同施行規則」及び「同法に基づく厚生省告示並びに各地方条例に定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 保守に必要な消耗部品として表中の業務内容欄に記載されたものとする。

汚水槽、雑排水槽及びグリストラップ、ガソリントラップ

区分	設備項目	業務内容	点検周期	
			6月	備考
共通事項	1. 本体 外観点検	1. 雑排水槽は6月以内ごとに1回以上行うこと。また、汚水槽は1年以内に3回以上行うこと。 2. ガソリントラップは、1年以内ごとに1回以上行うこと。グリストラップは、3月以内ごとに1回以上行うこと。 1) 内部の浮遊物及び沈殿物の状況を点検する。 2) 漏水及び壁面等の損傷、き裂、さび等の有無を点検する。		
汚水槽及び雑排水槽	1. 付属装置 (1) 水面制御及び警報装置 【フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒】 (2) 配管	1) 腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 2) 作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。 1) 水漏れ及び詰まりの有無を点検する。 2) さび、腐食、損傷等の有無を点検する。 3) 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。 4) 防虫網の目詰まり、腐食、損傷等の有無を点検する。	○ ○ ○ ○ ○ ○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			6月	備考
汚 水 槽、雑 排 水 槽及びグリストラップ、ガソリントラップ	1. 槽の清掃	1. 雑排水槽の清掃を6月以内ごとに1回以上行うこと。 また、汚水槽の清掃を1年以内に3回以上行うこと。 2. グリストラップの清掃を3月以内ごとに1回以上行うこと。 3. ガソリントラップの清掃を1年以内に1回以上行うこと。 ※ 清掃の一般事項は、次による。 1) 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、清潔を保持する。 2) 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。 3) 清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。 4) 水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保する。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。 5) 清掃に薬品を用いる場合は、公共下水道への放流に際し、悪影響のないように留意する。 ※ 清掃作業は、次による。 1) 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。 2) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。 3) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法等」の規定に基づき、適切に処理する。 4) 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。		東京都指導基準による。

定期点検・測定・整備基準
給排水関連設備編
受水タンク

点検及び保守

一般事項

- (1) 「水道法」並びに「同法施行規則」及び「水質基準に関する省令」並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行規則」及び同法に基づく厚生省告示並びに各地方条例に定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 保守に必要な消耗部品として表中の業務内容欄に記載されたものとする。

受水タンク、高架タンク

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
飲料水系統（上水）	1. 本 体	1) 水漏れ及び外面の発錆、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 2) 内面の腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 3) マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。 密閉又は施錠不良の場合はパッキン又は錠を交換する。	○ ○ ○	
	2. 付 属 装 置			
	(1) ボールタップ 及 定 水 位 弁	1) 浸水及び変形、損傷等の劣化の有無並びに作動の良否を点検する。浸水がある場合は交換する。 2) 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認する。水漏れや衝撃のある場合は調整する。	○ ○	
	(2) 水面制御及び 警報装置 【フロートスイッチ、 レベルスイッチ、 電極棒】	1) 汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 2) 水位電極部、パイロット管等の接続部の弛み及び腐食の有無を点検する。 3) 作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。	○ ○ ○	
	(3) 配 管	1) 変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。	○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
	3. タンクの清掃 【FRP製】	2) 防虫網の詰り、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ○ ○ タンクの清掃を1年以内に1回行うこと。 ※ 清掃の一般事項は、次による。 1) 作業は、健康状態の良い者が行う。(細菌検査実施) 2) 作業衣及び使用器具は、タンクの掃除専用のものとする。又、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにする。 3) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。 4) 高架タンク又は圧力タンクがある場合は、当該清掃は受水タンクの清掃と同一の日に行う。 ※ 清掃作業は次による。 1) 高架タンク又は圧力タンクがある場合には、当該清掃は受水タンクの清掃を行った後に行う。 2) タンク内の沈殿物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。 3) 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。 4) 清掃終了後、水道引き込み管内等の停滞水や管内のもらい錆等がタンク内に流入しないようにする。 ※ 消毒は、次による。 1) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。 2) 消毒薬は、有効残留塩素50～100mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。 3) 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹きつけるか、ブラシ等を利用して行う。 4) 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。 5) 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。 6) 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。 7) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道」等の規定に基づき、適切に処理する。 8) タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
トイレ洗浄水系統（中水）				
	1. 本 体	1) 内面の腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 2) マンホールの密閉状態の良否を点検する。 密閉不良の場合はパッキンを交換する。	○ ○	
	2. 付 属 装 置 (1) 水面制御及び 警報装置 【フロートスイッチ、 レベルスイッチ、 電極棒】	1) 汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 2) 水位電極部、パイロット管等の接続部の弛み及び腐 食の有無を点検する。 3) 作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。	○ ○ ○	
	(2) 配 管	1) 変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 2) 防虫網の詰り、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。	○ ○	
	3. タンクの清掃 【コンクリート、 SUS製】	タンクの清掃を1年以内に1回行うこと。 ※ 清掃の一般事項は、次による。 各項目は、飲料水系統に準じる	○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
水 質 管 理

一 般 事 項

点検及び保守

- (1) (社) 日本冷凍空調工業会で定める冷凍機器用水質ガイドラインによる。
- (2) 試料の採取方法は J I S K 0 0 9 4 (工業用水・工場排水) の試料採取方法により、分析及び測定方法は J I S K 0 1 0 1 (工業用水試験方法) による。

空 調 機 器 用 水

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			3月	1年	随時
シ ー ズ ン 冷 却 塔	シ ー ズ ン イ ン の 作 業 (冷却塔の使用期間中に限る)				
	1. Yストレーナ	1) 汚れの状況を点検し、汚れがある場合は清掃する。		○	
	シ ー ズ ン オ ン の 作 業				
	1. 水質検査	水質ガイドライン項目のうち以下の項目について測定を行い、その値が基準値に適合するか確認する。 ① pH (25℃) ② 電気伝導率 (mS/m) ③ 全硬度 (CaCO ₃) ④ カルシウム硬度 (CaCO ₃) ⑤ マグネシウム硬度 (CaCO ₃) ⑥ 酸消費量 (pH4.8) (CaCO ₃) ⑦ 塩化物イオン (Cl ⁻) ⑧ 薬剤濃度	○		
	2. 藻、スケール	1) 藻等に汚染されている場合は、冷却水を入れ替える又はブロー量を調節するなどの処置をして、適切な濃縮管理を心掛けるようにする。	○		
冷 却 水 補 給 水 槽	3. レジオネラ属菌	1) 運転期間中に1回、検査を行う。 ただし、冷却塔の清掃前に行うこと。		○	
	1. 水質検査	上記の水質ガイドライン項目のうち、①～⑦まで		○	
	蓄 熱 槽 (冷水・温水)				
	1. 水質検査	上記の冷却塔の水質検査項目の他、銅・鉄についても検査する。	○		

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
密 閉 形 膨 張 タ ン ク

一 般 事 項

点検及び保守

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。

密 閉 形 膨 張 タ ン ク

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
密 閉 形 膨 張 タ ン ク	1. 基 礎	1) き裂、沈下等の有無を点検する。	○	
	2. 架 台	1) 曲り、さび、損傷等の有無を点検する。	○	
	3. 保 温 材	1) 脱落、損傷等の有無を点検する。	○	
	4. 基礎ボルト等	1) 基礎ボルト、取り付けボルト、固定金具等の弛み、損傷等の有無を点検する。	○	
	5. 配管支持の状態	1) 取り付け状態が適正であること。	○	
	6. 外 観	1) 損傷、腐食等の有無を点検する。 2) 漏れの有無を点検する。 3) 蓋の取り付け状態の良否及びボルトの摩耗、腐食、損傷等の有無を点検する。	○ ○ ○	
	7. 管及び弁	1) 管の漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 2) 弁の漏れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。 3) 保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。	○ ○ ○	
	8. 付属品 (1) 計 器	1) 汚れ及び損傷の有無を点検する。 2) 正常値を指示していることを確認する。 3) 取り付け部等の漏れの有無を点検する。	○ ○ ○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
全 熱 交 換 器

一 般 事 項

点検及び保守

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。し、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品として表中の業務内容欄に記載されたもののほか、潤滑油その他これに類するものとする。
- (4) 分解整備、部品の取り替え、機器更新は含まない。

静 止 形 全 熱 交 換 器

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
空 調 換 気 扇	1. 本 体	1) 発錆、腐食、変形、破損等の劣化を点検する。 劣化が軽微な場合は補修する。	○	
	2. フィルター	1) 詰まりや損傷等の有無を点検する。汚れや劣化が軽微な場合は清掃又は補修する。	○	
	3. 保 温 材	1) 破損の有無を点検する。破損が軽微な場合は補修する。	○	
	4. 熱 交 換 エレメント	1) 音、振動等の異常の有無を点検する。 2) 詰まりや損傷等の劣化の有無を点検する。汚れや劣化が軽微な場合は清掃又は補修する。	○ ○	
	5. ケーシング	1) 汚れ及び発錆、腐食等の有無を点検する。汚れや劣化が軽微な場合は清掃又は補修する。	○	
	6. 電 源 電 圧	1) 電圧の変動が定格値の10%以内にあることを確認する。	○	
	7. 絶 縁 抵 抗	1) 回路、モーター等の絶縁抵抗を測定し、規定値以上であることを確認する。	○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
	8. 運 転 電 流	1) 運転中の運転電流が定格以下であることを確認する。	○	
	9. 端 子	1) 弛み、変色や溶損等の有無を点検する。弛みがある場合は増し締めする。	○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
設備用パッケージエアコン

一 般 事 項

点検及び保守

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 本項は、設備用エアコンに使用する空冷式ヒートポンプパッケージエアコン（マルチ形、スリムエアコンを除く）に適用する。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 契約種別は、次のとおりとする。
- 1) 部分メンテナンス契約（P. O. G. 契約）
- ① 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
- ② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整等の処置を行う。
- ただし、部材、材料を必要とする修理、並びにオーバーホール工事は含まない。

設備用パッケージエアコン

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			6月	備考
パッケージエアコンディショナの機器（補機を含む）	1. キャビネット			
	（1）外 板	1) ネジ、ワッシャ類の脱落、弛みがないか点検する。	○	
	及び構造部品	2) 断熱材、吸音材の脱落、剥がれがないか点検する。	○	
		3) 防錆の状況を点検し、軽微な錆がある場合は補修する。	○	
	2. 熱交換器	1) フィンの目詰まりはないか点検する。	○	
	3. 圧縮機			
	（1）絶縁抵抗	1) 絶縁抵抗を測定し、規定値以上のあることを確認する。	○	
	（2）端 子 部	1) 端子に弛みがないか点検する。	○	
		2) 配線が圧縮機本体表面等に接触していないか点検する。	○	
	（3）防振ゴム	1) 防振ゴムに弾性が有しているか点検する。	○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			6月	備考
	(4) クランク ケースヒータ	1) 通電、発熱状態の異常の有無を点検する。	○	
	4. 冷 媒 系 統			
	(1) 機器内配管	1) 配管の損傷等の有無を点検する。 2) ガスの漏洩がないか点検する。	○ ○	
	(2) 膨 張 弁	1) 動作の良否を点検する。	○	
	(3) 電 磁 弁	1) 動作音にて良否を点検する。	○	
	5. 電 気 系 統			
	(1) 絶縁抵抗	1) 絶縁抵抗を測定し、規定値以上のあることを確認する。	○	
	(2) 端 子 盤 ・ 端 子 台	1) 端子部の弛みはないか点検する。	○	
	(3) リ レ ー ・ コンタクタ ・タイマー等	1) 接点部の接続状態を確認する。 2) 動作の良否を点検する。	○ ○	
	(4) プリント基板 (制御回路)	1) 運転状況による動作の確認をする。 2) 外観の状況を点検する。	○ ○	
	(5) 機内配線	1) 劣化がないか点検する。	○	
	(6) コネクター	1) 弛み、はずれがないか点検する。	○	
	(7) スイッチ類	1) 接点部の接続状態を確認する。 2) 動作の良否を点検する。	○ ○	
	(8) センサー ・ 開閉器	1) 運転状況による動作の確認をする。	○	
	6. 送 風 機			
	(1) ファン	1) 汚れ、損傷等の有無を点検する。 2) ファンコントロールの動作が正常かどうか確認する。	○ ○	
	(2) 軸 受	1) 給油形の場合は給油する。不足している場合は補充	○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			6月	備考
		する。 2) 異常な音がないことを確認する。	○	
	(3) ベルト	1) 弛み、張り過ぎ、摩耗がないか点検する。 ただし、必要により調整する。ただし、ベルト形に限る。	○	
	(4) プーリー	1) 錆、傷がないか点検する。 2) 芯狂いがいいか点検する。必要により調整する。	○ ○	
	7. 保 護 装 置			
	(1) 圧力開閉器	1) 手動により動作の良否を点検する。	○	
	(2) 温度開閉器	1) 手動（設定変更）による動作の良否を点検する。	○	
	8. 空 気 系 統			
	(1) エアフィルタ	※ ロングライフ、サランネット、高（中）性能フィルタ 1) 汚れの状況を点検する。 2) 汚れが著しい場合は、清掃する。 ただし、高（中）性能フィルタを除く	○ ○	
	9. 排 水 系 統			
	(1) ドレンパン	1) 汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 2) 必要に応じ、ドレンパンの清掃を行う。 3) ドレン排水の確認を行い、支障がないことを確認する。	○ 都度 都度	
	10. 運 転 状 況			
	(1) 電 源 電 圧	1) 電源電圧に異常のないことを確認する。 2) 運転時の電圧変動が定格の10%以内にあることを確認する。	○ ○	
	(2) 運 転 電 流	1) 主電流と圧縮機電流が定格以下にあることを確認する。	○	
	(3) 音、振動	1) 異常のないことを確認する。	○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
ビル用マルチパッケージエアコン

一 般 事 項	
点検及び保守	(1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。 (2) 本項は、ビル用マルチエアコンに使用する空冷式ヒートポンプパッケージエアコンに適用する。 (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。 (4) 契約種別は、次のとおりとする。 1）部分メンテナンス契約（P. O. G. 契約） ① 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。 ② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整等の処置を行う。 ただし、部材、材料を必要とする修理、並びにオーバーホール工事は含まない。 (5) ドレンのメイン配管は点検対象外とします。

ビル用マルチエアコン

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			6月	備考
室 外 機	1. キャビネット			
	(1) 外 板 及び構造部品	1) ネジ、ワッシャ類の脱落、弛みがないか点検する。 2) 断熱材、吸音材の脱落、剥がれがないか点検する。 3) 防錆の状況を点検し、軽微な錆がある場合は補修する。	○ ○ ○	
	2. 熱交換器	1) フィンの目詰まりはないか点検する。	○	
	3. 送風機			
	(1) 外 観 等	1) 回転中に異常な音がないか確認する。	○	
	4. 圧縮機			
	(1) 絶縁抵抗	1) 絶縁抵抗を測定し、規定値以上のあることを確認する。	○	
	(2) 端 子 部	1) 端子に弛みがないか点検する。 2) 配線が圧縮機本体表面等に接触していないか点検する。	○ ○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			6月	備考
室 内 機	(3) 防振ゴム	1) 防振ゴムに弾性が有しているか点検する。	○	
	(4) クランク ケースヒータ	1) 通電、発熱状態の異常の有無を点検する。	○	
	(5) 圧縮機運転 時間	1) 室外基板表示による確認	○	
	5. 冷 媒 系 統			
	(1) 機器内配管	1) 配管の損傷等の有無を点検する。 2) ガスの漏洩がないか点検する。	○ ○	
	(2) 電 磁 弁 ・ 制 御 弁	1) 温度等による確認（メンテナンスツール使用）	○	
	6. 電 気 系 統			
	(1) 絶縁抵抗	1) 送風機や電気回路の絶縁抵抗を測定し、規定値以上の あることを確認する。	○	
	(2) 端 子 盤 ・ 端 子 台	1) 端子部の弛み、変色がないか点検する。	○	
	(3) 室外基板	1) 外観の状況を点検する。	○	
	(4) 電磁接触器	1) 外観の状況を点検する。	○	
	7. 保 護 装 置			
	(1) サーミスタ	1) 抵抗測定による確認（メンテナンスツール使用）	○	
	1. 電子膨張弁	1) 開閉の良否を確認	○	
	2. サーミスタ	1) 抵抗測定による確認（メンテナンスツール使用）	○	
	3. ドレンポンプ	1) 動作の良否を確認する。	○	
	4. 水漏れ	1) 機外水漏れの有無を確認する。	○	
	5. リモコン	1) 操作に異常がないことを確認する。	○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			6月	備考
共 通	6. 吹き出し確認	1) 冷（温）風の吹出温度を実測し異常がないことを確認する。	○	
	7. エアフィルタ	※ ロングライフ、サランネット、高（中）性能フィルター 1) 汚れの状況を点検する。 2) 汚れが著しい場合は、清掃する。 ただし、高（中）性能フィルタを除く	○ ○	
	8. 熱交換器	1) フィンの目詰まりはないか点検する。	○	
	1. 運 転 状 況			
	（1）異常音・振動	1) 室外機の異音（圧縮機）・振動に異常がないことを確認 2) 室内機の異音（送風機）・振動に異常がないことを確認	○ ○	
	（2）運転電流	1) 主電流と圧縮機電流が定格以下にあることを確認する。	○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
送 風 機

点検及び保守

一 般 事 項

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (3) 保守に必要な消耗部品として表中の業務内容欄に記載されたもののほか、潤滑油その他これに類するものとする。
- (4) ベルトの交換は、送風機を停止して行う。ベルトは支給品とする。

送 風 機

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
機械換気設備の送風機、排風機	1. 本 体	1) 腐食、損傷及び汚れの有無を点検する。 汚れがある場合は清掃する。 2) 防振材の破損、劣化（亀裂等）の有無を点検する。	○ ○	
	2. 電 動 機	1) 腐食及び損傷の有無を点検する。 2) 円滑に回転することを確認する。 3) 絶縁抵抗を測定し、規定値以上であることを確認する。	○ ○ ○	
	3. 軸 受	1) 発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。 2) 給油形の場合は油を補充又は交換する。	○ ○	
	4. Vベルト	1) 弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する。 2) 損傷が著しい場合は、交換する。	○ ○	ベルト式に限る。
	5. Vベルトカバー	1) 変形、損傷等の有無を点検する。	○	ベルト式に限る。
	6. Vプーリー	1) 摩耗、損傷等の有無を点検する。 2) 芯出しの良否を点検する。	○ ○	ベルト式に限る。
	7. 羽 根 車	1) 汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。	○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
		2) ボルトの弛みの有無を点検する。	○	
		3) ケーシング等に接触していないことを確認する。	○	
	8. 制 御 盤	1) 電磁接触器の接点の劣化の有無を点検する。	○	
	9. 汎用インバータ	1) 冷却系統（冷却ファン）の異常音、振動の有無を点検する。	○	
		2) 導体部、絶縁物に腐食、破損はないか点検する。	○	
		3) 本体に異常過熱、変色はないか点検する。	○	
		4) 設置場所の環境に異常（周囲温度、埃など）がないか点検する。	○	
	10. 運転調整	1) 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。	○	
		2) 運転電流が定格以下であることを確認する。	○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
ポ ン プ

点検及び保守

一 般 事 項

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (3) 保守に必要な消耗部品として表中の業務内容欄に記載されたものの他、グランドパッキン及び潤滑油その他これに類するものとする。

ポ ン プ

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期			
			6月	1年	随時	
陸上形ポンプ（空調用ポンプ）	1．本 体	1) 腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。	○		○	
		2) 軸継手ゴムの損傷等の劣化の有無を点検する。	○			
		3) 主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の10%以内にあることを確認する。	○			
		4) 運転電流が定格電流の100%以下にあることを確認する。	○			
		5) ポンプの吸い込み圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。	○			
		6) 軸封の漏水状態を点検する。	○			
		7) 軸封の劣化がある場合は、交換する。 ただし、グランドパッキン式に限る。				
	2．電 動 機	1) 腐食及び損傷の有無を点検する。	○			
		2) 円滑に回転することを確認する。	○			
		3) 絶縁抵抗を測定し、規定値以上であることを確認する。		○		
	3．制 御 盤	1) 電磁接触器の接点の劣化の有無を点検する。	○			
	4．汎用インバータ	1) 冷却系統（冷却ファン）の異常音、振動の有無を点検する。		○		
		2) 導体部、絶縁物に腐食、破損はないか点検する。		○		
		3) 本体に異常過熱、変色はないか点検する。		○		
		4) 設置場所の環境に異常（周囲温度、埃など）がないか点検する。		○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	随時
	5. フート弁及び 逆止弁	1) 開閉状態の良否を点検する。 ただし、吸い上げ式に限る。	○		
	6. 圧力計、連成 計又は真空計	1) 腐食及び損傷の有無を点検する。 2) 指示値が適正であることを確認する。		○ ○	
	7. 運転調整	1) 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 2) 運転電流が定格以下であることを確認する。		○ ○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
空 気 清 浄 装 置

一 般 事 項

点検及び保守

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (3) ろ材誘電形エアフィルター又は電気集塵器並びに自動巻き取りエアフィルターを点検するときは、事前に電源を切って行う。
- (4) ろ材の交換は、送風機を停止して行う。ろ材は支給品とする。

空 気 清 浄 装 置

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	随時
自動巻き取りエアフィルター	1. ろ 材	1) 目詰まりの有無を点検する。 2) 目詰まりの著しい場合は交換する。 3) 差圧計により圧力損失が（98Pa）以下であることを確認する。	○		○
	2. ケーシング	1) 変形、腐食等の有無を点検する。	○		
	3. チャンバー	1) 変形、腐食等の劣化及び汚れの有無を点検する。 劣化が軽微又は汚れがある場合は補修又は清掃する。		○	
	4. 制 御 盤	1) 表示等の点灯の良否を点検する。点灯不良の場合は交換する。 2) タイマー又は差圧計の作動の良否を点検する。		○	
	5. 巻き取り機構	1) 電動機等の作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。		○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
フ ァ ン コ イ ル

一 般 事 項

点検及び保守

- (1) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (2) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (3) 本項は、床置き、天井カセット、天井インペイ形を対象とする。
- (4) ろ材の交換は、送風機を停止して行う。ろ材は支給品とする。
- (5) 消耗品等については含まれないものとする。
- (6) 分解整備、部品の取り替えは含まない。
- (7) 容易に点検できない場合は、その部分について点検を省略できる。

フ ァ ン コ イ ル

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	随時
ファンコイル	1. エアフィルター			
	(1) ろ 材	1) 詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。 2) 詰まりがある場合は清掃する。 3) 損傷がある場合は交換する。	○ ○ ○	○
	(2) 枠	1) 損傷等の劣化の有無を確認する。	○	
	2. 送風機	1) ファンローターの回転バランスを点検する。 2) ファンローター、ファンケーシングにごみが付着していないか確認する。軽微な場合は清掃する。 3) 電動機の音、振動に異常がないことを確認する。 4) 電動機の絶縁抵抗を測定し、1 MΩ以上あることを確認する。	○ ○ ○ ○	
	3. 熱交換器	1) コイルに目詰まりや損傷がないことを確認する。 2) 水漏れがないことを確認する。 3) さび、腐食がないことを確認する。	○ ○ ○	
	4. 外装板	1) 塗装の剥がれ、発錆、さびがないことを確認する。 2) 断熱材の剥がれ、損傷がないことを確認する。	○ ○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	随時
	5. ドレンパン	1) 著しいさび、腐食、穴あき等がないことを確認する。 2) 排水確認を行い、詰まりがないことを確認する。	○ ○	
	6. 操作スイッチ	1) 動作及び表示が正常であることを確認する。 2) 配線等に損傷がないことを確認する。	○ ○	
	7. 配 管	1) 配管の異常な共振、音、腐食がないことを確認する。 2) 断熱材の損傷、著しい劣化がないことを確認する。 3) 水漏れがないことを確認する。	○ ○ ○	
	8. 弁 類	1) 手動エア抜き弁の開閉に支障がないことを確認する。 2) 電動二方弁が正常動作するか点検する。 3) 各弁より水漏れがないことを確認する。	○ ○ ○	
	9. 銘 板 等	1) 表示シール、ラベルに汚れや剥がれがないことを確認する。	○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
空 気 調 和 機

点検及び保守

一 般 事 項

- (1)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行規則」に定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) ろ材の交換は、送風機を停止して行う。ろ材は支給品とする。
- (5) 消耗品等については含まれないものとする。
- (6) 分解整備、部品の取り替えは含まない。

空 気 調 和 機

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
※ ユニット形、コンパクト形に限る					
	1. 外 観 検 査				
	(1) 本 体 及 び 付 属 品	1) 腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。 劣化が軽微な場合は補修する。		○	
	(2) 保 温 ・ 吸 音 材	1) 破損の有無を点検する。破損が軽微な場合は補修する。		○	
	(3) 音、振動	1) 異常のないことを確認する。		○	
	2. 送 風 機				
	(1) ファン ランナー	1) 汚れ及び発錆、腐食等の有無を点検する。 2) 回転バランスの良否を点検する。異常な場合は調整する。		○ ○	
	(2) シャフト	1) 汚れ及び発錆、摩耗等の有無を点検する。		○	
	(3) ベルト	1) 弛み及び損傷等劣化の有無を点検する。 規定値以上の弛み又は損傷が激しい場合は、調整又は交換する。		○	ベルト式に限る。

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	(4) プーリー	1) 摩耗等の有無を点検する。		○	
	(5) 軸 受	1) 音、振動等の異常の有無を点検する。 2) 油量の適否を点検する。不足の場合は補充する。		○ ○	給油式に限る。
	(6) カップリング	1) 摩耗、損傷等の有無を点検する。		○	ベルト式に限る。
	(7) 電 動 機	1) 絶縁抵抗を測定し、規定値以上であることを確認する。 2) 回転方向が正回転であることを確認する。 3) モーター表面温度の異常の有無を点検する。 4) 電流が定格以内であることを確認する。		○ ○ ○ ○	
	3. 熱交換器				
	(1) フィンコイル	1) 冷温水コイル等の汚損や腐食、損傷の劣化の有無を点検する。汚損や劣化が軽微な場合は清掃又は補修する。		○	
	4. 加 湿 器	1) 蒸気噴霧のノズルに詰まりがないか点検する。		○	
	5. 排水系統				
	(1) ドレンパン	1) 汚れ及び発錆、腐食等の有無を点検する。汚れがある場合や劣化が軽微な場合は清掃又は補修する。		○	
	(2) ドレン排水	1) 本体のドレン排水確認を行い、支障がないことを確認する。支障がある場合は清掃する。		○	
	6. エアフィルター				
	(1) エアフィルタ	※ ロングライフ、サランネット 1) 汚れの状況を点検する。 2) 汚れが著しい場合は、清掃する。 ※ 中性能、高性能 1) 汚れの状況を点検する。 2) 汚れが著しい場合は、交換する。		○年4回 ○年4回	○

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	(2) 枠	1) 損傷等の劣化の有無を確認する。			
	7. 全熱交換器（単体）				
	(1) 熱交換素子	1) 目詰まりや損傷等の有無を点検する。		○	
	(2) エアシール	1) 隙間や破れがないことを確認する。 2) 異常な摩耗がないか確認する。		○ ○	
	(3) ギアード モーター	1) 音、振動等の異常の有無を点検する。 2) 絶縁抵抗を測定し、規定値以上であることを確認する。		○ ○	
	(4) 軸 受	1) 音、振動等の異常の有無を点検する。		○	
	(5) Vベルト	1) 著しい摩耗、傷、ヒビ割れがないことを確認する。		○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
冷 却 塔

点検及び保守

一 般 事 項

- (1)本項の冷却塔は開放形及び密閉形のものに適用する。(2)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行規則」に定めるところによる。
- (3) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (4) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (5)使用期間中は以下のとおりとする。
- ・吸収冷凍機の冷却塔は、フルシーズン（12ヶ月間）
 - ・吸収冷温水機の冷却塔は、5月～11月（7ヶ月間）
 - ・ガスエンジン発電機の冷却塔は、フルシーズン（12ヶ月間）
- (6) ベルトの交換は、送風機を停止して行う。ベルトは支給品とする。
- (7) 次のものは本仕様から除外する。
- ・部品交換、塗装、FRP補修、充填材の洗浄

冷 却 塔

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1月	1年	都度
(以下の点検を定期的に実施する。ただし、使用期間中のみとする。)					
	1. 外 観 検 査				
	(1) 塔本体及び 付属品	1) 損傷、変形、錆、汚れ等の劣化の有無を点検する。 汚れが著しい場合は清掃する。	○		
	(2) 散水装置	1) 散水穴の目詰まりの有無を点検する。目詰まりが軽 微な場合は洗浄する。	○		
	(3) ルーバー	1) 損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。損傷が 軽微の場合は補修又は洗浄する。	○		
	(4) 充填材	1) スケール等の異物の付着状況を点検する。	○		
		2) 目詰まりの有無を点検する。	○		
		3) 座屈、変形等の劣化の有無を点検する。	○		
	(5) 骨 組 み	1) 損傷、変形等の劣化の有無を点検する。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1月	1年	都度
	及 び 脚	劣化が軽微の場合は補修する。			
	2. 水 槽				
	(1) 本 体	1) 内外面の損傷、変形の有無を点検する。 2) 汚れ（汚泥、スライム等）の有無を点検する。 3) 汚れの状況に応じて、清掃又は換水等をする。 4) 水漏れがないことを確認する。 5) 水位が規定の位置にあることを確認する。規定の位置にない場合は調整する。	○ ○ ○ ○		○
	(2) 給水装置	1) ボールタップ等が確実に作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。	○		
	(3) ストレーナー	1) 目詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。 2) 目詰まりがある場合は、清掃する。	○		○
	3. 送 風 機				
	(1) 羽 根 車	1) 損傷、腐食等の劣化及び汚れの有無を点検する。汚れが著しい場合は清掃する。 2) 回転に支障のないことを確認する。支障がある場合は調整する。	○ ○		
	(2) ファン ケーシング	1) 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。	○		
	(3) 軸 受	1) 軸が円滑に回転することを確認する。 2) 油量の適否を点検する。不足の場合は補充する。	○	○	
	(4) 電 動 機	1) 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。 2) 円滑に回転することを確認する。 3) 絶縁抵抗を測定し、規定値以上であることを確認する。 4) 音、振動に異常のないことを確認する。		○ ○ ○ ○	
	(5) ベ ル ト	1) 張り具合の適否を点検する。 2) 張り具合が適正でない場合又は交換を要する場合は調整又は交換をする。 3) 損傷及び摩耗の有無を点検する。	○ ○		○
	(6) プーリー	1) 損傷、摩耗等の劣化の有無を点検する。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1月	1年	都度
	(7) 凍 結 防 止	1) ヒーターの絶縁抵抗を測定し、規定値以上であることを確認する。		○	
	(8) 運転状況の 点 検	1) 電動機の回転方向が正回転であることを確認する。 2) 音、振動に異常のないことを確認する。 3) 電源電圧の変動が定格の10%以内であることを確認する。 4) 運転電流が定格値以下であることを確認する。 5) 散水が均一に分散していることを確認する。	○ ○ ○ ○ ○		
	(9) 保 存	1) 満水で保存する。		○	
	4. 冷却水の配管洗浄				
	(1) 薬品洗浄	1) 冷却水配管を細菌類が効果的に除去できる薬品又はそれに類する処理をして、除菌する。		○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
スクリー冷却機

一 般 事 項

点検及び保守

- (1) 「高圧ガス保安法」並びに「冷凍保安規則」及び「冷凍保安規則関係基準」に定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和 5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 契約種別は、次のとおりとする。
- 1）部分メンテナンス契約（P. O. G. 契約）
- ① 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
- ② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整等の処置を行う。
- ただし、部品交換を伴う修理及びオーバーホール工事は含まない。

スクリー冷却機

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			I N	O N
(I N点検及びO N点検は、それぞれ「年2回」の点検を行う)				
	1. 外 観 検 査			
	(1) 本体及び 付属品	1) 腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。劣化が 軽微な場合は補修する。	○	○
	(2) 温度計及び 圧力計（低圧）	1) 計装部品の損傷及び脱落の有無を点検する。 2) 正常値を指示していることを点検する。	○ ○	○ ○
	(3) 保温及び保 冷材	1) 保温及び保冷材の損傷や脱落の有無を点検する。損傷 又は脱落が軽微な場合は補修する。	○	○
	2. 電気系統			
	(1) 保安計器の 作動の確認	1) 保安装置が規定値で作動することを確認する。 2) インターロックの作動の良否を点検する。 3) 断水リレーの作動の良否を点検する。	○ ○ ○	
	(2) モーターの 点 検	1) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	○	

	(3) 自動制御の 点 検	1) 温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動 することを確認する。	○	
	(4) 機側盤内の 点 検	1) 端子の弛み、変色及び破損の有無を点検する。 2) 盤内に異物、弛み及び変形の有無を点検する。 3) 電磁開閉器の異常音及び劣化の有無を点検する。	○ ○ ○	
	3. 水 系 統			
	(1) 冷温水	1) 洩れの有無を点検する。	○	
	(2) 弁	1) 開閉の良否又は作動の良否を点検する。	○	
	4. 冷媒系統			
	(1) 洩れの点検	1) ガス洩れの有無を点検する。	○	
	(2) 冷媒量	1) 冷媒量の適否を点検する。	○	○
	5. 潤滑油系統			
	(1) 洩れの点検	1) 油の汚れ、洩れの有無を点検する。	○	
	(2) 潤滑油量	1) 潤滑油量の適否を点検する。	○	○
	6. 濾過器の点検と 調整	1) 油フィルタの汚れの有無を点検する。詰まり等がある 場合は、交換する。 2) 吸い込みガスフィルタ、液フィルタの汚れの有無を点 検する。汚れがある場合は清掃する。	○ ○	
	7. 圧縮機	1) 異常な音及び振動並びに損傷等の劣化がないことを確 認する。	○	
	8. 空気熱交換器の 点 検	1) フィンコイルの汚れ、損傷の有無を点検する。 軽微な場合は、清掃又は補修する。 2) プロペラファンの損傷等の劣化及び振動等の異常の有 無を点検する。	○ ○	
	9. 運転状況の点検	1) 音、振動などに異常がないことを確認する。 2) 主電源電圧の変動が運転時に定格の10%以内にある ことを確認する。 3) 主電流及び圧縮機電流が定格以下にあることを確認す る。	○ ○ ○	○ ○ ○

		4) 冷凍機油の油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることを確認する。	○	○
		5) 冷媒ガスの高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を計測し、その値が許容範囲内にあることを確認する。	○	○
		6) 空気熱交換器のフィンコイルの汚れ及び損傷等の劣化の有無を点検する。汚れ又は劣化が軽微の場合は清掃又は補修する。	○	○

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			冷房シーズン後	
	10. 法定点検			
	(1) 安全弁 (高圧冷媒に適用)	1) 安全弁を取り外し規定圧力で作動することを確認する。	○	
	(2) 圧力計 (高圧冷媒に適用)	1) 圧力計を取り外し比較校正し、規定の誤差範囲内にあることを確認する。	○	

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
吸 収 冷 温 水 機

点検及び保守

一 般 事 項

- (1) 消防法に基づく各地方条例、「ガス事業法」等の定めるところによる。
- (2) 本項の吸収冷温水機は、燃料として都市ガス、天然ガス又は油を使用するものに適用する。
- (3) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (4) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (5) 契約種別は、次のとおりとする。
- 1）部分メンテナンス契約（P. O. G. 契約）
- ① 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
- ② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整等の処置を行う。
- ただし、真空破壊を伴う修理及びオーバーホール工事は含まない。

吸 収 冷 温 水 機

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			I N	O N	O F F
共 通	1. 外 観 検 査				
	(1) 本体及び 付属品	1) 腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。	○	○	○
	(2) 温度計及び 圧力計 他	1) 計装部品の損傷及び脱落の有無を点検する。	○	○	○
	(3) 保温及び保 冷材	1) 保温及び保冷材の損傷や脱落の有無を点検する。損傷又は脱落が軽微な場合は補修する。	○	○	○
	2. 真空度の確認	1) 貯室圧力が規定以内であることを確認する。 2) 抽気ポンプを用いて、機内を所定の圧力まで抽気する。	○ ○	○ ○	○ ○

		3) 抽気ポンプに固着及び異常音がなく、抽気能力に異常がないことを確認する。	○	○	○
		4) パラジウムセル部の焼損、劣化がないことを確認する。	○	○	○

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備 考
冷 房 I N 点 検	点検の回数は「1回」とする。		
	(1) 電気系統の 確 認	1) 各ポンプ、バーナブローアの絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
	(2) 安全保護装置 の点検・確認	1) 高温再生器圧力スイッチの作動の良否を点検する。 2) 貯室圧力スイッチの作動の良否を点検する。 3) 冷温水、（冷却水）のフロースイッチの作動の良否を点検する。 4) 各ポンプのインターロックの作動の良否を点検する。	
	(3) 制御回路機能 の点検	1) 高温再生器液面リレーの作動の良否を点検する。 2) 各スイッチ（各タイマー）の定常置の確認をする。 3) プロテクトリレーの作動の良否を点検する。 4) 上限、下限リミットスイッチの作動の良否を点検する。 5) 電動ボール弁、緊急遮断ボール弁の作動の良否を確認する。その他制御弁の動作の確認をする。	
	(4) コントローラ パラメータ 確認	1) コントローラのパラメータが規定の設定になっているか確認する。 2) ディップスイッチのセットが規定どおりか確認する。	
	(5) インバータの 設定の確認	1) 電子サーマルの設定値が規定値どおりか確認する。	
	(6) 運転データの 記 録・ 運 転・調 整	1) 以下の項目のデータの記録及び分析を行うこと。 ・ 冷水、高温水、冷却水、高温再生器、凝縮器、稀液の温度 ・ 冷水、高温水、冷却水、貯室の圧力 ・ 各運転電流 ・ 冷媒、吸収液の濃度、比重	
	(7) 吸 収 液 の サンプリング	1) 吸収液を抜き取り、液質を分析する。	

	(8) 本体関係の切替作業	1) 各弁類の開閉状態を確認する。 2) ダイヤフラム弁の開鎖状態を確認する。	
	(9) ガス洩れ点検	1) 各遮断弁、電磁弁からのガス洩れの有無を点検する。 また、弁越しリーク量が規定値未満であることを確認する。 2) ガス配管の外部洩れがないことを点検する。	
	(10) 燃焼関係の点検	1) フレーム電流を測定し、その良否を確認する。 2) 燃焼状態を点検し、正常に着火することを確認する。 3) メインバーナーの炎が安定しており、異常振動や異常音がないことを確認する。 4) タイムチャート、着火タイミング等が正常かその良否を確認する。	
	(11) 燃焼機器の動作点検	1) 風圧低下、失火動作、ガス圧などの燃焼系異常動作指令等の作動の良否を点検する。	
	(12) 排ガス分析・調整	1) 排ガス中のCO、CO ₂ 、O ₂ などを測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認する。	
冷房ON点検 点検の回数は「1回」とする。			
	(1) 安全保護装置の点検・確認	1) 高温再生器圧カスイッチの作動の良否を点検する。 2) 貯室圧カスイッチの作動の良否を点検する。 3) 冷温水、(冷却水)のフロースイッチの作動の良否を点検する。 4) 各ポンプのインターロックの作動の良否を点検する。	
	(2) 制御回路機能の点検	1) 高温再生器液面リレーの作動の良否を点検する。 2) 各スイッチ(各タイマー)の定常置の確認をする。 3) プロテクトリレーの作動の良否を点検する。 4) 上限、下限リミットスイッチの作動の良否を点検する。 5) 電動ボール弁、緊急遮断ボール弁の作動の良否を確認する。その他制御弁の動作の確認をする。	
	(3) 運転データの記録・運転・調整	1) 以下の項目のデータの記録及び分析を行うこと。 ・冷水、高温水、冷却水、高温再生器、凝縮器、稀液の温度 ・冷水、高温水、冷却水、貯室の圧力 ・各運転電流 ・冷媒、吸収液の濃度、比重	

	(4) 吸収液の サンプリング	1) 吸収液を抜き取り、液質を分析する。	
	(5) 燃焼関係の 点 検	1) フレーム電流を測定し、その良否を確認する。 2) 燃焼状態を点検し、正常に着火することを確認する。 3) メインバーナーの炎が安定しており、異常振動や異常音がないことを確認する。 4) タイムチャート、着火タイミング等が正常かその良否を確認する。	
	(6) 燃焼機器の 動作点検	1) 風圧低下、失火動作、ガス圧などの燃焼系異常動作指令等の作動の良否を点検する。	
	(7) 排ガス分析・ 調 整	1) 排ガス中のCO、CO ₂ 、O ₂ などを測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認する。	
冷房OFF点検 点検の回数は「1回」とする。			
	(1) 冷却水系の 点 検	1) 冷却水伝熱管の汚れ、スケール付着の有無を点検する。 2) 伝熱管の腐食の有無を点検する。 3) 水室の汚れ及び腐食の有無を点検する。	
	(2) 高温再生器 の 点 検	1) 煙室カバーを開放して、腐食、汚れの有無を点検する。 2) 炉室煙管のき裂等の有無を点検する。	
チューブブラシ洗浄 実施回数は「1回」とする。			
		1) 伝熱管の洗浄（ブラシ洗浄）を行う。 2) 冷却水系統の保存は、必要性がある場合に行う。 ただし、その場合は防錆剤を所定量投入すること。 また、殺藻剤などの薬品を投入し、スライムの管理を適正に行うこと。	ブラシ洗浄で除去できない場合は、別途協議による。
暖房IN点検 点検の回数は「1回」とする。			
	(1) 電気系統の 確 認	1) 各ポンプ、バーナブローアの絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
	(2) 安全保護装置 の点検・確認	1) 高温再生器圧力スイッチの作動の良否を点検する。 2) 貯室圧力スイッチの作動の良否を点検する。 3) 冷温水、（冷却水）のフロースイッチの作動の良否を点検する。	

		4) 各ポンプのインターロックの作動の良否を点検する。	
	(3) 制御回路機能 の点検	1) 高温再生器液面リレーの作動の良否を点検する。 2) 各スイッチ（各タイマー）の定常置の確認をする。 3) プロテクトリレーの作動の良否を点検する。 4) 上限、下限リミットスイッチの作動の良否を点検する。 5) 電動ボール弁、緊急遮断ボール弁の作動の良否を確認する。その他制御弁の動作の確認をする。	
	(4) コントローラ パラメータ 確認	1) コントローラのパラメータが規定の設定になっているか確認する。 2) ディップスイッチのセットが規定どおりか確認する。	
	(5) インバータの 設定の確認	1) 電子サーマルの設定値が規定値どおりか確認する。	
	(6) 運転データの 記 録・ 運 転・調 整	1) 以下の項目のデータの記録及び分析を行うこと。 ・ 冷水、高温水、冷却水、高温再生器、凝縮器、稀液の温度 ・ 冷水、高温水、冷却水、貯室の圧力 ・ 各運転電流 ・ 冷媒、吸収液の濃度、比重	
	(7) 本体関係の 切替作業	1) 各弁類の開閉状態を確認する。 2) ダイヤフラム弁の閉鎖状態を確認する。	
	(8) ガス洩れ点検	1) 各遮断弁、電磁弁からのガス洩れの有無を点検する。 また、弁越しリーク量が規定値未満であることを確認する。 2) ガス配管の外部洩れがないことを点検する。	
	(9) 燃焼関係の 点 検	1) フレーム電流を測定し、その良否を確認する。 2) 燃焼状態を点検し、正常に着火することを確認する。 3) メインバーナーの炎が安定しており、異常振動や異常音がないことを確認する。 4) タイムチャート、着火タイミング等が正常かその良否を確認する。	
	(10) 燃焼機器の 動作点検	1) 風圧低下、失火動作、ガス圧などの燃焼系異常動作指令等の作動の良否を点検する。	

	(11) 排ガス分析・調整	1) 排ガス中のCO、CO ₂ 、O ₂ などを測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認する。	
暖房ON点検 点検の回数は「1回」とする。			
	(1) 安全保護装置の点検・確認	1) 高温再生器圧カスイッチの作動の良否を点検する。 2) 貯室圧カスイッチの作動の良否を点検する。 3) 冷温水、(冷却水)のフロースイッチの作動の良否を点検する。 4) 各ポンプのインターロックの作動の良否を点検する。	
	(2) 制御回路機能の点検	1) 高温再生器液面リレーの作動の良否を点検する。 2) 各スイッチ(各タイマー)の定常置の確認をする。 3) プロテクトリレーの作動の良否を点検する。 4) 上限、下限リミットスイッチの作動の良否を点検する。 5) 電動ボール弁、緊急遮断ボール弁の作動の良否を確認する。その他制御弁の動作の確認をする。	
	(3) 運転データの記録・運転・調整	1) 以下の項目のデータの記録及び分析を行うこと。 ・冷水、高温水、冷却水、高温再生器、凝縮器、稀液の温度 ・冷水、高温水、冷却水、貯室の圧力 ・各運転電流 ・冷媒、吸収液の濃度、比重	
	(4) 燃焼関係の点検	1) フレーム電流を測定し、その良否を確認する。 2) 燃焼状態を点検し、正常に着火することを確認する。 3) メインバーナーの炎が安定しており、異常振動や異常音がないことを確認する。 4) タイムチャート、着火タイミング等が正常かその良否を確認する。	
	(5) 燃焼機器の動作点検	1) 風圧低下、失火動作、ガス圧などの燃焼系異常動作指令等の作動の良否を点検する。	
	(6) 排ガス分析・調整	1) 排ガス中のCO、CO ₂ 、O ₂ などを測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認する。	
暖房OFF点検 点検の回数は「1回」とする。			
	(1) 高温再生器の点検	1) 煙室カバーを開放して、腐食、汚れの有無を点検する。	

		2) 炉室煙管のき裂等の有無を点検する。	
--	--	----------------------	--

定期点検・測定・整備基準
空 調 関 連 設 備 編
吸収冷凍機

一 般 事 項

点検及び保守

- (1) 本項の吸収冷凍機は熱源として蒸気又は高温水を使用するものに適用する。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 契約種別は、次のとおりとする。
- 1) 部分メンテナンス契約（P. O. G. 契約）
- ① 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
- ② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整等の処置を行う。
- ただし、真空破壊を伴う修理及びオーバーホール工事は含まない。

吸 収 冷 凍 機

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			I N	O N	O F F
共 通	1. 外 観 検 査				
	(1) 本体及び付属品	1) 腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。	○	○	○
	(2) 温度計及び圧力計	1) 計装部品の損傷及び脱落の有無を点検する。	○	○	○
	(3) 保温及び保冷材	1) 保温及び保冷材の損傷や脱落の有無を点検する。損傷又は脱落が軽微な場合は補修する。	○	○	○
	2. 真空度の確認	1) 貯室圧力が規定以内にあることを確認する。 2) 抽気ポンプを用いて、機内を所定の圧力まで抽気する。 3) 抽気ポンプに固着及び異常音がなく、抽気能力に異常がないことを確認する。 4) パラジウムセル部の焼損、劣化がないことを確認する。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	備 考
冷 房 I N 点 検	点検の回数は「1回」とする。		
	(1) 電気系統の 確 認	1) 各ポンプの絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
	(2) 安全保護装置 の点検・確認	1) 高温再生器圧カスイッチの作動の良否を点検する。 2) 貯室圧カスイッチの作動の良否を点検する。 3) 冷温水、（冷却水）のフロースイッチの作動の良否を点検する。 4) 各ポンプのインターロックの作動の良否を点検する。	
	(3) 制御回路機能 の点検	1) 高温再生器液面リレーの作動の良否を点検する。 2) 各スイッチ（各タイマー）の定常置の確認をする。	
	(4) コントローラ パラメータ 確認	1) コントローラのパラメータが規定の設定になっているか確認する。 2) ディップスイッチのセットが規定どおりか確認する。	
	(5) インバータの 設定の確認	1) 電子サーマルの設定値が規定値どおりか確認する。	
	(6) 運転データの 記 録・ 運 転・調 整	1) 以下の項目のデータの記録及び分析を行うこと。 ・冷水、高温水、冷却水、高温再生器、凝縮器、稀液の温度 ・冷水、高温水、冷却水、貯室の圧力 ・各運転電流 ・冷媒、吸収液の濃度、比重	
	(7) 吸 収 液 の サンプリング	1) 吸収液を抜き取り、液質を分析する。	
冷 房 O N 点 検	(8) 本体関係の 切替作業	1) 各弁類の開閉状態を確認する。 2) ダイアフラム弁の閉鎖状態を確認する。	
	点検の回数は「1回」とする。		
	(1) 安全保護装置 の点検・確認	1) 高温再生器圧カスイッチの作動の良否を点検する。 2) 貯室圧カスイッチの作動の良否を点検する。 3) 冷温水、（冷却水）のフロースイッチの作動の良否を点検する。 4) 各ポンプのインターロックの作動の良否を点検する。	

	(2) 制御回路機能の点検 (3) 運転データの記録・運転・調整 (4) 吸収液のサンプリング	1) 高温再生器液面リレーの作動の良否を点検する。 2) 各スイッチ（各タイマー）の定常置の確認をする。 1) 以下の項目のデータの記録及び分析を行うこと。 ・冷水、高温水、冷却水、高温再生器、凝縮器、稀液の温度 ・冷水、高温水、冷却水、貯室の圧力 ・各運転電流 ・冷媒、吸収液の濃度、比重 1) 吸収液を抜き取り、液質を分析する。	
冷房OFF点検	点検の回数は「1回」とする。 (1) 冷却水系の点検	1) 冷却水伝熱管の汚れ、スケール付着の有無を点検する。 2) 伝熱管の腐食の有無を点検する。 3) 水室の汚れ及び腐食の有無を点検する。	
チューブブラシ洗浄	実施回数は「1回」とする。	1) 伝熱管の洗浄（ブラシ洗浄）を行う。 2) 冷却水系統の保存は、必要性がある場合に行う。 ただし、その場合は防錆剤を所定量投入すること。 また、殺藻剤などの薬品を投入し、スライムの管理を適正に行うこと。	ブラシ洗浄で除去できない場合は、別途協議による。

定期点検・測定・整備基準
ゴンドラ設備編
ゴンドラ

点検及び保守

一般事項

- (1) 「ゴンドラ安全規則」に定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 契約種別は、次のとおりとする。
 - 1) 部分メンテナンス契約（P. O. G. 契約）
 - ① 各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。
 - ② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整等の処置を行う。
 ただし、部品交換を伴う修理及びオーバーホール工事は含まない。
- (5) 荷重試験を行い、異常のないことを確認する。（労安法対象物に限る）
- (6) ゴンドラ安全規則に定める性能検査の受検代行を含む。

ゴンドラ

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1月	随時	備考
昇 降 装 置	(1) 昇 降 機	1) モーター及び減速機の作動状況を点検する。 2) 主ブレーキの作動状況を点検する。 3) 二次ブレーキの作動状況を点検する。 4) 各歯車及びチェーンのかみ合い、摩耗の状況を点検する。 5) ドラムの損傷の有無を点検する。 6) 各部の異常音、異臭の有無を点検する。	○ ○ ○ ○ ○ ○		
	(2) ワイヤー ロープ	1) 素線の切れ、摩耗、損傷の有無を点検する。 2) 油切れ、腐食の状態を確認する。 3) 砂、埃などがあるか確認する。	○ ○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1月	随時	備考
	(3) ロープ送り装置	4) ガイドシープへの掛かり具合を点検する。 5) ドラムへの装着状態を点検する。 6) 捨て巻き又は余長の状態を確認する。 7) ワイヤロープの乱巻きの有無を確認する。 1) 作動の状況を点検する。 2) 各部の変形、割れ、腐食及び摩耗の有無を点検する。 3) シープの作動状況を点検する。 4) シープの摩耗、損傷の有無を点検する。 5) 連動チェーンの作動状況を点検する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	(4) リミットスイッチ	1) 上昇限巻過防止リミットスイッチの機能を点検する。 2) 下降限巻過防止リミットスイッチの機能を点検する。 3) 各ストライカーの取り付け状態を点検する。 4) 上限おもり及びワイヤロープの状態を確認する。 5) リミット作動時のゲージ位置の適否を確認する。	○ ○ ○ ○ ○		
	(5) 給 油	1) スクリューシャフトの給油の状態を点検する。 2) 各チェーンの給油の状態を点検する。 3) 各軸受けの給油の状態を点検する。 4) 各歯車の給油の状態を点検する。 ※ 不足の場合は、給油を行うこと。	○ ○ ○ ○		
伸 縮 装 置					
	(1) モーター	1) モーター及び減速機の作動状況を点検する。 2) モーターブレーキの作動状況を点検する。 3) 各部の異常音、異臭の有無を点検する。	○ ○ ○		
	(2) 伸縮装置	1) スクリュー装置の作動状況を点検する。 2) スクリューシャフト及び目ネジの摩耗の有無を点検する	○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1月	随時	備考
	(3) リミット スイッチ (4) 給 油	3) 油圧シリンダの作動状況を点検する。 4) ペペルギアの作動状況を点検する。 1) 伸限リミットスイッチの機能を点検する。 2) 縮限リミットスイッチの機能を点検する。 3) 他リミットスイッチの機能を点検する。 4) 各ストライカーの取り付け状況を点検する。 1) スクリューシャフトの給油の状況を点検する。 2) 各チェーンの給油の状況を点検する。 3) 各軸受けの給油の状況を点検する。 ※ 不足している場合は、給油する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
旋 回 装 置					
	(1) モーター (2) 旋回装置 (3) リミット スイッチ (4) 給 油	1) モーター及び減速機の作動状況を点検する。 2) モーターブレーキの作動状況を点検する。 3) 各部の異常音、異臭の有無を点検する。 1) 伝動チェーン又はVベルト装置の作動状況を点検する。 2) 歯車装置の作動状況を点検する。 3) ストッパーの変形、破損の有無を点検する。 1) 左旋回限リミットスイッチの機能を点検する。 2) 右旋回限リミットスイッチの機能を点検する。 3) 他リミットスイッチの機能を点検する。 4) 各ストライカーの取り付け状況を点検する。 1) スクリューシャフトの給油の状況を点検する。 2) 各チェーンの給油の状況を点検する。 3) 各軸受けの給油の状況を点検する。 ※ 不足している場合は、給油する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1月	随時	備考
走 行 装 置	(1) モーター	1) モーター及び減速機の作動状況を点検する。 2) モーターブレーキの作動状況を点検する。 3) 各部の異常音、異臭の有無を点検する。	○ ○ ○		
	(2) 駆動輪	1) 走行状態の良否を確認する。 2) 走行車輪の摩耗、損傷の有無を点検する。 3) サイドローラーの摩耗、損傷の有無を点検する。 4) 引き上げローラの摩耗、損傷の有無を点検する。	○ ○ ○ ○		
	(3) リミット スイッチ	1) 脱輪防止スイッチの機能を点検する。 2) 他リミットスイッチの機能を点検する。	○ ○		
	(4) 給 油	1) 各軸受けの給油の状況を点検する。 ※ 不足の場合は給油する。	○		
レール装置	(1) レール	1) 部材及び溶接部の割れ、変形、腐食の有無を点検する。 2) ポイント装置の作動状況を点検する。 3) ポイント部の脱輪防止ストッパーの状態を確認する。 4) エンドストッパーの状態を確認する。 5) 各作動部の給油状況を点検する。 ※ 不足の場合は給油する。 6) 逸走防止装置の状態を確認する。 7) 走行リミットスイッチのストライカー取り付け状態を確認する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
アーム装置	(1) 主 材	1) 部材及び溶接部の割れ、変形、腐食の有無を点検する。	○		
	(2) アーム先端	1) シーブの作動状況を点検する。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1月	随時	備考
	(3) アーム基部	2) シーブの摩耗、損傷の有無を点検する。 3) 上昇限巻過防止リミットスイッチの機能を点検する。	○		
		1) シーブの作動状況を点検する。	○		
		2) シーブの摩耗、損傷の有無を点検する。	○		
	(4) 給 油	1) 各軸受けの給油状況を点検する。 ※ 不足の場合は給油する。	○		
ケージ（チェア）					
	(1) ケージ	1) ケージ傾斜の有無を確認する。	○		
		2) ワイヤロープの緊結部の状態を確認する。	○		
		3) 床材の水はけの状態を確認する。	○		
		4) クッション材の損傷の有無を点検する。	○		
		5) クッション材の取り付け状態を点検する。	○		
		6) ロープガイドゴムの損傷の有無を点検する。	○		
		7) ロープガイドゴムの取り付け状態を点検する。	○		
		8) オブストラクションバーの状態を確認する。	○		
		9) 転倒床板の作動状況を点検する。	○		
		10) サクションファン装置の作動状況を点検する。	○		
	(2) 安全装置	1) 安全帯取り付け金具の状態を確認する。	○		
	(3) リミット スイッチ	1) 着床・障害物検知リミットスイッチの機能を点検する。	○		
		2) 他リミットスイッチの機能を点検する。	○		
		3) 各ストライカーの取り付け状態を確認する。	○		
	(4) 給油、取付	1) 各可動部の給油状況を点検する。	○		
		2) 抜け止めクリップの取り付け状態を確認する。 ※ 不足の場合は給油する。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1月	随時	備考
台 車	(1) 台 車	1) ヒンジ、止め具の状態を確認する。 2) カバーの状態を確認する。 3) 部材及び溶接部の割れ、変形、腐食の有無を点検する。	○ ○ ○		
	(2) 給 油	1) 各可動部の給油状況を点検する。 ※ 不足の場合は給油する。	○		
リ フ ト 装 置	(1) 主 材	1) 部材及び溶接部の割れ、変形、腐食の有無を点検する。	○		
	(2) モーター	1) モーターの作動状況を点検する。 2) 各部の異常音、異臭の有無を点検する。	○ ○		
	(3) 昇 降	1) 各部の異常音、異臭の有無を点検する。 2) リフターガイドローラの作動状況を点検する。 3) リフターガイドローラの異常音を点検する。 4) 油圧装置及び油圧シリンダーの作動状況を点検する。 5) 油圧機器、配管等からの油洩れの有無を点検する。 6) 昇降用各リミットスイッチの機能を点検する。 7) 各ストライカーの取り付け状態を確認する。 8) 各軸受けの給油状況を点検する。 ※ 不足の場合は給油する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
共 通		1) 各取り付けボルトの弛み、腐食、脱落の有無を点検する 2) 警告ラベルの汚れ、傷、剥がれの有無を点検する。 3) 各回転部のカバーの状態を確認する。 4) インターホンの状態を確認する。 5) 油圧装置の油量の適否を確認する。 ※ 不足の場合は給油する。	○ ○ ○ ○ ○		
	電 気 装 置				
	(1) ケーブル類	1) 給電ケーブル、支持の状態の確認をする。 2) 操作ケーブル、収納の状態の確認する。 3) リミットスイッチ用ケーブルの状態を確認する。 4) 給電プラグの状態を確認する。	○ ○ ○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1月	随時	備考
	(2) スイッチ類	1) 操作スイッチの作動状況を点検する。 2) 非常停止スイッチの作動状況を点検する。 3) ペンダントスイッチの損傷の有無を点検する。 4) ペンダントスイッチの作動状況を点検する。	○ ○ ○ ○		
	(3) 制御盤、 操作盤	1) ブレーカーの作動状況を点検する。 2) マグネットスイッチの各接点の作動状況を点検する。 3) 端子台の絶縁板の破損の有無を点検する。 4) 端子、接続部の弛み及び外れがないか点検する。 5) ヒューズの容量の適否を確認する。 6) 電線引き込み口の電線被覆の状態の良否を点検する。 7) 操作スイッチの方向の表示の有無を確認する。 8) ヒンジ、留め具の取り付け状態を確認する。 9) カバーの取り付け状態を確認する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
電 圧 ・ 絶 縁 抵 抗 値 の 測 定					
	(1) 電源電圧	1) 電源電圧が規定値以内であることを確認する。	○		
	(2) 絶縁抵抗	以下の箇所の絶縁抵抗を測定し、良否を確認する。 操作装置、昇降装置、伸縮装置、旋回装置、走行装置、 サクションファン装置、リフト制御装置	○		

定期点検・測定・整備基準
機 械 式 駐 車 設 備 編
二段方式駐車装置

点検及び保守

一 般 事 項

- (1) 「駐車場法」及び同法施行令に定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 契約種別は、次のとおりとする。
- 1) 点検契約
- ①各表中の業務内容欄に記載された業務を行う。 2) 自動車駐車場に設置する機械式駐車装置で、二段方式の昇降式及び昇降横行式のものに適用する。
- (5) 点検業務範囲外は次のとおりとする。
- ・外壁、外装部分 ・消防設備 ・塗装、メッキ等の仕上げ部分
- ・給排水設備 ・基礎、土間部分
- (6) 緊急点検等の要請出動は本契約に含まれていないため、別途協議とする。

二段方式駐車装置

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
駆 動 装 置	(1) 電動機	1) 発熱の異常の有無を点検する。 2) 腐食、変形、破損等の有無を点検する。 3) 作動の良否を点検する。	○ ○ ○	
	(2) ブレーキ	1) 作動の良否を点検する。 2) 異常音の有無を点検する。	○ ○	
	(3) チェーン、スプロケット	1) 錆の有無を点検する。 2) 損傷及び弛みの有無を点検する。 3) チェーンの張り状態を確認する。 4) 潤滑状態を点検する。	○ ○ ○ ○	
	(4) 軸受け	1) 回転中、軸受部の異音、異常振動がないか点検する。 2) 油量の適否を確認する。	○ ○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
パレット（搬器）	（１）本 体	1) 取り付けボルトの弛みの有無を点検する。 2) 本体の損傷、歪み等の有無を点検する。 3) 作動の良否を点検する。 4) 落下防止金物の変形、取り付けボルトの弛みの有無を点検する。 5) 横行給電ポールの変形、ケーブルの劣化の有無を点検する。 6) 車止めの状態を点検する。	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	（２）ガイド ローラー	1) ガイドローラーの作動状態を点検する。 2) 異常音がなく、スムーズに回転することを確認する。	○ ○	
	（３）チェーン	1) 錆の有無を点検する。 2) 損傷及び弛みの有無を点検する。 3) チェーンの張り状態を確認する。 4) 潤滑状態を点検する。	○ ○ ○ ○	
	（４）横行車輪 ・軸受	1) 回転中、軸受部の異音、異常振動がないか点検する。 2) 油量の適否を確認する。	○ ○	
安 全 柵	（１）ゲート	1) 作動の良否を点検する。	○	
	（２）吊りチェーン	1) 錆の有無を点検する。 2) 損傷及び弛みの有無を点検する。 3) チェーンの張り状態を確認する。 4) 潤滑状態を点検する。	○ ○ ○ ○	
電 源 盤、操 作 盤				
	（１）操作及び動力回路	1) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	○	
	（２）盤	1) 異物の付着、弛み及び変形の有無を点検する。	○	
	（３）端子	1) 弛み、変色及び破損の有無を点検する。	○	
	（４）操作スイッチ	1) 押しボタンスイッチ及びキースイッチの作動状況を確認する。 2) 光電管スイッチの場合は、光軸を遮断し、動作することを確認する。	○ ○	
安 全 装 置				
	（１）落下防止装置	1) 作動状況の良否を点検する。 2) 取り付け状態を点検する。異常な場合は調整する。	○ ○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期	
			1年	備考
	(2) インター ロック (3) センサー	1) 作動状況の良否を確認する。 1) 車はみ出しセンサーや侵入検知センサーの作動状況を点検し、自動停止することを確認する。	○ ○	
電 気 配 線 等	(1) 盤内機器	1) 盤内の汚れ、結露、弛み等の有無を点検する。また、 取り付け状態を点検する。 2) ケーブル等の被覆の損傷の有無を点検する。	○ ○	
その他	(1) 支 柱、 フレーム (2) ピット (3) 塗 装 (4) 給 油	1) 溶接やボルトの脱落等の有無を点検する。 2) 溜まり水、ゴミ、落ち葉等の有無を確認する。 1) 塗装の剥がれ、錆などを点検する。 1) 軸受け部、駆動部、チェーンなどの給油が必要な箇所に必要に応じて給油する。	○ ○ ○ ○	

定期点検・測定・整備基準
昇 降 機 設 備 編
エレベータ

点検及び保守

一 般 事 項

- (1) 「建築基準法」その他法令及びこれに基づく地方条例に定めるところによる。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外に必要なものはメーカー点検仕様書に基づくものとする。また、その他の疑義については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。
- ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 契約種別は、次のとおりとする。
- 1) フルメンテナンス契約（F. M. 契約）
- ① 各表中の業務内容欄及び備考欄に記載された業務を行う。
- ただし、次の場合は除くものとする。
- a. 意匠部品（かご室のパネル、天井、戸、床タイル、各階出入り口の戸、三方枠、敷居、側板等）の塗装、メッキ直し、修理、取替、清掃
- b. 巻き上げ機、電動機、駆動機等の機器の一式取替
- c. 使用者等の不注意又は不適当な使用や管理によって生じた損傷の修理又は部品取替
- d. 修理または取替工事に必要な建築関係工事
- e. 諸法規の改正、官公署の命令もしくは要求による設備の改修、または新規付属物追加に関する工事
- ② 故障等の連絡があった場合に、点検・調整・修理・部品取替等の処置を行う。
- ただし、次の場合は除くものとする。
- a. 使用者等の不注意又は不適当な使用や管理によって生じた損傷の修理又は部品等の取替
- b. 地震・火災等の災害時の対応・その他不可抗力の事故により発生する修理又は部品等の取替

別 紙

定期点検、整備の対象範囲は次のとおりとする。

※ 適用は○です。

部 位・装 置		点 検 内 容	機種分類		
			ACGL	VFGD	HD
運 転 状 態	戸 開 閉 状 態	☐ ドア開閉時の振動、異音、開閉動作の円滑さ ☐ ドア開閉時の減速状態、開閉時間、戸開時間 ☐ 戸閉め安全装置の反転動作、反転時スリップ、シューの状態	○	○	○
	走 か 行 ご 状 態	☐ スタートショック ☐ 振動、騒音（摺動音、衝突音、かご室共振音） ☐ 減速ショック、減速中の振動 ☐ ストップショック、着床誤差	○	○	○
	オペ レーシ ョン	☐ かご呼び・ホール呼び応答 ☐ 各階停止運転機能	○	○	○
機 械 室	環 境	☐ 整理、清掃、漏水の有無、不要材の有無 ☐ 出入口・窓の施錠、照明の点灯状態 ☐ 換気装置、サーモスタット、室温 ☐ ハンガーボードの備品、補修部品、保守消耗材	○	○	○
	制 御 盤	☐ 電源回路、電動機主回路、制御回路、ドア回路、信号回路、照明回路の絶縁抵抗 ☐ エラー表示、ファン異音 ☐ 電源、操作、パターン、フィードバック、A V R の電圧 ☐ リニアホーム荷重電圧 ☐ リレー・コンタクター動作状態、接点荒れ、摩耗、シャントリード線変色・素線断線 ☐ 階床データのデータセット ☐ ヒューズ取り付け状態、劣化 ☐ 抵抗・コンデンサー・ダイオードの変色、劣化、ハンダ付け部劣化 ☐ 配線被覆の損傷、固定状態、コネクタ装着状態、端子の緩みと抜け、端子台の汚れと劣化 ☐ 基板・ユニットの取り付け、装着状態 ☐ 無負荷上昇・無負荷下降かご速度 ☐ 異常音、清掃 ☐ ギヤーオイルの量、油漏れ	○	○	○

部 位・装 置		点 検 内 容	機種分類		
			ACGL	VFGD	HD
機 械 室	巻 上 機 ・ モ ー タ ー	☐ シーブ溝の摩耗、ヒビ割れ、欠損（巻上ロープ破断） ☐ モーター・PGの異常音、スリット板・基板汚れ ☐ モーターブローア羽根の欠損・亀裂、清掃 ☐ 配線被覆、端子被覆、テーピング処理 ☐ 軸受けグリスアップ	○	○	○
	調 速 機	☐ 無負荷上昇・無負荷下降かご速度 ☐ リミットSW・ロープつかみ動作速度 ☐ リミットSW機能、ロープつかみ動作、各部清掃、回転時異音 ☐ 各部の発錆状態、ピン、リンク摺動部に給油 ☐ シーブ溝の摩耗、ヒビ割れ、欠損、シーブ回転時のぶれ ☐ 軸受けグリスアップ ☐ 配線被覆、端子廻りの汚れ、コネクタ状態	○	○	
	ブ レ ー キ	☐ 動作状態、異常音、ドラム汚れ、セリ、コアストローク、 バルトナットの緩み ☐ リンク支点ピンに給油 ☐ スプリング長 ☐ ライニングの隙間 ☐ スリップ距離、ロープスリップ ☐ 吸引・保持電圧 ☐ リミットSWの動作、接点荒れ	○	○	
	モ ポ ン タ プ ー	☐ 運転状態 ☐ ポンプの異常音、油漏れ ☐ 軸受けの異常音、発熱、グリスアップ ☐ Vベルト・プーリーのテンション、摩耗、油付着、亀裂、			○
	モ ポ ン タ プ ー	プーリー・キー確認、清掃 ☐ 継ぎ手の緩み、油漏れ ☐ 配線被覆、端子被覆、テーピング処理 ☐ 常用圧力、リリース圧力 ☐ コントロールユニットの油漏れ ☐ スライディングバルブリミットSWの動作、Iマーク、 油漏れ、ピンのガタ ☐ 非常用機能確認 ☐ 油漏れ、結露、発錆の有無 ☐ 作動油の汚れ、異臭、油量 ☐ 油面計の動作、汚れ ☐ 油温計の動作、設定値 ☐ 配線被覆、端子緩み、コネクタ装着状態			○ ○

部 位・装 置		点 検 内 容	機種分類		
			ACGL	VFGD	HD
機 械 室	圧 力 配 管	☐ ストップバルブ機能確認 ☐ 高圧ゴムホースの変形、劣化、油漏れ ☐ 継ぎ手の緩み、油漏れ ☐ ブラケットの緩み			○
	ク オ ー イ ラ ル ・	☐ 起動盤のリレー・コンタクター動作状況、各接点の荒れ、 転移 ☐ ファンの傷、破損、清掃 ☐ ファン・ポンプ・モーターの動作、異常音 ☐ 配線被覆、端子緩み、コネクタ装着状態			○
か ご	か ご 上	☐ 無負荷上昇・無負荷下降かご速度 ☐ 非常止め装置状態 ☐ 整頓、清掃 ☐ 各SW機能 ☐ 着床SWの通り芯、動作位置、清掃、コネクタ装着状態 ☐ ガイドシューギブの摩耗、動作、押し圧、グリストラップ 取り付けボルトの緩み ☐ 摩擦ダンパーの摩耗、要した場合は清掃、スプリング寸法 ボルトナットの緩み ☐ セフティー取り付け状態、要した場合は清掃	○	○	○
か ご	か ご 上	☐ 巻上ロープヒッチ部のヒンジピン、割りピン、スプリング (変形、折損、寸法不揃い)、ソケット錆、制震装置取り付け ☐ 調速機ロープヒッチ部のヒンジピン、割りピン、ソケット錆 ☐ ロードセル・リニアホーマー・ウェイト・操作子の取 り付け状態、スプリング寸法 ☐ ファンの保護網清掃、防振ゴム ☐ 配線被膜の損傷・劣化、コネクタ装着状態、端子台の汚れ と劣化 ☐ 照明グローブ内清掃 ☐ 発錆の恐れのある箇所に給油 ☐ メインレールオイル給油器の油量確認 ☐ ドアロープ・チェーン・ベルトの摩耗、破断、通り芯、 ベルト捻れ、テンション、錆 ☐ ハンガーローラーの摩耗、エキセンローラーの隙間、 各ローラーの損傷 ☐ レールの清掃、偏摩耗、腐食 ☐ ドアSW動作位置寸法、押し代、接点汚れ、荒れ、摩耗 ☐ カミソリの取り付け状態、変形、摩耗、カミソリとシルの 隙間、作動・固定カム ☐ カムSWの接点荒れ、ビス緩み、動作位置寸法 ☐ ドアモーターのブラシ、コンミュテーター気吹き清掃、荒れ、	○	○	○
			○	○	○

部 位・装 置		点 検 内 容	機種分類		
			ACGL	VFGD	HD
か ご	か ご 戸	摩耗 ☐ ドアリンクの各部支点、ベアリング、ボルトナット緩み ☐ 近接SWの汚れ、破損 ☐ ドア位置検出板のガタ、取り付け状態、近接SWとのクリアランス、近接SWとの隙間 ☐ かごシル溝の変形、シルスポンジ取り付け状態 ☐ ドアセフティーシューの取り付け状態、配線保護スプリング、SW取り付け、動作位置寸法、下端ゴム取り付け状態 ☐ 減速機のバックラッシュ、ギヤー摩耗 ☐ ドアシューの摩耗、変形、ビス緩み ☐ ドアコントロールユニットのエラー確認 ☐ 配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態	○	○	○
	か ご 戸	☐ 減速機ギヤーにグリス塗布	○	○	○
か ご	か ご 下	☐ 清掃、発錆状況（適時錆止め処置） ☐ 荷重検知SW取り付け、SW機能 ☐ テールコード、コンベンチエーンのヒッチ部 ☐ ガイドシューギブの摩耗、動き、押し圧（スプリング寸法）、グリスアップ、取り付けボルト緩み ☐ セフティーリンクのボルトナット緩み、要すれば支点部給油 ☐ セフティー各部状態、要すれば清掃 ☐ ロードセル・リニアホーマー・ウェイト・操作子の取り付け状態 ☐ 配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態	○	○	○
		☐ 巻上ロープヒッチのダブルナット、割りピン、スプリング（変形、折損、寸法不揃い）、ソケット錆 ☐ スラックケーブルの取り付け状態、もどり、スイッチ設定、リミットSW ☐ ブランジャー連結部取り付け状態 ☐ リミットSW・ロープつかみ動作速度 ☐ リミットSW機能、各部清掃、回転時異音 ☐ 各部の発錆状態、ピン、リンク摺動部に給油 ☐ シーブ溝の摩耗、ヒビ割れ、欠損 ☐ 軸受けグリスアップ ☐ 配線被覆、端子廻りの汚れ、コネクタ装着状態 ☐ 各SW機能 ☐ 上部・下部リミットSW内部点検（接点荒れ、ヘタリ）、コネクタ装着状態	○	○	○

部 位・装 置		点 検 内 容	機種分類		
			ACGL	VFGD	HD
昇 降 路	昇 降 路 用 品	☐ レールの取り付け状態（クリップ緩み）、傷、汚れ、錆 ☐ テールコードの損傷、捻れ、走行軌跡、養生品 ☐ 巻上ロープの錆、テンション（スプリングばらつき） ☐ 取り付け状態、直径、摩耗、発錆、キンク ☐ 調速機ロープの直径、摩耗、キンク、グリッパ緩み、	○	○	○
昇 降 路	昇 降 路 用 品	ガイドの取り付け状態 ☐ セレクターテープの亀裂、ガイドの取り付け状態、錆、爪の欠損、給油状態 ☐ コンペンチェーンの捻れ、発錆、芯ロープ破断、ネットの状態、油の塗布状態 ☐ 配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態・汚れ ☐ 周壁の状態、粗ゴミ清掃	○	○	○
	つ り 合 い お も り	☐ ガイドシューギブの摩耗、変形、取り付けボルトナット緩み ☐ ロープヒッチのダブルナット、割りピン、スプリング（変形、折損、寸法の不揃い）ソケット錆、制振装置取り付け ☐ コンペンヒッチのチェーンフック取り付け状態 ☐ テープヒッチのボルトナット緩み、テンション ☐ ウェイト押さえの状態、ウェイト積載状態 ☐ カウンターレールオイル給油器の油量確認	○	○	
	ピ ット	☐ 巻上ロープのピットクリアランス ☐ オイル緩衝機器作動状態、油量 ☐ ピット清掃、レールオイルの廃油、レール終端部清掃 ☐ 調速器テンショナーの取り付け状態、異常音、摩耗 ☐ 圧力配管の取り付け状態、油漏れ ☐ 5℃検知SW取り付け状態、動作 ☐ 連絡装置	○	○	○
	ジャッキ	☐ シリンダーの取り付け状態、傷、錆、振動、エア抜き ☐ プランジャーの傷、錆 ☐ ダストシール・パッキンの異常音、油漏れ ☐ シーブ取り付け状態、溝摩耗、ヒビ割れ、欠損 ☐ ロープピッチのダブルナット、割りピン、スプリング（変形、折損、寸法不揃い）、ソケット錆 ☐ リークオイル装置取り付け状態、動作 ☐ プランジャー行き過ぎ防止SWばストローク、リミットSW機能 ☐ 軸受けグリスアップ ☐ スラックロープSWの設定、機能 ☐ プランジャーレールオイル給油器の油量確認（必要であれば補給）、乾式はワセリン塗布状態			○

部 位・装 置		点 検 内 容	機種分類		
			ACGL	VFGD	HD
出 入 口	乗 り 場 戸	☐ ドアパネルのチリ、重なり代、吊り状態 ☐ ドアロープの摩耗、破断、錆、ヒッチ部増し締め ☐ ハンガーローラーの摩耗、エキセンローラーの隙間、各ローラーの損傷 ☐ レールの清掃 ☐ クローザロープの摩耗、破断、リンクの状態、スプリグンフック部の給油、ロープ・ウェイト連結部の締め付け ☐ インターロック機能 ☐ ロック装置のロック状態、関係寸法 ☐ ドアSW接点の摩耗、汚れ、荒れ、ワイプ量 ☐ 係合ローラーの摩耗、損傷、回転、寸法 ☐ ドアシューの摩耗、変形、ビス締め付け ☐ 配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態・汚れ ☐ 各連結部、発錆の恐れのある箇所給油	○	○	○
	乗 り 場	☐ かご位置表示灯・押しボタンの点灯、破損、変形、汚れ、セリ、押し代 ☐ パーキングSWの接点状態 ☐ 配線端子の状態、コネクタ装着状態 ☐ 基板・ユニットの外観汚れ、装着状態	○	○	○
か ご 室	か ご 室	☐ 無負荷上昇・無負荷下降かご速度 ☐ 操作盤の取り付け、破損、変形、各SW機能、SWボックス施錠 ☐ 非常SW機能 ☐ かご位置表示灯・押しボタンの点灯、破損、変形、汚れ、セリ、押し代 ☐ 停電灯の点灯 ☐ 連絡装置の外部との通話テスト（警報ベル含む） ☐ 照明点灯状態、グローブ内清掃 ☐ 基板・ユニットの外観汚れ、装着状態 ☐ 配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態 ☐ かごパネル汚れ、破損、変形、表示物汚れ・紛失	○	○	○

主要整備工事範囲	機種分類		
	ACGL	VFGD	HD
◆エレベーター本体			
オーバーホール	○	○	○
乗心地調整	○	○	○
◆モーター			
軸受取替	○	○	○
冷却ブロー取替	○		
◆巻上機			
軸受取替	○	○	
ギヤオイル取替		○	
メインシーブ取替	○	○	
防振ゴム	○	○	
◆ブレーキ			
シューライニング取替	○	○	
ブレーキスプリング取替	○	○	
オーバーホール	○	○	
◆油圧パワーユニット			
ポンプメカニカルシール取替			○
ポンプ軸取替			○
ポンプOリング取替			○
ベルト取替			○
バルブ取替			○
高圧ゴムホース			○
ピクトリック継ぎ手ゴムリング取替			○
サイレンサーゴムパッキン取替			○
ラインフィルターエレメント取替			○
◆調速機			
シーブ取替	○	○	○
軸受取替	○	○	○
◆階床選択器			
可動接触子取替			
アドバンサーモーター取替			
電磁クラッチ取替			
キャッチマグネット取替			

主要整備工事範囲	機種分類		
	ACGL	VFGD	HD
カムスイッチ取替			
逆転検知スイッチ取替			
移動ケーブル取替			
セレクターテープ取替			
◆制御盤			
リレー本体取替	○	○	○
コンタクター本体取替	○	○	○
半導体プリント基板取替	○	○	○
コンデンサー取替	○	○	○
◆かご関係			
着床スイッチ取替	○	○	○
ガイドシュー（ローラー）取替	○	○	○
セフティー用スラックケーブル取替			○
非常用バッテリー取替	○	○	○
◆昇降路			
C/Wガイドシュー（ローラー）取替	○	○	
メインロープ取替	○	○	○
ガバナーロープ取替	○	○	○
テールコード取替	○	○	○
スローダウンカムスイッチ取替	○		
◆油圧ジャッキ関係			
Uパッキン取替			○
ステップシール取替			○
Oリング取替			○
◆ドア関係			
ドアシュー取替	○	○	○
ハンガーローラー取替	○	○	○
エキセンローラー取替	○	○	○
連動ロープ取替	○	○	○
インターロックスイッチ取替	○	○	○
ドアカムスイッチ取替	○	○	○
ドア駆動ベルト取替	○	○	○
ドアセフティーシューコード取替	○	○	○
ドア係合ローラー取替	○	○	○

主要整備工事範囲	機種分類		
	ACGL	VFGD	HD
◆その他設備			
遮煙のりばドア、気密材取替			

備考：契約範囲内の付加装置に関する部品交換を含む。

除外項目

(1) 機械室内建物付属設備

(2) 昇降路周壁

(3) 下記に対する塗布、メッキ直し、修理、取替

イ 昇降かご（ゴムタイル含む）

ニ 敷居

ロ 各階乗り場戸

ホ 押し釦フェースプレート

ハ 三方枠

ト 操作盤フェースプレート

付加装置・付加仕様点検内容

付加装置・機能	点 検 内 容
オートアナウンス	動作確認
防犯カメラシステム	モニターによる録画画像の確認、定期的な消耗品の交換
I T Vシステム	監視室、エレベーターホールのモニター画像確認
地震時管制	ビル管理者と打ち合わせのうえ、仕様フローに従って機能確認、バッテリー電圧・乾燥剤確認
火災時管制	ビル管理者と打ち合わせのうえ、仕様フローに従って機能確認
自家発電管制	ビル管理者と打ち合わせのうえ、仕様フローに従って機能確認
停電時自動着床装置	バッテリーの補水・電圧・外観、充電器、機械室換気等確認、N Lによる運転確認
クーラー・エアコン	熱交換器、エアーフィルター清掃、排水装置・機能、動作機能確認
クリーンルーム対応	差圧計指示値を記録する（その他別途お打ち合わせ）
トスコール	通話テスト、発報テスト
パーキング機能	機能確認
戸開放時間自動設定機能	機能確認
イタズラ呼びキャンセル機能	機能確認
反転時呼びキャンセル機能	機能確認
照明自動消灯機能	機能確認
換気扇自動休止機能	機能確認
行き先階取消し機能	機能確認
サービス階切放し運転	機能確認
気配りアナウンス機能	機能確認
機械室温度異常時管制	ビル管理者と打ち合わせのうえ、仕様フローに従って機能確認
ピット浸水管制	ビル管理者と打ち合わせのうえ、仕様フローに従って機能確認
自動救出装置	仕様フローに従って機能確認
かご外部照明	ランプ切れ確認
光電式運転装置	呼登録確認
無人搬送車対応	運転フローチャートに従って機能確認
誘導式運転装置	呼登録確認
インフォメーションシステム	ディスプレイ画像確認
監視盤	各管制運転SWの動作機能確認、バッテリー電圧、ランプ確認
警報盤	動作機能確認
群管理盤	制御盤に準じた点検
光電管式ドアセフティー	動作確認、投受光器清掃
超音波式ドアセフティー	センサーネット清掃、動作範囲確認
多光軸式ドアセフティー	センサーの清掃、動作確認
タッチレス式ドアセフティー	バランス電圧確認
塩害環境	制御盤・リレー接点部・各機器端子部の変色・塩の付着・発錆確認
ガス害環境	加圧状況の確認、絶縁抵抗測定、発錆の確認、各機器のカバー・バックギン確認
多湿環境	発錆・変色・機器内部の水滴確認、絶縁抵抗測定、ヒーター、空調装置動作確認、ホームランディング確認、ピットの排水確認
多塵環境	加圧ファンの運転状況確認、防塵フィルター清掃、シル溝・かご上・ピット・ローラーガイドシュー清掃
防滴型	発錆・変色・機器内部の水滴確認、絶縁抵抗測定、ヒーター、空調装置動作確認、ホームランディング確認、ピットの排水確認

付加装置・機能	点 検 内 容
防湿型	発錆・変色・機器内部の水滴確認、絶縁抵抗測定、ヒーター、空調装置動作確認、ホームランディング確認、ピットの排水確認
防塵型	加圧ファンの運転状況確認、防塵フィルター清掃、防塵用ゴムパッキン確認、シル溝清掃
防爆型	加圧状況の確認、各機器のカバー・パッキン確認、ランプ類カバーの確認
非常用	防水防滴処理の状態確認、表示銘板確認、呼戻し・一次消防・二次消防の機能確認
車椅子用	身障者用押釦、ドア開時間、鏡
展望用	かご外装板・かご室ガラスパネルの取り付け状態確認、調速機シーブの付着物清掃
巻上機横引（ベ-スメントタイプ）	ロープ、シーブ、防振ゴム（ストッパー含）
かご出入口2方向	呼び応答確認、両側のドアが同時に開かないことを確認
上開きドア（アップスライディングドア）	かご・ホールドアの同期確認、各駆動チェーン・ドアガイドローラー・ドア吊り合い重りガイドシュ-・ドアセフティーシュ-
精密着床装置	動作確認
インチング装置	動作機能確認
通報用フィルター回路	通報回路確認
C/W用セフティー	各部取り付け状態、ジョ-の動き、寸法確認
斜行エレベーター	ローラーガイドシュ-・テールコードヒッチ部・レールブラケットの歪み確認、ガバナーテンショナーの余裕ストローク・キャッチ部寸法

注意：設置機種により該当しない場合があります。

その他装置	点 検 内 容
遮煙のりばドア	外観確認、気密材性能確認

注意：設置機種により該当しない場合があります。

定期点検・測定・整備基準
電気設備編
負 荷 設 備

点検及び保守

一 般 事 項

- (1) 負荷設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、その他関係法令等を遵守して、適正にその点検及び保守を行う。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
共 通 事 項	1. 外観点検				
	(1) 各 部	1) 汚れ、損傷、変形、変色、腐食、塗装の剥離、焼損等の有無を点検する。 2) 支持材、取付ボルト等の緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めをする。 3) 異常音、異臭、過熱等の有無を点検する。		○	
	(2) 配線等	1) 接続端子等の緩み、脱落の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めをする。 2) 損傷、断線の有無を点検する。		○	
				○	
分電盤・電源盤・開閉器箱等	1. 外観点検				
	(1) キャビネット	1) 銘板の名称変更、修正、脱落の有無を点検する。 2) 配線札の損傷、脱落、行き先表示等を点検する。		○	
	(2) 内部機器	1) テストボタンによる動作の確認を行う。（負荷状況により出来ない場合は除く。）		○	
	2. 機能点検				
	(1) 絶縁抵抗測定	1) 低圧、制御回路と大地間との絶縁抵抗を測定する。		○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
耐熱分電盤	※ 次による他「分電盤・電源盤・開閉器箱等」による。 1. 外観点検 (1) キャビネット	1) 認定ラベルが剥がれていないか確認する。 2) 断熱充填物に欠損はないか点検する。		○ ○	
照明器具等	1. 外観点検 (1) 構造一般	※ 一般照明器具に適用する。 1) 汚損、損傷及び発錆及び発錆状況の有無を確認する。 2) 反射板、透過性カバーの汚損及び変色の有無を確認する。 3) 点灯時の異常なうなり音、管球の異常なちらつき等の有無を確認する。 4) ソケットに変形、割れ、破損等がないか点検する。 5) 高調波専用点灯形照明器具には、専用ランプが装着されているか点検する。 6) 洗剤（中性あるいは弱アルカリ性）を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きで仕上げる。 （ただし、実施できない箇所または汚れがほとんどない器具は省略できる）		○ ○ ○ ○ ○ ○	
外灯設備	1. 外観点検 (1) 灯具 (2) その他	1) 灯具の変形、破損、腐食の有無を確認する。 2) グローブを取り外し、内外面の清掃を行う。 3) 安定器収納部の浸水又はその形跡を点検する。 1) 自動点滅器・タイマなどの作動が正常に働いているか確認する。		○ ○ ○ ○	
避雷設備	1. 外観点検 (1) 避雷針 (2) 接地線	1) 受雷部の取付、支持の状況を点検する。 2) 受雷部の汚損、損傷、変形、亀裂、発錆、変色等の有無を点検する。 1) 接地線端子部の変色、腐食の有無を点検する。 2) 接地線支持の緩み、損傷及び断線の有無を点検する。		○ ○ ○ ○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	2. 機能点検 (1) 接地抵抗	1) 避雷針用又は機器保安用接地の接地抵抗を測定する。		○	
航空障害灯、緊急離発着スペース		※ 簡単に確認できる範囲とする。			
	1. 外観点検	1) 機器の取付、支持の状況を点検する。		○	
	(1) 取付機器	2) 機器の汚損、損傷、変形、亀裂、発錆、変色等の有無を点検する。		○	
	(2) 接地線	1) 接地線端子部の変色、腐食の有無を点検する。 2) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検する。		○ ○	
監視カメラ					
	カメラハウジング				
	1. 外観点検				
	(1) ハウジング	1) 機器の取付、支持の状況を点検する。 2) 屋外用は、特に外観の塗装、錆、水漏れ等が発生していないか確認する。		○ ○	
	(2) 電動ファン デフロスター ヒーター	1) 作動状況を点検する。		○	
	(3) ワイパー	1) 操作器により動作させ、異常音、ワイパーブレードの消耗状態を点検する。		○	
	2. 機能点検				
	(1) 絶縁抵抗	以下のとおり絶縁抵抗を測定し、良否を確認する。 A. 250Vの絶縁抵抗計にて測定し、10MΩ以上であること。		○	
	カメラ取付台				
	1. 外観点検				
	(1) 屋内用	1) ショックを与えることで緩みが出るか確認する。 2) 角度調整器がスムーズに作動するか確認する。		○ ○	天井ボード
	(2) 屋外用	1) 取付部の腐食を確認する。 2) 角度調整器がスムーズに作動するか確認する。		○ ○	コンクリート 鉄板
	オートシーケンシャル				
	1. 外観点検				
	(1) インジケータ	1) 切替タイミング毎にランプが点灯するか確認する。		○	
	2. 機能点検				

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
カメラ	(1) 切替動作	1) 手動、自動の切替、自動切替タイマー調整は正常か点検する。		○	
レンズ	1. 外観点検				
	(1) 本体	1) 破損、汚れがないか点検する。		○	
	2. 機能点検				
	(1) 各調整	1) フォーカスを調整する。 2) 同期発振信号が正常か点検する。 3) 暗い場所でも明るい場所での撮影と同じレベルの明るさの画面を作り出せるか確認する。 4) 映像出力信号を測定する。 5) 電源回路電圧測定。		○ ○ ○ ○ ○	
	1. 外観点検				
	(1) 本体	1) 破損、汚れがないことを点検する。		○	
	(2) 絞り	1) 固定レンズで最良の画質になるように絞り値を点検する。		○	
モニターテレビ	1. 外観点検				
	(1) 本体	1) 破損、汚れ、変形、取付状態を確認します。		○	
	(2) モニター	1) 画面の明るさ、コントラスト、解像度等により感度低下の程度、焼き付けの状態を確認する。		○	
	(3) 輝度	1) 明るさ、輝度のつまみで十分調整できるか点検する。		○	
	(4) 同期	1) 水平同期、垂直同期のつまみにより同期が安定に取れるかどうかを確認する。		○	
	(5) 映像	1) 画面の歪みがないかを確認し、歪みが認められる時は各ボリュウムで調整する。		○	
	(6) 映像入力レベル	1) 入力信号が正常か点検する。		○	
	(7) 電源	1) 電源回路電圧測定。		○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
映像分配機	1. 外観点検 (1) 結線接続	1) 入出力コネクタの緩みがないか点検する。		○	
照 明 制 御 装 置 ※ 外観点検は、目視での状態点検、清掃および増し締めを各機器とともに行う。					
	1. 機能点検 (1) センター装置 本体	1) キーボード等の動作を確認する。 2) 動作試験時の履歴取込を確認する。		○ ○	
	(2) コントローラ	1) 1次供給電源の電圧測定 2) 2次電源の電圧測定 ○ CPU 5V ○ N-MAST系統 24V ○ 伝送信号系統 24V ○ 電池 3V 3) 通電、動作表示ランプ等確認 ○ CPUボードのLED表示確認 ○ N-MASTのLED確認 ○ 伝送信号のLED確認		○ ○ ○	
	(3) 保存 (PC)	1) 専用ツールで最新のデータバックアップ		○	Win7
車 路 管 制 シ ス テ ム					
	1. 外 観	1) 取り付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無を点検する。 2) 配線、端子接続状態を点検する。 3) 発熱、異常音及び振動の有無を点検する。		○ ○ ○	
	2. 車両検知器盤	1) 供給電源電圧及び出力電圧を測定し、その良否を確認する。 2) リレー動作等が正常に動作しているか確認する。		○ ○	
	3. 検 知 器 (1) ループコイル	1) 車両感知感度を点検する。 2) 車両感知時の各機器との連動を確認する。		○ ○	
	4. カーゲート	1) 遮断バー位置を確認する。 2) 各ベルト及び各ギア部の状態を点検する。 3) 開閉動作を確認する。		○ ○ ○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	5. テレビ インターホン	1) 取り付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無を点検する。 2) 音量、明瞭度、雑音、漏話、混線等の有無を点検する。		○	
	6. カードリーダー	1) 取り付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無を点検する。 2) 読み取り機能及び認識機能が動作することを確認する。		○	
	7. 表示灯、注意灯 回転灯など	1) 電球点灯及び点滅灯を確認する。 2) ブザー鳴動を確認する。 3) 各動作条件に応じた動作の確認をする。		○ ○ ○	
	8. システム連動	1) 各入出庫動作を確認する。		○	
電 気 時 計 装 置					
	1. 親 時 計	1) 据付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無を点検する。 2) 親時計の各種接点、機構部分、モータ、各スイッチ灯の動作機能を確認し、正確な時刻の規正を行う。 3) バッテリーの充電状態の確認を行う。 4) 時報器、チャイム、タイマ等の設定時間、動作機能（自動、手動、起動、停止）及び親時計部との時間同調の確認を行う。		○ ○ ○ ○	
	2. 子 時 計	1) 親時計との指示誤差等の調整を行う。 2) 取り付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無を点検する。		○ ○	
インターホン設備					
	1. インターホン 機 器	1) 取り付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無を点検する。 2) 音量、明瞭度、雑音、漏話、混線等の有無を点検する。		○ ○	

定期点検・測定・整備基準
電気設備編
構内交換設備

点検及び保守

一般事項

- (1) 負荷設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、その他関係法令等を遵守して、適正にその点検及び保守を行う。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。
- (4) 保守点検回数は、月1回とする。
- (5) 一般消耗品（ヒューズ、プリンタ用紙、インクリボン、冷却ファン）は、保守業者の負担とする。
- (6) 保守部品枯渇の理由で点検・調整等の処置のみで修理等（復旧）ができない場合は、速やかに監督職員に報告すること。（対応を協議する）
- (7) 除外事項
 - ① 本設備の増設、移設、改造及び撤去に関する作業、立会い
 - ② 蓄電池（バッテリー）の交換
 - ③ 電話機本体及びPHS子機本体の修理
 - ④ 天災、地変等の保守業者の責に帰することができない原因の故障修理

電話設備

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期
			備 考
自動電話交換機	1. 交換機本体 (1) 外 観	1) 装置架及び各部の緩みの有無を点検する。 2) 装置架及び各部の汚れ、損傷、腐食の有無を点検する。	
	(2) 試 験	1) 内線電話機の試験は、各内線加入者の動作確認を行う。 2) NTT回線の通話状態を確認する。 3) 専用線・中継線を補足し、通話状況の確認を行う。 4) 目視、ランプ表示による動作運用状況の確認を行う。 5) 各種信号音をモニターし、確認試験を行う。 6) PHS用BSの稼働状況の良否を確認する。 7) 音声サービスユニットに接続し、動作を点検する。 8) 障害警報情報を確認し、障害記録を印字する。	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期
			備 考
		9) 架内の埃等の除去	
	(3) 屋内配線 2. 端末管理装置 (1) 保守コンソール点検 (2) 管理 3. その他	1) 主配線盤、端子盤の配線状況を点検する。 1) ディスプレイの汚れ及び表示状態を確認する。 2) キーボードの汚れ状態を確認する。 3) 通話料金管理機能の稼働確認、課金、ロギング等 を出力し確認する。 1) バックアップファイルを作成する。 2) 運転ファイルの保管管理を行う。 1) トラフィック測定機能により、トラフィック情報を 出力し、確認する。	本業務に含まない。

資料の記録及び作成

その他

- (1) 業務の実施を適切に行うために、点検及び保守を行ったのち、必要な事項を総合的にまとめ、資料の整理・保管及び修正を行うこと。
- (2) 工事による設備の数量や図面等の記載事項に変更が生じる場合は、速やかに資料等の訂正及び変更を行うこと。
- (資料、図面の定義)
資料及び図面の定義は以下のとおりとする。
- 1) 完成図書 2) 交換機中継方式図 3) 交換機機器実装図
4) ケーブル、機器（PHSアンテナ含む）及び電話機（一般・多機能）の配置図
5) その他関連する必要な事項

定期点検・測定・整備基準
電気設備編
無停電電源設備

点検及び保守

一般事項

- (1) 本章は、防災用、操作用、バックアップ用の静止形電源設備について適用する。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
共 通 事 項	1. 外観点検 (1) 各 部	1) 汚れ、損傷、変形、変色、腐食、塗装の剥離、焼損等の有無を点検する。 2) 支持材、取付ボルト等の緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めをする。 3) 異常音、異臭、過熱等の有無を点検する。		○	
	(2) 配線等	1) 接続端子等の緩み、脱落の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めをする。 2) 損傷、断線の有無を点検する。		○	
設 置 場 所	1. 外観点検 (1) 周 囲 (2) 区 画 等	1) 機器周囲の保有距離が適正であることを確認する。 1) 室内の天井、壁、床、扉等の変形、損傷等の有無を点検する。 2) 不燃専用室の区画、防火戸等に変形、損傷等の有無を点検する。 3) キュービクル式構造のものは、外筐、扉、換気口等の変形、損傷、腐食、塗装の剥離等の有無を点検する。	○	○	
	(3) 漏水等	1) 室内又はキュービクル内への漏水、小動物等の侵入又はその痕跡、塵埃の堆積の有無を点検する。塵埃がある場合は清掃する。		○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	(4) 室内換気装置	1) 自然換気口の開口部の状態が適正であることを確認する。 2) 機械換気装置の異常音、異常振動、過熱等の有無を点検する。 3) 室内の温度が0℃～40℃であることを確認する。		○	
	(5) 標 識	1) 室の標識の汚れ、損傷、脱落等の有無及び取付位置が適正であることを確認する。 汚れがある場合は清掃する。		○	
整 流 器、インバータ装置					
	1. 外観点検				
	(1) 表示灯等	1) 球切れ、緩みの有無を点検する。球切れがある場合は交換する。		○	
	(2) 切替器及び遮断器	1) 入出力、負荷、警報等の切替器及び遮断器の「入」「断」の状態を点検する。		○	
	(3) 表示	1) 容量、製造年、製造者名等が適正に取りつけられていることを確認する。		○	
	(4) ヒューズ等	1) 溶断、緩み、脱落等の有無を点検する。溶断している場合は交換する。	○		
	(5) 計器類	1) 各種計器類の指示値が適正であることを確認する。		○	
	(6) 警報等	1) 試験ボタン等により、作動状況を点検する。		○	
	(7) 保護継電器等	1) 表示器の状態、リセット装置の作動状況を点検する。		○	
	(8) 換気ファン	1) 運転中の異常音、異常振動、異臭、過熱、フィルターの目詰まり等の有無を点検する。詰まりがある場合は清掃する。		○	
	2. 機能点検				
	(1) 絶縁抵抗	以下の箇所の絶縁抵抗を測定し、良否を確認する。 ① 交流入力側―大地間 ② 交流出力側―大地間 ③ 直流出力側―大地間		○	
	(2) シーケンス	1) 運転、停止、出力切替試験及び模擬障害等により、次		○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	試験	の機能等の作動状況を点検する。 A. 各種継電器（補助リレー、タイマー）の作動状況を点検する。 B. 重故障発生時の停止機能、出力切換機能等の作動状況を点検する。 C. 軽・重故障発生時の各種警報の作動等を点検する。 D. 故障復帰後に各種警報の復帰等を点検する。			
	（3）停電試験	1) 交流入力を遮断し、停電状態として蓄電池運転への切り替わり状を点検する。		○	
	3. 総合点検				
	（1）出力電圧波形	1) 各検出ユニット（順変換、インバータ）等のテスト端子の電圧を測定し、異常がないことを確認する。 2) 出力電圧波形をシンクロスコープで測定し、異常がないことを確認する。		○	
				○	
蓄電池		直流電源設備の「蓄電池」による。			

定期点検・測定・整備基準
電気設備編
直 流 電 源 設 備

	一 般 事 項
点検及び保守	(1) 本章は、防災用、操作用、バックアップ用の静止形電源設備について適用する。 (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。 (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。 (4) 消防法で定める「非常電源」に当たる場合、「電気事業法」の自家用電気工作物に係る場合は、関係法令に基づく点検及び保守を行うこととする。

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
共 通 事 項	1. 外観点検				
	(1) 各 部	1) 汚れ、損傷、変形、変色、腐食、塗装の剥離、焼損等の有無を点検する。 2) 支持材、取付ボルト等の緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めをする。 3) 異常音、異臭、過熱等の有無を点検する。	○		
	(2) 配線等	1) 接続端子等の緩み、脱落の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めをする。 2) 損傷、断線の有無を点検する。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
設 置 場 所	1. 外観点検				
	(1) 周 囲	1) 機器周囲の保有距離が適正であることを確認する。	○		
	(2) 区 画 等	1) 室内の天井、壁、床、扉等の変形、損傷等の有無を点検する。 2) 不燃専用室の区画、防火戸等に変形、損傷等の有無を点検する。 3) キュービクル式構造のものは、外筐、扉、換気口等の変形、損傷、腐食、塗装の剥離等の有無を点検する。	○ ○ ○		
	(3) 漏水等	1) 室内又はキュービクル内への漏水、小動物等の侵入又はその痕跡、塵埃の堆積の有無を点検する。塵埃がある場合は清掃する。	○		
	(4) 室内換気装置	1) 自然換気口の開口部の状態が適正であることを確認する。 2) 機械換気装置の異常音、異常振動、過熱等の有無を点検する。 3) 室内の温度が0℃～40℃であることを確認する。	○ ○ ○		
	(5) 標 識	1) 室の標識の汚れ、損傷、脱落等の有無及び取付位置が適正であることを確認する。 汚れがある場合は清掃する。	○		
整 流 器	(充電装置)				
	1. 外観点検				
	(1) 表示灯等	1) 球切れ、緩みの有無を点検する。球切れがある場合は交換する。	○		
	(2) 切替器及び遮断器	1) 入出力、負荷、警報等の切替器及び遮断器の「入」「断」の状態を点検する。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	(3) 表示	1) 容量、製造年、製造者名等が適正に取りつけられていることを確認する。	○		
		2) 消防法による非常電源又は建築基準法による予備電源に該当する場合は、消防法又は建築基準法に適合した旨の表示若しくは蓄電池設備認定委員会の認定証票が取付けられていることを確認する。	○		
	(4) ヒューズ等	1) 溶断、緩み、脱落等の有無を点検する。溶断している場合は交換する。	○		
	2. 機能点検				
	(1) 充電電圧	1) トリクル充電電圧又は浮動充電電圧を測定し、定格の±1%の範囲であることを確認する。	○		
		2) 均等充電電圧を測定し、規定値内であることを確認する。	○		
	(2) 負荷電圧	1) 負荷電圧を測定し、異常がないことを確認する。	○		
	(3) 交流入力電圧	1) 交流入力電圧を測定し、異常がないことを確認する。	○		
	(4) 負荷電流 充電電流	1) 負荷電流、充電電流に異常がないことを確認する。	○		
	3. 総合点検				
	(1) 絶縁抵抗	以下の箇所の絶縁抵抗を測定し、良否を確認する。 ① 交流入力側—直流出力側 ② 交流入力側—大地間 ③ 直流出力側—大地間		○	
	(2) 停電切替自動 充電試験	1) 交流入力を遮断し、停電状態とした時の作動状況を点検する。		○	
		2) 停電状態から復電した時の回復充電、浮動充電への自動切替機能を点検する。		○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	(3) 警報動作	1) 模擬障害を発生させ、各警報装置の作動及び警報の外部送出について点検する。		○	
蓄 電 池	1. 外観点検				
	(1) 電 槽	1) 汚れ、損傷、亀裂、液漏れの有無を点検する。	○		
	(2) 架 台	1) 汚れ、損傷、腐食、塗装の剥離等の有無を点検する。	○		
	(3) 接続部	1) 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部に発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。緩みがある場合は次のとおり増締めする。 A. トルクレンチで規定値まで増締めする。	○		鉛蓄電池
	2. 機能点検				
	(1) セル電圧	1) 浮動充電中の各セルの電圧を測定し、次に示す電圧値であること。(1セル当たりの電圧値) A. C S形 : 2.15V±0.05V B. H S形 : 2.18V±0.05V C. M S E , H S E形 : 2.23～2.30V±0.05V	○		

定期点検・測定・整備基準
電 気 設 備 編
自 家 発 電 設 備

点検及び保守	一 般 事 項
	(1) 本章は、非常用の自家発電設備に適用する。 (2) コージェネ自家発電設備については、本章において「常用発電機」として定めたもの以外は別紙によるものとする。 (3) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。 (4) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。 (5) 消防法で定める「非常電源」に当たる場合、「電気事業法」の自家用電気工作物に係る場合は、関係法令に基づく点検及び保守を行うこととする。

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
キュービクル「本体収納」 (屋外タイプに限る)	1. 外観点検				
	(1) 機器、周囲	1) 運転、点検の支障になるものの有無を確認する。 2) 廃液、ウェス等の可燃物の放置の有無を確認する。可燃物がある場合は除去する。	○		
	(2) 漏水等	1) キュービクル式構造のものは、外筐、扉、換気口等の変形、損傷腐食、塗装の剥離等の有無を点検する。 2) 屋外用キュービクル構造のものは、換気口の目詰まり、雨水等の侵入防止装置の変形、損傷等の有無を点検する。	○		
	(3) 換気装置	1) 自然換気口の開口部の状況を点検する。	○		
	(4) 標識等	1) 次の標識の汚れ、損傷、脱落等の有無、取付位置を確認する。 汚れがある場合は清掃し、脱落等がある場合は補修する。 ① 発電設備 ② 少量危険物貯蔵取扱所 ③ 表示板、注意板 ④ 関係者以外立入禁止 ⑤ 高圧危険 ⑥ 「自家発電設備始動用」の表示 (専用の蓄電池設備に限る)	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
自家発電装置 (200KVA、500KVA)					
	発電機				
	1. 外観点検				
	(1) 外観一般	1) 取付ボルトの緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。	○		
		2) 変形、損傷、脱落、腐食、塗装の剥離等の有無を点検する。	○		
	(2)巻線・鉄心	1) 巻線の変形、き裂の有無を点検する。	○		
		2) 鉄心の変色、変形、錆の有無を点検する。	○		
		3) 絶縁物の変色、変形、錆の有無を点検する。	○		
		4) 塵埃による汚損、目詰まり、異物の有無を確認する。	○		
		5) リード線、渡り線の状態を確認する。	○		
	(3)界磁 (ブラシ式)	1) 励磁機力バー内の汚損、異物の有無を確認する。	○		
		2) 整流素子、冷却ファンの状態を点検する。	○		
		3) 締め付け状態を確認する。	○		
	(4)端子	1) 口出し線の劣化、汚損、損傷の有無を点検する。	○		
		2) 端子箱、保護カバーの取付の状態を確認する。	○		
		3) 接続部、ケーブルヘッド、絶縁処理の状態を確認する。	○		
	(5)接 地 線	1) 接地線の損傷、断線、緩み、脱落等の有無を点検する。 。緩みがある場合は増し締めする。	○		
	2. 機能点検				
	(1) 出力、端子等	1) リード線、端子の腐食、損傷、変形、変色、断線、緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。		○	
	(2) 潤 滑 油	1) 潤滑油等の汚れ、劣化の有無を点検する。		○	
	(3) 絶縁抵抗	1) 主回路及び励磁回路の絶縁抵抗を測定する。		○	
	原動機				
	1. 外観点検				
	(1) 各 部	1) 取付ボルトの緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。	○		
		2) 変形、損傷、脱落、腐食、塗装の剥離等の有無を点検する。	○		
	(2) 燃料油等	1) 配管、バルブ、ノズル等からの漏油の有無を点検する。	○		
	(3) 冷却水	1) 冷却器、シリンダーケース等からの漏水の有無を点検する。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	(4) 潤滑油	1) ゲージ棒により、調速機、燃料ポンプ、過給機、クランクケース、その他の油量を点検する。	○		
	(5) 機関付属機器等	2) ドレンプラグ等より漏油の有無を点検する。 1) 機関付属機器等の取付状態、変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	○ ○		
	2. 機能点検				
	(1) 潤滑油	1) 潤滑油等の汚れ、劣化の有無を点検する。		○	
自動始動盤 (200KVA、500KVA)					
	1. 外観点検				
	(1) 各 部	1) 漏水、小動物の侵入又はその痕跡、塵埃の堆積等の有無を点検する。漏水等がある場合は補修する。 2) 汚れ、損傷、亀裂、腐食、塗装の剥離等の有無を点検する。 3) 支持・固定ボルト等の緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は、増し締めする。 4) 異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無を点検する。	○ ○ ○ ○		
	(2) 扉 等	1) 錠、丁番等の損傷、施錠の有無を点検する。 2) 内部の防護用扉（板）等の固定ボルト等の緩み等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。	○ ○ ○		
	(3) 母線、端子絶縁物等	1) 汚れ、損傷、亀裂、腐食、変色、取付ボルト等の緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 2) 接続部の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。	○ ○		
	(4) 接地線等	1) 接地線の損傷、断線、緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。	○		
	(5) 補助継電器等	1) 本体、カバー等の損傷、緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 2) 異常音、異臭、過熱等の有無を点検する。	○ ○		
	(6) 表示灯、指示計器等	1) 表示灯の破損、緩み、球切れ等の有無を点検する。球切れしたものは交換する。 2) 指示計器類の動作、零点位置等を点検する。零点位置を調整する。	○ ○ ○		
	(7) 切換器、操作器等	1) 器具等の損傷等の有無を点検する。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
配 管	(8) 制御回路等の配線	1) 損傷、固定及び接続の緩み、断線等の有無を点検する。 緩みがある場合は増し締めする。	○		
	(9) 換気装置	1) 異常音、過熱等の有無を点検する。 2) 換気装置の詰まりの有無を点検し、詰まりがある場合は清掃する。	○ ○		
	(10) 引出装置	1) 引出装置等の汚れ、損傷、腐食、固定の緩み等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 2) 引出装置のレール、ローラ等の作動状態を点検する。 指定箇所に給油又は給脂する。	○ ○		500に限る
	(11) 真空遮断器	1) 電気設備編 受変電設備「真空遮断器・・・」に準じる		○	500に限る
	(12) 保護継電器 (各 種)	1) 電気設備編 受変電設備「保護継電器・・・」に準じる		○	500に限る
	2. 機能点検等	1) 各部の機能点検又は総合点検に係る事項は、電気設備編 受変電設備の各該当項目に準じる。			
	(冷却水、燃料、排気)				
	1. 外観点検	1) 支持金物、防振装置の損傷、緩み、脱落の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 2) 汚れ、損傷、断熱保護材の脱落等の有無を点検する。 3) 室外露出部の腐食の有無及び先端部保護網の取付状態の良否を点検する。 4) 接手、弁軸部等からの漏水（油）の有無を点検する。 漏水（油）があるときは補修する。	○ ○ ○ ○		排気 冷却水、 燃料
	始動用蓄電池設備				
	1. 外観点検	1) 電気設備編 蓄電池設備「外観点検」に準じる			
	2. 機能点検	2) 電気設備編 蓄電池設備「機能点検」に準じる			
共通台床、防振装置	1. 外観点検				
	(1) 各 部	1) 基礎等の破損、亀裂等の有無を点検する。 2) 基礎ボルトの腐食、破損、変形、緩み等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 3) 汚れ、損傷、腐食、塗装の剥離等の有無を点検する。 4) 防振ゴム、パネ等の破損、変形、亀裂等の有無を点検する。 5) ストッパーの変形、溶接部の外れ等の有無を点検する。 6) 共通台床設置機器の取付ボルトの腐食、損傷、変形、緩み等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。	○ ○ ○ ○ ○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
		る。			
装置の総合試験、作動試験	1. 作動試験	1) 自動始動盤に設けられている始動運転スイッチにより始動、停止を行い、シーケンス、切替動作、機関停止および運転待機への動作時間等の良否を点検する。	○		
	2. 試運転	1) 試運転を無負荷にて 5 ～ 10 分程度行い、次の項目を確認する。 ① 始動前にプライニングを行い、各部の異常の有無。 ② 電圧確立時間。 ③ 運転中の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無。 ④ 防振機能の異常の有無。 ⑤ 発電機スリップリング等の異常火花発生の有無。 ⑥ 給油口よりオイルリングの回転異常の有無。 ⑦ 軸受部の異常温度上昇の有無。 ⑧ 循環ポンプの異音、異臭、異常振動の有無。 ⑨ 排気状態、ファンの回転状態の異常の有無。 ⑩ 冷却水、燃料油の漏れの有無。（漏れがあるときは補修する。） ⑪ 排気系配管、消音器からの空気漏れの有無。（漏れがある場合は応急処置する。） ⑫ 電圧、周波数等の各計器の指示値の異常の有無。 ⑬ 回転数、温度、圧力等の指示値の異常の有無。 ⑭ 機器側手動停止装置の動作状態の良否。	○		
	3. 保護装置作動試験	下記の保護装置の検出部を作動させ、保護装置の作動、表示、警報等を点検する。ただし、該当しないものは除く。 ① 始動渋滞 ② 過速度 ③ 油圧低下 ④ 冷却水温度上昇 ⑤ 過電圧 ⑥ 非常停止 ⑦ 不足電圧 ⑧ 過電流 ⑨ 油面低下 ⑩ シーケンス異常		○	
	4. 負荷運転試験	1) 負荷を接続して運転（3 時間以上又は機器温度が飽和		○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	5. 点検終了後	するまで) し、次の項目を点検する。 ① 発電機出力、電圧、電流、周波数。 ② 騒音、振動。 ③ エンジンの潤滑油、冷却水等の温度、潤滑油圧力。 ④ エンジンの回転速度。 1) 点検終了後、スイッチおよび弁等の状態確認（定位置）を行う。		○ ○ ○ ○ ○	
燃 料 タ ン ク (搭載型)	1. 外観点検	1) 油量の測定、油面計の損傷、動作の異常の有無を点検する。 2) 燃料タンクの損傷、変形、腐食等の有無、取付状況を点検する。	○ ○		
	2. 負荷運転後	1) 負荷運転後に燃料タンクに燃料を補給する。		○	
設置場所（発電機室全般）	1. 外観点検				
	(1) 環境等	1) ディスコン棒その他操作器具の破損、汚損の有無及び収納場所が適正か点検する。 2) 機器の搬入、搬出、測定機器を持つての安全通路の可否を点検する。		○ ○	
	(2) 接地端子盤	1) 接地線等の損傷、緩み、脱落等の有無を点検する。		○	
	2. 機能点検	1) 主回路（高・低圧）、制御回路と大地間との絶縁抵抗を測定する。		○	
	3. 総合点検	1) 各種警報が、外部警報盤等に正常に表示されるか点検する。		○	
自 家 発 電 装 置 (450KVA「常用発電機」で防災用発電機を兼用)	発電機				
	1. 外観点検				
	(1) 外観一般	1) 取付ボルトの緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 2) 変形、損傷、脱落、腐食、塗装の剥離等の有無を点検する。	○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	(2) 巻線・鉄心	1) 巻線の変形、き裂の有無を点検する。 2) 鉄心の変色、変形、錆の有無を点検する。 3) 絶縁物の変色、変形、錆の有無を点検する。 4) 塵埃による汚損、目詰まり、異物の有無を確認する。 5) リード線、渡り線の状態を確認する。	○ ○ ○ ○ ○		
	(3) 界磁（ブラシ式）	1) 励磁機カバー内の汚損、異物の有無を確認する。 2) 整流素子、冷却ファンの状態を点検する。 3) 締め付け状態を確認する。	○ ○ ○		
	(4) 端子	1) 口出し線の劣化、汚損、損傷の有無を点検する。 2) 端子箱、保護カバーの取付の状態を確認する。 3) 接続部、ケーブルヘッド、絶縁処理の状態を確認する。	○ ○ ○		
	(3) 接 地 線	1) 接地線の損傷、断線、緩み、脱落等の有無を点検する。 緩みがある場合は増し締めする。	○		
	2. 機能点検				
	(1) 出力、端子等	1) リード線、端子の腐食、損傷、変形、変色、断線、緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。		○	
	(2) 潤 滑 油	1) 潤滑油等の汚れ、劣化の有無を点検する。		○	
	(3) 絶縁抵抗	1) 主回路及び励磁回路の絶縁抵抗を測定する。 高圧回路は1,000Vメガー、低圧回路は500Vメガー		○	
	原動機				
	1. 外観点検				
	(1) 各 部	1) 取付ボルトの緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 2) 変形、損傷、脱落、腐食、塗装の剥離等の有無を点検する。	○ ○		
	(2) 燃料油等	1) 配管、バルブ、ノズル等からの漏油の有無を点検する。	○		
	(3) 冷却水	1) 冷却器、シリンダーケース等からの漏水の有無を点検する。	○		
	(4) 潤滑油	1) ゲージ棒により、調速機、燃料ポンプ、過給機、クランクケース、その他の油量を点検する。 2) ドレンプラグ等より漏油の有無を点検する。	○ ○		
	(5) 機関付属機器等	1) 機関付属機器等の取付状態、変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	○		
	2. 機能点検				
	(1) 潤滑油	1) 潤滑油等の汚れ、劣化の有無を点検する。		○	

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
閉鎖形受配電盤（以下の点検項目は、「常用発電機」に限る）					
	1. 外観点検				
	（1）機器	電気設備編 受変電設備 「各機器共通」による			
	（2）接続部	電気設備編 受変電設備 「各機器共通」による			
	（3）接地線	電気設備編 受変電設備 「各機器共通」による			
	（4）環境等	1) 小動物等の進入又はその痕跡、ほこりの堆積等の有無を確認する。運転に支障あるほこりは、清掃する。		○	
	（5）制御回路等の配線	1) 保護ヒューズの破損、溶断等の有無を点検する。 2) 損傷、固定及び接続の緩み、断線等の有無を点検する。 。緩みがある場合は増し締めする。		○ ○	
	（6）切換器、操作器等	1) 器具等の損傷等の有無を点検する。		○	
	（7）指示計器	1) 各計器の指示値の適否を点検する。		○	
	（8）扉等	1) 内部の防護用扉（板又はアクリル）等の固定の緩み等の有無を点検する。緩みがある場合は、増し締めする。		○	
	（9）引出装置	1) 引出形装置のレール、ローラ等は円滑か点検する。 2) 引出装置等の汚損、損傷、発錆、固定の緩み等の有無を点検する。		○ ○	
	（10）補助継電器等	1) 本体、カバーの損傷、緩み、脱落の有無を点検する。 2) コイルの損傷、焼損、接点の摩耗、損傷、動作の異常等の有無を点検する。		○ ○	
	（11）母線	1) 電気設備編 受変電設備 「母 線」による			
	（12）真空遮断器	1) 電気設備編 受変電設備 「真空遮断器、真空接触器」による			
	（13）気中開閉器	1) 電気設備編 受変電設備 「気中開閉器（筐なし）」による			
	（14）電力ヒューズ	1) 電気設備編 受変電設備 「電力ヒューズ」による			
	（15）変圧器	1) 電気設備編 受変電設備 「乾式・モールド変圧器・・・」による			
	（16）計器用変成器	1) 電気設備編 受変電設備 「計器用変成器（・・・）」による			
保 護 継 電 器					
	1. 外観点検				
	（1）機器	電気設備編 受変電設備 「各機器共通」による			

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			6月	1年	備考
	(2) 接続部	電気設備編 受変電設備 「各機器共通」による			
	(3) 接地線	電気設備編 受変電設備 「各機器共通」による			
	(4) 配線	1) 制御線の損傷、断線、接続の緩みの有無を点検する。		○	
	(5) 動作表示器	1) 表示器の状態が適正か、復帰装置の動作が円滑か点検する。		○	
	(6) 内部	1) 分解とならない範囲で内部のほこり、粉等の侵入、堆積の有無を点検する。塵埃等の堆積がある場合は清掃する。		○	
	(7) 整定	2) 接点の汚損、損傷、摩耗等の有無を点検する。 1) タップ、レバーの整定が適正か整定書で点検する。		○	
	2. 機能点検				
	(1) 試験共通事項	※ 製造者の示す動作特性試験に分けて行う。 ※ 動作特性試験の確認点は、整定値を含む何点かでを行い、製造者の特性点と比較して継電器本体の良否を判定する。		○	
				○	
		1) テストボタンのあるものは、テストボタンでの動作を確認する。		○	
	3. 総合点検	※ 竣功時のシーケンス図、連動制御図等の図面に基づいて行う。			
		1) 関連する機器との連動試験を行う。		○	
		2) 関連する機器とのインターロック試験を行う。		○	
		3) その他関連			

定期点検・測定・整備基準
電気設備編
受変電設備

一般事項

点検及び保守

- (1) 受変電設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、その他関係法令等を遵守して、適正にその点検及び保守を行う。
- (2) 本施設の点検及び保守は、本仕様書によるものとするが、記載されている事項以外で本施設に設置されている機器等の点検及び保守については、文教施設保全業務標準仕様書令和5（2023）年版による。ただし、その場合は監督職員と協議の上決定とする。
- (3) 点検及び保守を行う機器及び機器周辺等の清掃を行うものとする。

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1年	随時	備考
各 機 器 共 通	1. 外観点検				
	(1) 機器	1) 機器の取付け、支持の状況を点検する。緩みがある場合は増し締めする。	○		
		2) 塗装の剥離の有無を点検する。	○		
		3) 機器、碍子、ブッシングなどの汚損、損傷、変形、亀裂、発錆、変色等の有無を点検する。	○		汚損は、清掃する。
	(2) 接続部	4) 機器部品等の脱落等の有無を点検する。	○		
		1) 端子部の変色、腐食、断線の有無を点検する。	○		
		2) 端子、配線符号の損傷及び脱落の有無を点検する。	○		
	(3) 接地線	1) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検する。	○		
	設置場所（電気室全般）				
	1. 外観点検				
	(1) 環境等	1) ディスコン棒その他操作器具の破損、汚損の有無及び収納場所が適正か点検する。	○		
		2) 機器の搬入、搬出、測定機器を持つての安全通路の可否を点検する。	○		
	(2) 接地端子盤	1) 接地線等の損傷、緩み、脱落等の有無を点検する。	○		
	2. 機能点検	1) 受変電機器の接地抵抗を接地端子盤において測定する。	○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1年	随時	備考
	3. 総合点検	2) 主回路（高・低圧）、制御回路と大地間との絶縁抵抗を測定する。 1) 各種警報が、外部警報盤等に正常に表示されるか点検する。	○ ○		
閉鎖形受配電盤					
	1. 外観点検 (1) 機器 (2) 接続部 (3) 接地線 (4) 環境等 (5) 制御回路等の配線 (6) 切換器、操作器等 (7) 指示計器 (8) 扉等 (9) 引出装置 (10) 補助継電器等	各機器共通による 各機器共通による 各機器共通による 1) 小動物等の進入又はその痕跡、ほこりの堆積等の有無を確認する。運転に支障あるほこりは、清掃する。 1) 保護ヒューズの破損、熔断等の有無を点検する。 2) 損傷、固定及び接続の緩み、断線等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 1) 器具等の損傷等の有無を点検する。 1) 各計器の指示値の適否を点検する。 1) 内部の防護用扉（板又はアクリル）等の固定の緩み等の有無を点検する。緩みがある場合は、増し締めする。 1) 引出形装置のレール、ローラ等は円滑か点検する。 2) 引出装置等の汚損、損傷、発錆、固定の緩み等の有無を点検する。 1) 本体、カバー等の損傷、緩み、脱落の有無を点検する。 2) コイルの損傷、焼損、接点の摩耗、損傷、動作の異常等の有無を点検する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	2. 総合点検	※ 竣工時のシーケンス図、連動制御図等の図面に基いて行う。 1) 関連する機器との連動試験を行う。 2) 関連する機器とのインターロック試験を行う。	 ○ ○		
母 線					
	1. 外観点検 (1) 電線・銅体等	1) たるみの有無及び離隔距離が十分か点検する。 2) 碍子等への固定の緩み、脱落等の有無を点検する。 3) 碍子の汚損及び亀裂の有無を確認する。 4) 被覆の汚損、損傷等の有無を点検する。	○ ○ ○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1年	随時	備考
		5) 接続部、クランプ類の損傷の有無を点検する。 6) 緩みなど原因箇所を特定できるものは増し締めする。	○ ○		
真空遮断器、真空接触器 (VCB,VCS)					
	1. 外観点検 (1) 機器 (2) 接続部 (3) 接地線 (4) 表示器等 (5) 制御回路 (6) 操作部等 2. 総合点検	各機器共通による 各機器共通による 各機器共通による 1) 度数計がある場合は動きを確認する。 1) 端子、配線の緩み、脱落等の有無を点検する。 緩みがある場合は、増し締めする。 2) 電源電圧が正常か点検する。 1) 手動又は電動による「入」「切」を行い、作動の良否 並びに異常音の有無を確認する。 2) 引き外し機能の作動が正常か点検する。 1) 関連機器、保護継電器との連動試験を行う。	○ ○ ○ ○ ○		
気中開閉器（筐体なし） (LBS)					
	1. 外観点検 (1) 機器 (2) 接続部 (3) 接地線 (4) 消弧部 (5) 操作部及び機構部	各機器共通による 各機器共通による 各機器共通による 1) 消弧部の損傷、焼損等の有無を点検する。 1) 機構部品に緩み、脱落等がないか点検する。緩みがある場合は、増し締めする。 2) 入、切操作が円滑か点検する。 3) 三相一括強制遮断する機構になっているか点検する。 4) 高圧充電部に容易に触れるような状態になっていないか、絶縁カバーの異常の有無を点検する。	○ ○ ○ ○ ○		
電力ヒューズ（ホルダー共） (PF)					
	1. 外観点検 (1) 機器 (2) 接続部 (3) 接地線 (4) 配線 (5) ヒューズ (6) ホルダ等	各機器共通による 各機器共通による 各機器共通による 1) 配線の損傷、離隔距離等の有無を点検する。 1) ヒューズの溶断がないか点検する。 2) 適正ヒューズが使用されてるか点検する。 1) 警報接点の作動が正常か点検する。	○ ○ ○ ○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1年	随時	備考
		2) ホルダ等の過熱の有無を点検する。 3) 動作表示はでていないか点検する。 4) ホルダ等の保持力が適正か点検する。	○ ○ ○		
断 路 器 (DS)	1. 外観点検 (1) 機器 (2) 接続部 (3) 接地線 (4) 機構部 (5) 接触子等 (6) 補助接点等 2. 総合点検	各機器共通による 各機器共通による 各機器共通による 1) 機構部品の緩みの有無を点検する。 緩みがある場合は増し締めする。 1) 投入状態、安全掛け金の状態が正常か点検する。 1) 補助接点等の汚損、損傷、摩耗等がないか点検する。 2) 入、切操作が円滑か点検する。 3) 開閉表示等の補助接点のあるものは、作動が正常か点検する。 1) インターロックがあるものは遮断器入りで断路できないことを確認する。	 ○ ○ ○ ○ ○		
避 雷 器 (LA)	1. 外観点検 (1) 機器 (2) 接続部 (3) 接地線 (4) 配線 (5) 避雷要素 2. 機能点検	各機器共通による 各機器共通による 各機器共通による 1) 端子、配線の過熱、変色等の有無を点検する。 1) 碍管表面の清掃を行う。 1) 主導電部と大地間の絶縁抵抗を測定する。	 ○ ○ ○		
乾式・モールド変圧器、直列リアクトル (TR,SR,DR)	1. 外観点検 (1) 機器 (2) 接続部 (3) 接地線 (4) 配線 (5) 耐震・防振装置 (6) 鉄心、巻線等 (7) 絶縁体	各機器共通による 各機器共通による 各機器共通による 1) 端子、配線の過熱、変色等の有無を点検する。 2) 固定の状況・ゴム、スプリング等の劣化の有無を点検する。 1) 鉄心、クランプ等の損傷、発錆等の有無を点検する。 1) ヘアクラックの有無を点検する。	 ○ ○ ○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1年	随時	備考
	2. 機能点検	2) 絶縁物・巻線モールド及びバリアに損傷・変色がないか点検する。 3) タップ切換装置の異常の有無を点検する。 1) 保護装置又は警報接点があるものは、作動が正常か点検する。	○ ○ ○		
高圧進相コンデンサ、低圧コンデンサ (SC)					
	1. 外観点検 (1) 機器 (2) 接続部 (3) 接地線 (4) 保護接点等	各機器共通による 各機器共通による 各機器共通による 1) 保護接点の汚損、損傷、摩耗、緩み等の有無を点検する。 2) 保護接点の作動が正確か点検する。	○ ○		
計器用変成器 (計器用変圧器、変流器、零相変流器等) (VT,CT,ZCT)					
	1. 外観点検 (1) 機器 (2) 接続部 (3) 接地線 (4) PT用ヒューズ 2. 機能点検	各機器共通による 各機器共通による 各機器共通による 1) ヒューズの損傷、溶断、脱落、ホルダーの腐食、変色等の有無を点検する。 1) 二次巻線、大地間及び巻線相互間の絶縁抵抗を測定する。	○ ○ ○		
保 護 継 電 器					
	1. 外観点検 (1) 機器 (2) 接続部 (3) 接地線 (4) 配線 (5) 動作表示器 (6) 内部 (7) 整定	各機器共通による 各機器共通による 各機器共通による 1) 制御線の損傷、断線、接続の緩み等の有無を点検する。 1) 表示器の状態が適正か、復帰装置の動作が円滑か点検する。 1) 分解としない範囲で内部のほこり、粉等の侵入、堆積の有無を点検する。 2) 接点の汚損、損傷、摩耗等の有無を点検する。 1) タップ、レバーの整定が適正か整定書で点検する。	○ ○ ○ ○		

区 分	設 備 項 目	業 務 内 容	点検周期		
			1年	随時	備考
	2. 機能点検 (1) 試験共通事項	※ 製造者の示す動作特性試験に分けて行う。 ※ 動作特性試験の確認点は、整定値を含む何点かで行い、製造者の特性点と比較して継電器本体の良否を判定する。 1) テストボタンのあるものは、テストボタンでの動作を確認する。 動作特性試験実施継電器 1) 過電流継電器 2) 方向地絡継電器 3) コージェネ複合継電器 4) 電圧継電器 5) 低圧地絡継電器	○ ○ ○		
引 込 設 備	1. 外観点検				
	(1) 機器	各機器共通による			
	(2) 接続部	各機器共通による			
	(3) 接地線	各機器共通による			
	(4) 操作部等	1) 開閉表示が適正か確認する。	○		
	(5) 機構部	1) 入、切操作が円滑か点検する。	○		
	2. 機能点検	1) 主導電部と大地間、制御回路と大地間の絶縁抵抗を測定する。	○		
	3. 総合点検	2) 関連機器、保護継電器との連動試験を行う。	○		